越 前 市 地 域 防 災 計 画

〈 一 般 対 策 編 〉

越 前 市 防 災 会 議

平成１８年３月　　作　成
平成１９年３月　　修　正
平成２０年３月　　修　正
平成２１年３月　　修　正
平成２２年３月　　修　正
平成２３年３月　　修　正
平成２５年３月　　修　正
平成２６年３月　　修　正
平成２７年１月　　修　正
平成２８年３月　　修　正
平成２９年３月　　修　正
平成３０年３月　　修　正
平成３０年１１月　修　正
令和元年　１１月　修　正
令和２年　１１月　修　正
令和３年　　９月　修　正
令和４年　　９月　修　正
令和５年　１０月　修　正
令和６年　　８月　修　正

第１章　総　則

第１節　計画の目的 …… 1
第２節　越前市の概況 …… 2
第３節　計画の基本 …… 7
第４節　防災関係機関の事務又は業務の大綱 …… 10

第２章　防災ビジョン …… 18

第３章　災害予防計画

第１項　市民の防災行動力の向上

第１節　防災訓練計画 …… 19
第２節　防災知識普及計画 …… 22
第３節　自主防災組織等育成計画 …… 27
第４節　要配慮者災害予防計画 …… 32
第５節　ボランティア育成・確保計画 …… 43

第２項　危機管理の向上

第１節　防災関係施設設備、資機材、物資等整備計画 … 46
第２節　緊急事態管理体制整備計画 …… 54
第３節　医療救護予防計画 …… 58
第４節　飲料水、食糧品、生活必需品の確保計画 …… 60
第５節　避難対策計画 …… 63
第６節　情報業務の継続計画の周知と体制の整備 …… 71

第３項　災害に強いまちづくり

第１節　風水害予防計画 …… 72
第２節　土砂災害予防計画 …… 78
第３節　暴風・竜巻等災害予防計画 …… 82
第４節　農林業災害予防計画 …… 84
第５節　雪害予防計画 …… 87
第６節　火災予防計画 …… 92
第７節　文化財災害予防計画 …… 96
第８節　危険物等災害予防計画 …… 98
第９節　建築物災害予防及び市街地防災化計画 …… 102

第４項　ライフライン対策

第１節　上下水道施設及び浄化槽災害予防計画 …… 106
第２節　交通施設災害予防計画 …… 109
第３節　交通輸送体系整備計画 …… 113
第４節　通信及び放送施設災害予防計画 …… 114
第５節　電力施設災害予防計画 …… 116
第６節　ガス施設災害予防計画 …… 118

第４章　災害応急対策計画

第１項　応急活動体制

第１節　応急活動体制計画 …… 120
第２節　広域的応援対応計画 …… 142
第３節　自衛隊災害派遣要請計画 …… 146
第４節　ボランティア受入れ計画 …… 152
第５節　要員確保計画 …… 156

第２項　情報の収集伝達

第１節　通信運用・情報収集伝達計画 …… 159
第２節　広報計画 …… 168

第３項　緊急活動

第１節　避難計画 …… 170
第２節　被災者の救出計画 …… 193
第３節　要配慮者応急対策計画 …… 195
第４節　医療助産救護計画 …… 198
第５節　消防応急対策計画 …… 201
第６節　災害警備計画及び緊急輸送計画…… 208
第７節　水防計画 …… 216
第８節　雪害対策計画 …… 220
第９節　土砂災害応急対策計画 …… 227
第 10 節　暴風・竜巻等災害応急対策計画 …… 230
第 11 節　危険物施設等応急対策計画 …… 231
第 12 節　その他災害応急対策計画 …… 233

第４項　市民生活の安定

第１節　飲料水の供給計画 …… 236
第２節　食糧品の供給計画 …… 239
第３節　生活必需品の供給計画 …… 245
第４節　障害物の除去計画 …… 247
第５節　住宅応急対策計画 …… 249
第６節　廃棄物処理計画 …… 252
第７節　防疫・食品衛生計画 …… 254
第８節　遺体の捜索、処置、埋葬計画 …… 259
第９節　教育再開計画 …… 261

第５項　ライフライン対策

第１節　交通施設応急対策計画 …… 264
第２節　上下水道施設及び浄化槽応急対策計画 …… 270
第３節　ガス施設応急対策計画 …… 275
第４節　電力施設応急対策計画 …… 278
第５節　通信及び放送施設応急対策計画 …… 280

第６項　被災者の支援

第１節　義援金、救援物資の受入れ及び配分計画 …… 282
第２節　災害救助法の適用に関する計画 …… 284

第５章　災害復旧計画

第１節　公共施設の災害復旧計画 …… 294
第２節　激甚災害の指定計画 …… 296
第３節　民生安定計画 …… 301
第４節　経済秩序安定計画 …… 308
第５節　復興計画 …… 310

第１章　　総　　則

第1章　総則	第1節　計画の目的
	第2節　越前市の概況
	第3節　計画の基本
	第4節　防災関係機関の事務又は業務の大綱

第１節　計画の目的

「越前市地域防災計画」は、市民の生命と財産を災害から守るため「災害対策基本法」（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、越前市の地域に係る災害対策について、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する事項を定め、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関等が防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、防災の万全を期するとともに社会秩序の維持及び公共の福祉に資することを目的とする。

第２節　越前市の概況

第１　自然的条件

（１）位置

本市は、福井県のほぼ中央に位置し、鉄道では北陸新幹線、福井鉄道及びハピラインふくいが、道路では一般国道８号、北陸自動車道が、市の中央部を南北に通過している。

県庁所在地の福井市へは北へ約 20 ㎞、経済・文化の交流圏域である名古屋並びに大阪へはともに約 170 ㎞、ＪＲでそれぞれ 1 時間 35 分、1 時間 45 分の距離にある。また、首都東京までは、新幹線利用で 3 時間 9 分の位置にある。

北緯 35 度の位置にあり、総面積は 230.70㎢、県面積（4,188.99 ㎢）の 5.5％を占め、海抜は市庁舎前で約 34ｍである。

（２）地勢

本市は、東部の越前中央山地、西部の丹生山地、南部の「越前富士」と呼ばれる日野山など 400～700ｍ級の山々に囲まれた武生盆地の中心部に市街地を形成し、その周囲及び山沿いに多くの集落が点在している。武生盆地の中央を県内三大河川の一つである日野川が南北に貫流し、旧今立町内を流れる五つの川は鞍谷川に合流したあと福井市内で日野川に合流し、九頭竜川本川として日本海に注いでいる。

（３）地質

越前中央山地は、主に新第三紀中新世の糸生累層に属する西谷流紋岩と変朽安山岩類よりなる。丹生山地の南半分には主に中生代後期の石英粗面岩や凝灰岩が分布し、越前市広瀬、大虫付近にはその下位の古生層やこれを貫く花崗岩がみられる。吉野瀬川断層以南の南条山地には、南に古い岩層が露出し、北あるいは東に新期の岩層が発達している。

一方、これらの基盤岩の谷部にある盆地内の台地や低地は第四系からなっている。基盤岩の深度は明らかではないが、孤立丘の分布状況からすると、基盤岩上面の起伏はかなり複雑なようである。

越前市街地を中心とする日野川沿いの地域は、沖積世のいわゆる武生扇状地礫層が分布し、その基底深度から 10～25ｍ程度と考えられている。この礫層中の地下水は豊富で、水質も良好である。

（４）道路の現況

市のほぼ中央を北陸自動車道と一般国道８号が縦断し、関西・中京圏などの主要都市や福井市・敦賀市など周辺都市との交通の動脈となっている。両路線に交差するように一般国道 417 号や県道、主要地方道が横断している。

また、丹南西縦貫道路については、令和３年７月に福井県新広域道路交通計画において高規格道路に位置付けられ、令和４年４月に重要物流道路（候補路線）に指定された。

（令和６年４月１日現在）

区　　分	実延長	改良済	改良率	舗装済	舗装率
	m	m	%	m	%
高速道路	8,550	8,550	100.0	8,550	100.0
一般国道(指定区間)	13,400	13,400	100.0	13,400	100.0
一般国道(指定区間外)	24,791	22,026	88.8	24,791	100.0
主要地方道	57,638	56,937	98.8	57,638	100.0
一般県道	91,962	73,173	79.6	83,624	90.9
市道(R6.3.31 現在)	855,435	610,745	71.3	753,186	88.0

資料：県土木部道路保全課・市都市整備課

（５）河川の現況

①　一級河川

番号	河川名	流路延長(km)	上流端	下流端
1	日野川	9.50	中平吹町	瓜生町
2	吉野瀬川	18.02	勾当ヶ原町	家久町
3	鞍谷川	11.90	入谷町	新堂町
4	天王川	4.69	千合谷町	曽原町
5	穴田川	1.43	高木町	高木町
6	河濯川	3.11	文京一丁目	平出三丁目
7	浅水川	6.20	上大坪町	中新庄町
8	大塩谷川	1.40	中平吹町	下平吹町
9	服部川	9.37	西河内町	新堂町
１０	水間川	4.61	市野々町	朽飯町
１１	月尾川	3.24	南坂下町	粟田部町
１２	吉野瀬川放水路	0.80	家久町	家久町

（資料：市都市整備課）

②　準用河川

番号	河川名	流路延長(km)	上流端	下流端
1	春日野川	0.62	行松町	松森町
2	八ヶ川	1.25	八幡二丁目	瓜生町

（資料：市都市整備課）

（６）気象

気象は、平坦地と山間地では多少異なるが、近年（過去５年）の最高気温は 38.9℃、最低気温は-4.0℃、時間最大雨量は 31.5 ㎜、日最大雨量は 165.0 ㎜、最深積雪は 130 ㎝である。

年次 （1 月～12 月）	気　　温			湿　　度			気圧		
	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低
	℃	℃	℃	%	%	%	hPa	hPa	hPa
令和元年	15.2	38.2	−2.3	77.7	97.9	11.4	1,010.1	1,015.7	985.7
令和 2 年	15.2	37.6	-3.6	79.2	97.9	12.6	1,010.0	1,032.1	986.8
令和 3 年	15.0	36.9	-3.7	79.4	97.8	10.4	1,010.4	1,029.5	988.0
令和 4 年	15.1	38.9	-3.1	79.6	97.9	10.7	1,010.1	1,024.4	982.9
令和 5 年	15.8	37.5	-4.7	78.5	97.9	12.3	1,010.7	1,030.5	989.0

年次 （1 月～12 月）	降雨量			降雨日数	風速・風向			最深積雪
	年間雨量	時間最大雨量	日最大雨量		平均風速	最大風速	最大時風向	
	ｍｍ	ｍｍ	ｍｍ	日	m/ｓ	10 分平均 m/s		ｃｍ
令和元年	1,423.5	17.0	55.5	178	1.8	29.2	南南東	14
令和 2 年	1,972.5	23.0	66.5	191	1.9	26.2	南西	10
令和 3 年	2,540.0	31.5	71.0	176	2.0	35.4	南西	64
令和 4 年	2,029.5	27.5	114.5	179	1.9	31.9	南	35
令和 5 年	2226.5	41.0	97.0	171	1.9	27.0	南西	47

（資　料　：南越消防組合　　観測地点：千福町）

（積雪資料：福井地方気象台　観測地点：村国二丁目）

第２　社会的条件

（１）人口

総人口は80,383人、総世帯数は32,134世帯(R6.7.1 現在)（資料：住民基本台帳）

年齢階級別人口動向をみると、市の年少人口、生産年齢人口は減少傾向にある一方、老年人口が増加し、少子高齢化が進行している。

≪越前市の人口の推移≫

（単位：人）

調査年	男	女	計
平成７年	４１，６４１	４３，８９２	８５，５３３
平成12年	４２，８５８	４４，８４１	８７，６９９
平成17年	４２，７０６	４５，０３６	８７，７４２
平成22年	４１，７６２	４３，８５２	８５，６１４
平成27年	３９，８５９	４１，６６５	８１，５２４
令和２年	３９，６５７	４０，９５４	８０，６１１

（資料：国勢調査）

≪越前市の年齢別人口の推移≫

（単位：人）

調査年		平成７年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和２年
少年人口	（人）	14,704	14,071	13,377	12,270	10,928	10,151
(15歳未満)	構成比（%）	17.2	16.0	15.2	14.4	13.5	12.7
生産年齢人口	（人）	55,597	55,929	55,293	52,353	47,507	45,994
(15～64歳)	構成比（%）	65.0	63.8	63.0	61.3	58.7	57.6
老年人口	（人）	15,232	17,699	19,072	20,757	22,484	23,740
(65歳以上)	構成比（%）	17.8	20.2	21.7	24.3	27.8	29.7

（資料：国勢調査・令和２年年齢不詳726人）

（２）産業人口

本市産業人口を産業別就業者数構成でみると、令和２年10月における国勢調査結果によると第１次産業2.5%、第２次産業44.9%、第３次産業52.6%となっている。

第３節　計画の基本

第１　計画の構成

この計画は、次の５章からなる。

第１章　総則	・計画の目的、市の概況、計画の基本、防災関係機関の事務又は業務の大綱
第２章　防災ビジョン	・中長期的・総合的視点のもとでの防災施策の基本
第３章　災害予防計画	・災害発生未然防止と被害の軽減を図るための処置、防災訓練及び一般住民への防災知識普及についての計画
第４章　災害応急対策計画	・災害が発生、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防ぎょし、又は災害の拡大を防止するための処置についての計画
第５章　災害復旧計画	・被災施設等の復旧計画

なお、この計画を含む越前市地域防災計画の体系は、次のとおりである。

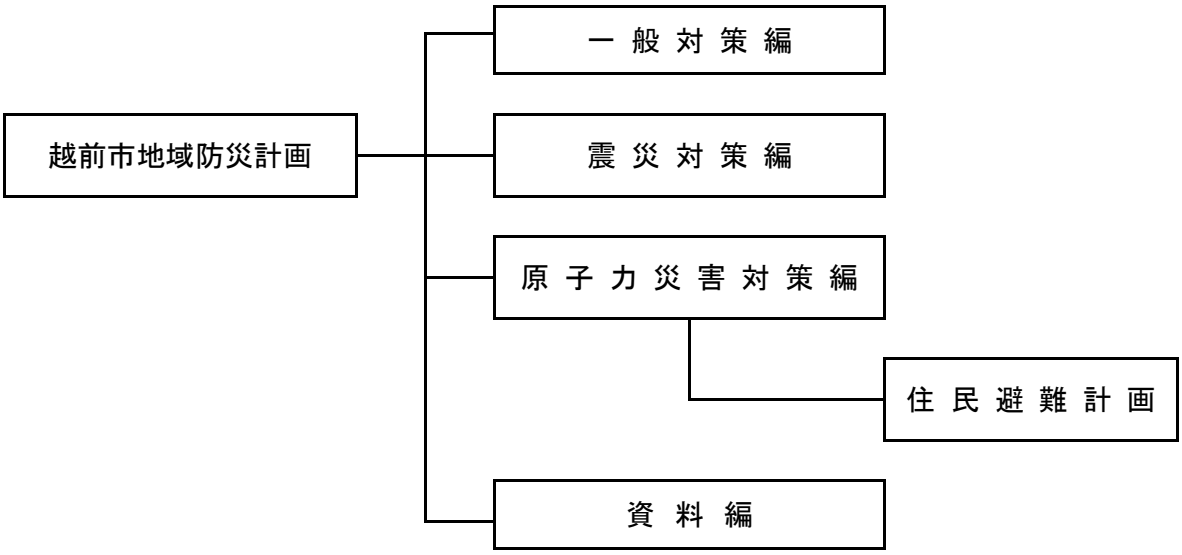

地震災害は、風水害等の一般災害と異なり、一般的に予知することが困難であり、その被害が突発的・広域的・火災等二次災害の発生といった特徴や社会的影響が大であること等から、一般対策編と震災対策編に分割することとする。

第２　防災計画の周知徹底

この計画は、防災関係機関に対して周知徹底するとともに、必要と認めるものについては市民に対して周知徹底を図るものとする。

また、各防災関係機関はこの計画の趣旨にのっとり、防災に対する教育訓練等を実施しこの計画の習熟に努め、万全を期するものとする。

第３　防災アセスメントの推進

市は、防災アセスメントを推進し、地域の災害特性や災害危険性の掌握に努め、地域防災計画に反映するとともに、必要に応じコミュニティ（地区別）防災カルテを作成し、きめの細かい防災対策の推進と地域住民の防災活動の活性化を図るよう努めるものとする。

第４　計画の効果的推進

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方に基づき、災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、住民の自覚に根ざした自助、地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動を行う県民運動の展開に努めるものとする。

また、男女双方や、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の視点に配慮した防災を進めるため、防災の現場における女性や高齢者、障がい者、乳幼児等の参画拡大など男女共同参画及び要配慮者の視点に配慮した防災体制の確立に努めるものとする。

なお、平常時から市防災会議における女性委員の割合を高めることや地域防災計画の修正に際し、女性の視点を反映する取組みを推進するものとする。

さらに、世界的な環境変化の中で、今後も感染症によるリスクはなくならないことを鑑み、新たな感染症の危機に備え、災害対応にあたる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。

過去の災害の教訓を踏まえ、すべての市民が災害から自らの命を守るためには、市民一人ひとりが確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）

等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

国が令和２年度に作成した防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策による国土強靭化の取組みの更なる加速化・進化を踏まえつつ、引き続き、国土強靭化計画に基づき、安全、安心かつ災害に屈しない国土づくりをオールジャパンで強力に進めていく。その際、大規模地震後の水害等の複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害対応が困難になる事象）も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいく。

第５　計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。各防災関係機関は、当該事項について修正を必要とする場合は、越前市防災会議に提出するものとする。

第４節　防災関係機関の事務又は業務の大綱

第１　各機関の責務

（１）越前市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び住民の協力を得て防災活動を実施する。

（２）福井県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町で処理することが不適当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

（３）指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

（４）指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は、公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

（５）公共団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には応急対策を実施する。

また、市、県、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

（６）市民

市民は、日頃から災害に備え、市、県、その他の防災関係機関が実施する防災活動に参加・協力するとともに、「自分の身は自分で守る」という意識のもと、自らの判断で避難行動をとり、市民自らが被害の事前防止及び拡大防止に努めるものとする。

（７）自主防災組織

自主防災組織は、町内会等も含め、地域の実情に即した組織を整備し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯意識のもと主体的に自主防災活動を行うものとする。

（８）事業所

事業所は、事業所内の従業員及び利用者等の安全を確保するために計画的な防災体制の充実を図るとともに、地域の防災活動への積極的な協力を行うものとする。

第２　各機関の連携

災害対策の実施にあたっては、国、県、市町、指定地方公共機関及び指定公共機関はそれぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

併せて国、県、市町を中心に、住民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力の向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することにより、国、県、市町、事業者、住民等が一体となって防災対策を推進するものとする。

また、市は男女共同参画の視点から、防災担当部局と男女共同参画担当部局が災害対応について連絡調整を行い、平常時及び災害時における市男女共同参画センターの役割について明確化しておくよう努めるものとする。

第３　処理すべき事務又は業務の大綱

市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関等が処理すべき事務又は業務は、概ね次のとおりとする。

（１）越前市

機　　関　　名	処理すべき事務又は業務の大綱
（１）越前市	１　越前市防災会議に関する事務 ２　防災に関する施設、組織の整備 ３　防災上必要な教育及び訓練 ４　防災思想の普及 ５　災害に関する被害の調査報告と情報の収集 ６　災害の予防と拡大防止 ７　救難、救助、防疫等被災者の救護 ８　災害応急対策及び災害復旧資材の確保 ９　災害対策要員の動員、借上げ 10　災害時における交通、輸送の確保 11　災害時における文教対策 12　被災施設の復旧 13　被災市営施設の応急対策 14　管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整 15　義援金、義援物資の受入れ及び配分
（２）南越消防組合	１　災害の予防、警戒、鎮圧及び住民の生命、身体及び財産の保護 ２　風水火災、地震等の災害による被害の軽減 ３　風水火災、地震等の災害時における救助、救出及び傷病者の搬送並びに避難の誘導
（３）南越清掃組合	災害時におけるごみ及びし尿等の処理

（２）福井県

機　　関　　名	処理すべき事務又は業務の大綱
（１）福井県	1　防災に関する施設、組織の整備 2　防災上必要な教育及び訓練 3　防災思想の普及 4　災害に関する被害の調査報告と情報の収集 5　災害の予防と拡大防止 6　救難、救助、防疫等被災者の救護 7　災害応急対策及び災害復旧資材の確保と物価の安定 8　災害時における交通、輸送の確保 9　災害時における文教対策 10　災害時における公安警備 11　被災産業に対する融資等の対策 12　被災施設の復旧 13　被害県営施設の応急対策 14　被害に対する行政機関、公共機関、市町相互間の連絡調整 15　市町が処理する事務、業務の指導、指示、斡旋 16　義援金、義援物資の受入れ及び配分
（２）丹南健康福祉センター	1　災害時における防疫、救護等の実施 2　災害時における公衆衛生の向上、増進 3　医薬品及び防疫用薬剤等の調達
（３）丹南土木事務所	1　道路、橋梁、河川、砂防及び防災施設の新設・改良及び維持管理並びに被災施設の復旧 2　応急仮設住宅の建設
（４）越前警察署	1　災害時における住民の生命、身体及び財産の保護 2　社会公共秩序の維持と安全の保持 3　災害の予防と拡大防止 4　災害時における交通の確保と交通規制 5　情報収集と広報活動
（５）丹南農林総合事務所	1　農地、農業施設の防災指導 2　農地、農業施設の災害応急対策の指導 3　農作物の災害応急対策の指導 4　治山、林道整備 5　林産物の防災及び災害応急対策の指導
（６）広野・桝谷ダム統合管理事務所	1　河川流量調節 2　放流に関する通報
（７）福井県税事務所	災害時における県税の特別措置
（８）日野川地区水道管理事務所	1　災害時の飲料水確保 2　管内間の水道用水の供給変更

（３）指定地方行政機関

機　　関　　名	処理すべき事務又は業務の大綱
（１）北陸財務局 福井財務事務所	１　公共土木施設等の災害復旧事業費査定の立会 ２　災害復旧事業債及び地方短期資金（災害つなぎ資金）の貸付 ３　災害時における金融機関の緊急措置の指示 ４　災害応急措置の用に供する国有地の無償貸付 ５　避難所等として利用可能な国有財産（未利用地、庁舎、宿舎）の情報収集及び情報提供
（２）北陸農政局 福井県拠点	１　災害時における主要食糧の確保と引渡 ２　災害対策用備蓄乾パン等の要請、運送及び引渡
（３）近畿中国森林管理局 （福井森林管理署）	１　国有保安林、治山施設等の整備 ２　国有林の荒廃地復旧
（４）中部運輸局 福井運輸支局	災害時における自動車運送業者に対する運送協力の要請等
（５）東京管区気象台 （福井地方気象台）	１　気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表 ２　気象業務に必要な観測体制の充実及び予報、通信等の施設及び設備の整備 ３　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等防災気象情報の適時・的確な発表、防災機関への伝達、及びこれらの機関や報道機関を通じた住民への周知 ４　気象庁が発表する緊急地震速報（警報）の利用の心得などの周知・広報 ５　市町が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力 ６　災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、県や市町に対する気象状況の推移やその予想の解説等の適宜実施 ７　県や市町、その他の防災関係機関との連携による防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動の実施
（６）北陸総合通信局	１　電波の監理及び有線電気通信の確保 ２　災害時における非常通信の確保
（７）福井労働局 武生労働基準監督署	１　事業場における災害防止の監督指導 ２　事業場における災害発生の原因調査と事故対策の指導
（８）福井労働局 武生公共職業安定所	災害時における一般労働者の供給
（９）近畿地方整備局 福井河川国道事務所	１　直轄公共土木施設の整備と防災管理 ２　災害の発生防ぎょ、拡大防止及び被災施設の復旧 ３　直轄管理区間の水防警報等の発表、伝達と水害応急対策 ４　直轄公共土木施設の復旧 ５　緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）などによる緊急を要すると認められる場合の災害緊急対応の実施
（１０）国土地理院 （北陸地方測量部）	１　災害情報の収集及び伝達における地理空間情報の提供 ２　地理情報システムの活用に関すること ３　公共測量の技術的助言

（４）自衛隊

機　　関　　名	処理すべき事務又は業務の大綱
自衛隊	災害時における人命、財産保護のための部隊の派遣

（５）指定公共機関及び指定地方公共機関等

（指定公共機関）

機　　関　　名	処理すべき事務又は業務の大綱
（１）　電気通信関係機関 西日本電信電話㈱福井支店 ㈱NTT ドコモ北陸 KDDI㈱北陸総支社 ソフトバンク㈱ 楽天モバイル㈱	１　電気通信施設の整備及び防災監理 ２　災害時における優先通信の確保 ３　災害対策の実施と被災通信施設の復旧
（２）日本赤十字社 福井県支部	１　災害時における被災者の医療救護およびこころのケア ２　災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 ３　義援金品の募集及び配分 ４　血液製剤の供給
（３）北陸電力㈱丹南支社 北陸電力送配電㈱	１　施設の整備と防災管理 ２　災害時における電力供給の確保 ３　災害対策の実施と被災施設の復旧
（４）鉄道軌道機関 （西日本旅客鉄道㈱） （日本貨物鉄道㈱）	１　施設等の整備及び安全輸送の確保 ２　災害時における輸送の確保 ３　災害対策用物資、被災者等の緊急輸送 ４　被災施設の復旧
（５）日本通運㈱福井支店	１　安全輸送の確保 ２　災害対策用物資等の輸送 ３　転落車両の救出等
（６）中日本高速道路㈱ 金沢支社福井保全・ サービスセンター	１　道路及び防災施設の維持管理 ２　被害施設の復旧 ３　交通安全の確保
（７）日本銀行福井事務所	１　災害時における現地金融機関の指導 ２　災害時における金融措置 ３　災害時における損傷銀行券の引き換え ４　災害時における国庫事務関係の措置
（８）日本郵便㈱北陸支社 （各郵便局）	１　災害時における郵便業務の確保 ２　災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 ３　災害時における郵便局の窓口業務の維持
（９）報道機関 （日本放送協会）	１　市民に対する防災知識の普及と予警報等の迅速な周知 ２　市民に対する災害応急等の周知 ３　社会事業団等による義援金品の募集、配分等の協力

（指定地方公共機関等）

機　　関　　名	処理すべき事務又は業務の大綱
（１）鉄道軌道機関 （福井鉄道㈱） （㈱ハピラインふくい）	１　施設等の整備及び安全輸送の確保 ２　災害時における輸送の確保 ３　災害対策用物資、被災者等の緊急輸送 ４　被災施設の復旧
（２）越前市土地改良事業 推進協議会	１　土地改良事業によって造成された施設の維持管理 ２　災害復旧事業並びに各種防災事業の調査及び計画推進
（３）報道機関 （福井放送㈱） （福井ﾃﾚﾋﾞｼﾞｮﾝ放送㈱） （福井 ｴﾌｴﾑ放送㈱） （福井新聞社㈱） （こしの都ﾈｯﾄﾜｰｸ㈱）	１　市民に対する防災知識の普及と予警報等の迅速な周知 ２　市民に対する災害応急等の周知 ３　社会事業団等による義援金品の募集、配分等の協力

（４）福井県医師会	災害時における医療救護活動の実施
（５）社団法人福井県 エルピーガス協会	１　消費者への安全供給と保安啓発 ２　災害時の迅速かつ正確な連繋ルートの確保 ３　二次災害発生の防止及び呼びかけの推進

（６）公共的団体及び防災上必要な施設の管理者

機　　関　　名	処理すべき事務又は業務の大綱
（１）越前市建設業会	市が行う応急対策、復旧への協力
（２）越前たけふ農業協同組合 福井県農業協同組合	１　市が行う被害状況調査及び応急対策の協力 ２　農作物の災害応急対策の指導 ３　被災農家に対する融資、斡旋 ４　農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋 ５　農作物の需給調整
（３）越前福井森林組合 （武生支所・南越支所）	１　市が行う被害状況調査その他応急対策の協力 ２　被災組合員に対する融資又はその斡旋
（４）武生商工会議所 越前市商工会	１　商工業者に対する融資斡旋実施 ２　災害時における中央資金源の導入 ３　物価安定についての協力 ４　救助用物資、復旧資材の確保、協力、斡旋
（５）武生医師会病院等経営者	１　避難施設の整備と避難訓練の実施 ２　災害時における病人等の収容及び保護 ３　災害時における負傷者等の治療、助産、救助
（６）社会福祉施設経営者	１　避難施設の整備と避難訓練の実施 ２　災害時における収容者の保護
（７）金融機関	被災事業者等に対する資金の融資
（８）文化事業団体	市等の応急対策に協力
（９）危険物関係施設の管理者	１　危険物施設の防護施設の設置 ２　安全管理の徹底
(10) 学校法人	１　避難施設の整備及び避難訓練の実施 ２　被災時における応急教育対策計画の確立と実施 ３　被災施設の災害復旧
(11) 各町内区長	1　町内の防災活動の指揮 2　町内の自主防災組織等の育成、強化 3　市の応急対策活動等との連携 4　町内緊急連絡網の整備 5　町内緊急連絡網を用いた災害情報の町民周知 6　区長間の連携
(12) 自主防災組織	1　町内単位の自警消防隊を核とする防災啓発活動の実施 2　町内の相互扶助活動 3　救難、救助等被災者の救護 4　防災資機材の整備
(13) 越前市自治連合会	1　地区単位の自主防災組織として防災啓発活動の実施 2　地区における相互扶助活動 3　市の応急対策活動等との連携 4　防災資機材の整備 5　地区自治振興会間の連携
(14) 越前エネライン㈱	1　ガスの供給

（７）防災関係機関の協力事項

①　各関係機関は、次の事項について相互に通報、連絡又は報告するよう努めるものとする。

ア　気象に関する情報

イ　災害に関する情報

ウ　住民からの通報のうち防災に関するもの

エ　住民への高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

オ　住民の生命及び財産に関する被害状況

カ　各機関毎の職員の出勤状況

キ　住民に対する広報活動

②　各機関は、防災上特に必要があるときは、次の事項についてそれぞれ協力するものとする。

ア　職員の派遣

イ　車輌等資機材の貸与又は提供

ウ　各種資料の提供

エ　その他必要なもの

第２章　　防災ビジョン

（１）定義

防災ビジョンは、中長期的・総合的な視点のもとに本市の防災施策の基本を定めるものである。

（２）防災ビジョンの目標

●災害に強いまちづくり

市民の尊い生命と貴重な財産を守るため、都市計画、建築、道路、河川、上下水道行政等と、民間のライフライン関係団体との連携を保ち、都市の防災対策を促進させるとともに、自主防災組織の組織的な活動への支援や、他団体との相互応援協定の締結等、災害に強い安全な都市基盤の確立を総合的に推進する。

（３）具体的施策

①　災害に強い都市基盤づくり

ア　河川改修事業の促進

イ　砂防事業の推進

ウ　人と環境に配慮した道路の整備

エ　雪に強い都市づくりの推進

オ　ライフライン施設（上下水道、都市ガス）の整備

カ　避難施設等の整備

②　緊急事態管理体制の確立

ア　緊急体制

イ　情報の伝達、収集体制の整備

ウ　相互応援等の広域防災体制の確立

エ　防災施設、資機材等の整備

③　市民協力体制の確立

ア　自主防災体制の整備

イ　実践的な防災訓練の実施等での防災意識の高揚

ウ　ボランティア組織との連携

第３章　　災害予防計画

この章は、災害発生の未然防止と被害の軽減を図るため、防災事業の推進、防災施設の整備、防災体制の強化、防災知識の普及、訓練の実施など必要な計画について定める。

第１項　市民の防災行動力の向上

第1項　市民の防災行動力の向上	第1節　防災訓練計画
	第2節　防災知識普及計画
	第3節　自主防災組織等育成計画
	第4節　要配慮者災害予防計画
	第5節　ボランティア育成･確保計画

第１節　防災訓練計画

第１　計画の方針

市は、災害に際し応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう関係機関が連携した実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を行い、防災体制の確立と防災意識の高揚を図る。

第２　個別訓練の種別

（１）水防訓練

水防管理者（市長）は、管理区域における水防活動の円滑な遂行を図るため、「越前市水防計画」に基づき水防訓練を実施するものとする。

（２）土砂災害訓練

市は、土砂災害警戒区域内において、災害が発生した際に迅速に避難するための訓練を実施するものとする。

（３）消防訓練

南越消防組合及び関係機関が、消防活動の円滑な遂行を図るため、独自に、又は相互に協力して訓練実施するものとする。特に、学校、病院、工場等多数の者が出入りし、勤務し、利用

する場所における自衛消防組織等の育成、訓練の実施を推進するものとする。

（４）救助救護訓練

市は、災害救助実施機関と協力して、災害発生の際、迅速かつ的確な救助、救護を実施するための訓練を実施するものとする。

（５）通信連絡体制訓練

市及び防災関係機関は、災害時における通信情報連絡を迅速かつ的確に行うため、平素から連絡体制の整備と通信手段、機材の操作等についての訓練を適時実施し、連絡体制の構築を図るものとする。

（６）災害情報連絡訓練

気象情報、その他災害に関する情報、指示、命令及び報告等を円滑に行うため、連絡体制の強化を主に実施するものとする。

（７）非常招集（参集）訓練

市及び防災関係機関は、予期できない災害に際し、平素から災害対策活動を迅速かつ確実に実施するための関係職員の非常招集（参集）訓練を実施するものとする。

（８）避難訓練

災害に際し、迅速に避難が実施できるよう町内会、地区、学校、病院、事業所、交通機関等において避難訓練を実施するものとする。

感染拡大の恐れがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

第３　総合防災訓練

災害に際し、市、南越消防組合その他防災関係機関及び広域的な応援協力機関並びに市民が一体となって相互に連携協力し、応急対策が迅速かつ適切に行えるよう総合的な防災訓練を毎年１回実施するものとする。

なお、実施にあたっては、地区毎に住民参加型で実践対応型の訓練に努める。

第４　自主防災組織と自衛消防組織の合同訓練

市及び南越消防組合は、地域における自主防災組織と事業所における自衛消防組織が連携を強め、一体的に防災活動が実施できるよう合同訓練の実施について指導助言を行う。

訓練種別	実施時期	実施場所	訓練項目
総合防災訓練	年１回	その都度定める	・避難 ・避難誘導 ・救出救護 ・情報伝達 ・非常招集（参集） ・水防用資機材の調達搬送 ・水防工法の実施 ・衛生処理 ・ライフライン関係機関の応急対策及び復旧 ・自主防災組織等による消火等の活動 ・避難所の開設、運営 ・その他
水防訓練	年１回以上	河川の危険箇所等	・観測 ・通報 ・動員 ・輸送 ・工法 ・水難救助 ・通信連絡
土砂災害訓練	年１回以上	土砂災害警戒区域	・情報伝達 ・避難 ・避難誘導 ・救出救護
消防訓練	春、秋２回の火災予防運動期間或いは適当な時期	市内各所	・非常招集 ・通信訓練 ・人命救助 ・避難 ・普通火災防ぎょ ・特殊火災防ぎょ
救助救護訓練	適宜	市内各所	・避難 ・避難誘導 ・救助、救出 ・負傷者搬送 ・医療、助産 ・炊出し、給水 ・物資輸送
通信連絡体制訓練	梅雨期或いは台風期等の適当な時期	市内各所	・気象予警報の伝達 ・非常無線通信連絡 ・衛星携帯による通信
非常招集（参集）訓練	適宜	市役所	・徒歩等による迅速な登庁 ・配備体制 ・緊急連絡
避難訓練	適宜	市内各所	・避難 ・避難誘導 ・要支援者対応

第２節　防災知識普及計画

第１　計画の方針

市は、防災業務に従事する関係職員及び市民に広く防災知識、防災思想の普及を図り、防災に対する関心を深める。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとることや、警報等や避難指示等の意味と内容の説明等、啓発活動を住民等に対して行うものとする。

また、指定避難所や、仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者等が性犯罪やＤＶの被害に遭わないよう、お互いに助け合いを促す環境づくりに努めるものとする。

第２　普及の内容

① 災害に関する一般知識

② 越前市地域防災計画の概要

③ 過去の主な被害事例

④ 越前市における被害想定

⑤ 浸水想定区域、土砂災害警戒区域等

⑥ 平常時の心得（非常持出品の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策）

⑦ 最低３日間、推奨１週間分の水、食糧、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、自動車へのこまめな満タン給油

⑧ 早期避難の重要性等災害発生時の心得、適切な避難のタイミング

⑨ 警報等発表時、避難指示等の発令時にとるべき行動、様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動

⑩ 避難所における夏季の熱中症予防や対処法

⑪ 指定緊急避難場所、安全な親戚・友人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等

⑫ 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫に応じて、５段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組みの普及

⑬ 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）の整備

⑭ 各機関の防災対策

⑮ 住民等の主体的な避難所の運営管理のために必要な知識

⑯ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

⑰ 外国人に対しての防災知識の普及

⑱ 家屋が被災した際の、生活の再建に資する行動

⑲ その他必要な事項

第３　普及の方法

（１）時期

台風期、降雪期等災害発生の時期及び防災週間等に合わせ、次の方法により啓発を行う。

（２）方法

①　報道機関による広報

新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関に資料を提供し、本市の地域防災計画、災害時注意事項の広報について協力を依頼する。

②　印刷物による広報

ア　越前市広報を通じて、市民への普及を図る。

イ　一般印刷物（パンフレット）により市民への普及を図る。

③　防災ビデオ上映及び展示会等による広報

防災ビデオ上映会や防災用品展示会等を各種団体の会合又は防災講習会等の機会を通じて、普及に努める。

④　講習会、講演会等の開催

自主防災リーダー研修会等の実施により、地域における防災意識や知識の向上を図る。

⑤　防災訓練の実施

⑥　関係機関との協調

避難措置、危険物の保安、犯罪の予防、交通規制等に関して関係機関と協調して行う。

⑦　要配慮者等への普及

市及び防災関係機関は、障がい者、高齢者、外国人等の要配慮者等に対する防災教育を実施するとともに、外国人への外国語パンフレットの配布、報道機関への要請、ＣＡＴＶやホームページ等の地域メディアの活用による防災知識の普及を図り、災害の発生に備える。

また、防災と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。

⑧　ＳＮＳ等を活用した情報発信

⑨　防災教育訓練の提供

一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供

⑩　外国人に係る対策

市、県及び福井県国際交流協会は、災害時に取るべき行動や災害情報を記載した「多言語防災カード」の配布や市外国人市民防災リーダーの養成等を通じ、外国人の防災知識の普及啓発

を推進する。

また、市及び県は、防災訓練を実施する際、外国人の参加を呼びかけるなど、地域において外国人を支援する体制が整備されるよう努める。

市、県及び福井県国際交流協会職員は、外国人、通訳ボランティア等が参加する災害多言語支援センターの設置・運営訓練を行い、参加者や職員の対応能力の向上を図り、災害時の外国人支援に備える。

市、県及び福井県国際交流協会は、災害時に外国人を支援できるよう、通訳ボランティアの育成や確保に努めるとともに、外国人の自助や地域でのネットワークづくりに資するため、外国人に日本語を教えるボランティアを育成する。

市、県及び福井県国際交流協会は、防災を含む日常生活の中での様々な問題について、気軽に相談し、適切な助言が受けられるように相談窓口の充実を図る。

第４　防災関係職員の防災研修

防災業務に従事する職員に対し、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期するため、専門家の知見等を活用するほか、次により防災研修の徹底を図る。

①　研修の方法	ア　講習会、講演会等の開催 イ　見学、現地調査等の実施 ウ　防災活動手引書等の配布 エ　訓練による実戦的研修
②　研修の内容	ア　市地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の分担任務 イ　非常参集の方法 ウ　災害の特性 エ　防災知識と技術 オ　防災関係法令の運用 カ　その他必要な事項

第５　学校における防災教育

市及び県は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。特に水害・土砂災害リスクがある学校においては、避難訓練と合わせた

防災教育の実施に努めるものとする。

① 児童生徒に対しての防災教育を推進し、防災知識の普及啓発、実戦的な行動力の修得等を図る。

ア 学校教育における災害知識の指導

イ 防災訓練の実施

ウ 学校行事等における指導

② 教職員に対して防災に関する知識の普及を図るとともに、応急時における園児、児童及び生徒への心身両面への対処法及び被災後の対応について研修する。

第６ 自動車運転者等に対する防災教育

所轄警察署は自動車の運転者及び使用者に対し、災害発生時における自動車の運行措置について各種講習会等により防災教育を実施する。

第７ 防災上重要な施設管理者等の防災教育

防災関係機関は防災上重要な施設や危険物を有する施設等の管理者に対して、施設の耐震化の促進や災害時の防災教育の実施について指導する。

第８ 災害教訓の伝承

市民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。市及び県は、災害教訓の伝承の必要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組みを支援するものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第３節　自主防災組織等育成計画

第１　計画の方針

市及び南越消防組合は、災害発生時に、行政と住民及び事業所が一体となって災害応急対策活動に取り組み、被害拡大を防止するため、各町内及び各地区、事業所等における自主防災組織等の育成・強化を図る。

第２　地域住民等の自主防災組織

（１）自主防災組織の組織化の推進

自主防災組織は、防災コミュニティを構成する最も重要な組織であり、町内会活動や自治振興会活動に組み込まれるように、早期に各町内及び各地区の実情に応じた組織化を図る。

①　自主防災組織づくりの推進

各地区自治振興会等は、機会をとらえて自主防災組織づくりを早急に推進し、組織の育成強化を図る。また、女性が自主防災組織への積極的な参画を図れるよう支援していく。

②　自主防災組織の防災リーダー育成

自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するために、定期的に防災リーダー研修を開催して活動の中心的な役割を果たす防災リーダーを育成する。また、研修には積極的に女性の参加を呼びかけ、女性の特性を生かした活動ができるよう支援していく。

更に、県が実施するリーダー研修会にも積極的に参加者を募ることとする。

③　自主防災組織への助成

自主防災組織による災害発生時の初期活動等が迅速・効果的に行えるように必要な防災資機材等の助成を行うものとする。

また、自主防災組織が実施する防災訓練に対し、必要な職員派遣や資機材の貸出しを行うものとする。

④　講習会の開催

市は、各地区においてモデル組織を選定し、初期消火及び応急救護などの講習会を開催する。

（２）地域における自主防災組織のあり方

① 町内単位の自主防災組織

自主防災組織の基礎的単位である町内においては、区長の指揮のもと、自警消防隊を中核として町内ぐるみでの防災活動を行う。

② 地区単位の自主防災組織

自主防災組織の中核的単位である地区においては、自治振興会を自主防災組織として位置づけ、町内単位の自主防災組織と連携しながら、地区住民の防災意識の向上を図るとともに、災害時においては市と連携し地区拠点基地（地区公民館等）での情報収集等に努めるものとする。

③ 自警消防隊

町内における自主防災組織の中核として町内ぐるみの協力体制の中、その実情に応じた防災活動を行う。

④ 事業所との連携

自主防災組織は、日頃より地域事業所と連携を深め、災害時において共同した防災活動が図られるような体制づくりを目指すものとする。

（３）自主防災組織等の育成・支援

市及び南越消防組合は、地区及び町内の防災力の充実を図るため、自主防災組織等の活動に必要な防災資機材の整備を支援するとともに、防災活動に有益な知識の向上を図る。また、自警消防隊が未設置の町内に対しては組織化を指導・支援する。

《防災資機材の概要》

初期消火用	消火器、組立型水槽、小型動力ポンプ、三角バケツ等
情報連絡用	ハンドマイク等
救助活動用	つるはし、スコップ、鋸、バール、ハンマー、ジャッキ等
救護活動用	濾過器、救急医療器セット、防水シート、簡易トイレ、照明、担架等
訓　練　用	ビデオ装置、訓練用消火器具等

（４）活動内容

自主防災組織等の活動概要は以下のとおりとし、効率的な防災活動の実施に努める。

①　平常時の活動	ア　防災関係機関と住民との間で災害情報の正確かつ迅速な伝達システムの確立（町内緊急連絡網の整備等） イ　防災意識の普及啓発 ウ　防災訓練（初期消火、情報収集伝達、救出救護、水防工法、避難誘導等）の実施及び県、市が行う訓練への積極的参加 エ　火気使用設備器具等の自主点検の促進 オ　防災用資機材等の早急な整備及び取扱い訓練の実施 カ　非常食・救急医薬品等の準備、備蓄に関する住民指導 キ　住民参加による地域ぐるみの安全点検（危険箇所、危険物保管場所、飲料水源等）の実施（市内防災点検の日） ク　避難経路及び避難場所、避難支援体制の確認 ケ　避難行動要支援者の把握
②　災害発生時の活動	ア　地域内の被害状況及び必要な情報の収集、市等への通報 イ　防災関係機関からの災害に関する情報の地域住民への伝達 ウ　逃げ遅れ者の救出 エ　被災者の救出救護 オ　各家庭に対し、出火防止の呼びかけ カ　出火した場合の初期消火、延焼防止の実施 キ　地域住民の避難誘導（避難行動要支援者の避難支援を含む） ク　炊出し、給水、救援物資の配分など防災関係機関が行う応急対策活動への協力 ケ　小型動力ポンプの出場準備 コ　消防水利の確認、確保 サ　住民避難後の出火防止警戒（担当地区内の巡回） シ　玄関先に消火器、消火用バケツを出しての避難（初期消火対策及び避難した旨の目印）

第３　事業所等における自衛消防組織

（１）組織化の推進

多数の者が出入りする施設及び危険物を貯蔵又は取り扱う特定の事業所等については、消防法令により消防計画又は予防規程を作成し、自衛消防組織を設置することが義務づけられているが、それ以外の組織についても自衛消防組織の設置を推進することとし、その育成、強化に努める。

市は、事業所等が組織する自衛消防組織の組織率の向上や事業継続計画（ＢＣＰ）策定に向けての商工団体、事業者団体、地域団体等を通じた指導や広報を推進するとともに、活動の活性化のため、リーダーの育成等に努める。事業所は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定するよう努めるものとする。

（２）活動内容

事業所等は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定等の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努めるものとする。平常時及び災害発生時において、それぞれの実情に応じた防災計画に基づき、効果的に防災活動を行うよう努めるものとする。

①　平常時の活動	ア　防災関係機関と住民との間で災害情報の正確かつ迅速な伝達システムの確立 イ　従業員等への防災教育 ウ　防災訓練の実施 エ　火気使用設備器具等の点検実施 オ　消防用設備等の整備、点検実施 カ　避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 キ　収容人員の管理 ク　その他防火管理上必要な業務
②　災害発生時の活動	ア　事業所内で災害が発生した際の防災関係機関への通報 イ　地域内の防災活動への積極的な協力 ウ　火災が発生した場合の初期消火活動 エ　避難誘導措置

	オ　負傷者の救出救護 カ　その他防災関係機関の行う応急対策活動への協力

第４　自主防災組織と自衛消防組織の連携

地域における自主防災組織と事業所における自衛消防組織が連携を強め、一体的に防災活動が実施できるよう体制づくりを進める。

第５　地区防災計画の作成

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう市内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

【資料編】

９－１　自衛消防隊の一覧

１０－５　自主防災組織の現況

第４節　要配慮者災害予防計画

第１　計画の方針

市は、障がい者、高齢者、乳幼児等の要配慮者が火災等の災害発生時において状況に応じた的確な避難行動がとれるよう、社会福祉施設等やひとり暮らし等高齢者及び障がい者等の在宅者に対し、必要な助成、防災知識の普及・啓発を行うとともに、地域ぐるみの支援体制の確立に努める。

また、市及び防災関係機関は、個別避難計画をもとに区長や民生委員・児童委員、福祉関係機関、町内の自主防災組織と情報共有を図り、町内においての災害時における避難支援等の支援体制を整えておくものとする。

第２　高齢者、障がい者等に配慮したまちづくり

（１）福祉のまちづくりの推進

高齢者や障がい者等の社会参加の基盤となる生活環境の改善について、地域社会全体として推進するため、高齢者や障がい者等に配慮したまちづくりを進める。

（２）避難路の整備、確保

社会福祉施設等から避難場所に至るまでの経路を各施設において点検し、避難する際に障害となる物を除去するなど、歩行器や車椅子等が容易に通行できるよう避難路の安全確保を図る。

また、不特定多数の人が利用する公共施設において、目や耳が不自由な人のため、光や音を使った非常時用の避難誘導システムの導入を促進するよう検討する。

（３）誘導標識の整備

避難場所への誘導標識等に外国語や絵による標示、光や震動又は音や点字情報を付け加える等誘導標識の整備に努める。

（４）避難所の整備

災害時に避難所となる施設の管理者は、要配慮者の利用を考慮して、施設のバリアフリー化に努めるものとする。

また、市は、病院、社会福祉施設、民間宿泊施設、近隣ビルの高所等の避難場所（一時的な場所を含む）の活用について、管理者の理解が得られるよう努めるものとする。

（５）福祉避難所の指定及び周知

市は、要配慮者が必要な生活支援や相談等が受けられ、安心して生活ができる体制が整備された避難所（以下「福祉避難所」という。）をあらかじめ指定し、要配慮者を含む地域住民に周知する。なお、福祉避難所の対象者は、一般の避難所での生活が困難となった高齢者や障がいがある要配慮者とする。

また、福祉避難所の指定に当たっては、原則として、耐震・耐火構造で、バリアフリー化された社会福祉施設及び公共施設とする。

市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。

市は、福祉避難所について、受け入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受け入れ対象者を特定して公示するものとする。

市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

第３　緊急情報通信システムの確立

災害発生時には、被災者等に対して適宜、適切な情報提供、意思疎通が必要となることから、多様なメディアを活用したきめ細かな情報伝達・交換システムの構築や情報伝達システムへの手話通訳等の活用等により、要配慮者にも配慮した緊急情報通信システムの確立を図る。

なお、このシステムを構築するにあたっては、医療機関、消防、警察及び自主防災組織を中心とした地域住民との間に要配慮者ネットワークを形成し、地域住民などに発信者の容態確認や介護を依頼するなど地域ぐるみの支援体制の確立に努める。

（１）多様なメディアを活用したきめ細かな情報伝達・交換システムの構築

災害時に情報が伝わりにくい高齢者や外国人等が利用しやすい緊急情報伝達システムを構築するため、ＣＡＴＶ、インターネットの活用方法について検討し、システムの構築を図る。

（２）情報伝達システムへの手話通訳等の活用

災害時の情報伝達については、テレビ媒体での手話通訳や外国語放送、文字放送の積極的な活用を図るとともに、携帯電話メール等による避難情報の提供、避難場所等での誰もがわかりやすい表現や文字媒体（電光ボード等）の活用等についても検討し、具体化を図る。

また、手話奉仕員等の育成を図る。

（３）要配慮者緊急通報システム等の整備

ひとり暮らし高齢者、障がい者等が突発的に災害、事故、急病に見舞われた場合に備え、要配慮者と福祉関係等との間に緊急通報システムを構築する。

第４　地域ぐるみの支援体制の整備

（１）要配慮者は、災害時に自らの安否を連絡できるよう、近隣の住民や近隣の福祉施設等とのつながりを保つよう努力する。

（２）市は、要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）を適切に避難誘導し、安否確認等を行うため、市地域防災計画に基づき、防災関係機関、福祉関係機関及び自主防災組織等との連携の下、個人情報保護に配慮した上で、平常時より避難行動要支援者に関する情報（住居、避難支援者情報、必要な支援内容）を電子データ及びファイル等で管理し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、防災担当部局と福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職等の避難支援等に携わる関係者と連携して、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画（以下「個別避難計画」という。）を整備するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

避難行動要支援者名簿等については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

（３）市と福祉関係機関、防災関係機関、自主防災組織等の関係機関は、相互に協力し、平常時から個別避難計画の登録情報の更新や避難訓練を行うなど、避難行動要支援者に関する適切な支援を行うよう努めるものとする。 なお、避難行動要支援者に関する情報は、プライバシー保護の観点から慎重に取り扱うものとする。

（４）市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察機関、区長、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿および個別避難計画を提供するとともに、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の準備など、必要な配慮をするものとする。

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合又は地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるように努めるものとする。

第５　避難行動要支援者の避難支援

（１）避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成

市は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に備え、避難行動要支援者の避難支援等を行うために、市関係部局間で連携し、あらかじめ避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成する。

（２）避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は次のとおりとする。ただし、家族から日常的に支援を受けることができる者又は施設・病院等への長期入所・入院者を除く。なお、区長及び民生委員・児童委員が支援の必要を認めた者の掲載については、個別避難計画作成及び情報提供等の同意書により行うものとする。

① 要介護認定３～５を受けている者

② 身体障がい者手帳１・２級（総合等級）の第１種を所持する身体障がい者（内部障がいのみの者は除く）

③ 療育手帳Ａを所持する知的障がい者

④ 精神障がい者保健福祉手帳１級を所持する者で単身世帯の者

⑤ 市の生活支援を受けている難病患者

⑥ 上記以外で自主防災組織（区長）、民生委員・児童委員が支援の必要を認めた者

（３）避難行動要支援者名簿及び個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者名簿**及び個別避難計画**の作成に際し、必要な個人情報については、災害対策基本法に基づき、市の関係部局で把握している情報の集約、又は県その他の者に対して情報提供を求めることにより取得するものとする。

（４）避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の更新

市は、避難支援等関係者と連携して、随時、避難行動要支援者名簿**及び個別避難計画**の追加や修正を行うものとし、年１回は全ての名簿の更新を行うものとする。

（５）避難支援等関係者となる者

① 避難支援等関係者

避難行動要支援者の避難支援等の実施に携わる関係者のことをいい、次の者とする。

ア 避難支援者（近隣住民、自主防災組織の構成員、自警消防隊、消防団等の、避難行動要支援者本人の避難支援等を実施する者）

イ 自主防災組織（区長）

ウ 民生委員・児童委員

エ 消防団

オ 消防機関

カ 警察

キ 社会福祉協議会

ク 相談支援専門員

ケ 介護支援専門員

コ 地域包括支援センター

サ　福祉事業所
シ　福祉推進員
ス　自治振興会
セ　避難行動要支援者居住地域の近隣町内の自主防災組織（区長）
ソ　避難行動要支援者が居住する地域の近隣町内の民生委員・児童委員
タ　その他避難支援等関係者

②　役割

日頃からの声かけ、安否確認等を通じて避難行動要支援者の見守り活動を行う等、他の避難支援等関係者と連携して避難行動要支援者の心身の状況把握に努めるものとする。また、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全確保を最優先とし、災害発生時に可能な範囲で避難支援等を行う。ただし、避難支援者は災害時の避難行動の支援に法的な責任や義務を負うものではない。

（６）避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の提供先

市は、災害の発生に備え、又は災害が発生するおそれがある場合に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿**及び個別避難計画**情報を提供するものとする。ただし、避難行動要支援者名簿**及び個別避難計画**情報を提供することについて本人の同意が得られている場合に限る。この場合においての避難行動要支援者名簿**及び個別避難計画**情報を提供することについての同意の確認については、個別避難計画作成及び情報提供等の同意書により行うものとする。なお、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難行動要支援者名簿**及び個別避難計画**情報を提供することについて本人の同意を得ることなく、避難支援等の実施に必要な限度で、次の発災時の提供先に記載された者に対し、避難行動要支援者名簿**及び個別避難計画**情報を提供することができる。

平常時（同意を得た者の名簿）

① 避難支援者（近隣住民、自主防災組織の構成員、自警消防隊、消防団等の、避難行動要支援者本人の避難支援等を実施する者）

② 自主防災組織（区長）

③ 民生委員・児童委員

④ 消防団

⑤ 消防機関

⑥ 警察

⑦ 社会福祉協議会

⑧ 相談支援専門員

⑨ 介護支援専門員

⑩ 地域包括支援センター

⑪ 福祉事業所

⑫ 福祉推進員

⑬ 自治振興会

⑭ 避難行動要支援者居住地域の近隣町内の自主防災組織（区長）

⑮ 避難行動要支援者が居住する地域の近隣町内の民生委員・児童委員

⑯ その他避難支援等関係者

発災時（避難行動要支援者全員の名簿）

① 平常時の提供先

② 被災地に派遣された自衛隊

③ 他県の警察からの応援部隊

④ 避難支援等への協力が得られる企業や団体等

（７）避難行動要支援者名簿及び個別避難計画情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が講ずる措置及び市が求める措置

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画については、詳細な個人情報を含むものであること

から、避難行動要支援者が同意した者以外が閲覧することのないよう、電子データの保管は、パスワード等で管理し、避難支援等関係者が紙媒体で保管する場合は、施錠が可能な保管庫等に保管する等、情報管理に特段の配慮をしなければならない。なお、避難行動要支援者名簿**及び個別避難計画**情報の提供を受けた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、発災時に不同意者を含む避難行動要支援者名簿**及び個別避難計画**情報を提供した場合には、避難支援等実施後速やかに避難行動要支援者名簿**及び個別避難計画**情報の廃棄・返却等、情報漏えい防止のために必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

（８）避難行動要支援者が円滑に避難するための情報伝達

市は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

市は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。具体的には、避難行動要支援者及び避難支援等関係者に避難情報を的確に伝えるため、防災行政無線（戸別受信機及び屋外スピーカー）による放送、非常用サイレンの吹鳴をはじめ、広報車、ＣＡＴＶ、緊急連絡メール、一斉電話配信システム、緊急速報（エリア）メール等の多様な情報伝達手段の活用を図るものとする。

避難支援等関係者は、避難行動要支援者に対して確実に避難情報を伝達するとともに、あらかじめ災害が想定される場合は、事前の避難を促すとともに、事前避難をした避難行動要支援者情報について確実に把握するものとする。

（９）避難支援者の安全確保

避難支援者の安全確保については、避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた協議の上で、ルール化し周知するものとする。また、避難行動要支援者に対して理解してもらうことと合わせて、避難支援者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることの理解を促すものとする。

(10) 避難場所等における対応

① 安否確認と情報の集約

災害対策本部地区担当班の職員は、避難した避難行動要支援者について、区長や自主防災組織との連携により避難場所等における安否確認を確実に行う。また、全ての避難行動要支

援者の避難状況等の安否確認を、地区拠点基地において集約し、速やかに災害対策本部へ情報伝達しなければならない。

② 避難所等の運営

災害対策本部地区担当班の職員は、区長及び自治振興会等と連携し、避難行動要支援者の保健・衛生面はもとより、プライバシーの保護をはじめとする人権にきめ細かく配慮した対策を講ずるものとする。また、必要と認めた場合は、民生委員・児童委員や福祉推進員、ボランティアなどの協力を得て、相談窓口や福祉スペース設置等の適切な措置を行なう。

③ 福祉避難所への移動

市は、避難場所等での生活が困難となった避難行動要支援者について、病院、福祉施設、公共施設の福祉避難所への移動を調整し、福祉避難所への移送については特別な場合を除いて、原則家族等が実施する。

第６　社会福祉施設等における防災体制の強化

（１）社会福祉施設等の耐震化

社会福祉施設管理者を対象とした施設の耐震改修の促進についての周知・啓発活動を行い、耐震化について指導を行う。

また、社会福祉施設等の管理者は、耐震診断やその結果に基づく計画的な改修を実施し、社会福祉施設の耐震化を図る。

（２）出火防止、初期消火体制の強化

スプリンクラーや屋内消火栓等の消火設備の設置指導に努める。

社会福祉施設等の管理者は、暖房機器について火災予防上安全な機器を使用するよう努めるとともに、延焼の拡大を防止するため、寝具等についても防炎性能を有するものを積極的に使用するよう努める。

（３）管理体制の整備

①　社会福祉施設等の管理者は、業務継続計画（ＢＣＰ）に基づき、夜間等における災害発生時に的確な対応がとれるよう、災害が発生した場合の職員動員体制、発生時の初動対応等を定めておくものとする。

②　災害時には、職員の対応だけでは十分でない場合も多いため、社会福祉施設等の管理者は、平常時から他の社会福祉施設及び自主防災組織を中心とした地域住民との連携が密になるように努め、入所者の実態に応じた協力が得られるように努める。

（４）緊急連絡体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期連絡が可能な非常通報装置の設置に努める。

第８　防災知識の普及

（１）要配慮者に対する防災知識の普及啓発

県と協力して、漫画、ビデオの手法を取り入れることや外国語版など要配慮者の実情に配慮した防災知識の普及啓発を行う。

（２）社会福祉施設及び事業所等の防災知識の普及啓発

社会福祉施設や要配慮者を雇用している事業所等の管理者は、消防機関の指導のもと、職員や入所者に対し、災害時にとるべき行動等について定期的に防災教育を実施するとともに施設

の構造、入所者や雇用者の判断能力、災害発生時期等を考慮に入れた防災訓練を実施する。

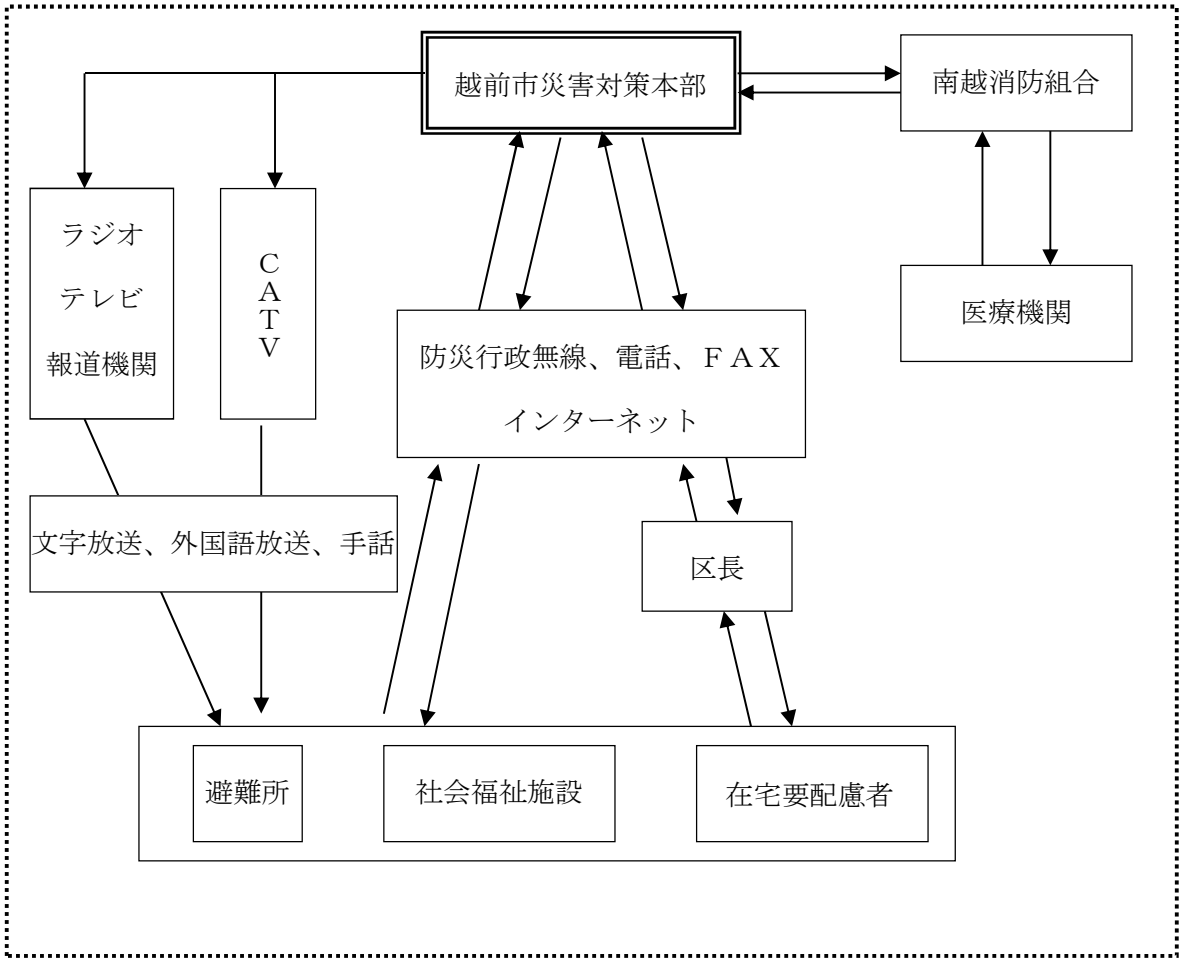

第９　要配慮者に対する災害対策の配慮事項

ア　要配慮者の安否確認や必要な支援の内容の把握
イ　生活支援のための人材確保
ウ　障がいの状況等に応じた情報提供
エ　粉ミルクや柔らかい食品など特別な食糧を必要とする者に対する当該食糧の確保、提供
オ　避難所・居宅への必要な資機材の設置・配布
カ　避難所・居宅への相談員の巡回による生活状況の確認、健康相談の実施
キ　避難所又は在宅の要配慮者のうち、福祉避難所へ避難を要する者についての把握と受入れ要請の実施

【資料編】

７－２　市内社会福祉施設一覧

７－３　福祉避難所協定施設一覧

第５節　ボランティア育成・確保計画

第１　計画の方針

市は、災害時には、行政や関係機関による防災活動だけでなく、地域住民や地域外からのボランティアによる各種支援の活動が重要であることから、その確保と活動の活性化、円滑化を図るため、ボランティア意識の普及啓発や各種講座の開催、既存のボランティアの活用等を推進する。

第２　既存ボランティアの活用

災害時のボランティアの確保とボランティア活動への参加の促進を図るため、登録あるいは組織化されている社会福祉協議会等既存の各種のボランティア団体に対し、災害時におけるボランティア活動の参画を働きかけるとともに、企業や各種団体に対して、災害ボランティア活動への参加を呼びかける。また、外国人通訳も視野にいれた対応を図る。

〔ボランティア登録先〕

①　社会福祉協議会ボランティア登録
　県又は各市町社会福祉協議会内ボランティアセンターへ

福井県社会福祉協議会内 ボランティアセンター	福井市光陽２丁目 3-22 （県社会福祉センター内）	TEL 0776-24-4987 FAX 0776-24-0041
越前市社会福祉協議会内 ボランティアセンター	越前市府中一丁目 11-2 （越前市市民プラザたけふ内）	TEL 0778-22-8500 FAX 0778-22-8866

②　福井県災害時ボランティア登録

ふくい県民活動・ボランティアセンター （福井県未来創造部県民協働課）	福井市手寄１丁目４－１ （ＡＯＳＳＡ内）	TEL 0776-29-2522 FAX 0776-29-2523

第３　リーダー、コーディネーター等の養成

ボランティア活動のリーダー、コーディネーター、アドバイザーの養成等を県と協力して行う。

この他、ボランティア希望者に対する講座開催の情報提供等によりグループづくりの支援を行う。

《リーダー、コーディネーター等の活動内容》

ア　要配慮者に対する対応等の指導
イ　ボランティア活動に関する助言・相談
ウ　ボランティアの発掘、登録、斡旋等

第４　ボランティアの受入れ体制

ボランティア班は、越前市災害ボランティアセンター連絡会においてボランティアセンターの設置場所、必要物資等の協議を行い、直接市を訪れるボランティアの受入れ体制を早急に確立するとともに、各種ニーズに応じた調整及び斡旋を行うためボランティアセンター長を中心とした組織体制を確立する。

また、県が設置する福井県災害ボランティア本部と連携をとりながら、ボランティアの調整及び斡旋を行う。さらに、自治振興会、避難施設、救援物資集積所等からボランティアニーズを把握し、当該ニーズに応じて県に対し、ボランティアの要請及び情報提供を行う。

第５　ボランティアの活動体制及び活動拠点

市は、災害の位置や規模、復旧体制の規模等を勘案し、必要に応じ、県と協議のうえ県地域防災基地の一部等をボランティアの活動拠点に提供するなどの支援を行う。

また、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターとの役割分担等を定めるよう努めるものとする。災害ボランティアセンターの設置予定場所については、次の２箇所とする。ただし、開設場所については、活動先への距離や交通の利便性を考慮し、状況に合わせ柔軟に判断を行うものとする。

＜災害ボランティアセンター設置予定場所＞

・越前市役所　庁舎前ひろば

・今立総合支所

①　作業計画及び資機材等の準備

市は、自治振興会等と連絡を密にし、被災者のニーズの受付・調査を実施し、効率的な作業計画を作成する。また、必要な資機材等が提供できる場合は準備する。ボランティア班は、ボランティアセンター長と協議し、運営体制を決める。また、個人単位のボランティアはあらかじめリーダーを決め、その指揮下に入ってもらうこととする。

②　越前市災害ボランティアセンターとの連絡調整

ボランティアの受入れ及び活動を円滑に行うため、ボランティア班は、毎日作業前と終了後あらかじめ定めた時間にボランティアセンター長と作業内容や進展具合に関する打合せを行う。

第６　その他

ボランティアセンターの設置に伴い､市社会福祉協議会を通じて、県社会福祉協議会に連絡し、ボ

ランティア保険の加入について協力を要請する。また、ボランティア活動に関しては、安全の確保や衛生管理の徹底を図る。さらに、市社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているＮＰＯ・ＮＧＯ等のボランティア団体等、中間支援組織（ボランティア団体・ＮＰＯ等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるものとする。

第２項　危機管理の向上

第2項　　危機管理の向上	第1節　防災関係施設設備、資機材、物資等整備計画
	第2節　緊急事態管理体制整備計画
	第3節　医療･救護予防計画
	第4節　飲料水、食糧品、生活必需品の確保計画
	第5節　避難対策計画

第１節　防災関係施設設備、資機材、物資等整備計画

第１　計画の方針

市は、応急対策の円滑な実施のために必要とする施設設備、資機材の整備及び緊急必要物資の確保に努める。

第２　情報通信施設の整備

市及び防災関係機関は、災害の初動期における情報連絡活動の重要性を確認し、情報通信施設設備の整備を推進するとともに、通信設備の運用体制の強化を図る。

（１）無線通信施設の整備

①　市防災行政無線

ア　同報系無線

災害時における応急対策及び地域住民に対する情報伝達を迅速かつ円滑に実施するための通信設備である。

イ　ＭＣＡ無線

災害時における災害対策本部、地区拠点基地、広域避難場所、災害現場との情報伝達を確実にするための通信設備である。

《整備目標》

ア　夜間の運用体制の確立を図る。
イ　防災無線運用訓練を実施し、無線習熟者の確保に努める。
ウ　ＭＣＡ無線のパトロール車両への整備増強を図る。
エ　市内の主要防災関係機関への通信回線を設置する。
オ　停電時の電源を確保するため、無停電電源装置、非常用発電設備等の非常用電源設備の整備に努める。

② 市業務用無線

水道事業の市業務を行うための無線通信設備である。

《整備目標》

ア 夜間の運用体制の確立を図る。
イ 移動無線車の整備及び携帯無線機の増強を図る。

③ 消防無線

消防及び救急活動を迅速かつ円滑に実施するための無線通信設備である。

《整備目標》

ア 不感地帯における無線中継体制の整備を図る。
イ 携帯無線機の増強を図る。
ウ 広域消防応援体制の確立に備え、全国共通波の充実を図る。

④ 無線従事資格者の養成

無線通信設備の管理者は、無線局の適正な運用を図るため、無線従事資格者の養成を図る。

⑤ 無線通信関係のボランティアの活用

大規模な災害が発生し、無線通信関係の要員が不足した場合には、アマチュア無線家等の無線通信関係のボランティアの協力が得られるよう募集方法や活用方策を検討する。

〔防災情報ネットワーク〕

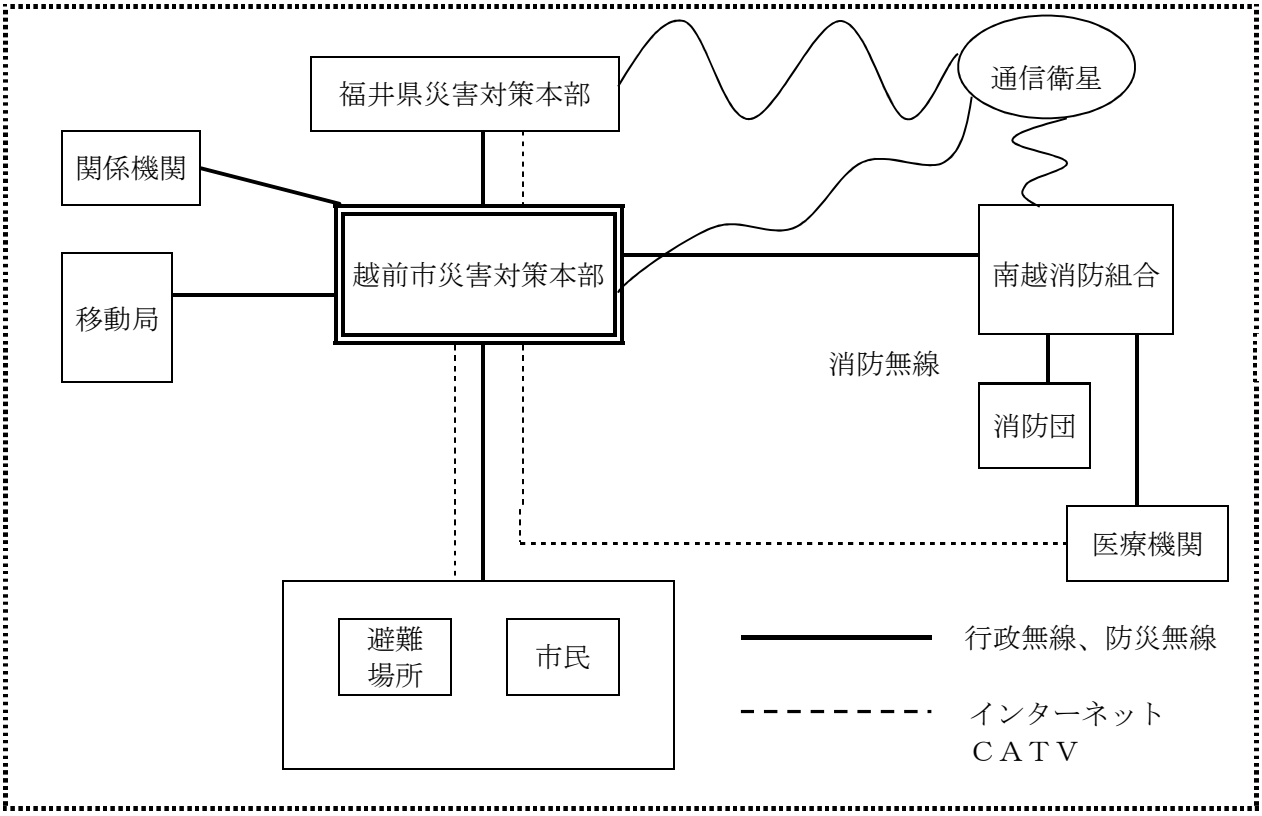

（２）有線通信設備の整備、ＣＡＴＶシステム等の開発研究

防災関係機関は、災害時優先扱い電話の有効な活用体制を強化するとともに、災害時優先扱い電話の所在地を明確にし、電話番号を関係機関に通知するものとする。

また、市及び関係機関は、防災情報の伝達、災害状況の収集に利用しうる双方向通信可能な都市型ＣＡＴＶシステム等の研究開発に努める。

（３）パソコンネットワークシステム等の整備

市庁舎、防災基地、避難所等を結ぶパソコンネットワークシステムの整備を図る。

さらに、災害が発生した際には県外への情報発信が重要であることから、市及び県が実施しているインターネットへの情報提供事業において、県外、国外に向けた被災情報の発信を図る。

（４）防災情報システムの整備

防災情報の一元化及び高度情報化に資する防災情報システム構築の重要性を認識し、整備、充実を図る。

① 県防災情報システムの活用

県で整備、充実を図る「福井県防災ネット」、「河川・砂防総合情報システム」や「みち情報ネットふくい」等の利活用を図る。

② 「河川・砂防総合情報システム」の活用

異常降雨による災害を未然に防止するため、県内の雨量、河川水位、土砂災害警戒情報などをインターネット、携帯サイトに配信するシステムを活用する。

③ 被災者支援システムの整備

被災者の支援を迅速に実施するため、被災者に関連する各種情報をデータベース化し、被災者情報データベースとして構築する。

また、ライフライン関係、建物関係、交通関係、救援物資等管理関係等の被害・復旧に関連する情報をデータベース化し、地図情報データベースとして構築する。

ただし、個人情報の取扱いについては十分に配慮する。

《被災者支援システムの構成》

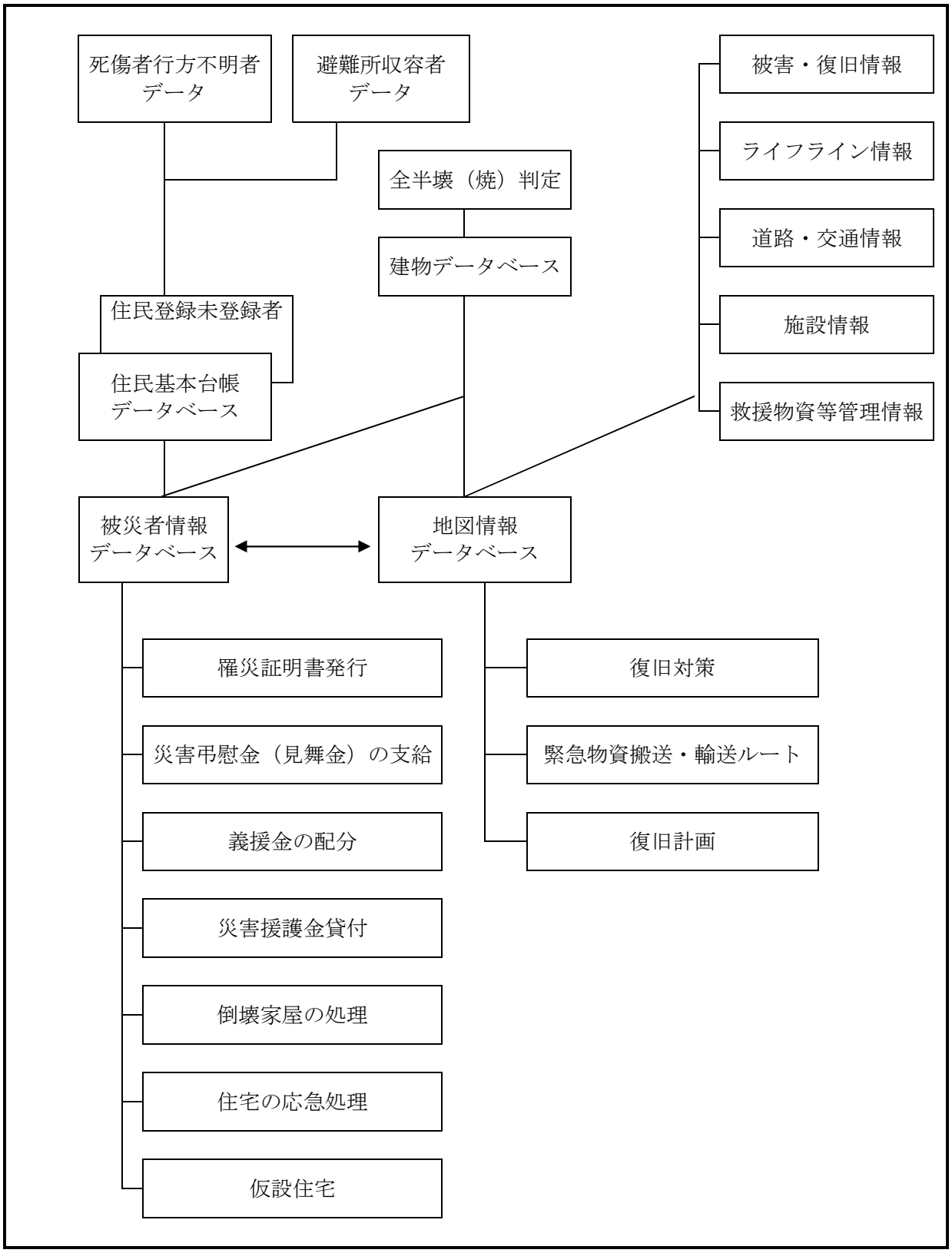

第３　気象等観測体制の整備

気象等観測施設の設置者及び管理者は、常に観測が正確に行われるよう、観測設備を整備するとともに、観測者の観測技術の習熟及び制度の向上を図り、観測体制の整備充実に努めるものとする。また、観測した気象資料の提供について、他の防災関係機関の求めに対応可能な体制を整えておくものとする。

第４　防災資機材等の整備、調達

防災関係機関は、応急対策の実施のため、災害用装備資機材等を、あらかじめ整備充実するとともに、保有資機材等は随時点検を行い、保管に万全を期するものとする。

第５　緊急必要物資の確保

災害時における食糧品及び生活必需物資、応急及び復旧用資材並びに燃料等の供給を円滑に行うため、平常時から卸売業者、大規模小売店舗等における放出可能量の把握確認を行うよう努めるとともに最低限必要なものを備蓄するよう努める。なお、生活必需品等の確保については、第３章第２項第４節「飲料水、食糧品、生活必需品の確保計画」に定めるとおりとする。

第６　災害対策用ヘリポートの整備

市は、災害時の救助救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑に実施するため、ヘリコプターが離着陸できるヘリポートの選定及び整備に努める。

（１）ヘリポートの選定

市における臨時ヘリポートは、丹南総合公園多目的グラウンド、武生東運動公園陸上競技場及びその周辺の施設とするが、状況に応じて学校の校庭、公共の運動場、河川敷等から次の事項に留意して選定するものとする。

回転翼航空機の場合の進入区域、進入表面、仮想離着陸地帯の略図

①平面図

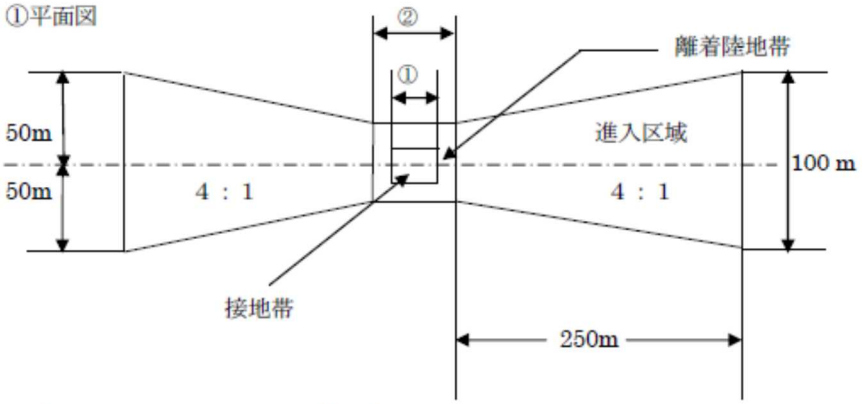

①接　地　帯：長さ及び幅は使用機の全長以上の長さとする。
②離着陸地帯：長さ及び幅は使用機の全長に２０m以上を加えた長さとする。
※全長が２０mを越す機材については全長の２倍以上の長さとする。
※離着陸地帯は原則として地上に設定する。但し、周囲環境により地上に設定できない場合、障害物の程度により「仮想離着陸地帯」として１５mまでの高さを限度に離着陸地帯の上空に設定することができる。

②進入表面断面図

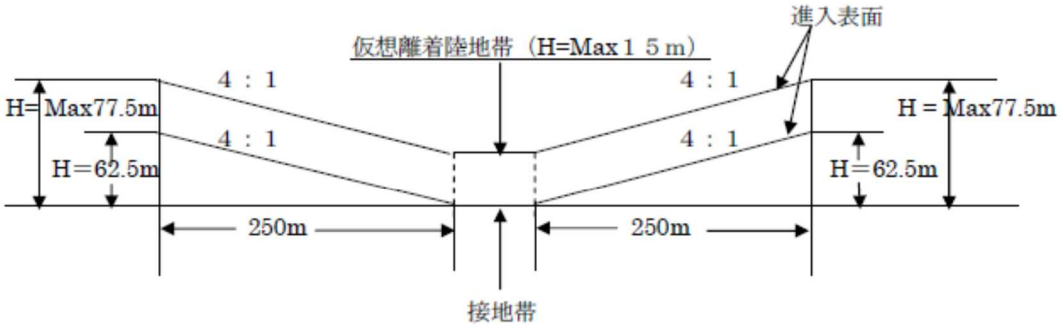

③転移表面断面図
（転移表面は設定せず）

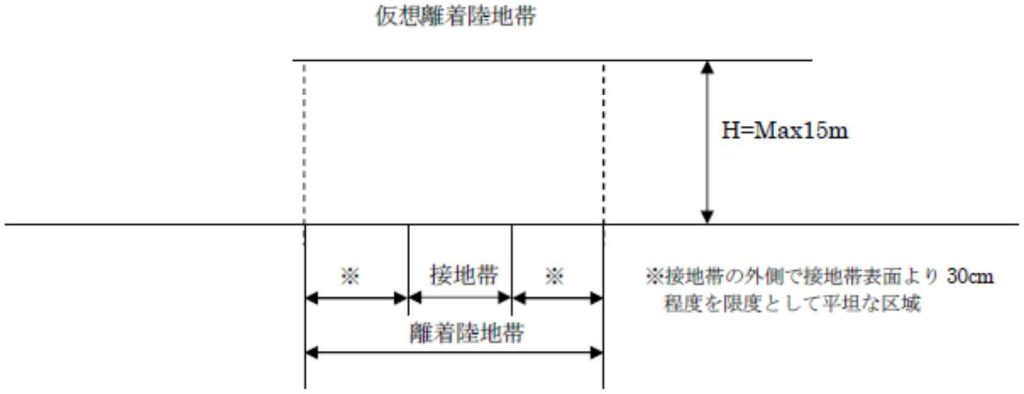

（２）林野火災における空中消火基地

林野火災における空中消火基地は、（１）ヘリポートの選定によるほか、特に次の事項に留意して選定する。

① 水利、水源が近いこと。

② 複数の駐機が可能であること。

③ 補給基地が設けられること。

④ 気流が安定していること。

（３）県への報告

新たにヘリポートを選定した場合には、県に次の事項を報告する。また、既存のヘリポートについて、随時、点検を行い、変更を行う必要がある場合も同様とする。

① ヘリポート番号
② 所在地（緯度、経度）及び名称
③ 施設等の管理者及び電話番号
④ 無障害地帯面積（○m×○m）
⑤ 付近の障害物等の状況（略図添付）
⑥ 離着陸可能な機種

（４）ヘリポートの管理

選定したヘリポートの管理について、現状の把握に努めるとともに、常に使用できるように配慮しなければならない。

第７　総合防災センター機能施設等の整備

市は、通信情報、気象観測情報、発災情報等を集中的に管理するセンター機能を有し、防災資機材、緊急必要物資の備蓄設備及びヘリポート等を備えた総合防災施設、その他各地域の防災資機材の備蓄に供するための防災資機材地域備蓄施設の整備に努める。

施設名	住所	主体構造	面積
越前市防災施設	越前市千福町 126	鉄筋コンクリート	延床 663.11 ㎡

第８　ライフライン施設等の機能の確保

（１）市は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。

（２）市は、廃棄物処理施設について、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。

【資料編】

５－１　防災行政無線一覧表

６－１　水防用倉庫、水防用資機材一覧表

６－２　防災資機材保有一覧表

８－１　ヘリポート適地箇所一覧表

９－２　特殊機械器具一覧表

９－３　消防車両等配置状況

第２節　緊急事態管理体制整備計画

第１　計画の方針

市は、災害対策活動を円滑に実施するために、緊急事態に対する備えと機能的な活動体制の整備を図る。

第２　階層的防災生活圏構想の推進

消火、救助、避難、医療救護等の防災活動を有効かつ機能的に実施するため、町内会、地区、市、広域ブロック、県といった階層構造を防災生活圏として設定し、それぞれの防災生活圏毎に包摂する下位の防災生活圏を支援する。

このために必要な機能（応援部隊・ボランティアの活動調整、支援物資の集配、備蓄）を備えた防災活動拠点や地域情報センターとなる施設を地区にそれぞれ整備し、応援部隊・ボランティアの活動調整や支援物資の集配にあたるほか、平常時における備蓄等の機能を分担する。

また、小中学校等が避難所となった場合に備えて、教職員の緊急時の活動マニュアルを作成するとともに、避難所受入れ体制の整備として、避難所機能と教育機能の両立を含め、避難所としての利用・運営方法等を定める。

〔防災生活圏の階層毎の役割〕

階層	役　　割
町内会	自主防災組織の基礎的単位。避難場所（集合場所）を設定し、基本的な防災資機材等を備蓄する。
地区	自主防災組織の中核的単位。拠点基地を設定。拠点基地は、避難所への物資等の供給調整等の役割も果たし、地区内の情報収集・提供の拠点となる。
市	防災活動の指令塔的単位。災害時における避難所に対する食糧、生活必需品の供給等の調整やそのための備蓄にあたる。要配慮者に対するサービスの単位。
広域圏	県内を福井・坂井、奥越、丹南、嶺南の４圏域に分けて設定。市町間における物資調達の調整、備蓄の融通を図る。
県	防災活動に関して、市町、防災関係機関、他都道府県、国との連絡調整にあたる。

〔階層毎の施設、設備〕

階層	施設、設備
町内会	町内公民館や社寺広場等を一次避難場所（集合場所）として設定。鋸やバールなど基本的な防災資機材等を備蓄する。
地区	市指定の広域避難場所と地区拠点基地において、地区運営本部を設営。市災害対策本部との連携により、地区内の情報集約や簡易事項の応急対応等を行う。
市	防災活動や地区拠点基地、広域避難場所に対するコントロールタワーとして、指揮命令機能や情報通信機能等を有する本部機能を整備する。 広域避難場所等に対する食糧、生活必需品等の供給のために所要量を備蓄する。 要配慮者に対するサービスの拠点を整備し、必要物資を備蓄する。
広域圏	圏域内の市町に対する支援物資の集配や応援部隊、ボランティア等の調整の拠点となる地域防災基地を整備する。広域的に融通できるよう食糧、生活必需品等を備蓄する。
県	県の災害対策本部となる防災センターやそのバックアップ施設となるサブセンター、市町等と結ぶ防災行政無線、防災情報パソコンネットワークを整備する。

第３　地域防災活動体制

住民や自主防災組織が、災害時に活動できる施設や資機材の整備に努める。

＜防災資機材の概要＞

初期消火用	消火器、組立型水槽、小型動力ポンプ等
情報連絡用	ハンドマイク等
救助活動用	シャベル、つるはし、スコップ、鋸
救護活動用	濾過器、救急医療器セット、防水シート、簡易トイレ、担架等
訓　練　用	ビデオ、訓練用消火器具等

その他防災機材の整備については、第３章第２項第１節「防災関係施設整備、資機材、物資等整備計画」に定めるところによる。

第４　市防災活動体制

（１）市は、物資の集積、救急・救援活動や災害時のボランティアの受入れを目的とした地域防災センター、市防災行政無線等の情報通信施設、食糧・日用生活品の備蓄倉庫、避難所や庁舎等７２時間は対応可能な非常用電源等の整備に努めるとともに、災害時に緊急の救護所、被災者の一時収容施設となる病院、診療所、学校の耐震化を指導するとともに防災活動の中心となる

施設等についても耐震化を図る。

（２）市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

また、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

（３）市は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。なお、協定の締結に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。また、食料，飲料水，生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は，市が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するように努めるものとする。

（４）市及び県は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。

（５）市及び県は、国民保護の対応と併せて、夜間・休日等に発生する災害の非常事態に対処するため、２４時間即応できる体制の整備を検討する。

（６）市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

市は、国や県等と協力し、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度に基づく全国の被災市町村への応援や県内で災害が発生した場合の受援等について、円滑な実施に努めるものとする。

第５　広域応援・受援体制の整備

（１）市及び県は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援・受援計画を策定し、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、応援職員の指定、応援時の携行品の整備、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について、必要な準備を整えるものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

（２）県は、大規模地震等が発生した際、国や他都道府県からの大量の支援物資を円滑に受け入れ・仕分けし、市町に配送するため広域物流拠点を予め指定する。

（３）県及び市は、感染症対策のため、応援職員の派遣にあたっては、派遣職員の健康管理や予防対策を徹底するものとする。また、県及び市は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用等、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

＜広域物流拠点＞

区分	施設	住所
嶺北	福井県産業会館（1 号館 2 号館）	福井県福井市下六条町 103 番地
	サンドーム福井（イベントホール）	福井県越前市瓜生町 5－1－1
嶺南	つるがきらめきみなと館	福井県敦賀市桜町 1－1

第６　消防組合

応急活動の中核となる消防における防災資機材等の整備充実に努める。

消防水利	耐震性貯水槽（防火水槽）の整備
車両	消防自動車、特殊車両（緊急消防援助隊用を含む）等の整備
資機材	各種高度救急・救助資機材の整備

第７ 公共建物等における番号標示

（１）標示番号の周知

県は、近隣府県、自衛隊等のヘリコプターによる上空からの建物の識別を容易にするため、公共建物等の屋上に整備した識別番号について、各建物の名称、所在地、識別番号等を記載した一覧表を県警察本部、近隣府県、自衛隊、県内市町及び消防本部等にあらかじめ送付し、周知を図る。

（２）標示番号の管理

各建物の管理者は、災害時において他府県、自衛隊等のヘリコプターが上空から容易に当該建物を特定できるよう、標示番号が識別できる状態を確保する。

第３節　医療救護予防計画

第１　計画の方針

市は、災害時の医療救護活動を確保するため初期医療体制及び広域的医療救護体制の整備を図る。

第２　医療救護活動体制の確立

（１）初期医療体制の整備

応急救護所の設置、救護班の編成、出動について武生医師会、丹南健康福祉センター等と協議して、あらかじめ計画を定めるものとする。

（２）医薬品等の確保

各防災関係機関は、災害発生時に備え必要な防疫・医薬品等の整備に努める。

（３）広域的応急医療体制の確立

県及び医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に確保するため、広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）の利用環境整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。

市は丹南健康福祉センター等と連携し、医療施設の診療状況等の情報収集を図る。

また、県及び市は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。

（４）医療施設の耐震化

医療救護の拠点となる医療施設について、災害時にその機能と安全性を確保するため、耐震性の点検・強化について啓発を行う。

（５）広域搬送拠点の整備

市及び県は、地域の実情に応じて、広域後方医療施設への傷病者の搬送に当たり広域搬送拠点として使用することが適当な大規模な空き地等をあらかじめ抽出しておくなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。また、これらの広域搬送拠点には、広域後

方医療関係機関と協力しつつ、広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）や救急措置等を行うための場所・設備をあらかじめ整備しておくよう努めるものとする。

第４節　飲料水、食糧品、生活必需品の確保計画

第１　計画の方針

市は、災害発生時における住民の生活を守るため、飲料水、食糧品、生活必需品等の備蓄・調達体制を確立する。

第２　個人備蓄の推進

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であることから、市民に対し、２、３日分の食糧、飲料水等の備蓄、非常持出品準備の啓発を行う。

《非常持出品の例》

●大人男性 15 kg、女性 10 kg

食料、水筒（ミネラルウオーター）、手拭、ちり紙、最小限の着替え、救急薬品、懐中電灯、携帯ラジオ、印鑑、通帳　等

第３　市の備蓄

市内に生命、生活を維持するために最低限必要なものを分散備蓄する。

生命を維持するために最低限必要なもの	毛布、水、食糧（主食）	非常用食糧として、地震災害時の被害想定被災者数の１日分程度の食糧、水等を備蓄する。
生活を維持するために最低限必要なもの	食糧、日用品、資機材など	

《備蓄倉庫》

越前市防災施設	越前市千福町 126
あいぱーく今立防災倉庫	越前市粟田部町 9-1-9

第４　必要物資調達体制

（１）業界団体等との協定締結

飲料水、食糧品、日用品、資機材など生活を維持するために最低限必要な緊急物資の調達について、関係業者の能力や実績を勘案し、あらかじめ関係業界団体等と協定を締結するよう努める。

なお、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。

（２）情報通信の活用

避難所における必要物資を把握し、県と市及び他市町間において、不足している必要物資の融通を図るため、県、市町間の情報通信システムの整備、運用方法を検討し、ネットワークによるシステムづくりを推進する。

（３）応急食糧等の整備

災害時における食糧品及び生活必需品等の供給が円滑に行われるよう平素から配慮し、市内における放出可能量の把握確認を行うとともに、緊急放出について協定を締結するように努める。

災害発生時の応急食糧供給が迅速かつ正確に行われるよう、応急食糧の保管場所及び備蓄について整備するよう努めるとともに、その供給体制についても確立するように努めるものとする。

（４）事業者団体等との連携

農林水産物、畜産物、林産物の被災地への供給を確保するため、事業者団体や集出荷施設、販売・輸送業者等との連絡体制の整備を図るとともに、定期的に在庫量把握等の情報収集を行う。

第５　給水のための対策

水道施設が被害を受けたときの緊急用水の確保のため、配水池に緊急遮断弁を配置するほか、非常用災害浄水装置１基、給水車２台を常備する。さらに、基幹配水管路について耐震化を図る。また、予備水源を利用するにあたっても、水道法に基づく水質基準を遵守し、安全な水の供給に努める。

（令和２年４月１日施行）

〈水道法に基づく水質基準〉

	検査項目	水質基準		検査項目	水質基準
1	一般細菌	100 個/mL 以下	27	総トリハロメタン	0.1mg/L 以下
2	大腸菌	検出されないこと	28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下
3	カドミウム	0.003mg/L 以下	29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L 以下
4	水銀	0.0005mg/L 以下	30	ブロモホルム	0.09mg/L 以下
5	セレン	0.01mg/L 以下	31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下
6	鉛	0.01mg/L 以下	32	亜鉛	1.0mg/L 以下
7	ヒ素	0.01mg/L 以下	33	アルミニウム	0.2mg/L 以下
8	六価クロム	0.02mg/L 以下	34	鉄	0.3mg/L 以下
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下	35	銅	1.0mg/L 以下
10	シアン	0.01mg/L 以下	36	ナトリウム	200mg/L 以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下	37	マンガン	0.05mg/L 以下
12	フッ素	0.8mg/L 以下	38	塩化物イオン	200mg/L 以下
13	ホウ素	1.0mg/L 以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L 以下
14	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	40	蒸発残留物	500mg/L 以下
15	1,4－ジオキサン	0.05mg/L 以下	41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下
16	シス-1,2－ジクロロエチレン及びトランス-1,2－ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	42	ジェオスミン	0.00001mg/L 以下
17	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	43	2－メチルイソボルネオール	0.00001mg/L 以下
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	45	フェノール類	0.005mg/L 以下
20	ベンゼン	0.01mg/L 以下	46	有機物質（TOC）	3mg/L 以下
21	塩素酸	0.6mg/L 以下	47	ｐＨ値	5.8 以上 8.6 以下
22	クロロ酢酸	0.02mg/L 以下	48	味	異常でないこと
23	クロロホルム	0.06mg/L 以下	49	臭気	異常でないこと
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	50	色度	５度以下
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L 以下	51	濁度	２度以下
26	臭素酸	0.01mg/L 以下			

第５節　避難対策計画

第１　計画の方針

（１）市は、災害から人命の安全を確保するため、関係機関と連携して地域の災害特性や災害危険性を踏まえ計画的に避難対策の推進を図る。

なお、市は、災害の危険が切迫した緊急時において住民等の安全を確保するための指定緊急避難場所、被災者が一定期間避難生活を送るための指定避難所及び避難路を指定し、住民に対し周知徹底を図る。また、避難場所における救助施設等の整備に努める。

（２）用語の定義

避難場所と避難所の定義は市地域防災計画内において、災害対策基本法に定めるほか次に掲げるとおりとする。

①避難場所…洪水や震災などの異常な現象が起きた際に迅速に逃げる場所。基本的に施錠されていない施設や場所（広場）のことを指す。滞在時間は２４時間未満を想定。指定緊急避難場所及び一時避難場所がこれにあたる。

②避難所…発災時に居住する場所を確保することが困難な住民にその場所を提供する施設。滞在時間は２４時間以上になる場合も想定。指定避難所及び福祉避難所がこれにあたる。

市は、平常時から、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

第２　指定緊急避難場所

（１）指定緊急避難場所の指定

災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保する観点から、市は、災害対策基本法施行令（以下「政令」という。）で定める基準に適合する災害の危険が及ばない場所又は施設を、災害ごとに、指定緊急避難場所として、その管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民に対して周知徹底を図るものとする。

なお、特に風水害における指定緊急避難場所の指定に当たっては、市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受け入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設

であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。

市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

（２）指定緊急避難場所に関する通知等

市は、指定緊急避難場所を指定したときは、県に通知するとともに、公示を行う。

指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、又は重要な変更を加えようとするときは、市長に届出を行う。

市は、指定緊急避難場所が廃止され、又は政令で定める基準に適合しなくなったときは指定を取消し、県に通知するとともに、公示を行う。

第３　指定避難所

（１）指定避難所の指定

円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、市は市内の公共施設のうち避難所として利用可能な施設（以下「公共施設避難所」という。）の中から以下の事項について調査し、感染症対策等を踏まえ、政令で定める基準に適合する施設を指定避難所としてあらかじめ指定する。また、平時から隣接した駐車場やグラウンド等を含め広域避難場所の所在、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

指定避難所について、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

学校を指定避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮し、指定避難所としての機能が応急的なものであることを認識の上、教育委員会等の関係者と調整を図る。

また、市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引機等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするように努める。

（２）指定避難所に関する通知等

市は、指定避難所を指定したときは、県に通知するとともに、公示を行う。

指定避難所の管理者は、当該指定避難所を廃止し、又は重要な変更を加えようとするときは、市長に届出を行う。

市は、指定避難所が廃止され、又は政令で定める基準に適合しなくなったときは指定を取消し、県に通知するとともに、公示を行う。

（３）避難所の備蓄

市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

（４）避難所の設備

市は、指定避難所等において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー、マット、簡易ベッド、段ボールベッド、パーティション、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器や、感染症対策に必要な物資等の整備を図る。

また、パーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドは避難所開設当初から設置するよう努めるものとする。

また、停電時においては、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備の整備に努めるものとし、断水時には、避難所の生活に必要となる水の確保に努めるものとする。

備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

（５）各地域における施設・設備の整備

指定避難所等には、次の地域ごとに掲げる施設・設備を備えるよう努める。

地域	施設・設備
町内会	町内公民館や社寺広場等を一次避難場所（集合場所）として設定。鋸やバールなど基本的な防災資機材等を備蓄する。
地区	市指定の広域避難場所と地区拠点基地において、地区運営本部を設営。市災害対策本部との連携により、地区内の情報集約や簡易事項の応急対応等が可能な資機材を整備する。

市	防災活動や地区拠点基地、広域避難場所に対するコントロールタワーとして、指揮命令機能や情報通信機能等を有する本部機能を整備する。 広域避難場所等に対する食糧、生活必需品等の供給のために所要量を備蓄する。 要配慮者に対するサービスの拠点を整備し、必要物資を備蓄する。

（６）新たな技術を用いた設備の活用

指定避難所等において衛生通信設備や循環式の手洗い所など、新たな技術を用いた設備が活用できるよう導入を進め、体制の構築に努めるものとする。また、指定避難所等で使用する設備等については、災害時に確実に活用できるよう、訓練はもとより、平時からの利用に努める。

第４　自主避難場所

（１）自主避難場所の指定

台風等の風害の危険が予測される場合において、住民等の安全な避難先を確保する観点から、市は、原則公民館（公民館が避難所として適合しない場合は、公共施設避難所の中から政令で定める基準に適合する災害の危険が及ばない施設）を自主避難場所としてあらかじめ指定し、住民に対して周知徹底を図るものとする。

（２）自主避難場所に関する通知等

市は、自主避難場所を指定したときは、県に通知するとともに、公示を行う。

自主避難場所の運営管理責任者は、当該自主避難場所を廃止し、又は重要な変更を加えようとするときは、市に届出を行う。

市は、自主避難場所が廃止され、又は政令で定める基準に適合しなくなったときは指定を取消し、県に通知するとともに、公示を行う。

（３）自主避難場所の開設、運営等

市は、住民等からの要望、気象予測情報及び安全に避難できる気象状況や時間等を考慮し必要と認めた場合に自主避難場所を開設する。

自主避難場所には、運営管理責任者及びその他の職員を配置するものとし、運営管理責任者は原則として地区担当班の人員があたるものとする。

（４）地区公民館職員の役割

地区公民館に自主避難場所が開設された場合は、地区公民館職員は所管班長（生涯学習・芸術文化課長）の指示に従い、市職員（地区担当班）と連携して当該地区における災害対応に従事する。

（５）自主避難場所へ避難する際の留意事項

① 自主避難場所は災害対策基本法に基づく指定避難所とは異なり、原則として食料品・日用品等の提供は行わないため、避難者は各自で食料等を用意するよう努めること。

② 自主避難場所への避難は安全性の確保のため原則１８時までに行うこと。

第５　避難路線の指定

市は、災害発生時の避難及び物資輸送路に供するため、一般国道、主要地方道、県道並びに市道の中から、あらかじめ避難路線を指定しておくものとする。

第６　避難所等の整備

市は、災害から人命の安全を確保するため、関係機関と連携して、避難場所及び避難路の選定を行い、広域避難場所に指定されている小学校体育館等については、耐震診断結果による耐震化を図るなど計画的な避難対策を図る。また、避難所における避難休憩施設、救助施設等の避難所、避難路線における、避難標識等の整備に努める。

（１）風水害対策

土砂災害警戒区域等の危険区域に係る住民全員が避難可能な安全な避難場所、避難路及び避難施設を次の事項に留意して選定、整備するとともに、住民に周知するものとする。また、避難地における救助施設等の整備に努めるものとする。

《避難路の選定》

ア　危険区域等を通過する道路は努めて避けること。 イ　車両通行が可能な程度の幅員のある道路を選定すること。

《避難路の整備》

ア　誘導標識等の整備に努めること。

イ　避難路上の障害物件を除去すること。

《避難施設の選定》

ア 土石流、地すべり等の土砂災害を受けるおそれのないこと。

イ 洪水氾濫等を受けるおそれのないこと。

ウ 危険区域等の保全対象人家等からできるだけ近距離にあること。

エ 都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。

《避難場所の選定及び整備》

ア 危険区域等毎に安全な避難施設を選定、確保すること。

イ 適当な避難施設がないときは、安全な避難施設を整備するよう努めること。

（２）震災対策

地震災害に対処するため、次の事項に留意して避難地及び避難路の選定及び整備を行うとともに、福井地方気象台が設置した地震計測システムを活用して安全確保を図るものとする。

《避難場所の選定の基準》

ア　火災の延焼によって生じる輻射熱や熱気流等に対し、避難者の安全を確保するため十分な面積があること。

イ　危険物、大量可燃物等の災害の発生要因及び拡大要因となるものが存在しないこと。

ウ　浸水等の被害のないこと。

エ　避難者が安全に到達できる避難路と接続されていること。

オ　一定の間、避難者の応急救護活動が実施できること。

《避難路の選定の基準》

ア　幅員が十分に確保されていること。

イ　沿道に耐火建築物が多いこと。

ウ　落下物、倒壊物による危険性が少ないこと。

エ　危険物施設等に係る火災、爆発物等の危険性が少ないこと。

オ　耐震性貯水等の防火水槽及び自然水利の確保が比較的容易であること。

カ　浸水等により通行不能になるおそれがないこと。

キ　通行障害発生時の代替道路の確保に対処できること。

第７　避難路等避難誘導体制の整備

迅速かつ安全な避難を確保するため、一次避難場所（集合場所）から広域避難場所までの避難路をあらかじめ設定するとともに、避難標識や案内板を計画的に整備する。その際には、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。また、地区においては、防災マップ(避難誘導マップ等)やコミュニティタイムライン、マイタイムラインを作成し、防災訓練の実施等により住民に対して周知徹底を図る。

避難誘導にあたっては、警察、消防、自主防災組織等の協力を得ながら、避難道路の要所に交通指導員や防犯隊員等の誘導員を配置するなど、高齢者や障がい者あるいは旅行者等にも配慮した避難誘導体制の確立を図る。

第８　避難所運営体制の整備

（１）災害発生後速やかに管理運営体制を構築するために、避難所の維持管理体制及び災害発生時の要員の派遣方法をあらかじめ定める。

（２）避難者の自治体制

避難所運営の円滑を図るため、運営の中心となる自主防災組織等の組織と協議し、予定される避難所毎に事前に避難者の自治組織に係る事項や、避難者に対する情報伝達に係る事項などを定める「避難所運営マニュアル」を作成する。

指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意するものとする。

（３）施設管理者の支援体制

避難所の施設管理者は、避難所設置時には避難所の管理運営に協力するほか、運営の支援を行う。また、学校は避難所としても対応できる防災計画を作成する。

（４）市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

（５）市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

第９　避難所等情報通信体制の整備

（１）避難所等へのパソコン設置

防災施設、避難所、医療救護所の予定施設として、小中学校や公民館、病院や福祉健康センター等に設置されているパソコンの端末化を促進するとともに、未設置箇所へのパソコンの設置を促進する。

（２）オペレーターの確保及び常設ネットワーク化

市は端末パソコンの整備を行うと伴に、地区と連携してオペレーターの確保や育成を図り、地区拠点基地及び広域避難場所設置時のオペレーターを育成する。

さらに、災害が発生した際には県外への情報発信が重要であることから、県が実施しているインターネットへの情報提供事業において、県外、国外に向けた被災情報の発信を図る。

（３）地区拠点基地（公民館）での情報収集体制の確立

災害時において地区拠点基地として機能する地区公民館において、自治振興会等の地域コミュニティと連携し、情報収集体制の確立を図る。

第１０　広域避難のための体制の整備

市及び県は、大規模災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

市は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用に供することについても定めるなど、他の市町からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

なお、体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。

第６節　情報業務の継続計画の周知と体制の整備

災害応急対策や災害復旧を迅速・効率的に実施するために、情報部門に要求される迅速な情報収集・共有手段の確立や、業務の復旧優先度・レベルに応じた情報システムの効率的な復旧など、「越前市情報部門としての業務継続戦略」に基づく対処について、職員に対する周知とともに体制の整備を図る。

【資料編】

１０－１　指定緊急避難場所・指定避難所一覧

１０－２　町内会別一次避難場所及び消防水利等一覧

１０－３　地区別公共施設避難所一覧

１０－４　指定避難路線一覧表

第３項　災害に強いまちづくり

第3項　災害に強いまちづくり	第1節　風水害予防計画
	第2節　土砂災害予防計画
	第3節　暴風･竜巻等災害予防計画
	第4節　農林業災害予防計画
	第5節　雪害予防計画
	第6節　火災予防計画
	第7節　文化財災害予防計画
	第8節　危険物等災害予防計画
	第9節　建築物災害予防及び市街地防災化計画

第１節　風水害予防計画

第１　計画の方針

市は、台風、集中豪雨等による風水害の防止を図る。

第２　治山対策の推進

市及び関係機関は、山地災害防止、水源かん養機能の向上、森林による生活環境の保全、形成等を図るため、治山に関する計画を樹立し、次により山地治山、防災林整備、流域保全総合治山等の治山事業等を推進する。

・予防治山事業の推進
・過年災による荒廃林地に対する、復旧治山事業の早期施行
・防災林整備事業
・保安林の拡大編入
・植栽、保育、間伐など造林事業

第３　治水対策の推進

市及び関係機関は、台風、集中豪雨等による洪水の防止を図るため、水系一貫した治水整備計画を整備し、以下の河川改良及び河川維持修繕事業の実施並びに治水ダムの建設、ため池の改良等を促進するとともに、長期的かつ計画的な都市河川対策を推進する。

・老朽護岸の改良、堤体の補強
・河積の拡大
・余水吐の整備
・河川の新設、調節施設の新設

第４　河川等の管理強化

河川、ため池等の管理者は、ダム、堰、水門等その管理する施設の操作にあたっては、下流地域における異常出水の防止に十分配慮して行うものとする。

・気象状況に応じた貯水の調節、下流の洪水調節を行う。
・頭首工の洪水吐、土砂吐、あるいは水路余水吐、樋門等で角落し方式によるものは、洪水時に操作不可能となるために事前にこれを取り除き、洪水流下を阻害しないよう処置する。
・樋門、排水機等の管理を十分に行い、非常の際に操作運転できるよう万全の措置を講ずる。
・豪雨により損傷を生じていると思われる河川、排水路等につき護岸、堤防のゆるみや土砂埋没等の点検管理を十分に行い、災害を未然に防止する処置をとる。

第５　水防体制の強化、水防施設及び資機材等の整備、備蓄及び点検

水防管理団体（市）は、水防に関する組織、動員体制、情報連絡体制等の整備充実を図る。また、重要水防区域等については、南越消防組合と協力して具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要な資機材の整備を図るとともに、平素から安全を踏まえた計画的な点検整備を行い、補充等に努める（第３章第２項第１節「防災関係施設設備、資機材、物資等整備計画」、第４章第３項第７節「水防計画」）。

また、水災については、国、県、他市町、河川管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。

第６　警戒避難体制

市は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努めるものとする。

また、市は、避難情報を円滑に発令するため、タイムライン等により、地域の実情に則した河川の水位の状況、降雨の度合い等から総合的に判断し、あらかじめ避難指示等の基準並びに避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難　路等の住民の避難誘導等警戒避難体制を計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫等により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生する恐れ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することの無いよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業等不要不急の外出を控えるように努めるものとする。

市は、国、県、ライフライン事業者、鉄道事業者等と連携し、複数市町にまたがる河川流域を対象に、それぞれの防災行動を記載したタイムラインを作成し、相互に情報を共有することで、早期の防災活動に努めるものとする。

また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じてタイムラインの見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

第７　洪水災害予測地図（ハザードマップ）の活用

全世帯に配布した市内主要河川の浸水予測結果による浸水範囲と浸水深さ、避難所などの情報を地図上に掲載した洪水ハザードマップにより、住民に対する河川はん濫の警戒、洪水時の避難の啓発を講習会を実施するほか、地域住民に対し、防災マップやコミュニティタイムライン、マイタイムライン等の作成を支援する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期

の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。

また、市は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。

第８　地下空間の浸水対策

（１）市は、ビルの地階などの地下空間について、浸水防止施設の設置を促進するため、施設の具体的事例等、必要な情報を地下空間の管理者等に提供するよう努める。

（２）**浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置する**地下空間の管理者等は、浸水防止施設の設置に努めるとともに、円滑な避難誘導ができるよう避難誘導計画等の整備に努める。また、市と地下空間の管理者等が共同して、浸水災害の発生を想定した訓練の実施に努める。

第９　親水施設利用者の安全確保

親水施設の管理者は、河川、ダム、ため池等の管理者と連携して、施設の安全性及び利用者の安全確保のため、施設の点検や定期パトロール等の充実を図るとともに、急激な河川等の増水による水難事故を防止するため、平常時の啓発を行い、必要に応じて看板や警報装置等の設置を行う。

第 10　アンダーパス部等の冠水対策

（１）道路管理者は、アンダーパス部等前後に比して局部的に急低下している区間に関する情報について把握するとともに、豪雨時に冠水する可能性がある旨掲示板等により周知する。

（２）道路管理者は、アンダーパス部等の情報について、所轄警察や消防等の関係機関と情報を共有するとともに、連絡体制を整備して、通行止めや救助等の活動に遅れが生じないよう措置する。

第 11　要配慮者利用施設の所有者又は管理者の責務

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法、土砂災害防止法及び介護保険法関係法令等に基づき、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育、訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組

織の業務に関する事項等の、自然災害からの避難を含む非常災害に関する避難確保計画を作成し、市に報告を行わなければならない。なお、避難確保計画を変更したときも同様とする。また、当該計画に基づき、毎年度、避難誘導等の訓練を実施し、その報告を市に行わなければならない。併せて、自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市に報告するものとする。

市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言を行うものとする。

第 12　大規模工場等の所有者又は管理者の責務

浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告するものとする。

また、当該計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。

第 13　農業用ため池の管理強化

（１）ため池ハザードマップの活用

農業用ため池のうち、決壊した場合に人家への被害が想定される防災重点ため池については、浸水想定区域や浸水深等を示したハザードマップを活用し、浸水想定区域内の住民等に配布するものとする。

（２）農業用ため池の適正管理

市は、ため池の決壊等による水害の発生を防止するため、ため池管理者に対し、施設点検や余水吐の堆積土砂の除去、堤体の草刈りなどの適正管理を行うよう指導するものとする。

【資料編】

１－１　雨量観測所一覧表

１－２　水位観測所一覧表

１－４　注意報、警報の発表基準

１－５　重要水防箇所一覧表

１－６　ため池ハザードマップ一覧表

２－５　土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧表

２－６　洪水浸水想定区域（想定最大規模降雨）内の要配慮者利用施設一覧表

第２節　土砂災害予防計画

第１　計画の方針

市は、台風や集中豪雨及び地震等を発生源とする土石流、地すべり、急傾斜地崩壊等、災害発生時の被害を回避又は軽減するためのソフト対策の推進を図るとともに、県と連携して、これらの災害を防止するためのハード対策事業の推進を図る。

第２　土砂災害対策の推進

県は、土砂災害等の危険箇所に関する地形、地質等の状況、土地の利用状況等の基礎調査の結果を踏まえ、警戒区域（イエローゾーン、レッドゾーン）等の指定を行う。

市は、上記警戒区域に該当する町内（区域）を対象とする地元説明会を開催し、避難ルート等を設定するなど災害発生時の警戒避難体制の整備を行う。また、特別警戒区域（レッドゾーン）に指定された区域については、県と連携して、下記のとおり住民に一定の制限を課すなどの措置を講ずる。

一方、市及び関係機関は、集中豪雨等による土砂災害(土石流災害、がけ崩れ災害、地すべり災害等)から人命及び財産を守るため、保全人家の多い箇所、過去に土砂災害が発生した箇所、保全対象に要配慮者関連施設がある箇所を優先して、下記の砂防事業・急傾斜地崩壊対策事業及び地すべり対策事業を県と連携しながら推進する。

（１）土砂災害特別警戒区域内の行為の制限等

① 住宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可

② 建築基準法に基づく建築物の構造規制

③ 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告

④ 勧告による移転者への融資及び資金の確保

（２）砂防事業

山地の荒廃、集中豪雨等による土石流、土砂流出災害に対処するため、これらの発生のおそれがある渓流及びその流域について「砂防指定地」に指定し、行為の制限等管理の強化を図るとともに危険度の高いもの及び要配慮者関連施設が保全対象となるものから順次築堤等砂防施設の整備を図る。

また、関係機関の連携により、荒廃した山腹の崩壊を未然防止するため、植林等により植生の回復や改良を加える山腹保育工などの里山砂防事業もあわせて推進する。

（３）急傾斜地崩壊対策事業

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」により急傾斜地崩壊危険区域に指定可能な地域は指定の推進を行い、災害が生ずるおそれのある箇所について危険度の高いもの及び要配慮者関連施設が保全対象となるものから順次擁壁等防護施設の整備を図る。また、災害の発生が予想される区域内での行為の制限、管理の強化等を図る。

《指定基準》

①　急傾斜地の傾斜度が 30 度以上であること
②　急傾斜地の高さが５ｍ以上であること
③　急傾斜地の崩壊により危害が生じるおそれのある人家が５戸以上あるか、５戸未満であっても区域内に官公庁・学校・病院・旅館・福祉施設等がある場合

《急傾斜地崩壊危険区域内での行為・建築の制限》

①　立木等の伐採
②　土石の採取又は集積
③　のり切り、切土、掘削又は盛土
④　その他急傾斜地の崩壊を助長し、誘発のおそれのある行為

（４）地すべり対策事業

地すべりの災害を防止するため「地すべり防止区域」の指定を推進し、行為の制限等管理の強化を図るとともに大雨、長期降雨により土地の一部が地すべりを起こす危険度の高いもの及び要配慮者関連施設が保全対象となるものから、順次集水井工等の地すべり防止施設の整備を図る。

第３　山地災害対策の推進

市は、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出が、現に発生し又は発生する危険のある森林で、その危害が直接人家又は公共施設に及ぶおそれがある地域については「山地災害危険地区」としての指定を推進し、治山施設の整備並びに森林の保育、保安林の改良等の維持造成により山地災害の未然防止と災害が発生した場合の早期復旧を図るように県に要請する。

市、国及び県は、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携

による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。なお、流木災害の激甚化や河川氾濫への対応については、流域治水の取り組みと連携しつつ、森林整備による土壌保全強化等の是正指導を行うものとする。

市及び県は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。

第４　危険区域の管理

市及び関係機関は、以下により危険区域等の管理に万全を期する。

（１）土砂災害の発生が予想される区域を把握し、災害の発生防止のための施設の施工推進を図る。

（２）区域内においては、関係機関が協力して現地調査等の必要な措置をとり、危険区域等を確認し、状況により通行禁止、立入禁止、住宅建設の禁止等の必要な措置をとる。

（３）現に危険区域内にある家屋については、がけ地近接危険住宅移転事業制度に基づき、危険区域外への移転を促進する。

第５　警戒体制の整備

県は、インターネット等により、雨量、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒区域等情報の提供を行うとともに、さらに、土砂災害警戒情報について福井地方気象台と連携して作成、共同発表するよう努めるものとする。

市は、土砂災害警戒情報、砂防指定地及び土砂災害警戒区域等における情報伝達方法等について住民に周知するとともに、警戒避難体制を整備する。

（１）危険区域等

危険区域等については、関係機関が協力して現場調査などの必要な措置をとり、危険箇所を確認した場合には、状況により通行禁止など必要な措置をとる。

県は、指定した危険区域に表示板を設置し、市は、地区住民に対してその旨の周知を図るものとする。

（２）土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域については、市は、警戒区域ごとに必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について

住民に周知するよう努めるものとする。

特に、警戒区域内に社会福祉施設、病院、幼稚園等の要配慮者関連施設があるときには、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう施設ごとに予め警報の伝達方法を定めるものとする。

（３）警戒避難基準の設定

市は、関係機関と協議し、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準をあらかじめ設定するとともに、必要に応じ見直すものとする。

（４）土砂災害ハザードマップの作成

市は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の土砂災害に関する総合的な資料を、図面表示等により取りまとめ、警戒区域における円滑な警戒避難を確保するため土砂災害ハザードマップ等を分かりやすく作成して、住民等に配布するものとする。

第６　危険区域に準ずる箇所における措置

市及び関係機関は、砂防指定地及び急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域及びその他の危険区域の指定を受けない箇所についても、その箇所の特殊性を配慮して、本計画の各事項に準じた措置をとるものとする。

【資料編】

２－１　砂防指定地位置図

２－２　急傾斜地崩壊危険区域一覧表

２－３　地すべり防止区域一覧表

２－４　土砂災害警戒区域、特別警戒区域位置図

２－５　土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧表

２－６　洪水浸水想定区域（想定最大規模降雨）内の要配慮者利用施設一覧表

２－７　雪崩危険箇所一覧表

２－８　孤立予想地区一覧表

第３節　暴風・竜巻等災害予防計画

暴風・竜巻等によって、建物等の倒壊や破損、飛来物による被害が生じることから、防災関係機関が、被害の軽減・防止を図るための計画である。

第１　暴風・竜巻等の防災対策

市及び県は、暴風・竜巻等により、公共施設や備品等が倒壊・飛散しないよう日頃から対策を講じ、被災した家屋等に使用するビニールシートや土のう等を備蓄するとともに、事業者に対し、建物や付属物、工事現場等の資機材等が倒壊・飛散しないための対策を講じるよう徹底を図る。

また、暴風・竜巻等による人的被害や、建物、立木及び標識等の物的被害に備え、速やかに救出救助やガレキ撤去等の応急対策を実施する体制を整備する。

第２　情報の収集・伝達体制の整備

市及び県は、暴風・竜巻等による災害が発生した場合に、速やかに関係機関と災害情報を共有できるよう、日頃から連携体制の整備に努める。

気象庁は、暴風・竜巻等による被害の軽減に資するために、強風注意報、暴風警報や竜巻注意情報を発表し、市及び県へ伝達する。

また、竜巻注意情報が発表された場合において、市、県及び関係機関は、気象情報（気象庁ＨＰ、テレビ、ラジオ）の確認や屋外の空の変化に注意するなど情報の収集に努める。

第３　住民への普及啓発

市及び県は、暴風・竜巻等による被害を軽減・防止するため、以下の点について、住民に普及・啓発を行う。

（１）被害の予防対策

・強風注意報、暴風警報、竜巻注意情報等の情報の入手手段（テレビ、ラジオ等）を確認する。

・身の回りの屋内外の避難場所、避難方法を確認する。

・ガラスの破砕防止対策（飛散防止フィルムを張ること等）を講じる。

（２）暴風・竜巻等への対応（屋内にいる場合）

・雨戸・シャッター等を閉める。

・ガラス飛散防止のためカーテンを閉める。

・建物の中心部等の窓から距離のある場所へ移動する。

（３）暴風・竜巻等への対応（屋外にいる場合）

・電柱や街路樹等の付近を避けて、堅固な建物に避難する。

第４節　農林業災害予防計画

第１　計画の方針

市は、風水害等の災害から農林水産業施設及び農産物、林産物、畜産等の被害防止を図る。

第２　農業災害予防計画

（１）農地及び農業用施設保全事業の推進

市及び関係機関は、農業用地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止するため、下記の事業を推進し保全を図り、農業生産の維持及び農業経営の安定を図る。

なお、計画推進にあたっては農地防災、河川改修事業並びに都市計画事業相互の連絡調整が充分図られるよう進めるとともに、国、県その他関係機関の指導と連携のもとに推進するものとする。

①　湛水防除対策

流域の地域開発等環境の変化により湛水の被害のおそれのある地域において、これを防止するため排水機場、樋門、排水路、一時貯留施設、用水路等の新設、改修を図るとともに、その管理を十分に行い、非常の際操作運転できるよう万全の措置を講ずる。

②　農業用ため池整備事業

農業用のため池のうち老朽化による決壊を防止するため、早急に整備を要するものについて、堤体の補強その他必要な管理施設の新設改修を図る。また、気象状況に応じ貯水の調節を図り、降雨による下流洪水調節を行うとともに余水吐の整備や堤体の補強を行う。

③　水質保全施設の整備

生活雑排水の流入、ゴミ、砂塵の増加による流水阻害等による農業用用排水の機能低下を未然に防ぐため、用排分離水路、沈砂池等の水質保全施設の整備を図る。

④　用排水施設の洪水等流下阻害対策

頭首工の洪水吐、土砂吐、用水路の余水吐、排水樋管等は、洪水流下を阻害しない構造に整備するとともに、その機能維持に努め、非常時に備えるものとする。

⑤　土砂崩壊防止事業

土砂崩壊の危険の生じた個所において、災害を防止するため擁壁、土砂溜堰堤、水路等の新設、改修を図る。

⑥　農業用施設及び共同利用施設の災害防止対策事業

風水害等の災害発生が予想できる場合の施設の事前の補強指導を図る。

施設の近代化、転落防止柵、管理用道路の設置等の保安安全施設の整備を進め、災害に対応できる施設の充実を図る。

（２）防災営農対策の推進

市は、風水害あるいは病害虫等各種災害による農作物の被害の減少を図り、防災営農を推進するため、県、丹南農林総合事務所、農協等関係機関の連携のもとに指導体制の確立並びに防災営農技術の確立及び普及を図る。

さらに農業保険制度の普及促進を図り、農業者が災害に対応できる体制の確立を図る。

①水稲

栽培管理技術の普及指導により、倒伏防止及び病虫害防除などを進めるとともに、水田農業確立対策の推進を図りながら、熟期の分散を考えた作付体系を推進し風水害の影響を最小限に防ぐ。

②　麦、大豆及びそば等

湿害を防ぐため、排水対策を重点においた栽培管理を指導し、さらに暗渠排水工事の施行など圃場条件の改善を図るとともに生産技術の普及推進を図る。

また、長雨、台風等気候の変動に留意し適期播種、適正な管理、適期収穫など栽培管理技術の推進を図る。

③　野菜・果樹・施設園芸

災害に対応できる栽培管理技術の推進を図るとともに、果樹については等高線に沿った植栽を普及し、急傾斜地果樹園の土壌浸食を防ぐ。集中豪雨等による根の生理障害を防止するため、排水施設の補強等の指導を図る。

園芸施設等については、強風による災害を未然に防ぐため補強等の指導を図るとともに、施設の近代化を図る。

④　畜産

災害等による畜舎の倒壊、半壊、流失等を防止するため、災害発生が予想される場合の補強対策の指導を図るとともに、畜舎の近代化を進め、災害に対応する施設の充実を図る。

また、災害時の家畜の防疫を推進する。

第3　農林業災害予防計画

本市の 60%を占める森林の災害が市民に与える影響は大きいものがあるため、市は、国、県及び関係機関の指導と連携のもとに、以下の施策を推進するものとする。

（１）治山事業の推進

①　集中豪雨その他の災害による、がけ崩れ、山地崩壊等の危険個所について事前に災害防止を図るため、渓流工、山腹工等の予防治山工事を推進する。

②　過年災による荒廃林地については、復旧治山事業の早期施工を推進する。

③　保安林改良事業

災害等により林況が悪化し保安機能が低下している保安林に対して、改植、補植による林相改良事業を促進するとともに、簡易施設を設置する。

（２）保安林対策の推進

①　保安林の拡大編入

水源かん養と治水を図るため、地域住民の意見を尊重し、国県に対し保安林の拡大編入を申請する。

（３）森林施業事業の推進

災害を防止するため、市土の緑化を図り、越前市森林整備計画に基づき植栽、保育、間伐など造林事業を推進する。

第５節　雪害予防計画

第１　計画の方針

市は、降積雪による災害を防止、軽減し、民生の安定と産業経済活動の維持を図る。

第２　計画の基本（「雪に強い調和のとれた住みよいまちづくり」）

「雪に強い調和のとれた住みよいまちづくり」のスローガンのもとに、市民、市及び防災関係機関は、越前市雪害対策実施要綱、越前市除排雪業務要綱に基づき雪害の予防を図る。

第３　平常時対策

市及び関係機関は、平素から積雪に対処するため、次の事項について対策を講じる。

（１）公共的対策

①　道路の耐雪強化

ア　都市計画道路及び主要幹線道路網の整備

イ　生活道路及び通学路の整備、歩行者空間の確保

ウ　道路附属構造物の除排雪適応性の強化と堅牢化

エ　道路の流・消雪設備の整備拡充

オ　排雪広場の設置

カ　除排雪機械の整備強化

②　都市構造の耐雪強化

ア　電気・ガス・水道・下水道・通信施設の耐雪強化

③　なだれ危険箇所対策

ア　防止柵の設置・防止林の造成

（２）民生的対策

①　建築物対策

ア　克雪形建築物の建設指導（積雪荷重等を考慮に入れた建築基準法からの指導）

イ　公共建物の除雪基準の表示

ウ　屋根雪下ろしの奨励

屋根雪荷重による家屋倒壊を防止するため、早期の屋根雪下ろしを奨励し、広報活動を実施する。

エ　住民参加型除排雪方法の確立

住民との対話により相互に知恵を出し合いながら、各地域の実情に即した、住民も参加した除排雪方法を確立する。

② 農林業対策

ア　農道の整備

イ　温室ビニールハウス及び果樹園の融雪装置、融雪溝の設置と融雪促進剤の確保指導

ウ　耐雪耐寒性の強い品種を奨励し、融雪剤散布及び早期排水、早期追肥施用等により成育の促進を図る。

③ 市民生活等対策

ア　食料品の備蓄

イ　住民の健康管理の徹底

ウ　停電時の寒さ対策の啓発

④ 積雪時の避難場所、避難路の確保

積雪時に地震が発生した場合においても、住民が円滑に避難することができるよう避難場所・避難路等の確保に十分配慮するものとする。

《避難場所の確保》

ア　建物周辺にオープンスペースを確保する。

イ　消融雪施設を備えるなど雪に強い駐車場の確保を図る。

ウ　雪を考慮した建築物の配置を図る。

エ　克雪型建築の普及を図る。

《避難路の確保》

ア　積雪、堆雪に配慮した体系的街路を整備する。

イ　小型除雪車を増強し、歩道除雪を推進する。

ウ　機械による除排雪が困難な人家連たん地域や冬期交通のあい路となる箇所においては、重点的に消融雪施設等を整備する。

《避難誘導等設備の確保》

ア　積雪時における避難誘導等設備の除排雪等に留意し、その確保に配慮するものとする。

第４　降積雪期前の対策

降積雪期を前に「越前市雪害対策連絡会議」を開催し、相互の連絡調整を行い、次の対策について総合的かつ計画的な推進を図るものとする。

（１）公共的対策

《情報の収集、広報》

ア　気象情報の収集、長期見通しの作成

イ　積雪観測所の設置

ウ　広報体制の整備、インフォメーションの発行、インターネットによる情報提供

エ　主要道路沿線の給油所やコンビニエンスストアーからの情報提供依頼

《道路交通網の確保対策》

ア　国、県、市道相互間の除雪計画の調整

イ　公共建物の除排雪計画

ウ　町内会、事業所による除雪協力体制の確立

エ　公共施設の屋根雪下ろし基準の周知

オ　民間除雪機械借上げ、除雪作業委託体制の確立

カ　排雪場所の確保

キ　除雪機械の整備と要員体制の確立

ク　交通規制区域の周知徹底

ケ　道路除雪計画の作成

コ　マイカー使用の自粛の周知徹底、及びこれに対応する交通手段の確立

サ　違法駐車等の防止に関する条例等に基づく路上駐車の防止のための広報活動、路上引上げパトロールの実施

シ　時差出勤等の混雑緩和措置の協力要請

ス　道路付属構造物の保護のための標識の設置

セ　道路管理者は、倒木による道路交通等への障害を生じさせないため、所有者の協力を得ながら平時から倒木のおそれがある立木伐採等を行うものとする。

《建物保全対策》

ア　公共建物の除排雪計画の作成

イ　屋根雪下ろし基準の周知

《火災予防対策》

ア　防火施設、器具の整備点検の徹底
イ　防火施設保護のための標識の設置
ウ　防火施設周辺の除雪、水利確保のための標識の設置
エ　公共消防体制の強化
オ　自主防災意識の高揚
カ　地域ぐるみの防火活動の推進

《なだれ危険箇所対策》

ア　住民に対するなだれ危険箇所及び避難等の周知
イ　交通規制及び迂回路の設定

（２）民生対策

①　孤立地区対策	ア　住民への健康状態の確認 イ　通信確保対策の整備 ウ　家庭用医療機器、医薬品の確保
②　ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、障がい者等の在宅者対策	ア　健康状態の確認と治療入院等の助言 イ　除排雪についての近隣住民、自主防災組織等の協力体制の確立 ウ　救急体制、避難体制の整備・強化 エ　保健衛生及び医療の確保 オ　通信連絡方法の徹底と緊急時における救援活動体制の確立
③　ゴミ・し尿対策	し尿の降雪前収集の徹底とゴミの出し方についての周知徹底
④　非常持出品の確保	寒冷期における非常持出品について、通常の持出品に加え耐寒用品等の携行にも配慮するよう住民に対し周知を図る。 〔参照　非常持出品　P.61〕
⑤　その他の対策	ア　食糧品の流通確保 イ　応急対策用物資の確保 ウ　燃料の確保 エ　救急医療品の確保と緊急輸送体制の確立 オ　停電に備えた装備品の確保 カ　除雪作業時の健康管理の徹底

第５　「住民の協力体制づくり」の推進

市は、以下により住民による協力体制づくりを図る。

（１）住民コミュニティの回復

雪害予防対策、応急対策の実施の円滑化、効率化のため、町内会等を基盤とする住民コミュニティの回復のための施策に努めるとともに、自主防災組織の育成強化を図る。

（２）地域ぐるみ除排雪体制の推進

以下について、自治振興会を中心とした各種団体との連携による地域住民の協力体制を整備し、地域ぐるみ除排雪の推進を図る。

また、企業や学校等を通じた除雪ボランティアを確保するとともに、要配慮者に対して町内ぐるみでの除雪支援制度の整備を図る。

①　無雪害都市づくりへの参画

②　生活道路の除雪活動

③　要配慮世帯への協力

【資料編】

１－３　雪量観測点一覧表

２－７　雪崩危険個所一覧表

２－８　孤立予想地区一覧表

第６節　火災予防計画

第１　計画の方針

南越消防組合は、消防体制の充実強化、防火思想の普及徹底など火災予防を図る。

第２　総合的な消防計画の策定

消防計画は、火災を予防、警戒及び鎮圧し、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うため、通常からの教育訓練、消防施設の整備、火災予防思想の普及徹底及び災害発生時の応急対策等に関する計画であり、南越消防組合はこれらの事項について、総合的な計画を定めるものとする。

第３　消防力の強化

南越消防組合における消防力等の整備は、科学技術の進歩と社会環境の変化等により、一層多様化する災害に対して、活力ある事務執行体制、近代的で機能的な防災活動体制、及び的確な防災指導体制を目指すとともに、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう、計画性をもち積極的にその充実強化を図るものとする。

（１）組織の強化

消防力の基本たる人員について、消防職員にあっては、消防事務量の質的変化と量的増加に適切に対応できる体制を確保し、消防団員にあっては、地域の中核防災機関として必要な組織強化に努めるものとする。

（２）教育訓練

消防職員、団員の業務執行能力を向上し、消防精神の一層の涵養と団結強化を図るため、次により、各組織、職階級等に応じ、消防を取り巻く環境の変化に対応した効果的な教育及び訓練体制を確立し、その計画的な推進を図るものとする。

①　教育の種類は、所属教育、委託教育、及びその他の教育とする。

②　訓練の種類は、本部訓練、所属訓練（基本訓練、図上訓練、応用訓練、出場訓練）とする。

③　次長は、教育、訓練に係る警防訓練指針を示すとともに、消防署長は同指針に基づき年間警防訓練計画を策定するものとし、すべての消防職員及び団員は積極的にこれに参加するほか、自己研鑽に努めなければならない。

（３）施設等の整備及び保全

拡大する消防の業務範囲と、多様化、大規模化の著しい各種災害に対する消防施設等の整備は、「消防力の整備指針」「消防水利の基準」等に適合するよう整備を図るとともに、近代化、科学化を目指して計画的にこれを推進するものとし、これらの的確な運用と適切な保全に努めるものとする。

（４）救急、救助体制の強化

社会環境の変化と増大する救急、救助業務に対し、救命率の向上と迅速円滑なる救急、救助活動を図るため、体制の強化と整備に努めるとともに、大規模な救急、救助事故等に対応するための計画を確立する。

第４　一般火災予防対策

火災の大部分が、個人の火災予防知識の不足と防火に対する責任観念の欠除から発生することが多いことに鑑み、南越消防組合及び防災関係機関は、次により火災予防を推進し、地域住民の防火意識の高揚と連帯的防火体制の確立に努めるとともに事業所における防火管理体制の強化を図る。

（１）火災予防運動

春季・秋季の火災予防運動を中心に防火と人命の安全確保について積極的な呼びかけを行う。

（２）火災予防広報

火災の防止は市民一人ひとりが常に防火意識を持つことが最も肝要であり、正しい防火の習慣と確実な実践を方針に市、南越消防組合はもとより、関係団体と連携した幅広い広報活動に努める。

広報の方法

ア　火災予防運動期間に各区長、事業所等を通じての広報

イ　年２回市広報紙での広報

ウ　年末年始又は、異常気象等必要に応じての巡回広報

エ　防火・防災委員会、危険物安全協会が発行する機関紙を通じての広報

オ　防火・防災講習会、座談会、消火器取扱指導会等を通じての広報

カ　幼・少年消防クラブ等を通じての広報

（３）防火対象物の立入検査

防火対象物からの出火とこれにともなう人命危険を防止するため、関係ある場所に立ち入って防火対象物の位置、構造、設備及び管理の状況を検査し、火災予防上の不備欠陥の排除、又は改善について積極的に指導する。

① 総合査察

消防法その他関係法規に準拠し査察対象物の火災発生等の危険を排除するための総合的な検査を行う。

② 特定査察

社会情勢等を洞察し消防長等が必要と認めて指定する防火対象物、又は項目を重点に検査を行う。

③ 警防査察

火災等の発生に際し、人命危険の排除並びに有効な消防活動及び被害の軽減を図るための調査を行う。

④ 一般家庭の防火訪問

住居専用の防火対象物の火気使用場所等からの火災発生危険を排除するため防火訪問を行う。

（４）防火管理者制度及び防災管理者制度の推進

消防法第８条及び第３６条の規定に基づき、選任されている防火管理者及び防災管理者に対し、防火対象物及び防災管理対象物に係る消防計画の作成、防災訓練の実施、消防設備等の点検、火気使用の監督、収容人員の管理、その他防火及び防災管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

また、防火管理者の資質向上を図るため、各種の防火管理講習等を行う。

（５）自主防火体制の強化

ア 事業所等の自衛消防組織の育成指導を図る。

イ 地域における隣近所の共助体制づくりや自警消防隊の育成指導を図る。

（６）防火対象物定期点検報告制度の推進による防火管理体制の強化等

ア 百貨店、遊技場、映画館、病院、老人福祉施設等における防火対象物定期点検報告制度の推進により、これらの施設の防火管理体制の強化を図る。

イ 要配慮者が利用する施設における夜間、休日等の防火管理体制の整備推進を図る。

（７）住宅防火対策の推進

住宅からの出火防止と死傷者の低減を図るため、住宅用火災警報器等、防炎製品及び住宅用消火器等の普及並びに防火訪問の実施等総合的な防火対策を推進する。

第５　林野火災予防対策

林野火災の出火原因は、たき火、たばこ等による不始末が大半を占めていることから、南越消防組合及び防災関係機関は、次の出火防止対策に努めるとともに、大規模な林野火災に対する体制の強化を図る。

（１）予防広報

ア　林野の所有者、入山者に対し、チラシ、パンフレットの配布、立て看板の掲出による広報を行う。
イ　講習会、座談会等の開催及び集落毎の各種会議等を利用した広報を行う。

（２）火気使用の制限及び火入れ等の規制の強化

ア　火災気象通報の発表等林野火災が発生する恐れがあるときの、一定区域内のたき火、喫煙等の制限。
イ　越前市火入れに関する条例及び南越消防組合火災予防条例等の規制の徹底
ウ　異常乾燥時等の警戒の強化

（３）林野火災対策用資機材の整備

南越消防組合は、小型動力ポンプ等の消火作業用資機材の整備に努める。

（４）消防体制の整備

南越消防組合は効果的消防体制を確立するため、森林組合等による自衛消防体制の強化に努めるとともに、相互応援協定等により広域的な消防体制の確立を図る。

また、県防災航空隊による応援（ヘリコプターによる空中消火）の要請を積極的に検討する。

【資料編】

９－４　消防団消防車両配置状況

９－５　消防団、消防水利の現況

第７節　文化財災害予防計画

第１　計画の方針

祖先から受け継いだ歴史的財産を火災、地震など災害から守り、後世に継承又は伝承するために、市、南越消防組合及び防災関係機関は、予防体制の強化及び防火施設の整備を図りその保全対策の推進に努める。

第２　文化財の災害予防対策

（１）予防計画

「文化財防火デー」（１月２６日）を中心に、市民の文化財愛護と防災意識の高揚を図るため広報活動を行う。

（２）防火指導

文化財の所有者・管理者に対し、関係機関等と協力して次の対策を推進する。

①　予防体制等の強化

ア　防火管理体制の整備
イ　文化財に対する環境の整備と保全
ウ　火気使用の制限
エ　教育委員会等と連携した立入検査の実施・指導

②　防火施設の整備等

ア　消防用設備等の整備及び維持管理の徹底
イ　搬出可能物件の搬出先の選定

（３）指定建造物

指定建造物の防火施設と管理上の事項については、上記②の他、次のとおりとする。

①　防火施設の整備

ア　消火設備、警報設備等の整備強化
イ　避雷設備、防火戸等の設置
ウ　消防用水の確保
エ　消火活動用進入路の確保

② 自主防火体制の整備指導

ア　防火管理者の選任及び消防計画の作成 イ　自衛消防組織の結成及び地域ぐるみの計画的な消防訓練の実施

（４）風水害、雪害等の予防体制

風水害、雪害等により、有形文化財が失われることのないように、文化財の所有者・管理者に対し、関係機関等と協力して次の対策を推進する。

ア　建造物、立木等暴風雨時における倒壊、破損の防止対策 イ　豪雨出水時における文化財の浸水被害防止及び保護対策 ウ　建造物、立木等積雪時における雪下ろし等の早期除雪対策

（５）その他

文化財の所有者又は管理者は、災害等により文化財が被災した場合は、文化財保護法（昭２５年法律第２１４号）、福井県文化財保護条例（昭３４年福井県条例第３９号）及び越前市文化財保護条例（平１７年越前市条例第２１２号）の規定に基づき、その被災状況を直ちに県教育委員会及び市教育委員会に報告しなければならない。報告の方法は書類によらなければならないが、その事前に電信、電話などの方法により速やかに知らせるようにする。

第８節　危険物等災害予防計画

第１　計画の方針

市及び南越消防組合は危険物、高圧ガス、火薬類、毒劇物の施設管理者に対しより安全な施設の整備と効果的な保安体制の確立、強化を指導し、これらによる災害予防を図る。

第２　危険物保安対策

消防法で定める危険物はその貯蔵又は取扱い上の不備が直ちに災害の原因となるとともに、他の原因に基づく災害発生時にはこれを拡大させる重要な要因ともなることから、消防機関は、危険物施設の立入検査、従事者に対する取扱いの指導及び訓練又は災害時における緊急措置の徹底を図り、災害の防止に万全を期するものとする。

（１）危険物の範囲

消防法上の危険物は次のとおりである。（消防法別表（第２条、第 10 条、第 11 条の４関係））

第一類	酸化性固体	１．塩素酸塩類 ２．過塩素酸塩類 ３．無機過酸化物 ４．亜塩素酸塩類 ５．臭素酸塩類 ６．硝酸塩類	７．よう素酸塩類 ８．過マンガン酸塩類 ９．重クロム酸塩類 10．その他のもので政令で定めるもの 11．前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの
第二類	可燃性固体	１．硫化りん ２．赤りん ３．硫黄 ４．鉄粉 ５．金属粉 ６．マグネシウム	７．その他のもので政令で定めるもの ８．前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの ９．引火性固体
第三類	自然発火性物質及び禁水性物質	１．カリウム ２．ナトリウム ３．アルキルアルミニウム ４．アルキルリチウム ５．黄りん ６．アルカリ金属（カリウム及びナトリウムを除く。）及びアルカリ土類金属 ７．有機金属化合物（アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを除く。）	８．金属の水素化物 ９．金属のりん化物 10．カルシウム又はアルミニウムの炭化物 11．その他のもので政令で定めるもの 12．前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの
第四類	引火性液体	１．特殊引火物 ２．第一石油類 ３．アルコール類 ４．第二石油類	５．第三石油類 ６．第四石油類 ７．動植物油類

第五類	自己反応性物質	１．有機過酸化物 ２．硝酸エステル類 ３．ニトロ化合物 ４．ニトロソ化合物 ５．アゾ化合物 ６．ジアゾ化合物	７．ヒドラジンの誘導体 ８．ヒドロキシルアミン ９．ヒドロキシルアミン塩類 10．その他のもので政令で定めるもの 11．前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの
第六類	酸化性液体	１．過塩素酸 ２．過酸化水素 ３．硝酸	４．その他のもので政令で定めるもの ５．前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの

（２）予防広報

危険物火災は、消火困難に陥りやすく、また人命危険が高いことから危険物施設における自主保安体制の確立を呼びかけるとともに、広く市民に危険物の安全に対する意識の高揚及び啓発を図るため広報活動に努める。

（３）火災予防体制

危険物施設等の関係者に対し次の事項を指導し、安全管理及び自主保安体制の確立を図る。

ア　技術基準の維持管理及び予防規程等の自主保安基準の整備

イ　従業員に対する保安教育の徹底

ウ　自衛消防隊の設置及び訓練の実施

エ　定期点検の実施及び化学消火剤の備蓄

（４）危険物施設に対する立入検査

危険物の貯蔵、取扱いに対する法令等違反の是正及び災害発生の未然防止を図るため、次により立入検査を実施する。

ア　貯蔵、取扱い及び管理等の指導

イ　位置、構造及び設備の維持管理の指導

ウ　消防用設備等の維持管理の指導

エ　危険物保安監督者の選任及び非常時に取るべき措置の指導

オ　災害防止のための諸計画の樹立

（５）危険物取扱者の教育

危険物取扱者に対し、法令の周知徹底と危険物安全管理の適正を期するため、保安講習等を実施する。

第３　高圧ガス、火薬類、毒物劇物等保安対策

（１）高圧ガス保安対策

高圧ガスに関する保安対策は、県の指導取締りにより保安意識の高揚、取締りの強化、自主保安体制の確立を重点目標として推進する。

①　保安意識の高揚	ア　関係法令、基準の周知徹底 イ　災害事故例の通知通報 ウ　福井県エルピーガス協会広報の活用 エ　高圧ガス危害予防週間の実施 オ　各種講習会等の開催
②　指導取締りの強化	ア　高圧ガス事業所の現況把握 イ　立入検査及び保安検査の強化 ウ　保安指導の推進 エ　関係行政機関との協力
③　自主保安体制の確立	ア　保安関係団体の育成 イ　定期自主検査の促進 ウ　自主保安教育の励行、訓練の実施 エ　製造保安責任者、販売主任者等の有資格者養成 オ　第三者共済制度の推進 カ　組織内における責任体制の確立

（２）火薬類保安対策

火薬類に対する保安対策は、県の指導取締りによるが、次により災害を防止し、公共の安全の確保に努力するものとする。

①　保安思想の啓発	ア　関係法令の周知徹底 イ　災害事故例の通知通報 ウ　がん具煙火の安全な取扱い指導 エ　火薬類危害予防週間の実施 オ　保安教育講習会の開催
②　指導取締りの強化	ア　火薬庫、火薬類販売所及び火薬類消費場所の状況把握と盗難防止 イ　立入検査及び保安検査の強化 ウ　関係機関との緊密な連携 エ　保安指導の推進による事故防止
③　自主保安体制の整備	ア　自主保安教育の推進、訓練の実施 イ　定期自主検査の励行 ウ　保安責任者の養成 エ　組織内における責任体制の確立

（３）毒物劇物保安対策

毒物劇物の指導取締りは、県の指導取締りによるが、災害発生時における人命、身体に及ぼす影響が極めて大きいことに鑑み、併せて自主保安組織の確立などについて強力な行政指導を行うものとする。

①　立入検査の実施	ア　製造所、貯蔵所の位置、構造及び維持管理 イ　毒物、劇物の移動及び運搬 ウ　毒物、劇物の流出、漏洩
②　保安指導の強化	ア　毒物、劇物の流出、漏洩の防止 イ　製造所、貯蔵所等の自主点検の実施 ウ　毒物、劇物取扱者等に対する保安監督 エ　製造所及び貯蔵所への関係者以外の者の立入禁止措置

第４　危険物等の輸送対策

危険物、高圧ガス、火薬類、毒物劇物等を輸送する車両の管理者は、あらかじめ次の措置を講じて輸送途上における災害発生の未然防止を図る。

（１）危険物等輸送にあたっては、積込み、積卸し作業の監視体制を整備するとともに、輸送過程における安全措置に万全を期するものとする。

（２）危険物等輸送に従事する者に対し、防災知識の普及教育と災害発生時における応急対策訓練の徹底を図るものとする。

【資料編】

３－１　危険物施設数一覧表

３－２　高圧ガス保安法関係事業所等数一覧表

第９節　建築物災害予防及び市街地防災化計画

第１　計画の方針

市は、建築物の災害予防及び市街地の防災化を図る。

第２　建築物災害予防計画

市は、所管施設について、災害時に被害が発生するおそれのある箇所に対する点検整備を強化するとともに、耐震性、耐火性を保つよう配慮するものとする。特に、主要な公共施設については、不燃化を進めるとともに一般建築物の基準以上の耐震性を持つように検討する。

また、民間の施設及び一般建築物等については、防災対策の重要性を周知するとともに、耐震性の強化を助言するものとする。

（１）建築物等に対する指導

①　建築物等の維持保全については、市長は都市計画区域内、特に準防火地域及び県知事が指定する区域（建築基準法第 22 条）内における建築物の常時適法維持に努める。

②　公共施設の耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うように努める。

③　違反建築物に対しては、市長は県知事に対し施工の停止、除却、移転、改築、使用制限等の措置をとるように要請するものとする（建築基準法第９条）。

④　保安上危険である建築物については、市長は県知事に対し、危険建物の除却、移転、改築、使用制限等の措置をとるよう要請するものとする（建築基準法第 10 条）。

⑤　市街地中心部の建ぺい率及び容積率の高いところでは、建造物の増改築についても、防災上有効な耐火、耐震化を促進する。

⑥　がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため、必要に応じ災害危険区域を指定し建築物等の制限を行うよう県に働きかけるものとする（建築基準法第 39 条）。

（２）防災重要建築物の指定

市は、所管施設のうちから、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮して、防災重要建築物の指定を推進する。これらの建築物については、耐震診断調査を実施し、必要と認めたものについて重要度を考慮して順次耐震補強を図る。また、長期停電に備え、非常用発電機を整備し、７２時間は外部からの供給なしで稼働できるよう、あらかじめ燃料を備蓄する等、電力の確保に努める。

（３）ブロック塀の倒壊防止対策

県と連携して倒壊防止対策を行う。

① ブロック塀築造に対する指導の強化

ブロック塀を新設又は改修しようとする者に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

② ブロック塀調査に基づく既存ブロック塀に対する改修指導

倒壊危険箇所の把握に努めるとともに、危険箇所の改修について必要な助言等に努めるものとする。

③ 市民に対する知識の普及

市民に対し、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し、啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等について、知識の普及等に努めるものとする。

（４）落下物対策

県が窓ガラス、看板その他地震時における落下物の実態調査に基づき策定した改修指導計画による危険箇所の改修等必要な助言、勧告等の実施に協力する。

（５）家具等の転倒防止対策

住宅・事務所等の建築物内に設置されている家具等の地震時における転倒・移動による被害を防止するため、その適正な対策・転倒防止方法等について広報紙等で普及啓発を図るとともに、適切な指導助言等を行うなど、家具等の耐震安全性の確保を図る。

（６）がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地の崩壊、土石流等により、住民の生命に危険をおよぼすおそれのある区域内の危険住宅の移転を推進する。

第３　市街地防災化計画

建築物の不燃化、都市空間や歩行空間の確保と整備、市街地再開発事業等により密度の高い居住環境の整備、及び防災対策の改善を図るものとする。また、空家･空店舗を防災･防犯の面から適切な管理指導に努める。

（１）都市防災の推進

県で作成する災害発生時における県民の生命、身体の安全確保を図るために必要な避難場所・避難路、防災空地等の都市の防災施設を計画的に整備するためのガイドラインに従い、市は「都市防災総合推進事業計画　※　」を策定し、計画の推進を図る。

※　都市防災総合推進事業計画

都市防災総合推進事業（平成１４年度創設）は、防災上危険な市街地の総合的な防災上の向上を図るため、都市の防災構造化や住民の防災に対する意識向上を推進することを目的としている。

①　災害危険度判定調査に対する補助

②　住民等のまちづくり活動支援に対する補助

③　地区公共施設等整備に対する補助

④　都市防災不燃化促進に対する補助

（２）建築物不燃化の推進

防火、準防火地域の区域指定や建築物の不燃化の推進等により、災害時の被害防止に努める。

①　　防火、準防火地域の区域指定

防火地域は、容積率が４００％以上の商業地域については、原則として指定を行い、準防火地域は、建ぺい率８０％以上の商業地域、近隣商業地域について指定を推進する。

②　居住環境整備事業

住宅の密集、不良住宅の集合、公共施設の不足等により、居住環境が劣っている住宅地域で、住宅地区改良事業により居住環境の整備を図ることのできない地区の住宅事情の改善と環境の整備を促進する。

（３）防災空間の確保、整備、拡大

都市公園、幹線道路、歩行空間の整備を進め、災害時における避難場所、避難路の確保、火災の延焼防止、救護活動の円滑な実施を図る。

① 都市公園の整備

災害時における避難場所あるいは防火帯としての機能を有する都市公園の整備を図る。

② 幹線道路の整備

ア 幹線道路の整備にあたっては、災害時の緊急輸送路、避難路としての機能を有するような道路構造の質的改善及び道路幅員等の検討を行う。

イ 災害時に避難路として利用するための歩道幅員拡大やバリアフリー化等を行い、火災の延焼防止に役立つ道路整備を推進する。

ウ 幹線以外の道路については、幹線道路と有機的に連携させ、避難場所に円滑に避難できるよう計画調整を図り、その整備を促進する。

③ 市街地再開発事業等の活用

地域の創意工夫による個性を活かしたまちづくりの推進や地区計画の活用、また、市街地再開発事業や土地区画整理事業等を活用し、公共施設の整備改善、住環境の整備を図り防災対策を推進する。

④ 空家･空店舗の適正管理指導

近年、人口や世帯の郊外拡散により、市街地では空家や空店舗が増加しているため、空家･空店舗の有効活用や老朽化建物の適切な管理指導に努め防災対策を図る。

市は、平時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

⑤ 所有者不明土地の活用

所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策の推進に努めるものとする。

第４項　ライフライン対策

第4項　ライフライン対策	第1節　上下水道施設及び浄化槽災害予防計画
	第2節　交通施設災害予防計画
	第3節　交通輸送体系整備計画
	第4節　通信及び放送施設災害予防計画
	第5節　電力施設災害予防計画
	第6節　ガス施設災害予防計画

第１節　上下水道施設及び浄化槽災害予防計画

第１　計画の方針

市は、上下水道施設及び浄化槽（戸別公共浄化槽及び越前市浄化槽維持管理協会へ加入している浄化槽（以下「浄化槽」という。））の災害予防を図る。

第２　上水道施設災害予防対策

市は、災害による水道施設の被害を最小限に止め、速やかに水の供給を確保するため、水道施設の整備増強及び給水体制の整備を推進する。

（１）施設等の整備

水道施設整備事業の実施について、水道施設設計指針及び水道施設耐震工法指針等により、施設の耐震化を図る。

①　取水、導水施設

管路は、耐震性継手、伸縮継手等耐震性を考慮した構造・材質とする。

②　浄水施設

ポンプ回りの配管、構造物との取り付け管、薬品注入関係の配管設備について耐震化を進めるため、整備補強を行う。また、被災時の停電を考慮して自家発電設備の整備を行う。

③　送配水施設

送配水幹線については、耐震性の強化のため、耐震継手、伸縮可とう管、緊急遮断弁等を使用する。

石綿セメント管、経年管等の老朽管については、ダクタイル鋳鉄管等への更新を行う。被害区域を最小限に抑え早期に復旧する為、配水区域のブロック化及び、配水管のループ化を図る。

（２）応急復旧用資機材の整備

原水処理薬剤や応急復旧用資機材の供給可能な体制づくりに努める。

（３）応急復旧体制の整備

災害により被災した水道施設の応急復旧を図るため、必要な体制を整備する。

第３　下水道施設災害予防対策

（１）管渠等

①　地震や集中豪雨等の災害に対処するため、常時、管渠の流水状況を調査・点検し、堆積物の除去及び損傷箇所の補修を行い、下水の流水路が阻害されないよう維持管理に努める。

②　雨水幹線及び都市下水路の通水門の維持管理及び開閉等については、地元土地改良区など関係機関と連絡協議を密にして、災害の予防・軽減に対処できるよう努める。

（２）浄化センター及びポンプ施設

①　ポンプ施設等は、常時、機能が最大限発揮できる状態に維持管理を行うとともに、現有能力を正確に把握し、その保全に万全を期すものとする。

②　停電時における動力源の常時確保に努める。

③　自動制御装置停止時における手動操作方法を習熟する。

④　危険物の漏洩時における応急措置の訓練を行う。

（３）施設の整備

下水道施設（雨水）の整備促進は、浸水・冠水等による災害予防・軽減にとって不可欠であるため、積極的な整備促進を図る。

（４）代替施設設備の整備

下水道施設に支障をきたした場合の仮設トイレの調達供給体制の確立を図る。

第４　浄化槽災害予防対策

（１）浄化槽管理台帳の整備

正確かつ迅速な被害状況の把握のため、浄化槽管理台帳を整備する。

（２）災害対策物資の備蓄

浄化槽が一定期間使用不可能になった場合に備えるため、仮設トイレ、災害用トイレ等の対策物資を備蓄する。

（３）越前市浄化槽維持管理協会との災害協定に基づく連携

災害時における浄化槽の復旧に関する協定書に基づき、浄化槽設置者に対し浄化槽の災害予防対策の周知に努める。

【資料編】

４－１　上水道給水区域、施設の配置図

４－２　公共下水道整備計画図

第２節　交通施設災害予防計画

第１　計画の方針

市の各交通施設の事業者及び管理者は、地震時の交通システムを維持するため、各施設等の耐震設計や陸海空を通じた交通ネットワークの充実などによる耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施するとともに、市、県等との連絡体制を整備し、被害を最小限にとどめるよう万全の予防措置を講じる。

第２　道路施設

各道路管理者は、広域的で質の高い防災体制の確立と、地域内の確実な避難救急活動を確保するため、災害時にも対応できる道路網の整備に努める。

（１）道路等の整備

道路管理者は、災害時における道路機能の確保のため、所管道路での計画的な補強等の対策を推進する。

また、広域的、地域的な防災体制の確立を目的とした道路網についても併せて整備する。

①　幹線道路網の整備

地域的な防災体制の確立のため、防災上拠点となる施設のそれぞれを連結する幹線道路網等について、被災時の代替性にも考慮しながら都市計画などに基づき、整備を推進する。

②　補助幹線道路の整備

補助幹線道路及び区画道路の整備により、幹線道路とのスムーズな連結を図る。

③　避難誘導路の確保

住宅密集地等の防災上必要な地域においては、歩道等の整備による避難誘導路の確保を図る。

④　道路の防災補修工事

道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所及び路体の崩壊が予想される箇所、橋梁、横断歩道橋、アンダーパス部等の調査を行い、道路の防災補修工事が必要な箇所については、その対策工事を早急に実施する。

⑤　橋梁等の整備

橋梁等の耐震性を維持するため、道路法に基づく橋梁点検を定期的に実施し、点検結果をもとに必要な補修を行う。

今後新設する橋梁については、国が示す最新の基準に基づき整備を行う。

また、大規模な擁壁、共同溝などについても地震に対する安全性を考慮し整備を行う。

⑥　道路交通施設の支援体制整備

警察、交通指導員等の協力により、交通信号システム等が作動しなくなった場合において、直ちに手信号による交通管制が行いうる体制をあらかじめ整備しておくものとする。

⑦　トンネルの整備

災害時におけるトンネルの安全の確保のため、所管のトンネルについて、道路法に基づくトンネル点検を定期的に実施し、点検結果をもとに必要な補修を行う。

⑧　横断歩道橋の整備

災害時における歩道橋が、落下等により交通障害物となることを防止するため、所管歩道橋について、道路法に基づく橋梁点検を定期的に実施し、点検結果をもとに必要な補修を行う。

（２）道路啓開用等

市は、大規模災害において、関係機関と連携し、道路啓開に努めるものとする。

事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、災害時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車、工作車等の道路啓開用資機材や必要な人員について、民間企業等から緊急に協力が得られるようその体制づくりに努める。

第３　鉄道施設

鉄道事業者は、高速大量輸送の中核を担う鉄道の安全対策を推進することによって、旅客等の安全と輸送体制の確保に努める。

（１）西日本旅客鉄道株式会社（金沢支社管内）の措置

西日本旅客鉄道株式会社が定める「災害時運転取扱手続」に沿って、「金沢支社災害時の運転取扱準則」により、災害の防止、災害時の輸送確保について定める。

①　施設・設備の耐震性の確保

ア　定期的な構造物の健全度調査により下記事項を行う。

(ｱ) 橋梁の維持補修

(ｲ) 法面、土留の維持及び改良強化

(ｳ) トンネルの維持、補修及び改良強化

(ｴ) 建物設備の維持修繕

(ｵ) 通信設備の維持

イ　地震計の設置により、地震発生時における早期点検体制の確立を図るとともに、列車の運転規制等の基準とし、事故を防止する。

②　防災資機材の整備及び要員の確保

ア　社内での防災資機材（モーターカー、トラック、ジャッキ、レール、防災桁）の整備を図るとともに、民間企業から緊急に協力が得られるよう体制を整える。

イ　社内及び関連業者の災害事業に従事する技術者及び技能者の技術及び技能の程度と人員配置状況を把握し、緊急時における発動体制を確立する。

（２）　株式会社ハピラインふくいの措置

株式会社ハピラインふくいが定める「災害時運転取扱手続」に沿って、「災害時の運転取扱準則」により、災害の防止、災害時の輸送確保について定める。

① 施設・設備の耐震性の確保

ア 定期的な構造物の健全度調査により下記事項を行う。

(ｱ) 橋梁の維持補修

(ｲ) 法面、土留の維持及び改良強化

(ｳ) トンネルの維持、補修及び改良強化

(ｴ) 建物設備の維持修繕

(ｵ) 通信設備の維持

イ 地震計の設置により、地震発生時における早期点検体制の確立を図るとともに、列車の運転規制等の基準とし、事故を防止する。

② 防災資機材の整備及び要員の確保

ア 社内での防災資機材（モーターカー、トラック、ジャッキ、レール、防災桁）の整備を図るとともに、民間企業から緊急に協力が得られるよう体制を整える。

イ 社内及び関連業者の災害事業に従事する技術者及び技能者の技術及び技能の程度と人員配置状況を把握し、緊急時における発動体制を確立する。

（３）福井鉄道株式会社の措置

①　施設・設備の耐震性の確保

ア　新設、改修等には、耐震性を考慮した設計を行う。

イ　重要な橋梁については随時点検し、落橋防止等の対策を講じる。

②　防災資機材の整備及び要員の確保

ア　モーターカー、トラック、ジャッキ、発電機、レール、まくら木、電線類等は、非常用を含め常時整備する。

イ　重機械類その他必要な資機材については、関係の民間企業等から緊急に協力が得られるような体制を整備する。

ウ　常に、緊急時における職員の非常招集体制を整備し、要員の確保を図る。

第３節　交通輸送体系整備計画

第１　計画の方針

市は、災害発生時の災害応急対策を迅速に実施するには、被災後、直ちに輸送機能の確保が必要であることから、交通輸送体系を整備する。

第２　緊急輸送路

市は、福井県緊急輸送道路ネットワーク計画と連携した総合的な緊急輸送路確保計画を早急に策定する。

第３　公共交通機関による輸送の確保対策

地震発生後速やかに代替交通手段を確保するための被害状況の把握（被害の程度、復旧の見込）、代替道路、道路交通規制などの必要な情報の連絡体制等について、交通事業者、市等の関係機関においてマニュアル化を図る。

また、鉄道、バス、トラック、タクシー等の種別、台数等の現況調査を随時行い、公共交通機関の活用を図るとともに、他府県への義援物資の輸送に必要となる車両や乗務員の迅速な確保及び義援物資受入れの際に地理・交通情報を伝達する手段の確保を図る。

第４　運送事業者との連携による物資調達・輸送の確保対策

物資調達・輸送の確保ための物資輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

第４節　通信及び放送施設災害予防計画

第１　計画の方針

地震が発生した場合に予想される各種の災害に対処し、通信の途絶防止及び放送電波の確保を図るため、各機関毎に万全の予防措置を講じる。

基幹的な通信施設等の整備にあたっては、各施設等の耐震設計やネットワークの多重化などにより耐震性の確保に努める。

また、効果的・効率的な防災対策を行うため、ＡＩ、ＩｏＴ、クラウドコンピューティング技術、ＳＮＳの活用など、災害対応業務のデジタル化の促進に努めるとともに、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るものとする。

第２　電気通信設備

西日本電信電話㈱、㈱ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ㈱、ソフトバンク㈱及び楽天モバイル㈱は、災害等異常時の電気通信サービスの確保を図るため、電気通信設備について浸水防止対策等の予防措置を講じ万全を期するものとする。

（１）災害予防対策

災害による故障発生を未然に防止するため、次のとおり防災設計等を行い万全を期する。

①　豪雨、洪水又は津波等のおそれがある地域に設置されている電気通信設備の耐水構造化

②　暴風又は豪雪の恐れがある地域に設置されている電気通信設備の耐風又は耐雪構造化

③　地震、火災災害に対する重要電気通信設備の耐震、耐火構造化

④　主要な伝送路の多ルート構成又はループ構成

（２）災害対策用機器の配備

災害が発生した場合において被害を迅速に復旧し、電気通信サービスを確保するため、次の災害対策用機器等を配備する。

①　非常用無線衛星通信装置、非常用無線装置

②　移動電源車、発電発動機

③　非常用移動電話局装置、車載型基地局装置

④　応急復旧用ケーブル

⑤　その他災害対策用機器

（３）災害時措置計画の整備

災害が発生した場合において通信不能地域をなくし、電気通信サービスを確保するため、次の災害時措置計画を作成する。

① 伝送措置（伝送路、回線切替、臨時回線の作成等）

② 交換措置（う回路変更、利用制限等）

③ 手動台措置（手動台臨時中継、利用者への利用案内等）

西日本電信電話（株） 福井支店	福井市日之出 ２丁目 12-5	TEL 0776-20-9332	整備部企画担当

第３　放送施設

日本放送協会福井放送局、福井放送㈱、福井テレビジョン放送㈱、福井エフエム放送㈱及びこしの都ネットワーク㈱は、非常災害が発生し、又は発生するおそれのある場合における放送電波の確保を図るため、あらかじめ定められた計画により、放送設備、局舎設備について予防措置を講じるとともに、災害報道体制を整備するものとする。

（１）放送設備等の耐震対策及び浸水防止対策を強化する。

（２）非常用資機材及び消耗品等を定量常備する。

（３）放送設備等の整備、点検

災害警戒時には、次の設備について整備、点検を行う。

① 電源設備

② 給排水設備

③ 中継、連絡設備

④ 放送設備、空中線関係設備

第５節　電力施設災害予防計画

第１　計画の方針

電力事業者（北陸電力㈱）は、電力施設の災害を防止し、また、発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐災環境の整備に努める。

第２　安全化対策

（１）電力施設の耐震性の強化

予測地震動、施設の重要度を考慮した上で、各種基準に基づく耐震設計を行う。

また、現在進められている全国規模における検討状況及び関係法規の改定等を踏まえ、必要に応じて対策を検討する。

①　火力発電設備

機器の耐震は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、発電用火力設備に関する技術基準などに基づいて設計を行う。

②　変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」等に基づいて設計を行い、建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

③　送配電設備

地震による被害を受けやすい軟弱地盤等にある設備については、基礎の補強等による耐震対策を考慮するとともに、これらの地帯への設備の設置は極力避ける。

ア　架空電線路

氷雪、風圧及び不平均張力による荷重に耐え得る設計とするが、耐震性能を明確にしておく。

イ　地中電線路

大きな地盤移動の発生が予想される地域での地中線施設は避ける。

それ以外の地域であっても軟弱地盤や液状化の可能性の大きいところではできるだけ避けて施設する。

また、一旦被災するとその復旧はガスや水道以上の期間を要することを十分考慮して施設するものとする。

④　通信設備

主要通信系統の多ルート化を促進するとともに、通信機器の分散配置等に努める。

（２）電気施設予防点検の実施

電気施設が常に法令に定める技術基準に適合するよう維持すること並びに事故の未然防止を図るために、それぞれの設備実態等に応じ定期的に巡視点検及び検査を行う。

（３）災害対策用資機材等の確保及び整備

①　災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保と整備点検を行い、災害発生時の応急資機材の確保のための備蓄場所の検討や融通方法を決め、指導のガイドライン等により備蓄促進を行う。

②　災害対策用資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに車両等の輸送力確保に努める。

③　各電力供給機関等と電力融通並びに災害対策用資機材・復旧要員等の相互融通体制を確立する。

（４）通信連絡施設の整備

災害時の情報連絡、指示、報告等のため、必要に応じて無線伝送設備、有線伝送設備及び通信電源設備について、整備点検を行う。

（５）各種防災訓練の実施

北陸電力㈱は従業員に対し、防災意識の高揚を図るとともに、災害対策を円滑に推進するため防災訓練を実施する。

（６）非常時動員、応援体制の確立

発生時期・時間帯、規模、距離等災害の状況を考慮に入れた発災時から復興期までの段階毎の非常時業務マニュアルを事業者毎に早急に作成、あるいは見直しを行う。

また、市に災害対策本部が設置された場合は、あらかじめ指定した職員の派遣を行う。

北陸電力㈱ 福井支店	福井市日之出１丁目 4-1	TEL 0776-25-8710 FAX 0776-25-8701	総務部総務チーム
北陸電力㈱ 丹南支店	越前市高木町 11-16-1	TEL 0778-23-1217 FAX 0778-23-4440	総務担当

第６節　ガス施設災害予防計画

第１　計画の方針

ガス事業者は、ガス施設の災害を防止し、また、発生した被害を早期に復旧し、ガスの安定供給を確保するよう整備に努める。

第２　都市ガス及び簡易ガス

都市ガス事業者及び簡易ガス事業者は、災害発生の未然防止、災害によるガス施設の被害の軽減、ガスの安定供給確保及びガスによる二次災害の防止を図るためガス製造設備・ガス供給設備・通信設備について次により整備、点検を行うとともに、応急復旧体制の整備を図るものとする。

（１）製造設備の維持管理

ガス発生設備及び特定ガス製造所については耐震性を十分に考慮して設置するとともに、消火設備及び保安電力設備の整備に努める。

これらの設備については、保安規程に基づき、定期的に巡視点検、検査を実施する。

（２）ガス供給設備の整備

導管、整圧器及びバルブ等の付属設備については、耐震性を考慮して設置する。

これらの設備については、保安規程に基づき、定期的に巡視、点検、検査を実施する。

（３）災害対策用資機材及び通信体制の整備

災害が発生した場合に、速やかに応急復旧措置ができるよう、導管材料、工具類等必要な緊急資機材を整備し、定期的に確認を行う。

また、災害の初動期における情報連絡活動を迅速かつ円滑に行うため、移動無線系（無線車、携帯無線等）による通信体制を確保できるよう整備に努める。

（４）応急復旧体制の整備と相互救援体制の確保

災害が発生した場合又は被害を受けるおそれがある場合に、迅速かつ的確に対処できるよう、活動要領（防災マニュアル）を整備し、スムーズな災害時活動の実施を図るものとする。

また、災害時のガス施設の早期復旧をめざすため、機関相互の緊急連絡体制及び、相互救援体制について、あらかじめ防災関係機関と協議し整備するものとする。

（５）需要家保安対策

チラシ等によりガスの安全使用・ガス漏れ通報等具体的な措置について周知を行うとともに、マイコンメーター、安全型ガス機器の普及促進に努める。

第３　液化石油ガス

液化石油ガス事業者は、災害時のガス設備の被害の軽減対策の実施、ガスによる二次災害を未然に防止するために設備の耐震性の点検調査の実施等安全確保対策を進める。

（１）施設の安全化対策

液化石油ガス設備について液化石油ガス法令等に定める技術上の基準に基づき設置し、定期的に調査・点検するほか、液化石油ガス容器の地震時等における容器の転倒・転落、バルブの損傷等の防止措置を徹底するとともに、感震機能付きのガス漏れ防止のための安全機器等の設置促進に努める。

（２）保安対策

①　液化石油ガス事業者

地震時における緊急応援体制の整備及び地震を想定した緊急措置マニュアルの作成あるいは見直しを行い、従業員の教育・訓練に努めるとともに、液化石油ガス事業者及び県エルピーガス協会は液化石油ガス消費者への保安啓発活動を実施する。

②　消費者

消費者の初期防災活動が、被害の拡大と二次災害の防止には重要なことから、「自らが保安の責任者」であるとの認識のもとに、液化石油ガス販売事業者や消防機関等から配布されるパンフレットなどにより、液化石油ガスの安全についての知識を修得し、災害時において的確な対応ができるようにする。

【資料編】

４－４　ガス供給区域図

第４章　　災害応急対策計画

この章は、風水害や雪害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防止し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために必要な計画について定める。

第１項　応急活動体制

第1項　　応急活動体制	第1節　　応急活動体制計画
	第2節　　広域的応援対応計画
	第3節　　自衛隊災害派遣要請計画
	第4節　　ボランティア受入れ計画
	第5節　　要員確保計画

第１節　応急活動体制計画

第１　計画の方針

市は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、あらゆる業務に優先して、迅速かつ的確に災害応急対策を実施する。

第２　組織計画

（１）越前市災害対策本部の設置及び廃止基準

市長は、大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には災害対策本部（以下「本部」という。）を設置し、又は災害応急対策が概ね完了した場合、又は市の地域において災害のおそれが解消し、必要がなくなったと認められるときに廃止する。

《設置基準》

①　気象警報が発表され、総合的な対策の必要を市長が認めるとき。 ②　特別警報が越前市を含む区域に発表されたとき。 ③　市域内に大規模な災害が発生し、総合的な対策の必要を市長が認めるとき。 ④　地震により災害が発生したとき。 ⑤　その他災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、総合的な対策の必要を市長が認めるとき。

（２）設置場所

災害対策本部は市役所３階大会議室に設置する。

（３）災害対策本部を設置した場合の防災関係機関等への通知

災害対策本部が設置された場合、直ちに県（危機管理課）及び防災関係機関等にその旨を通知又は報告する。

また、県災害対策本部長は、市が災害対策本部を設置した場合は、直ちに職員を市災害対策本部に派遣し、市からの情報収集、県からの情報伝達、市からの応援要請の総合調整等を行わせる。

〔通知先〕

機関名		電話	防災行政無線	連絡窓口
福井県	危機管理課	代　0776-21-1111 内線　2172	61-2171～2173 災害対策本部室 （災害時のみ） 170	
	危機管理・国民保護Ｇ 原子力防災対策Ｇ 消防保安Ｇ 〃 防災情報通信Ｇ	直　0776-20-0308 0776-20-0236 0776-20-0309 0776-20-0310 0776-20-0311		
	丹南土木事務所	0778-23-4966	75-5360	
消　防	南越消防組合	0778-21-0119	(355)1-221	警防課
警　察	越前警察署	0778-24-0110		警備課　内線 460
清　掃	南越清掃組合	0778-47-2553	---	
国	国土交通省近畿地方整備局 福井河川国道事務所	0776-35-2661		
	福井地方気象台	0776-24-0069	452-2	
民間	災害協力協定締結事業者 ・団体	---	---	各事業所・団体の 連絡窓口

（４）設置の公表

本部を設置したときは、直ちに県、所轄警察署等防災関係機関へ通報するとともに、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて公表し、本部の標識を設置施設入口に掲示する。

（５）組織及び事務分掌

①　本部長（市長）は、本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

②　副本部長（副市長）は、本部長を補佐し本部長に事故あるときはその職務を代理する。

また、副市長に事故があり職務を遂行できないときは総務部長、次に危機管理幹とし、以下は機構順列とする。

③　本部に本部付を置き、教育長をあてる。

④　本部に次の部を置き、各部長は次に掲げる者をあて、本部員として部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

⑤　本部員となる南越消防組合消防次長及び南越清掃組合管理事務所長は、併任とする。

〔本部の組織〕

本部長	市長
副本部長	副市長
本部付	教育長
本部員	総合政策部長、総務部長、危機管理幹、市民福祉部長、産業観光部長、環境農林部長、建設部長、今立総合支所長、議会事務局長、教育委員会事務局長、南越消防組合消防次長、南越清掃組合管理事務所長

災害対策本部 設置時の部名	部局長名	災害対策本部 設置時の部名	部局長名
総合政策部	総合政策部長	今立総合支所部	今立総合支所長
総務部	総務部長 危機管理幹	議会部	議会事務局長
市民福祉部	市民福祉部長	教育部	教育委員会事務局長
産業観光部	産業観光部長	消防部	南越消防組合消防次長
環境農林部	環境農林部長	清掃部	南越清掃組合 管理事務所長
建設部	建設部長		

⑥　各部に班を置き、その主な事務分掌は別表のとおりとする。

⑦　本部に本部長、副本部長、本部付、本部員及びその他の職員で構成する本部員会議を置く。

〔本部員会議の協議事項〕

ア　被害状況の把握及び災害応急対策実施状況
イ　本部の災害応急対策等の実施に関する重要事項
ウ　各部及び現地災害対策本部相互の調整に関する事項
エ　防災関係機関との連携推進に関する事項
オ　他団体に対する応援要請に関する事項
カ　その他重要な災害応急対策に関する事項
キ　南越消防組合警防本部との災害対応に関する連絡・調整

〈組織図〉

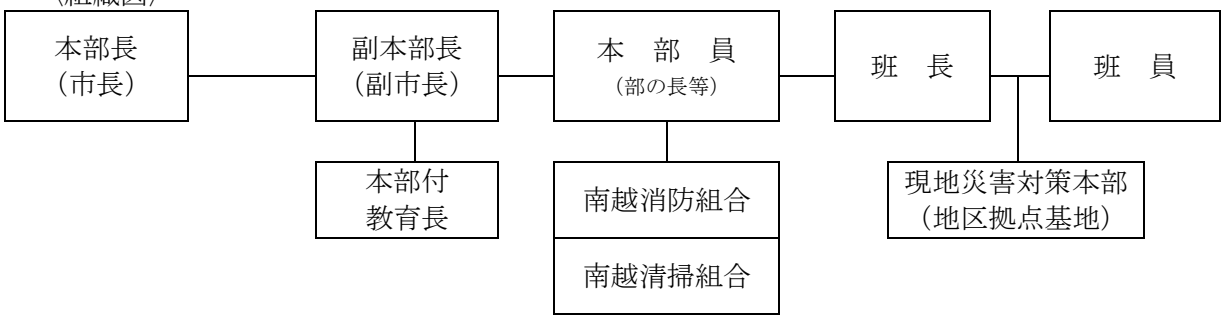

別表　〔越前市災害対策本部事務分掌〕（一般対策編）

部　　名	班　　名	事　務　分　掌	
		初動時の対応	
総合政策部 （総合政策部長）	総合政策班 （財務企画課長） （経営戦略室長） （地域交通課長）	1．公共交通機関利用者の被害状況等の情報収集に関すること。 ２．総合政策部内の支援に関すること。	１．県内他市町の災害情報収集及び連絡調整に関すること。 ２．他市町村からの救援隊の受入れ並びに編成、義援金の受入れ並びに配分等に関すること。 ３．関係省庁及び県に対する陳情資料等の作成に関すること。 ４．公共交通機関との連絡調整、情報収集に関すること。 ５．その他総合政策部内の支援に関すること。
	秘書広報班 （経営戦略室長） （ブランド戦略課長）	１．報道機関との連絡調整、情報提供に関すること。 2．本部班と連携して、市民への災害状況等の広報に関すること。	１．本部長及び副本部長の特命に関すること。 ２.協定都市への応援要請に関すること。 ３．本部班と連携して、市民への災害状況等の広報に関すること。 ４．報道機関との連絡調整、情報提供に関すること。 ５．災害広報写真、広報資料等の収集、保存、提供に関すること。 ６．市民からの相談・要望の窓口に関すること。
	会計班 （会計課長）	１．広報車による避難情報等の周知（避難広報班の支援）に関すること。	１．避難誘導班の支援に関すること 。 ２．救援資金の保管及び災害対策に係る現金の出納に関すること。 ３．その他、各部、班の支援に関すること。
	情報班 （デジタル政策課長）	１．庁内通信機能の確保に関すること。	１．災対本部の周辺機器の設置等の業務支援、通信機能の確保（インターネット外部通信及び庁内情報伝達手段）に関すること。 ２．情報部門の業務の継続性の確保に関すること。 ３．その他総合政策部内の応援

			に関すること。
	調整班 （政策推進幹）	１．部内の災害情報収集、本部決定事項の各班への指示伝達に関すること。	１．部内の災害情報収集及び連絡調整に関すること。 ２．本部に陪席し、本部決定事項の各班への指示伝達に関すること。
総務部 （総務部長） （危機管理幹）	総務班 （人事・法制課長）	１．職員の招集、安否確認及び被災職員の対応に関すること。 2．各班の人員調整に関すること。	１．職員の招集、安否確認及び被災職員の対応に関すること。 ２．緊急時の人員輸送に関すること。 ３．各班の人員調整に関すること。 ４．職員の健康管理・安全管理に関すること。 ５．災害対応従事者のこころのケアに関すること。 ６．職員用物資の調達に関すること。 ７．総務部内の庶務及び支援に関すること。
	本部班 （防災危機管理課長）	１．災害指令の伝達及び災害情報の通信連絡に関すること。 ２．本部の開設（関係職員の出動）及び廃止に関すること。 ３．避難場所の開設決定（地区担当班の出動）に関すること。 ４．避難場所の避難者数及び避難状況等の集約に関すること。 ５．南越消防本部及び警察署との連絡調整に関すること。 ６．自衛隊の派遣要請に関すること。 ７．現地災害対策本部の設置及び連絡調整に関すること。 ８．防犯隊、交通指導員との連絡調整に関すること。 ９．被害結果の取りまとめ、県に対する報告に関すること。 10．災害対策の総合企画立案に関すること。	
	財産管理班 （財産管理課長）	１．庁舎機能の状況把握に関すること。 ２．庁舎設備の非常時体制への移行（立体駐車場開錠、ゲート開放等）に関すること。 ３．災害対応公用車の手配に関すること。	１．庁舎の応急対策に関すること。 ２．災害時の緊急物資調達に関すること。 ３．公用車の管理及び車両等の借上げに関すること。 ４．市有財産（各所管に属する行政財産は除く。）の被害状況の把握及び復旧に関すること。

	避難誘導班 （税務課長）	１．本部と連携した被害状況の調査収集に関すること。 ２．広報車による避難情報等の周知（避難広報班の支援）に関すること。	１．本部と連携した被害状況の調査収集に関すること。 ２．広域避難場所への住民の誘導に関すること。 ３．罹災証明書等に関すること。 ４．税の減免に関すること。
	ボランティア班 （市民協働課長）	１．本部の各種災害情報の収集・伝達に関すること（区長等）。	１．避難指示等の対象区長、振興会長への連絡調整に関すること。 ２．災害ボランティアセンター連絡会に関すること。 ３．ボランティアセンターの設置・運営及び防災組織等との連絡調整に関すること。 ４．その他総務部内の支援に関すること。
	災害対策本部 準備運営班	１．本部の準備、運営に関すること。 ２．本部の各種災害情報の収集に関すること。	
	地区担当班	１．広域避難場所、自主避難場所及び地区拠点基地の設置、運営に関すること。 ２．災害対策本部及び現地災害対策本部との連絡調整に関すること。 ※担当避難場所が開設対象でない場合、所属班の業務に従事	
	調整班 （政策推進幹）	１．部内の災害情報収集、本部決定事項の各班への指示伝達に関すること。	１．部内の災害情報収集及び連絡調整に関すること。 ２．本部に陪席し、本部決定事項の各班への指示伝達に関すること
市民福祉部 （市民福祉部長）	情報収集・物資調達班 （窓口サービス課長）	１．外国人市民への広報に関すること。 ２．物資輸送班との連絡、調整に関すること。	１．市民の相談に関すること。 ２．外国人市民への広報について広報班の応援に関すること。 ３．避難住民への必要な物資等の状況把握に関すること。 ４．財産管理班及び福祉班と連携して広域避難場所等への緊急物資配布計画に関すること。 ５．物資輸送班との連絡、調整に関すること。 ６．遺体の火葬調整に関すること。
	福祉班 （社会福祉課長） （長寿福祉課長）	１．要支援者の避難支援に関すること ２．福祉施設及び利用者の被災	１．要支援者の避難支援に関すること。 ２．被災福祉施設の被害調査及

		状況確認に関すること。 ３．福祉避難所の開設に関すること。	び応急対策に関すること。 ３．福祉避難所の開設、廃止に関すること。 ４．赤十字奉仕団との連絡調整（炊出し、救護）に関すること。 ５．援助物資の受領・管理及び災害弔慰金（見舞金）の支給に関すること。 ６．部内の庶務及び職員の動員に関すること。 ７．避難所である所管施設(福祉施設)の開閉に関すること。
	保育児童班 （こども未来課長）	１．園児・児童の安全確保に関すること。 ２．所管施設の被害調査、応急対策に関すること。 ３．福祉班、医療保健班の支援に関すること。	１．認定こども園・保育園等所管施設における避難等に関すること。 ２．認定こども園・保育園の保護者会への協力依頼に関すること。 ３．認定こども園・保育園等所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ４．その他市民福祉部内の支援に関すること。
	医療保健班 （健康増進課長）	１．広域避難場所の巡回訪問に関すること。 ２．丹南健康福祉センターとの調整に関すること。 ３．福祉班の支援に関すること。	１．広域避難場所への巡回健康相談や応急救護、感染症予防活動に関すること。 ２．医師会等との調整による医療、助産施設の確保に関すること。 ３．医療品等の調達、供給など医療機関との連絡調整に関すること。 ４．避難行動要支援者や急病患者の措置及び防疫、食品衛生に関すること。 ５．その他市民福祉部内の支援に関すること。
	調整班 （政策推進幹）	１．部内の災害情報収集、本部決定事項の各班への指示伝達に関すること。	１．部内の災害情報収集及び連絡調整に関すること。 ２．本部に陪席し、本部決定事項の各班への指示伝達に関すること。

産業観光部 （産業観光部長）	商工班 （産業政策課長） （観光誘客課長） （にぎわい創出課長） （和紙・打刃物・たんす課）	１．所管施設及び利用者の被災状況の確認、事業所からの情報収集に関すること。 ２．一時滞在者（観光客等）の情報収集に関すること。	１．商工業関係の被害状況の調査収集に関すること。 ２．部内の庶務及び職員の動員に関すること。 ３．緊急物資（流通業会、製造等）の確保に関すること。 ４．観光関係の被害状況の調査、収集に関すること。 ５．その他産業観光部内の支援に関すること。 ６．観光客への情報提供に関すること。
	調整班 （政策推進幹）	１．部内の災害情報収集、本部決定事項の各班への指示伝達に関すること。	１．部内の災害情報収集及び連絡調整に関すること。 ２．本部に陪席し、本部決定事項の各班への指示伝達に関すること。
環境農林部 （環境農林部長）	農林班 （農政課長） （農林整備課長）	１．現場パトロール及び建設班の支援に関すること。 ２．水門の開閉確認に関すること。	１．農業関係の被害状況の調査収集に関すること。 ２．米穀等の調達供給及び緊急輸送に関すること。 ３．農作物の災害防止対策に関すること。 ４．被災農作物の応急技術に関すること。 ５．家畜の伝染病予防、防疫に関すること。 ６．所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ７．農地及び農業・林業用施設の被害状況の確認に関すること。 ８．排水施設等の管理・保全・運転に関すること。 ９．農業用水利の調整に関すること。 10．農地及び農業・林業用施設の災害予防、応急対策、復旧に関すること。 11．その他環境農林部内の応援に関すること。

	避難広報班 （環境政策課長）	１．広報車による避難情報等の広報活動に関すること。 2.避難誘導班、会計班、監査班と の連絡、調整に関すること。	１．広報車による避難情報等の広報活動に関すること ２．消防団と連携して避難情報及び避難所等への各種情報（生活情報、復旧状況等）の広報に関すること。 ３．災害地域の廃棄物の処理体制に関すること。 ４．環境の美化､保全に関すること。 ５．災害時における犬、猫等ペットに関すること。
	監査班 （監査委員事務局次長）	１．広報車による避難情報等の周知（避難広報班の支援）に関すること。	１．避難広報班の支援に関すること。 ２．その他、各部・班の支援に関すること。
	調整班 （政策推進幹）	１．部内の災害情報収集、本部決定事項の各班への指示伝達に関すること。	１．部内の災害情報収集及び連絡調整に関すること。 ２．本部に陪席し、本部決定事項の各班への指示伝達に関すること。
建設部 （建設部長）	建設班 （都市計画課長） （都市整備課長）	１．公共土木施設の被害調査、応急対策に関すること。 ２．その他現場パトロールに関すること。 ３．水門の開閉確認に関すること。	１．公共土木施設の被害調査、応急対策に関すること。 ２．交通規制及び交通規制に係る避難路の指示に関すること。 ３．所管排水施設の運転・管理・保全など水防応急対策に関すること。 ４．建設関係団体等への協力要請に関すること。 ５．道路の除排雪全般に関すること。 ６．ヘリポートの設置に関すること。
	建築住宅班 （建築住宅課長）	１．市営住宅及び公共土木施設の被害調査、応急対策に関すること。 ２．その他現場パトロールに関すること。 ３．水門の開閉確認に関すること。	１．市営住宅の被害調査、応急対策に関すること。 ２．市有建築物の屋根雪下ろしに関すること。 ３．被災建築物の応急対策に関すること。 ４．応急仮設住宅に関すること。 ５．被災建築物応急危険度判定に関すること。 ６．その他建設部内の支援に関すること。

	上下水道班 （上下水道課長）	１．上下水道施設及び公共土木施設の被害調査、応急対策に関すること。 ２．その他現場パトロールに関すること。 ３．水門の開閉確認に関すること。	１．水道施設等の被害調査に関すること。 ２．水道水の供給確保及び応急給水に関すること。 ３．下水道施設等及び浄化槽の被害調査に関すること。 ４．下水道施設及び浄化槽の保全､応急対策に関すること。 ５．その他建設部内の支援に関すること。
	調整班 （政策推進幹）	１．部内の災害情報収集、本部決定事項の各班への指示伝達に関すること。	１．部内の災害情報収集及び連絡調整に関すること。 ２．本部に陪席し、本部決定事項の各班への指示伝達に関すること。
今立総合支所部 （今立総合支所長）	今立総合支所班 （今立総合支所次長）	１．公共土木施設（今立地区）の被害調査、応急対策に関すること。 ２．その他現場パトロール（今立地区）に関すること。 ３．水門の開閉確認に関すること。 ４．ボランティア班と連携した本部の各種災害情報の収集・伝達に関すること（今立地区区長等）。 ５．所管施設の被害調査、応急対策に関すること。	１．所管区域における災害情報の収集及び応急対策に関すること。 ２．災害対策本部との連絡調整に関すること。 ３．所管区域を対象とした現地災害対策本部としての対応に関すること。
教育部 （教育委員会事務局長）	教育班 （教育振興課長）	１．園児・児童・生徒の安全確保に関すること。 ２．避難場所（学校施設）の校長との開閉に係る調整に関すること。 ３．所管施設の被害調査、応急対策に関すること。	１．学校（小中幼）施設の被害調査及び応急修理・復旧に関すること。 ２．被災園児、児童、生徒に対する教育対策に関すること。 ３．避難場所（学校施設）の長との開閉に係る調整に関すること。 ４．園児、児童、生徒の避難の指示等に関すること。 ５．学用品、教科書の教材等の調達及び配分に関すること。 ６．学校給食の確保に関すること。 ７．部内の庶務及び職員の動員に関すること。

	物資輸送班 （生涯学習・芸術文化課長） （スポーツ課長） （図書館長）	１．地区拠点基地及び自主避難場所（公民館）の公民館長との開閉に係る調整に関すること。 ２．避難場所（文化施設、スポーツ施設）となる管理者との調整に関すること。 ３．情報収集・物資調達班との調整による緊急物資の輸送（配送及び回収）に関すること。 ４．所管施設の被害調査及び応急修理、復旧に関すること。	１．地区拠点基地及び自主避難場所（公民館）の公民館長との開閉に係る調整に関すること。 ２．情報収集・物資調達班との調整による緊急物資の輸送（配送及び回収）に関すること。 ３．所管施設の被害調査及び応急修理、復旧に関すること。 ４．避難所である所管施設（文化施設、スポーツ施設）の開閉に関すること。
	調整班 （政策推進幹）	１．部内の災害情報収集、本部決定事項の各班への指示伝達に関すること。	１．部内の災害情報収集及び連絡調整に関すること。 ２．本部に陪席し、本部決定事項の各班への指示伝達に関すること。
議会部 （議会事務局長）	議会班 （議会事務局次長）	１．市議会との連絡調整に関すること。	１．市議会との連絡調整に関すること。 ２．中央省庁等の視察団又は調査団の受入れに関すること。 ３．その他、各部・班の支援に関すること。
消防部 （消防次長） ※消防長は警防本部の指揮	南越消防組合 （警防課） ※本部職員	１．火災の予防、鎮圧に関すること。 ２．救急及び救助活動に関すること。 ３．緊急避難の伝達、広報及び誘導に関すること。 ４．水防活動に関すること。 ５．災害情報の収集に関すること。 ６．警防本部と災害対策本部との連絡調整に関すること。	
清掃部 （管理事務所長）	南越清掃組合 （第１清掃課長） （第２清掃課長） （総務課長）	１．災害時・冬期間におけるごみ等の特別収集に関すること。 ２．災害地域の一般廃棄物の処理に関すること。	

※令和６年４月１日　人事異動による組織・機構の見直しにより変更

※班の代表について：各班の代表者は、原則各課長とする。統括・担当理事が課長兼務の場合は、課長として記載する。その他の場合は、部付とする。室長は、室長は班付とする。

※選挙投開票時の対応について：円滑な初動体制を確保するため、防災危機管理課課長、副課長、防災危機管理課職員を全ての選挙における選挙期日の投開票業務から外すと共に、災害対策本部設置準備段階で、地区担当班の班長若しくは副班長を災対本部指揮下に置き、広域避難場所への派遣を行う。投開票業務終了後は、速やかに通常の災害対応体制に移行する。

第３　現地災害対策本部

（１）**警戒本部、災害対策本部の配備体制**を敷いたとき、今立総合支所等に現地災害対策本部（以下「現地本部」という。)を設置し、当該地区の応急対策実施の指揮及び現地での応急対策活動に係わる関係機関との連絡調整活動（応援要請等を除く。）を行うとともに、災害対策本部長（市長）に応急対策の実施状況を報告する。なお、現地本部の廃止は、状況に応じ本部長（市長）が決定する。

（２）現地本部は、今立総合支所にあっては支所長を現地災害対策本部長として総合支所班が従事するものとし、その他にあってはその都度本部長が決定する。

（３）現地本部の業務は、次のとおりとする。

ア　本部及び拠点基地との連絡調整に関すること。

（注）通信途絶のときは、次の要領で本部に伝令員を派遣すること。
・現地本部を設置したとき
・現地本部を設置してから開設準備が終了した時点
・その他重要な情報を入手したとき

イ　被害現地区長等関係者との連絡調整に関すること。
ウ　被害現地の被害状況等の情報収集に関すること。
エ　被害現地の応急対策活動の実施に関すること。
オ　その他現地本部の運営に関すること。

第４　地区拠点基地の開設と拠点基地運営本部の設置等

（１）　地区拠点基地の開設

市災害対策本部が設置され、地区において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、地区の災害対策や災害が発生した地区に対する支援対策（以下「地区の災害対策等」という。）を、迅速かつ適切に講じていくための地区の拠点施設として、広域避難場所又は地区公民館等に地区拠点基地（以下「拠点基地」という。）を開設する。

（２）　拠点基地運営本部の設置

「拠点基地」が開設された場合において、市災害対策本部が実施する災害応急対策や災害復旧対策と連動し、地区の災害対策等が円滑に進められるために、「拠点基地」に地区拠点基地運営本部（以下「運営本部」という。）を設置する。

（３） 拠点基地の業務

拠点基地の業務は、次のとおりとする。

ア　本部及び現地本部との連絡調整に関すること。

（注）通信途絶のときは、次の要領で本部に伝令員を派遣すること。
・拠点基地を設置したとき
・拠点基地を設置してから開設準備が終了した時点
・その他重要な情報を入手したとき

イ　自治振興会、地区内区長関係者との連絡調整に関すること。
ウ　地区内避難場所の開設及び連絡調整に関すること。
エ　地区内の被害状況等の情報収集に関すること。
オ　この計画に定める応急対策活動の実施に関すること。
カ　その他拠点基地の運営に関すること。

（４）地区公民館職員配置と対応

災害対策本部が設置された場合は本部の指示に従うと伴に、地区公民館に「拠点基地」が開設された場合は、所管班長（生涯学習・芸術文化課長）の指示に従い、市職員（地区担当班）と連携して当該地区の「運営本部」における災害対応に従事する。

第５　自主防災組織間の相互協力、連携

（１）「運営本部」が有効に機能するために、市防災計画に掲げる自主防災組織のあり方を前提として、町内単位と地区単位の自主防災組織間において、相互に協力、連携が図られるものとする。

①　町内単位の自主防災組織

自主防災組織の基礎単位である町内においては、区長指揮のもと、自警消防隊を核として町内ぐるみで防災活動を行う。

②　地区単位の自主防災組織

自主防災組織の中核単位である地区においては、自治振興会を自主防災組織として位置付け、町内単位の自主防災組織と連携しながら、地区住民の防災意識の向上を図るとともに、災害時においては市と連携し「拠点基地」（「運営本部」）での情報収集等に努めるものとする。

③事業所との連携

自主防災組織は、日頃より地域事業所と連携を深め、災害時において協働した防災活動が図られるような体制づくりを目指すものとする。

（２）「運営本部」の組織構成

①　「運営本部」は、市職員による地区担当班、公民館職員及び自治振興会、区長等の地区関係者等で構成するものとし、相互に協力、連携するものとする。

②　「運営本部」には、地区内の統率を図り、業務を円滑に進めるために、地区代表者等による運営本部長、運営本部長代行、運営副本部長を置くものとし、運営本部員とともにあらかじめ地区関係者の中から定めておくものとする。

ア　運営本部長は、「運営本部」の業務を総括し、運営本部関係者等を指揮監督する。

イ　運営本部長代行は、運営本部長に事故あるとき、その職務を代行する。

ウ　運営副本部長は、運営本部長を助けるものとする。

③　運営本部長は、あらかじめ運営本部員等の連絡先や連絡網など、災害時における迅速な連絡・招集体制の整備に努める。

④　運営本部員は、「運営本部」で決められた任務にあたるものとし、収集した各種情報については速やかに運営本部長に伝達する。

⑤　「運営本部」に集められた各種情報等については、市災害対策本部との相互共有化に努めることとする。

⑥　大規模災害により同時多発的に大きな被害が発生し、又は想定される場合等（以下「大規模災害等」という。）の非常配備体制においては、市災害対策本部の機能維持を図りながら、市災害対策本部長が指名する災害対策本部員を運営本部統括（以下「派遣職員」という。）として、すみやかに「運営本部」に派遣するものとする。

（３）「運営本部」の業務

①　警戒配備体制時

ア　地区の災害対策等を円滑に進めるために、地区内の被災状況等の情報収集並びに市災害対策本部、広域避難場所及び現地災害対策本部等との連絡調整を行う。

イ　広域避難場所が開設された場合においては、市職員による地区担当班と協調、連携し、避難住民の対応にあたる。

ウ　一次避難場所、広域避難場所等での地区内避難住民、要配慮者等の情報収集に努める。

エ　「拠点基地」となる公民館等を、避難行動要支援者の避難所に提供するなど、地区の災害対策の適切な対応に努める。

オ　その他、必要と考えられる業務

② 非常配備体制時

ア 市災害対策本部との連携において、現地災害対策本部等との連絡調整を行うとともに、被災町内への支援対策の検討を行う。

イ 大規模災害等において、地区内での完結した対応が求められる場合においては、「派遣職員」は「運営本部」の総括として、運営本部長等と協働と連携を図りながら地区の災害対策等にあたるものとする。ただし、「派遣職員」が「運営本部」に加わるまでの間は、「運営本部」において対応するものとする。

ウ 防犯隊や交通指導員等は、通常の指揮命令系統により活動することが困難な場合においては、必要に応じ「運営本部」の指示の下において行動するものとする。

エ その他、必要と考えられる業務

（４）市災害対策本部等との情報連絡手段

① 「運営本部」と災害対策本部との間

ア 固定電話（施設）及び携帯電話（職員）

イ 学校・公民館のパソコンによるMicrosoft365 Teams等での情報共有

② 「運営本部」と広域避難場所との間

ア 固定電話（施設）、携帯電話（職員）及びトランシーバー（地区担当班）

イ 学校・公民館のパソコンによるMicrosoft365 Teams等での情報共有

（５）「運営本部」の業務を円滑に進めるために

地区担当班員は、「運営本部」の業務が円滑に進められるために、日頃から、地域の地理的特性や想定される災害特性を把握に努めるとともに、運営本部関係者、広域避難場所の施設管理者等と連絡を取り、「拠点基地」となる公民館、広域避難場所等の状況把握、確保等に努めるものとする。

第６　動員計画

災害応急対策活動を実施するため必要な人員を動員配備するための計画である。

（１）配備体制

災害に対する本市の配備体制は、注意体制、警戒体制、警戒本部、災害対策本部とし、災害の発生が予想される状況に応じ順次移しうる体制とする。（災害対策本部運営要綱）

〔配備体制の基準〕

配備体制	配備時期	配備内容
注意体制	・当市に大雨注意報が発表されたとき ・気象庁から早期注意情報が発表されたとき	・防災危機管理課の職員による情報収集、連絡活動の実施
警戒体制	・当市に大雨警報、洪水警報又は暴風警報が発表されたとき ・災害が発生するおそれがあるとき ・小規模の災害が発生したとき	・防災関係課等の職員による情報収集、連絡活動の実施 ・小規模な災害応急対応策の実施
警戒本部	・当市に記録的短時間大雨情報又は土砂災害警戒情報が発表されたとき ・小規模の災害が発生し、さらに被害が拡大するおそれがあるとき ・その他、市長が必要と認めるとき	・関係部及び班の職員による情報収集、連絡活動の実施。 ・相当規模の災害応急対策の実施 ・本部班、準備運営班、地区担当班及び各部班長は指定施設に参集
災害対策本部	・当市に特別警報が発表されたとき ・大規模の災害の発生が予想されるとき ・大規模の災害が発生したとき ・その他市長が必要と認めるとき	・本部の全力をあげて防災活動を実施 ・全職員が指定施設に参集

（２）配備体制の決定

市長（本部長）は、災害の発生が予想されるとき又は災害の状況により配備体制を決定する。

（３）配備の方法

①　職員の配備は、市長（本部長）の指令により各部長が行う。

②　各部長は、職員を配備したときはその状況を市長（本部長）に報告するものとする。

（４）緊急参集及び非常招集

職員は、災害応急対策活動を迅速確実に実施するため、安全を十分に確保した上で、次により参集及び招集するものとする。

① 緊急参集

ア 防災に関係ある課の職員及び災害対策本部準備運営班

防災に関係ある課の職員及び市庁舎近隣で構成する災害対策本部準備運営班の職員は、勤務時間以外又は休日等において災害が発生し、又は発生のおそれがあることを覚知したときは、直ちに、自己の判断で登庁するものとする。なお、遠隔地にあって交通の遮断等によりやむを得ず登庁できない場合は、所属長（班長）の指示に従い行動するものとする。

《災害対策本部準備運営班》

① 市域の広範囲に被害が予測される災害等が勤務時間外に発生した際に、早期に対応するため、災害対策本部準備運営班をあらかじめ選任し、市庁舎近辺に居住する職員 10 名程度で編成する。

災害対策本部準備運営班の職員は、災害対策本部立ちあげ、情報収集の業務等に従事する。

② 災害対策本部準備運営班の職員の選任については、ライフラインなど災害時に緊急を要する部所の職員を除いた職員から選任し、原則固定とする。（毎年見直しを行う。）なお、班員が不足する場合は、総務班に要請を行い、総務班は状況に応じて総合支援班からの追加配置を行う。

③ 災害対策本部準備運営班の職員は、災害対策本部立ちあげ、情報収集及び外国人市民への災害情報発信の業務等に従事する。

イ 地区担当班

地区担当班の職員は、災害が発生し又は予測される時、総務班の指示により各地区の拠点基地、広域避難場所及び自主避難場所において業務に従事する。また、班長に事故あるときは、副班長、次に上席職員が職務を代理する。なお、やむを得ず登庁できない場合は、地区担当班長若しくは、総務班長の指示に従い行動するものとする。なお、地区担当班員が不足する場合は、班長が総務班に要請を行い、総務班は状況に応じて地区担当班相互の支援により別の地区担当班からの人員派遣、もしくは総合支援班からの追加配置の指示を行う。また、地区で実施される防災訓練等に企画段階から参画に努めるものとする。

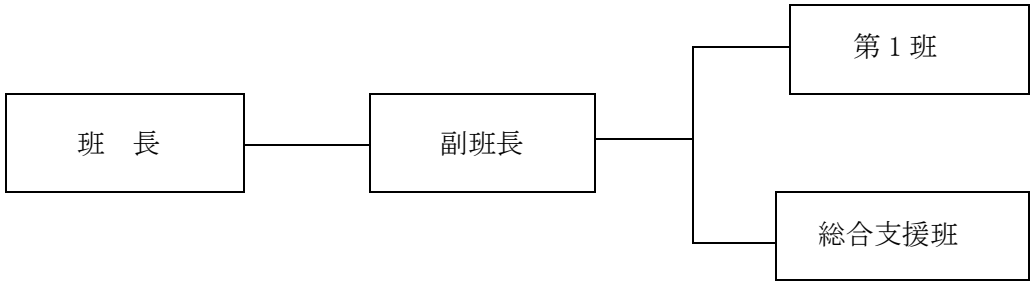

《地区担当班》

①　各地区に居住する職員を含む、概ね５名程度で地区担当班を構成する。 ②　地区担当班は指定された地区拠点基地、広域避難場所及び自主避難場所を開設、運営する。 ③　地区担当班のうち、班長又は副班長を含む２名程度で拠点基地を開設し、被害情報の収集等、災害対策本部との連絡調整業務に従事する。 ④　地区担当班の職員の選任については、ライフラインなど災害時に緊急を要する部署職員を除いた職員から選任し、原則固定とする。（毎年見直しを行う。） ⑤　地区担当班の班長・副班長は、原則管理職とする。 ⑥　地区担当班に総合支援班を設け、班長等の要請により災害状況に応じて適切な配置を行う。 ⑦　地区担当班の間で相互支援の体制を構築し、班長等の要請により災害状況に応じて適切な配置を行う。 ⑧　班長・副班長は当該地区で実施される防災訓練等に企画段階から参画に努める。

ウ　その他の職員

勤務時間外又は休日等において大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあることを覚知したときは、直ちに所属長（班長）に連絡し参集の要否を確認して登庁するものとする。なお、所属長（班長）と連絡がとれない場合は自己の判断で登庁するものとする。遠隔地にあって交通の遮断等によりやむを得ず登庁できない場合は、所属長（班長）の指示に従い行動するものとする。

②　非常招集

ア　招集体制の整備

各課においては、勤務時間以外又は休日等においても、注意報、警報が発せられた場合には、遅滞なく職員の招集が行われるようあらかじめ職員を自宅待機させるとともに職員の招集順位、連絡方法等招集体制を整備しておくものとする。

イ　招集の実施者

各部内の招集は、各部長が行うものとする。

ウ　招集の方法

職員の招集にあたっては、電話や緊急連絡メール又は急使を派遣する等の方法とする。

③　伝達経路

災害に関する情報の受領責任者、報告、指揮、命令等の経路及び伝達方法について定めるものとし、伝達経路は次による。

ただし、勤務時間中については、この経路によらず庁内におけるあらゆる伝達方法を用いて情報の伝達を行うこととする。

〔休日又は勤務時間外の伝達経路図〕

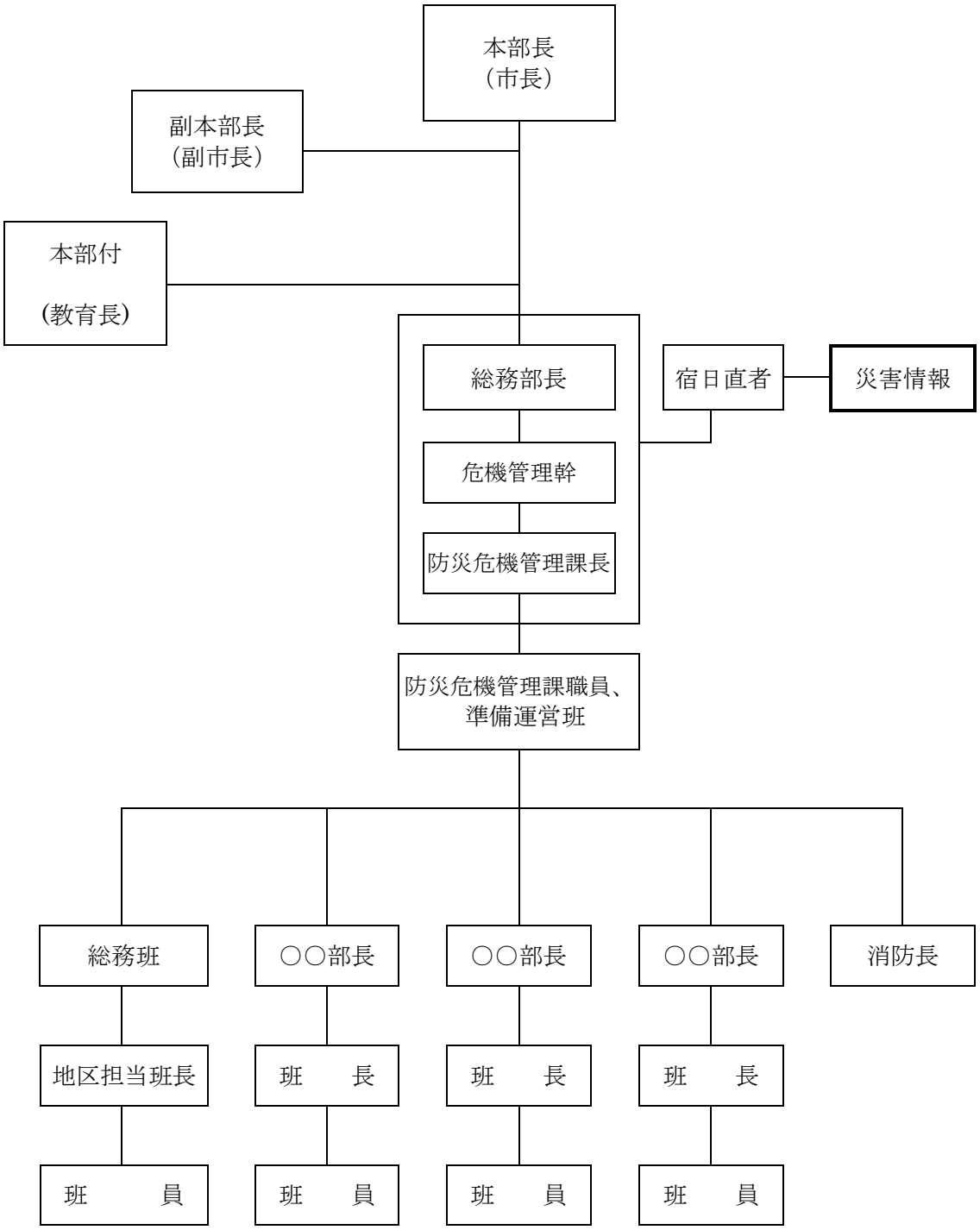

④　参集場所

ア　所属参集

職員は所属する勤務場所に参集することを基本とする。

イ　指定参集

ア）各部の長よりあらかじめ各部の業務を遂行するため、災害時に参集する場所を指定された者は、指定場所に参集する。

イ）本部機能を早期に確立するため、市庁舎近辺に居住する職員のうちあらかじめ指定された者は、本部事務局部に参集する。〔災害対策本部準備運営班〕

ウ）初期の情報収集等のため、当該地区に居住する職員のうちあらかじめ指定された者は、各広域避難場所に参集して、班長の指示に従う。〔地区担当班〕

⑤　職員の心構え

ア　職員はあらゆる業務に優先して災害対応業務にあたること。また、その所属長は、職員が災害応急対策を実施するにあたり最大限の配慮をすること。

イ　職員は、あらかじめ定められた配備体制及び自己の任務を十分習熟しておくこと。

ウ　職員は、災害が発生するおそれがあるときは、ラジオ、テレビ、携帯電話への緊急連絡メール配信システム（以下。「緊急連絡メール」という。）等によって情報を得るとともに各部の本部連絡員等への電話照会等によって災害の状況、防災指令の発令等を知るように努めること。

エ　職員は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときは、防災指令やその他配備命令がない場合であっても、自らの判断で定められた部署へ自主参集すること。

オ　服装及び携行品は、応急活動に便利で安全な服装とし、帽子又はヘルメットを着用し、手袋、タオル、食糧、筆記具、懐中電灯、携帯ラジオ、応急医薬品等を持参する。

カ　参集途上の緊急措置として、参集途上において火災あるいは人身事故等に遭遇した場合は、付近住民に協力し、消火・救助を第一とするとともに、最寄りの消防署、連絡所等に通報する。

キ　参集途上で知りえた被害状況等を所属長又は参集場所の責任者に報告する。

ク　交通の遮断等にて登庁できない時は、電話等にて班長（所属長）の指示を受けて行動すること。

ケ　地震の場合、道路の損壊、交通の渋滞が予想される時はオートバイ、自転車又は徒歩に

て登庁すること。

⑥　職員用物資の備蓄

発災時には、応急対策や復旧対策に必要な物資・機材等のほか、災害対策にあたる職員用の食糧、飲料水、仮設トイレ、寝袋等物資の入手が困難となることが予想されることから、平常時から計画的に必要量の備蓄に努める。

また、平常時から職員に対して、非常食や飲料水の職場での個人備蓄を行うよう、併せて推進する。

⑦　職員の健康管理・安全管理

市職員及び応援職員を適切に配置し、職員の健康の保持及び業務の安全性の確保に努める。

ア　職員の健康管理・安全管理

災害対策活動に従事する職員等は、発災直後から過酷な状況において支援活動に従事しなければならないことから、休養が確保できる勤務体制・安全管理体制を早期に確立する。

イ　災害対応従事者のこころのケア

災害対応に当たる職員等は、発災直後から過酷な状況の中、様々な支援活動に従事する事が求められ、このような特殊な環境のもとでの支援活動はオーバーワークになりがちで、身体的にも精神的にも疲弊を来たしやすい状況下となることが想定される。

このことから、災害対応従事者が健康相談や個別カウンセリングを受けられる体制を構築するよう努めるものとする。

（５）応援のための動員

災害対策活動を行うにあたり、各部課（班）の職員では不足する場合は、当該部長は、市長（本部長）に対し応援のための動員を求めるものとする。この場合、市長（本部長）は、余剰人員、会計年度任用職員及びその他の職員に応援を命ずるものとする。

①　防災関係機関との応援協力

本部長は、災害応急対策を実施するにあたり、必要があるときは、防災関係機関の人員の応援を要請する。

市以外の防災関係機関から災害応急対策を実施するにあたり、人員の応援についての要請があった場合は、本部長はこれに協力するため市職員を派遣することができる。

②　県の指示による応援協力の内容

災害が県内に発生し、多数の死傷者や要救援者が生じるおそれのある場合に、県災害対策

本部長からの指示により越前市が行うべき業務は、概ね次のとおりである。

ア　広報活動

情報の混乱防止の上での必要から行う広報について、県災害対策本部長と連絡調整のうえ実施するものとする。

イ　広域避難場所の開設、提供

避難施設のうち、最適の広域避難場所を開設し、避難地区所在市町民の避難場所として提供する。

ウ　避難地区所在市民の避難誘導のため避難誘導実施責任者を定め、避難誘導実施責任者は誘導責任者を統括する。（第４章第３項第１節「避難計画」）

避難地区所在市民が、負傷等により自力で避難できない場合には、避難者の輸送を行う。（第４章第３項第６節「災害警備計画及び緊急輸送計画」）

第７　複合災害発生時の体制

複合災害が発生した場合は、各対策本部で想定している班や要員の重複を調整し、一元的に災害対応を行うための体制づくりに努めるものとする。現地災害対策本部についても、同様の対応を行うものとする。

【資料編】

１１－４　防災関係機関等連絡先一覧表

第２節　広域的応援対応計画

第１　計画の方針

市は、大規模災害においては一地域の防災機関だけでは対応できない事態が想定され、他地域からの応援が必要になることから、実効性の確保に留意し、広域の応援に対応できる体制を整える。

第２　広域応援要請

（１）応援要請の判断

市が、応援要請の判断をすることを原則とする。

（２）応援要請の順位

応援要請は、被災の範囲・被害規模等の状況に応じ、次の順位により要請する。

①　県内相互応援

災害対策基本法、消防組織法、県・市町村災害時相互応援協定、福井県広域消防相互応援協定、福井県防災ヘリコプター応援協定に基づく要請を行う。

②　県外からの応援

県外からの応援については、応援協定市に相互応援協定に基づく要請を行う。また、必要に応じて隣接府県、ブロック単位、全国単位に災害対策基本法、消防組織法、相互応援協定（北陸３県、中部９県１市、近畿２府７県、岐阜県との県の協定）に基づく要請を県に対し行う。

〔応援協定市一覧表〕

	協定市	所在地	ＴＥＬ ＦＡＸ	連絡窓口
1	高山市	岐阜県高山市花岡町 2-18	0577-35-3345 0575-35-3174	危機管理課
2	栗東市	滋賀県栗東市安養寺一丁目 13-33	077-551-0109 077-518-9833	危機管理課
3	本巣市	岐阜県本巣市文殊 324 番地	0581-34-5020 0581-34-5034	総務課
4	碧南市	愛知県碧南市松本町 28 番地	0566-95-9874 0566-41-5412	防災課
5	砺波市	富山県砺波市栄町 7 番 3 号	0763-33-1111 0763-33-5325	総務課
6	七尾市	石川県七尾市袖ケ江町イ部 25	0767-53-6880 0767-53-8411	防災交通課
7	宇治市	京都府宇治市宇治琵琶 33	0774-39-9421 0774-39-9422	危機管理室
8	三条市	新潟県三条市旭町 2-3-1	0256-34-5517 0256-34-5691	行政課防災対策室
9	関市	岐阜県関市若草通 3 丁目 1 番地	0575-23-7736 0575-24-4119	危機管理課
10	高岡市	富山県高岡市広小路 7 番 50 号	0766-20-1229 0766-20-1549	危機管理課
11	小松市	石川県小松市小馬出町 91 番地	0761-24-8150 0761-24-8153	危機管理課
12	能美市	石川県能美市来丸町 1110 番地	0761-58-2201 0761-51-5119	危機管理課

（３）受入れ体制

応援隊の受入れは次の原則に従い、担当部署を明確化する。

① 警察、消防の応援隊はそれぞれの機関が受入れる。

② 自衛隊の受入れは、基本的には市が行い、広域にわたる場合は県が受入れる。

③ 自治体及びボランティアの受入れは、市及び県が行う。

第３　防災活動拠点

適切な役割分担のもとに大規模災害時に長期的な物資の流通配給拠点、各種の応援部隊、ボランティア等の活動拠点、救急・救援の活動拠点となる施設を確保する。

第４　防災関係機関の応援等

（１）災害対策基本法に基づく応援等

①　県内市町に対する応援要請

市長は、「福井県・市町村災害時相互応援協定」に基づき県内の市町に応援を求める。

ア　災害の状況及び応援を求める理由
イ　応援を希望する機関名
ウ　応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量並びに応援人員
エ　応援を必要とする場所及び活動の具体的内容

②　県外市町に対する応援要請

市長は、県外の市町との個別協定に基づき応援を要請したときは、県に対し報告する。

③　知事への要請

市長は、応急対策を実施するため必要があるときは、知事に必要な事項を明らかにして応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

ア　災害救助法の適用	・災害発生の日時及び場所 ・災害の原因及び被害の状況 ・適用を要請する理由 ・適用を必要とする期間 ・既に行った救助処置及び行おうとする救助処置
イ　被災者の他地区への移送要請	・移送を必要とする被災者の数 ・希望する移送先と被災者を収容する期間
ウ　県への応援要請又は応急処置の実施要請（基本法 68 条）	・災害の状況及び応援又は応急処置の実施を求める理由 ・応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 ・応援を必要とする場所、期間

④　指定地方行政機関に対する要請

市長は、応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めたときは、指定地方行政機関の長に対し、必要な事項を明らかにして当該機関の職員の派遣を要請する。

・災害の状況及び応援又は応急処置の実施を求める理由 ・応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 ・応援を必要とする場所、期間

⑤　民間企業・団体等に対する要請

市長は、災害時における応急対策のため、民間企業との間で災害時の協力関係について整備を図り、応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めたときは、民間企業・団体等に協力を要請する。

（２）消防の応援

南越消防組合は、単独では対処不可能な災害が発生した場合は、災害の規模に応じて以下の消防相互応援を要請する。

①　福井県広域消防相互応援協定に基づく県内消防機関に対する応援要請

②　他都道府県消防機関に対する応援要請

ア　滋賀県湖北地域消防組合及び岐阜県揖斐郡消防組合との消防相互応援協定に基づく応援要請

イ　消防組織法第 44 条の規定に基づき知事を通じて、消防庁長官に対する緊急消防援助隊の応援を要請

（３）自衛隊の災害派遣

市長は、災害の発生に際し、市民の生命及び財産を保護するため、必要があると認めたときは、知事に対し自衛隊の派遣を要請する。

【資料編】

１１－３　災害時相互応援協定及び災害時協力協定締結事業所・団体一覧

第３節　自衛隊災害派遣要請計画

第１　計画の方針

市は、災害に際して、人命又は財産を保護するために自衛隊に対し災害派遣を要請するときの手続、受入れ等を定める。

第２　派遣要請基準

応急対策の実施にあたり、市の組織等を高度に活用しても、なお事態を収拾することができない場合、又は事態が急迫し緊急を要する状況にある場合、市は、自衛隊の派遣を要請する。

①　人命救助のため応援を必要とするとき。
②　水害等の災害又は災害の発生が予想され、緊急の措置に応援を必要とするとき。
③　市内で大規模な災害が発生し、応急措置のため、応援を必要とするとき。
④　救助物資の輸送のため、応援を必要とするとき。
⑤　主要道路の応急復旧に応援を必要とするとき。
⑥　応急措置のため医療、給水及び通信支援などの応援を必要とするとき。

第３　派遣の業務内容

知事が必要と認め自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議し、決定する。

ア　被害状況の把握

イ　避難の援助

ウ　遭難者等の捜索救助

エ　水防活動の支援

オ　道路の啓開

カ　応急医療、救護及び防疫

キ　人員及び物資の緊急輸送

ク　消防活動（空中消火を含む）

ケ　危険物の保安及び除去

コ　給食及び給水

サ　入浴支援

シ　救援物資の無償貸与又は譲与

ス　その他

第４　派遣要請の手続

自衛隊の派遣を要請すべき事態が発生したときは、災害派遣要請書を知事（危機管理課）へ提出する。

なお、この場合において、市長は、必要に応じて、その旨及び当該市町の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。

ただし、事態が急を要する場合における市長から知事、知事から関係部隊への要請は、電話でもって行い、事後速やかに文書を提出する。

（１）口頭で要請する場合の連絡事項

ア　災害の状況及び派遣を要請する理由
イ　派遣を希望する期間
ウ　派遣を希望する区域及び活動内容
エ　その他参考となるべき事項

《要請経路》

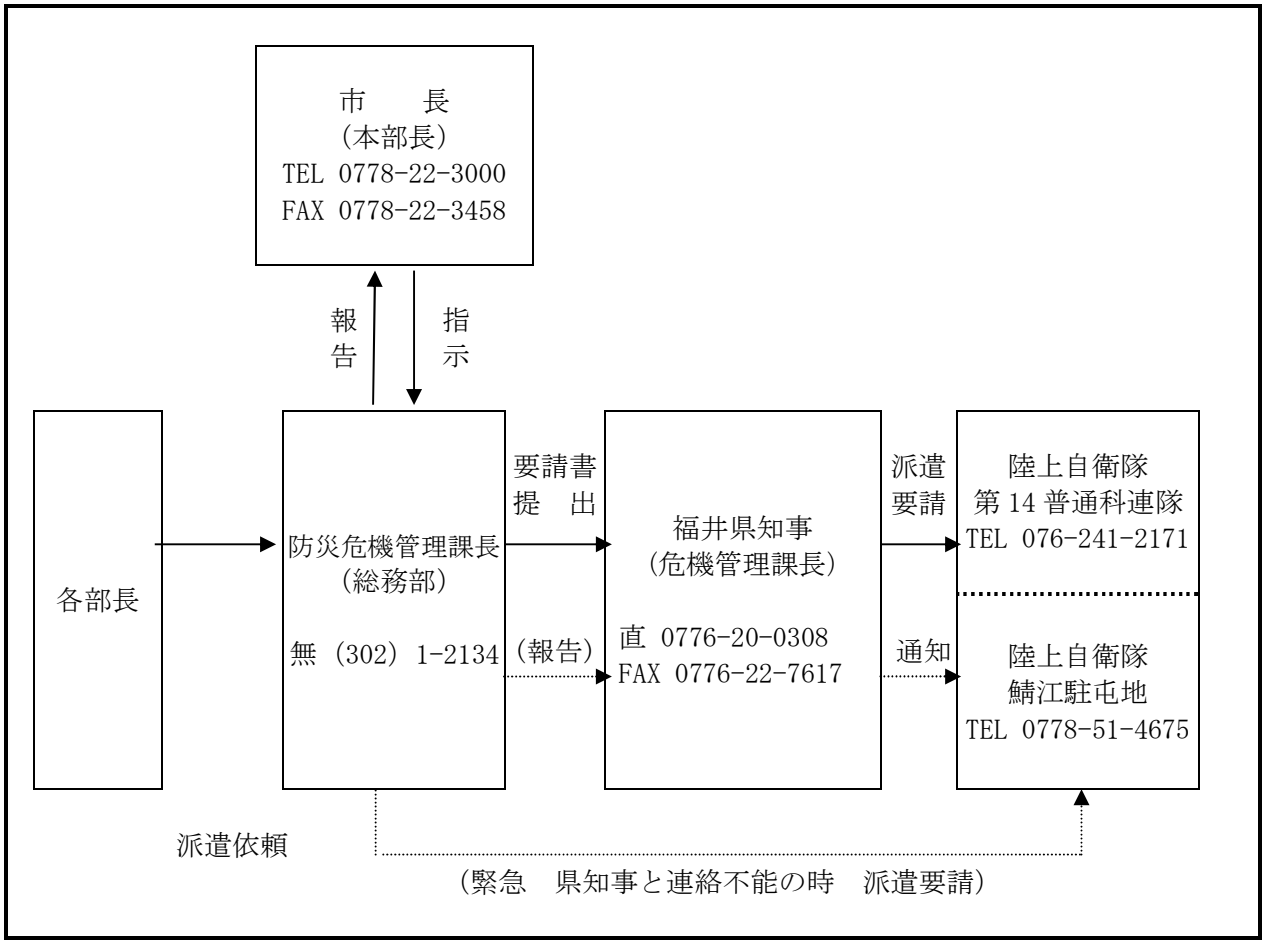

（２）　派遣要請先及び通知先

	機関名	所在地	電話番号	連絡窓口
	陸上自衛隊 第 14 普通科連隊	金沢市野田町 1-8	076-241-2171	第三科
	海上自衛隊 舞鶴地方総監部	舞鶴市字余部下 1190	0773-62-2250	第三幕僚室
	航空自衛隊第６航空団	小松市向本折町戌 267	0761-22-2101	司令部防衛部
※	陸上自衛隊鯖江駐屯地 陸上自衛隊 372 施設中隊	鯖江市吉江町 4-1	0778-51-4675	第 302 施設中隊
※	自衛隊福井地方協力本部	福井市春山１丁目 1-54	0776-23-1910	総務課
※	自衛隊越前地域事務所	越前市新町 8-1-12	0778-22-6139	

※は通知先

（３）留意事項

市長は、知事に災害派遣を要請する場合、特に次の事項に留意すること。

① 自衛隊が災害派遣をする場合は自衛隊法第 83 条第２項「都道府県知事の要請があり事態やむを得ないと指定部隊の長が認める場合には、部隊を救援のため派遣することができる」に該当する事態であり、単なる災害という理由のみで要請しないこと。

② 災害応急対策活動及び災害予防（災害の発生が目前に迫り、かつ、これが予防のためには部隊等の派遣を待つ以外に方法がないと思われるとき。）のための派遣要請ではあるが、自衛隊が到着する頃には危険が去ったということのないよう的確な情勢判断をすること。

③ 災害派遣を要請するときは、災害の状況及び派遣を要請する理由、派遣を必要とする期間、派遣を希望するその任務、希望する区域及び活動等の概数、その他部隊派遣上特に参考となる事項を県危機管理課へ連絡するものとする。

第５　市長の緊急要請

市長は、災害状況から事態が切迫し、知事との連絡がとれない場合など知事に要請する暇がない場合は、直接自衛隊に災害派遣の通知を行い、事後、知事に対して速やかに所定の手続をとる。

第６　自主的派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待つ暇がないときは、要請を待つことなく次の基準により部隊等が派遣される。

（１）災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

（２）災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことが出来ないと認められた場合に、直ちに救援の措置を取る必要があると認められること

（３）災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。

（４）その他災害に際し、上記事項に準じ、特に急を要し、知事等からの要請を待つ暇がないと認められること。

（５）庁舎、営舎その他防衛庁の施設又はこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合。ただし、知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事が派遣要請をした場合は、その時点から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施する。

第７　派遣部隊の受入れ体制

（１）関係機関の相互協力

市長は、派遣部隊の移動、現地進入及び災害に係る補償問題等の発生並びに必要な現地資材の使用等に関して県、所轄警察署、南越消防組合と緊密に連絡し協力しあう。

（２）作業計画及び資材等の準備

市長は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、他の災害救助隊、復旧機関等と競合、重複しないよう効率的な計画を樹立するとともに、災害実態に必要な資材を準備し、かつ、諸作業について関係ある管理責任者の了解を得るよう配慮するものとする。

（３）派遣部隊との連絡調整

①　派遣部隊の受入れ及び活動を円滑に行うための連絡調整は県が行う。

②　被派遣部隊の連絡調整事項

ア　日時及び場所
イ　人員
ウ　救援内容
エ　救護に必要な資機材

（４）派遣部隊の受入れ

自衛隊の受入れが決定したときは、下記により速やかに受入れの体制を整備する。

① 自衛隊連絡員室を市庁舎内に設置し、机、椅子を配備する。

② 宿舎は、屋内宿泊施設（公共施設で隊員一人当り１畳の基準）をあてるが、その施設が避難施設にあてられているときは、避難民との関係を十分に検討し、いささかも派遣部隊の活動を妨げないよう留意する。

③ 災害の状況により、野営の必要がある場合は、野営施設を設置する。

④ 材料置場、炊事場は野外の適当な広場を確保する。

⑤ 駐車場は、宿泊施設の近くに車両等を考慮して適当な広場を確保する。

⑥ ヘリポートの設置等

ア 被災地の状況、ヘリコプターの機種により異なるが、丹南総合公園多目的グラウンド、武生東運動公園陸上競技場を基本としてその都度自衛隊及び県と協議して定める。

イ 吹き流し、発煙筒、Ｈ（直径）の標示、警戒人員を配備する。

ウ 通信筒投下のとき、＋（長さ 10m）の標示、発煙筒、白布（30 ㎝×30 ㎝で通信筒を受取ったときの目印し）を準備する。

エ 孤立地区偵察のときの赤旗（急病人が発生しているとき）、青旗（食糧が不足しているとき）を準備する。（ヘリポート適地箇所……第３章第２項第１節「防災関係施設設備、資機材、物資等整備 計画」(P.50) 参照）

第８ 派遣部隊の撤収要請

知事は、派遣部隊が派遣目的を達成したとき、又は派遣の必要がなくなったときは、民心の安定等に支障がないよう市長及び派遣部隊の長等と十分協議を行った上、撤収要請を行う。

（１）撤収要請事項

① 撤収日時

② 撤収要請の自由

③ 事故の有無

④ その他

第９　救援隊の受入れ等

災害の状況により、県又は隣接市町から救援隊を受入れる場合は、宿舎、食糧供給等は次により万全を期する。

救援隊の宿舎	「第４章第３項第１節　避難計画」の避難所により対応。
救援隊の食糧の供給	「第４章第４項第２節　食糧品の供給計画」による。
資機材等の確保	「第４章第３項第２節　被災者の救出計画」による。

第 10　経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費のうち次に掲げるものは原則として越前市が負担する。ただし、負担区分について疑義が生じた場合は、その都度協議して定める。

①　派遣部隊の宿泊等に必要な土地、建物等の使用料及び借上げ料

②　派遣部隊の宿泊等に伴う光熱水費、電話等通信費及び入浴料

③　活動に必要な自衛隊以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬、修理費

第４節　ボランティア受入れ計画

第１　計画の方針

市は、災害発生時には、行政や関係機関による防災活動だけでなく、地域住民や地域外からのボランティアによる各種の活動が重要であることから、その活動が円滑に行われるようボランティア自身による自主的な活動環境を整備する。

第２　ボランティアの受入れ体制

（１）県の支援

県は、被災地等における災害ボランティア活動の円滑な実施を図るため、必要があると認めるときは、災害ボランティア活動を広域的かつ総合的に支援することができると認められる団体に対し、福井県災害ボランティア本部の設置を要請するとともに、当該災害ボランティア本部の円滑な運営を確保するため、必要な支援を行う。

また、災害対策本部にボランティア班を設け、福井県災害ボランティア本部と連携を図るとともに、市と情報交換を行い、被災地におけるボランティアニーズの把握を行う。その際、ボランティアを行う者は、ボランティア活動中の事故等に備えて、県の負担によるボランティア保険に加入する。

（２）市の支援

ボランティア班は、越前市災害ボランティアセンター連絡会においてボランティアセンターの設置場所、必要物資等の協議を行い、直接市を訪れるボランティアの受入れ体制を早急に確立するとともに、各種ニーズに応じた調整及び斡旋を行うためボランティアセンター長を中心とした運営組織体制を早期に確立する。

また、県が設置する福井県災害ボランティア本部と連携をとりながら、ボランティアの調整及び斡旋を行う。さらに、避難施設、救援物資集積所等からボランティアニーズを把握し、当該ニーズに応じて県に対し、ボランティアの要請及び情報提供を行うとともに、直接市を訪れるボランティアの受入れ体制を早急に確立する。

第３　ボランティアの活動体制及び活動拠点

市は、被災地におけるボランティアニーズについて、あらかじめ福井県災害ボランティア本部に情報提供を行い、ボランティアが活動に参加しやすい体制づくりを行う。また、ボランティアの受入れに際して、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、災害の位置や規模、復旧体制の規模等を勘案し、必要に応じ県地域防災基地の一部等をボランティアの活動拠点に提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援を行う。

（１）作業計画及び資機材等の準備

市は、自治振興会等と連絡を密にし、被災者のニーズの受付・調査を実施し、効率的な計画を作成する。また、必要な資機材等が提供できる場合は準備する。なお、混乱を避けるために、民間団体等の組織に権限を委譲し、ボランティアセンター長と運営体制を決める。また、個人単位のボランティアはあらかじめリーダーを決め、その指揮下に入ってもらうこととする。

（２）ボランティアとの連絡調整

ボランティアの受入れ及び活動を円滑に行うため、ボランティア班は、毎日作業前と終了後あらかじめ定めた時間にボランティアセンター長と作業内容や進展具合に関する打合せを行う。

第４　奉仕団等の編成及び活動

災害時においては、日本赤十字社福井県支部及び日赤越前市地区のほか、自治振興会、市自治連合会、女性、壮年等の各種団体及び民間組織の協力を得て、災害応急対策の実施に万全を期するものとする。

（１）日本赤十字社福井県支部の協力

①　日本赤十字社福井県支部は、発生した災害について、災害救助法が適用された場合、知事の要請により、越前市の市域に避難救護班を出動させ医療及び助産並びに遺体の処理等災害救助活動に協力するものとする。

②　日本赤十字社福井県支部は、災害の状況により市長から災害救助の要請があったときは、可能な限りこれに協力するものとする。

日本赤十字社福井県支部	福井市月見２丁目 4-1
	TEL 0776-36-3640 FAX 0776-34-6299

（２）日赤越前市地区の協力

日赤越前市地区は、市長から災害応急対策の活動要請があった時はこれに協力し、又越前市赤十字奉仕団に協力を要請する。

（３）民間奉仕団体及び活動範囲

① 奉仕団の編成

奉仕団は、各団体別に編成する。

奉仕団に名称を付し、団長、班長等をおき、平常時の組織等を考慮し、災害奉仕活動の実態に即した編成をするものとする。

ア　赤十字奉仕団	赤十字奉仕団は、市の区域に地域赤十字奉仕団を編成し、民間奉仕団と連絡を図り、労力奉仕、義援金品募集 厚生指導等災害救助活動に協力する。
イ　自治振興会、町内会	(ｱ) 局地災害の場合は、隣接町内会は積極的に協力するものとする。 (ｲ) 市全域にわたる災害の場合は、市長の要請により災害応急対策活動に協力するものとする。 (ｳ) 自治振興会及び市自治連合会は、市長の要請に対して積極的に協力体制を組むものとする。
ウ　その他各種団体及び有志者	女性、壮年等の各種団体及び有志者においては必要に応じ市長の要請により災害応急対策活動に協力するものとする。

② 奉仕記録

奉仕団の奉仕を受けたときは、次の事項について記録し、整備しておかなければならない。

ア　奉仕団の名称及び人員又は氏名

イ　奉仕した作業内容及び期間

ウ　その他参考事項

③　奉仕団の協力活動範囲

ア　被災者の避難誘導
イ　被災者の救出及び保護
ウ　被災者及び災害応急対策従事者に対する炊出し
エ　清掃及び防疫
オ　災害応急対策用物資、資材の輸送及び配分その他災害救助活動への協力
カ　食糧、衣料等の物資の配給
キ　救援物資の受付、整理、輸送
ク　被災者の家財の監視
ケ　救援隊、自衛隊に対する協力
コ　応急復旧作業現場における危険を伴わない軽易な作業
サ　その他応急対策活動の協力

第５　その他

ボランティアセンターの設置にともない、市社会福祉協議会を通じて、県社会福祉協議会に連絡し、ボランティア保険の加入及びボランティアセンター設置に伴う経費等について協力・支援を要請する。また、ボランティア活動に関しては、安全の確保や衛生管理の徹底を図る。

第５節　要員確保計画

第１　計画の方針

市は、災害時に災害応急対策活動に必要な要員を確保する。

第２　労務者等の雇用

（１）労務者の雇用の方法

災害応急対策実施のため労務者等の雇用を必要と認めるとき、市長は、職業安定所等から斡旋を受け雇用する。

福井労働局武生公共職業安定所	越前市府中一丁目 11-2
	TEL 0778-22-4078（職業相談部門）

①　災害応急対策実施機関の常用労務者及び関係者等の動員

②　隣保民間奉仕団（日赤奉仕団等）の協力動員

③　公共職業安定所の斡旋供給による動員

④　関係機関の応援派遣による技術者等の動員

⑤　緊急時等における従事命令等による動員

（２）賃金の基準及び支給方法

①　賃金の基準額は、職業安定所の業種別標準賃金の例による。

②　賃金の支給は、各部において支払うものとし、原則として作業現場で当日労務者に対し直接支払う。

（３）労務者の作業基準

雇用した労務者等の主な作業は、次のとおりとする。

①　被災者の避難誘導

②　被災者の医療施設及び助産施設等への移送

③　被災者を救出するため、及び被災者救出に必要な機械器具、資材の操作又は後始末

④　飲料水の供給

⑤　救助用物資の支給

⑥　遺体の捜索

⑦　遺体の処理

第３　相互応援協力

市は、災害において災害応急対策を実施するために必要とするときは、隣接市町等と相互に応援協力を行い、実効性の確保に留意し、活動の万全を期するものとする。

（１）他の市町等に対する応援の要請等

市長は、市の地域に係る災害について、適切な応急措置を実施するため、必要があると認めるときは、災害対策基本法第 67 条の規定による「県・市町村災害応援協定」に基づき、他の市町に対し応援を求めることとする。

（２）知事に対する応援の要請等

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第 68 条の規定に基づき、知事に対して応援を求め、又は、災害応急対策の実施を要請するものとする。

（３）応援要請の方法

前２項により応援を求める場合には、次に掲げる事項について文書をもって要請するものとする。但し、事態が急迫して文書によることができない場合には、電話又は、電信によるものとするが事後速やかに文書を提出するものとする。

①　災害の状況及び応援を求める理由
②　応援を希望する人員、物資、資材、機材器具等の品名及び数量
③　応援（災害応急対策の実施）を必要とする場所、機関
④　応援を必要とする活動内容（必要とする災害応急対策内容）
⑤　その他必要な事項

（４）他の市町に対する応援協力

市長は、災害対策基本法第 67 条の規定に基づき、他の市町から応援を求められたとき、及び同法第 72 条の規定に基づき知事から他の市町への応援協力の指示を受けた場合は、応援できない正当な理由がある場合を除き、速やかに応援隊を組織し、派遣するものとする。

第４　奉仕団等の編成及び活動

（１）奉仕団の編成

ア　越前市赤十字社奉仕団

イ　町内会、自治振興会

ウ　女性団体

エ　各種団体

オ　その他有志者

奉仕団は、各団体別に編成し、奉仕団に名称を付し、団長、班長等をおき、平常時の組織等を考慮し、災害奉仕活動の実態に即した編成をするものとする。

（２）奉仕団の作業

①　炊出し

②　清掃及び防疫

③　応急対策用物資、資材の輸送及び配分その他災害救助活動への協力

④　応急復旧作業現場における危険を伴わない軽易な作業

⑤　救援隊、自衛隊への協力

⑥　その他上記作業に類した作業

（３）奉仕記録

①　奉仕団の名称及び人員又は氏名

②　奉仕した作業内容及び期間

③　その他参考事項

第２項　情報の収集伝達

第2項　情報の収集伝達	第1節　通信運用･情報収集伝達計画
	第2節　広報計画

第１節　通信運用・情報収集伝達計画

第１　計画の方針

災害に関する各種の情報収集は、災害応急対策を樹立するための基本となるものであるので、市及び防災関係機関のそれぞれの組織は、より迅速かつ正確に行える体制を整える。

第２　災害に関する情報の収集及び伝達

（１）情報収集

① 火災の発生の状況
② 建物の倒壊状況
③ 死者、負傷者の人的被害の発生状況
④ 電気・水道等の被害状況
⑤ 道路、橋梁の被害状況
⑥ 住民の動向
⑦ その他必要な事項

（２）情報伝達

収集した情報は、必要に応じ速やかに広報するものとする。なお、広報計画は、次節に定めるとおりとする。

また、市及び各防災関係機関は、各種情報の収集について十分に連絡調整を行い災害応急対策が円滑に実施できるように協力するものとする。

市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

（３）調査方法

被害の状況調査は、「越前市被害状況報告要領」に基づいて行うものとし、市民の生命及び

財産に関する事項並びに市の管理する施設について、各班、現地本部が調査し総務部（本部班）が集計するものとする。

①　被害の程度の調査にあたっては、各班、基地の連絡を密にして、相違や重複のある被害状況については調整するものとする。 ②　被災世帯人員等については、現地調査のみではなく住民登録等の諸記録とも照合し、その正誤を確認しなければならない。 ③　全壊・半壊等により死者及び負傷者が出た場合は、その氏名、住所及び年齢等を速やかに確認するものとする。

（４）参集途上職員の情報収集

参集途上にある職員は、周囲の被災状況を把握し、参集後所属班長に報告すると伴に、各部は、職員の報告内容を総務部（本部班）に報告する。

（５）通信関係のボランティアの活用

大規模な災害が発生し、情報収集要員が不足した場合には、アマチュア無線局、インターネット利用者といった通信関係のボランティアの協力を得ることとし、そのための募集方法や活用方策を検討する。

（６）情報の優先順位

情報収集及び通報は、人的被害及び住家被害に関連あるものを優先する。

（７）県、市町及び防災関係機関の協力

県、市町及び防災関係機関は、各種情報の収集について十分に連絡調整を行い、又は相互に情報を交換して、応急対策が円滑に実施できるように協力するものとする。

市は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。

（８）孤立集落の被害状況把握

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県、市は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県に連絡するものとする。なお、ドローンを活用した孤立集落の被害状況を把握するため、事前に必要な手続等を行い、災害時に迅速に対応できるよう努めるものとする。

第３　異常現象発見者の通報義務

（１）災害対策基本法第 54 条の規定により、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見したものは、遅滞なくその旨を市長に通報し、市長は速やかに県、福井地方気象台及びその他の関係機関に通報しなければならない。

（２）市長が通報すべき事項

①　たつ巻、強い降ひょう等の著しく異常な気象現象があったとき。
②　異常な出水、山崩れ、地滑り、堤防決壊、なだれ等で大きな災害となるおそれがあるとき
③　火災があったとき。
④　河川の異常水位があったとき。
⑤　その他災害に関する異常な現象があったとき。

（３）福井地方気象台への通報方法

加入（有線）電話（0776-24-0009）又は電報　　FAX 0776-24-1252　　技術課

第４　被害状況報告

市は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告するものとする。

通信の途絶等により県に報告できない場合は、直接国（消防庁）へ報告するものとする。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町又は県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）に連絡するものとする。

このほか、他の防災関係法令の規定により関係行政機関等に報告する詳細なものについては、それぞれの定められた要領により報告するものとする。

（１）報告の責任者

災害報告責任者は、災害対策本部総務部長とし、災害対策本部が設置されていない場合は、防災危機管理課長とする。

（２）報告の基準

被害状況報告にあたっては、概ね次に掲げる事項に該当する場合に報告するものとする。

①　災害救助法の適用基準に合致するもの。 ②　市が災害対策本部を設置したとき。 ③　災害が２市町以上にまたがるもので、本市における被害は軽微であっても全県的に見た場合同一被害で大きな被害を生じているもの。 ④　災害による被害に対し、国・県の特別の財政援助を要するもの。 ⑤　災害による被害が当初は軽微であっても、今後①～④の条件に該当する被害に発展するおそれがあるもの。 ⑥　地震が発生し、市内の区域内で震度 4 以上を記録したもの。 ⑦　その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響から見て、報告する必要があると認められるもの。 ⑧　注意報・警報が発表された場合において発生し、上記基準に該当しないもの。 ⑨　その他特に報告の指示があったもの。

（３）報告の種類

①　災害即報	災害が発生したときに直ちに災害状況を報告する。
②　災害確定報告	応急対策が終了した後 10 日以内に報告する。
③　災害年報	１月１日から 12 月 31 日までの災害状況について翌年４月 15 日までに災害毎に報告する。

（４）報告の方法及び報告先

災害即報は、県危機管理課に対して、災害の概況・被害の状況及び応急対策の状況を福井県防災行政無線又は一般加入（有線）電話により報告するものとし、災害確定報告及び災害年報は、被害状況の詳細について文書で報告するものとする。

《収集すべき情報項目及び情報収集源》

（１）警戒段階（災害発生前における情報項目及び収集源）

情報項目	情報の内容	収集源
雨量等の気象情報の収集	・予警報の内容降雨（雪）量 ・河川の水位等	・気象台 （県危機管理課） ・各雨量・水位観測実施機関 住民
地域の災害情報の収集	・河川周辺地域及び災害危険箇 ・所における発災危険状況	

（２）発災段階（災害発生直後における情報項目及び収集源）

情報項目	情報の内容	収集源
発災情報	・河川の氾濫状況 ・土砂災害の発生状況 ・工場、化学施設内の発災状況 ・発災による物的、人的被害に関する情報 ・ライフラインの被災状況	・市、消防機関等の職員、住民 ・各施設管理者 ・各ライフライン関係機関
住民の避難状況	・避難実施状況	・避難所管理者、住民

（３）復旧段階（災害復旧段階における情報項目及び収集源）

情報項目	情報の内容	収集源
・全体的な被害状況 ・住民の避難に関する状況	・物的、人的被害の確定値 ・避難所周辺の状況 ・開設された避難所名、収容人員等	・市各部 ・避難所管理者
・ライフライン等の復旧見通し ・各関係機関の応急復旧対策の実施状況	・各ライフラインの復旧状況 ・応急復旧工事等の進捗状況 ・食糧物資等の調達支給状況 ・環境対策情報等	・各ライフライン関係機関 ・各防災関係機関

（５）災害情報等の流れ

① 気象台が発する気象等予警報の伝達系統

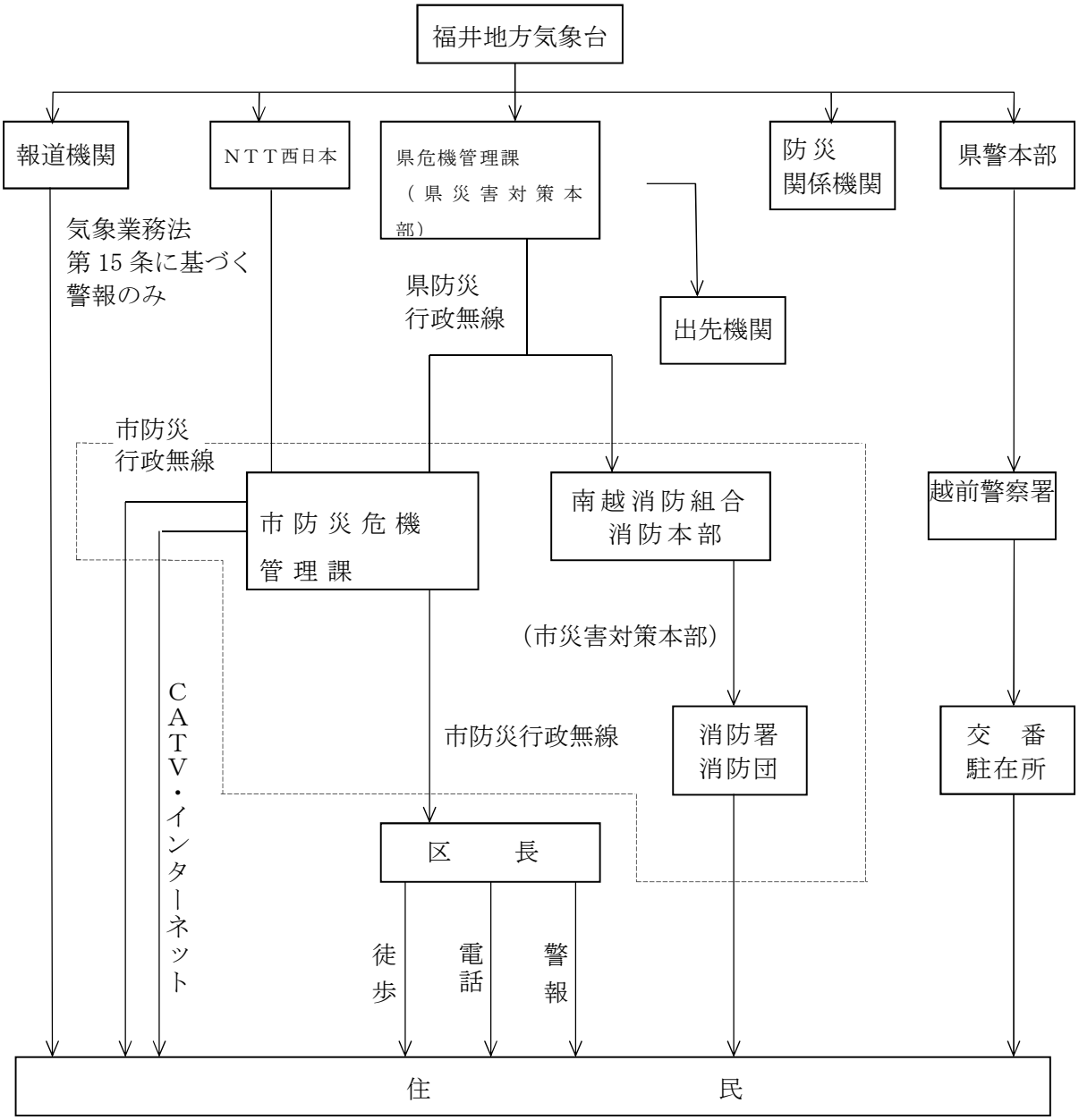

② 防災指令及び災害情報等の伝達系統

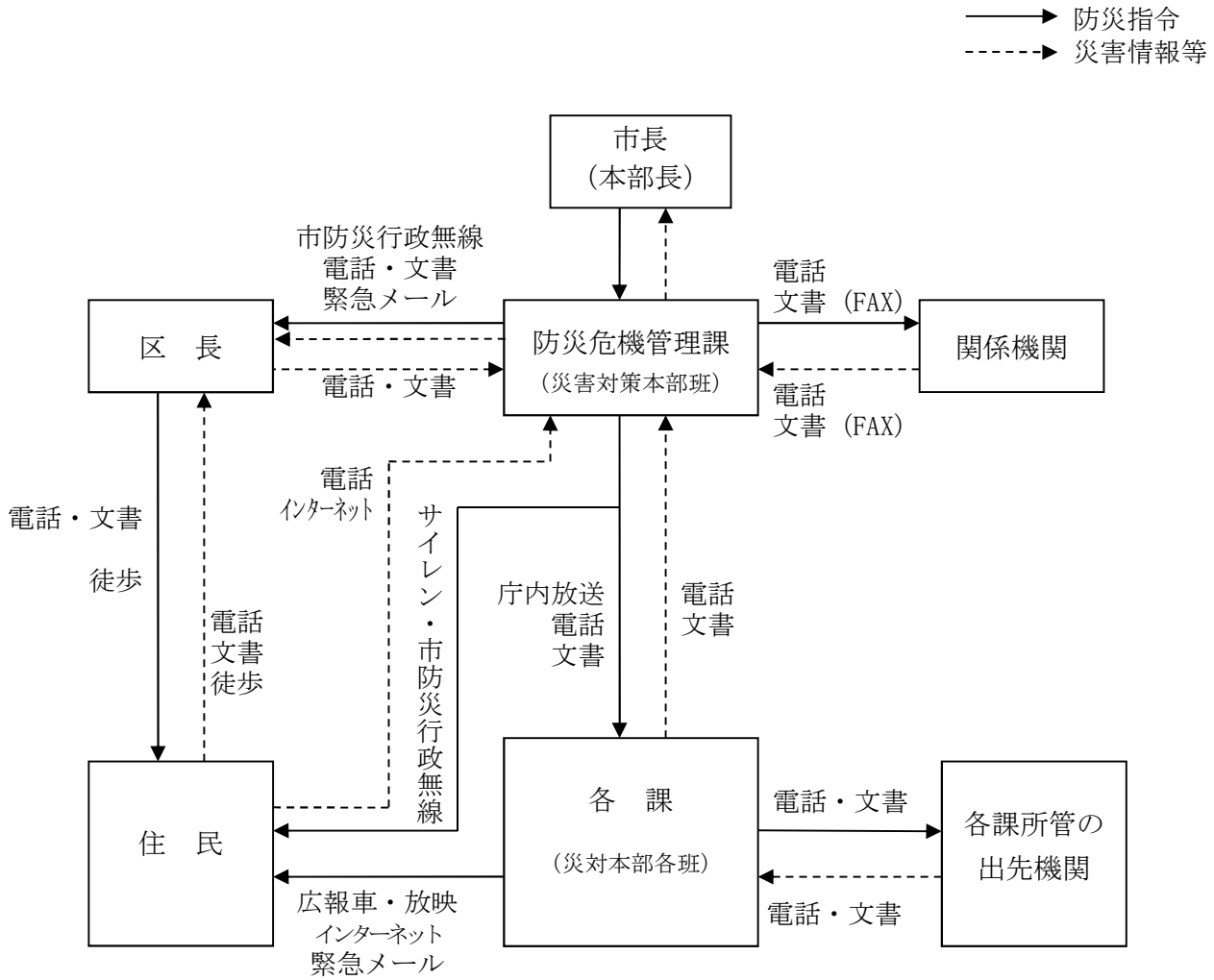

第５　災害発生直後の機能確認と応急復旧

災害発生時には、直ちに通信施設の機能を確認し、被災が判明した場合は速やかに応急復旧にあたるとともに、携帯電話・自動車電話等の代替通信手段を確保するほか、すべての通信手段が途絶された場合には、使者を派遣して通信の確保を図る。

第６　通信手段の確保

（１）災害時の通信連絡

市及び防災関係機関が行う災害に関する予報、警報及び情報の伝達若しくは被害状況の収集報告、その他応急対策に必要な指示、命令等は、原則として有線通信（加入電話）、又は防災行政無線通信、緊急連絡メール、緊急速報（エリア）メールにより速やかに行う。また、携帯電話の不感地域で、道路の寸断や電話回線の途絶等により孤立化することが予想される集落について事前に把握するとともに、衛星携帯電話の配備など、情報収集伝達手段の確保を図るものとする。

（２）通信の統制

災害発生時においては、加入（有線）電話及び無線通信とも混乱することが予想されるため、通信施設の管理者は、必要に応じ、適切な通信統制を実施し、その通信が円滑、迅速に行われるよう努める。

第７　特別警報・警報・注意報等の伝達

（１）市による伝達

①特別警報の伝達

市は県から通知された事項を、可能な限り多くの手段を用いて、直ちに住民等に周知する。

②警報等の伝達

市は県から通知された事項を、あらかじめ定める方法により、直ちに住民等に周知するものとする。

（２）災害の予告にあたる重要な気象情報の伝達

市は、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報及び指定河川洪水予報等の大きな被害をもたらす災害の予告にあたる重要な気象情報を、住民の自主避難の参考となるよう、速やかに住民等へ伝達するものとする。

【資料編】

１１－１　被害程度の基準等

１１－２　報告担当課（班）が調査及び報告すべき事項

第２節　広報計画

第１　計画の方針

市は、災害に関する情報及び被害状況並びに市の災害応急対策の実施状況等を速やかに広報し災害時における社会秩序の維持及び人心の安定を図る。

第２　災害広報活動の実施

広報担当課（広報班）は、各課（班）と相互に緊密な連絡を取り、統制のとれた迅速な情報の発表に努める。

（１）情報の収集と発表

① 各課（部）は刻々の情報を、広報班へ連絡するとともに、必要に応じて職員を現場に派遣し、情報収集及び映像取材を行う。
② 広報班は、必要に応じて現場取材を行い、情報収集及び映像取材に努める。
③ 市民が撮影した映像資料を、広報等を通じ積極的に収集する。
④ 報道機関等による取材映像、記事を収集、記録する。
⑤ 広報班は収集した災害情報や市の対策を、その都度速やかに報道機関に発表する。また、必要に応じ記者会見を実施する。
⑥ 災害報道においては特に速報性が重要視されるため、情報の急速な推移に適応するためテレビ、ラジオの電波メディアやＣＡＴＶ、インターネット、パソコン等の利用を図る。
⑦ 県及びこしの都ネットワーク設置の定点カメラによる情報収集

（２）市民に対する広報

報道機関に対する積極的な報道依頼のほか、市ホームページ、同報系防災行政無線、緊急連絡メール、緊急速報（エリア）メール、広報車、公共施設等の掲示物及び県防災ヘリコプター等並びに自主防災組織を通じ主として次に掲げる事項について広報を行う。

① 気象関係予報、警報等
② 災害の現況及び予測
③ 市その他防災関係機関の応急対策状況
④ 交通機関の運行状況及び交通規制状況
⑤ 避難措置その他住民の保護措置
⑥ 治安、警備の士気高揚その他住民の相互扶助の高揚に関する事項

⑦　住民の生活確保、指導に関する措置

⑧　犯罪の予防と防疫に必要な事項

⑨　その他、必要な事項

（３）災害広報資料の収集及び保存

各部は、災害に関する資料・写真を積極的に収集し、広報班に提供するものとする。広報班は、取材したものと合わせて広報用に供し、保存するとともに、必要に応じて市広報紙・冊子・災害写真・災害ビデオ等を作成し、有効的に活用するように努めるものとする。

（４）県、関係諸官庁に対する広報

被害状況、被害映像、情報、報告及び要望事項等を、県及び関係諸官庁に対して広報する。

（５）安否情報の提供

人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、市が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、市は県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、県は、市との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。

県は、災害時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市と連携の上、あらかじめ一連の手続き等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

県は、「災害時における安否不明者の氏名等の公表指針」に基づき、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市と連携し、住民基本台帳の閲覧制限措置の有無等を確認の上、安否不明者の氏名等の公表を行い、その安否情報を収取・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

【資料編】

１０－６　スピーカー搭載公用車両一覧

第３項　緊急活動

第3項　緊急活動	第1節　避難計画
	第2節　被災者の救出計画
	第3節　要配慮者応急対策計画
	第4節　医療救護計画
	第5節　消防応急対策計画
	第6節　災害警備計画及び緊急輸送計画
	第7節　水防計画
	第8節　雪害対策計画
	第9節　土砂災害応急対策計画
	第10節　危険物施設等応急対策計画
	第11節　その他災害応急対策計画

第１節　避難計画

第１　計画の方針

市は、災害の状況に応じて非常用サイレン及び防災行政無線（同報系無線）屋外拡声子局のサイレン併用により避難情報等を迅速かつ広く地域住民に周知し、住民の生命、身体の安全の確保に努める。

また、避難指示等を発令する際には、「避難情報等」と「住民がとるべき行動」の対応を明確にして対象者ごとに「警戒レベル」に対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。

（１）避難情報の種類

警戒レベル	種類	発令時の状況	住民がとるべき行動	サイレン
警戒レベル３	高齢者等避難	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、大雨、洪水警報が発表される等、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始	約 40 秒間のサイレン吹鳴を３回以上
警戒レベル４	避難指示	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、土砂災害警戒情報が発表される等、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から重大な洪水災害による人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況	・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動をとる ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する ・避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な対比場所への移動又は屋内での退避等を行う	約 20 秒間のサイレン吹鳴を６回以上
警戒レベル５	緊急安全確保	・人的被害の発生又は切迫している状況	・発令対象となる区域では既に災害が発生又は切迫している状況であり、命を守るための最善の行動をとる	約 10 秒間のサイレン吹鳴を１２回以上

＊　サイレン吹鳴時間が短くなるにつれて、危険度が増加する。

外水氾濫、内水氾濫時に住民がとるべき行動

外水氾濫(河川の氾濫)及び内水氾濫(市街地の水はけの悪化、水路等の氾濫等)での避難行動について、避難指示等の発令がなされても下記の場合には、必ずしも避難所への避難行動だけでなく、頑強な建物の２階等へ避難する等生命を守る最低限の行動をとるよう求める。

１．歩行に危険が伴う浸水深 50ｃｍを上回る場所（流速が早い場合は 20ｃｍを上回る場所）

２．歩行に危険が伴う用水路等への転落のおそれのある浸水深 10ｃｍを上回る場所

（２）避難情報の発令状況

年月日	災害名	避難情報の種類	発令状況
平成 16 年 7 月 18 日	福井豪雨	避難勧告	旧今立町において 4 回発令し、被害に対し災害救助法が適用された。（対象世帯：508 世帯、対象人員：1,974 人）
平成 16 年 10 月 20 日	台風 23 号	避難勧告	旧武生市において吉野瀬川流域に対し発令した。（対象世帯：7,098 世帯、対象人員：2,315 人）
平成 17 年 12 月 28 日	平成 18 年豪雪	避難指示	ひとり暮らしの高齢者宅が、雪の重みで倒壊のおそれがあり、居住者の生命が危険であると判断したため、当該者に対し発令した。（対象世帯：１世帯、対象人員：１人）
平成 18 年 7 月 18 日	平成 18 年 7 月豪雨	避難準備情報 避難勧告	土砂災害のおそれや、吉野瀬川流域で、浸水のおそれのある町内に対して発令した。（対象世帯：3,746 世帯、対象人員：11,050 人）

平成 24 年 7 月 20 日	東部集中豪雨	避難準備情報	土砂災害のおそれ等により、味真野地区、粟田部地区、岡本地区に対して発令した。（対象世帯：3,587 世帯、対象人員：12,063 人）
平成 25 年 7 月 30 日	大雨 洪水警報	避難準備情報 避難勧告	河川の氾濫及び土砂災害のおそれ等により、東地区、西地区、神山地区、吉野地区、大虫地区、白山地区、坂口地区に対して発令した。 （対象世帯：4,478 世帯、対象人員：12,757 人）
平成 25 年 9 月 16 日	台風 18 号	避難準備情報 避難勧告	河川の氾濫のおそれ等により、西地区、神山地区、吉野地区、大虫地区に対して発令した。 （対象世帯：3,980 世帯、対象人員：11,155 人）
平成 29 年 10 月 22 日	台風 21 号	避難準備・高齢者等避難開始 避難勧告	河川の氾濫のおそれ等により、西地区、神山地区、吉野地区、大虫地区、南中山地区、服間地区に対して発令した。 （対象世帯：11,100 世帯、対象人員：30,440 人）
平成 30 年 7 月 5 日 平成 30 年 7 月 7 日	大雨（土砂災害）警報	避難準備・高齢者等避難開始 避難勧告 避難指示（緊急）	河川の氾濫及び土砂災害のおそれにより、避難準備・高齢者等避難開始を吉野瀬川・浅水川・服部川流域に、避難勧告を吉野瀬川・服部川流域その他土砂災害の危険のある地域に、避難指示（緊急）を服部川流域に発令した。 （対象世帯：8,985 世帯、対象人員：25,931 人）

平成30年9月4日	台風21号	避難準備・高齢者等避難開始	河川の氾濫のおそれ等により、市内全域に発令した。 （対象世帯：30,411世帯、 対象人員：83,061人））
平成30年9月30日	台風24号	避難準備・高齢者等避難開始	河川の氾濫のおそれ等により、市内全域に発令した。 （対象世帯：30,411 世帯、対象人員：83,061人）
令和4年8月5日	令和4年8月3日からの大雨	高齢者等避難 避難指示	河川の氾濫のおそれ等により、市内全域に発令した。 （高齢者等避難　対象世帯：31,736 世帯、対象人員：81,561人 避難指示　対象世帯：2,552 世帯、対象人員：6,854人）
令和5年7月13日	令和5年7月12日からの大雨	高齢者等避難	河川氾濫のおそれ等により、服部川流域の南中山地区及び服間地区に発令した。 （対象世帯：1,541 世帯、対象人員：5,854人）
令和6年6月23日	大雨	高齢者等避難・避難指示	・吉野瀬川氾濫のおそれ等により、西、神山、吉野、大虫地区に高齢者等避難、避難指示を発令した。 （対象世帯：9,930 世帯、対象人員：24,552人） ・服部川氾濫のおそれ等により、服間、南中山地区一部町内に高齢者等避難を発令した。 （対象世帯：551 世帯、対象人員：2,614

			人） ・土砂災害のおそれ等により、白山地区、坂口地区に避難指示を発令した。 （対象世帯：654 世帯、対象人員：1,818 人）

第２　高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

（１）実施責任者及び実施の基準

区分＼事項	実施責任者	措　置	実　施　の　基　準
高齢者等避難（警戒レベル３）	市　長	立退き準備の勧告（避難行動要支援者に対し避難の確保が図られるよう必要な情報を提供）	避難行動要支援者が避難できる時間を残して災害が発生する可能性が高まったとき 【水害】 ・国管理河川においては河川水位が避難判断水位に到達し、かつ、上流域の観測所の河川水位が上昇しているとき等（（　）内は観測所名） 対象河川無し ・県管理河川においては河川水位が避難判断水位に到達し、かつ、上流域の観測所の河川水位が上昇しているとき等 吉野瀬川　2.5m（上太田） 鞍谷川　1.9m（粟田部） 服部川　1.8m（東庄境） 浅水川　2.5m（北） 日野川　4.0m（中平吹） 【土砂災害】 ・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、県の土砂災害警戒情報（補足情報）がレベル２に到達した場合等
避難指示（警戒レベル４）	市　長（災害対策基本法 60 条）	立退きの指示及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。 【水害】 ・国管理河川においては河川水位が氾濫危険水位に到達したとき 対象河川無し ・県管理河川においては河川水位が氾濫危険水位に到達したとき 吉野瀬川　3.2m（上太田） 鞍谷川　2.5m（粟田部） 服部川　2.2m（東庄境） 浅水川　2.8m（北）［独自基準］ 日野川　4.4m（中平吹）［氾濫危険水位］ ・河川管理施設の異常（漏水等堤防の決壊につながるおそれがある被災）を確認等 【土砂災害】 ・土砂災害警戒情報が発表されたとき等

避難指示（警戒レベル４）	知事及びその命を受けた県職員 水防管理者 （水防法29条）	立退きの指示	洪水によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事及びその命を受けた県職員 （地すべり等防止法25条）	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警察官 海上保安官 （災害対策基本法61条）	立退きの指示及び立退き先の指示	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。市長から要求があったとき。
	警察官 （警察官職務執行法４条）	警告 避難の措置	危険な事態が切迫したと認められるときは、警告を発し、及び特に急を要する場合においては危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
	自衛官 （自衛隊法94条）	避難の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。

緊急安全確保 （警戒レベル５）	市長	緊急安全確保措置 （高所への移動、近隣の堅固な建物への退避等）	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命または身体に危険が及ぶ恐れがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき。 【水害】 ・氾濫発生情報、大雨特別警報（浸水害）が発表されたとき ・堤防の決壊を確認したとき ・河川管理施設の大規模異常（堤防本体の亀裂、大規模漏水等）を確認したとき等 【土砂災害】 ・大雨特別警報（土砂災害）が発表されたとき ・土砂災害が発生したとき等
	知事及びその命を受けた県職員 水防管理者 （水防法 29 条）	立退きの指示	洪水によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事及びその命を受けた県職員 （地すべり等防止法 25 条）	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警察官 海上保安官 （災害対策基本法 61 条）	立退きの指示及び立退き先の指示	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。市長から要求があったとき。
	警察官 （警察官職務執行法 4 条）	警告 避難の措置	危険な事態が切迫したと認められるときは、警告を発し、及び特に急を要する場合においては危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
	自衛官 （自衛隊法 94 条）	避難の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、「警戒区域」を設定し、災害応急対策に従

事する者以外の者に対して、当該区域の立入りを制限、禁止又は退去を命じる。

警戒区域を設定した場合は、所轄警察署及び南越消防組合にその旨を通報し、警察官等と協力して当該区域からの退去、立入りの制限、禁止を実施する。警戒区域が小規模の場合は、バリケードの設置又はロープ等で区域を明示し、広範囲に及ぶ場合は道路を封鎖する。

（２）避難指示等の判断基準の策定

市は、避難指示等の意思決定を迅速・的確に実施するため、避難指示等の判断基準を策定するものとする。この場合、福井県河川・砂防総合情報システム水位観測情報（避難判断険水位及び氾濫危険水位）、土砂災害警戒情報、過去の河川水位記録及び福井地方気象台による気象特性等の解説・助言などを総合的に判断して具体的に定めるものとする。また、市は、避難指示等の発令訓練の実施や、発令の経験等を踏まえ、必要に応じて基準の見直しに努めるものとする。

（３）避難指示等実施の発令方法

市は、気象情報や河川水位、土砂災害警戒情報等をもとに、時期を失することなく避難指示を発令するものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

市は、住民に対する避難のための準備情報の提供や指示等を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するものとする。特に、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討するものとする。

また、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令するおそれがある場合には、早い段階で避難所を開設して住民に伝達したり、高齢者等避難の発令により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する等により、円滑な避難に努めるものとする。

市は、避難指示の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への移動を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等での身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時

の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努めるものとする。

なお、市は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

避難指示等の発令に当たっては、住民が生命に係る危険であることを認識するなど、具体的でわかりやすい内容で発令するよう努めるものとし、「避難情報等」と「住民がとるべき行動」の対応を明確にして対象者ごとに「警戒レベル」に対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。

（４）避難指示等の実施責任者及び代理者等

避難指示等の実施責任者は市長である。実施責任者に事故があり職務を遂行できないときは副市長を代理者とする。また、副市長に事故があり職務を遂行できないときは総務部長、次に危機管理幹とし、以下は機構順列とする。

（５）避難指示等の助言

知事は、必要と認めるときは、市町長の避難指示等に関する意思決定についての助言、勧告等を実施するものとする。

指定地方行政機関及び県は、市町からの求めに応じて、避難指示の対象地域、判断時期等について助言するものとする。

また、市は、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

さらに、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

（６）避難指示等の伝達

該当町内区長及び市民等への高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の伝達は、非常サイレン、防災行政無線（同報系無線）、広報車、サイレン等により行う。また、状況に応じて報道機関等に協力要請を行うとともに、特にＣＡＴＶの活用を図る。伝達の内容は次のとおりとする。

①　高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の伝達者の名称
②　高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の実施者
③　高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の理由
④　警戒レベル

⑤　対象となる地域（地区名等）

⑥　避難先、避難路等

⑧　　その他注意事項

また、避難のための立退きを指示し、立退き先を指示した場合は、次の事項について知事（危機管理課）に報告するものとし、避難の必要がなくなった場合は、直ちにこれを公示し知事（危機管理課）に報告するものとする。

①　高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の理由

②　高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を発令した地域

③　世帯数及び人員

④　立退き先

第３　避難の経路及び誘導等

避難誘導実施にあたっては区長等を誘導責任者とし、市長は、必要に応じ警察署及び南越消防組合に協力を求める。

（１）避難指示等が出された場合、市は警察署等の協力を得て、町内公民館・社寺広場等一次避難場所（集合場所）に避難された住民を、必要に応じてあらかじめ指定してある広域避難場所に誘導する。

（２）通常の避難経路が災害の状況により通行困難又は危険と認められるときは、町内における誘導責任者(区長等)が代替の避難経路を決定する。

（３）誘導にあたっては、事前に安全な経路を選定し、危険箇所の表示、なわ張り等をする他、状況に応じて交通指導員等の誘導員を配置して、事故防止に努める。また、夜間の場合は、照明器具等を活用する。避難所が遠方の場合は状況に応じ車両による輸送を行い、浸水等の場合は、船艇又はロープ等の資機材を利用して安全を図る。

（４）避難開始とともに警察官、防犯隊等により現場警戒区域を設定し、危害防止その他必要な警戒を実施する。住民が避難した地域においては、状況の許す限り、警ら・警戒等を行い、財産の保護、その他犯罪の予防に努める。

（５）火災等で最初の避難場所が危険と判断された場合、他の避難場所へ移動する。

《避難のパターン》

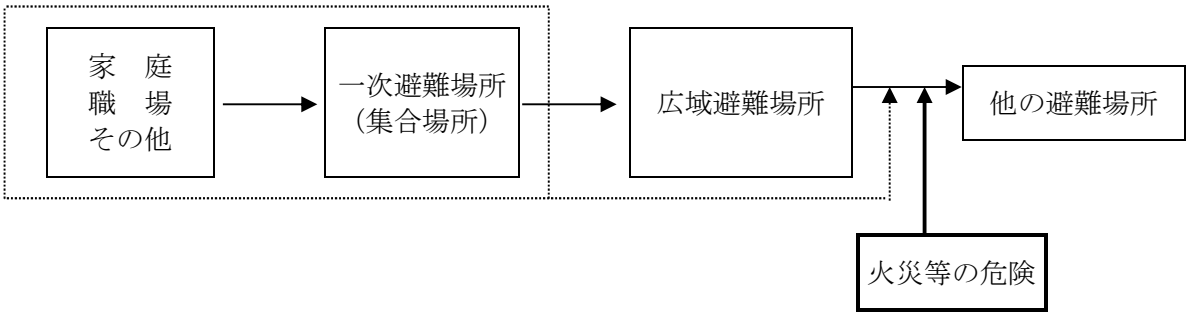

第４　避難場所及び避難所の選定、開設等

（１）市長は、災害時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等と併せて指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し、住民等への周知徹底を図る。

また、市長は指定避難所の開設状況について、速やかに知事及び関係者に情報提供又は通報するものとする。

なお、市町長は、災害が発生していない場合であっても、住民の自主避難に応じ、速やかに指定避難所を開設するよう努めるものとする。その際、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

（２）災害時の避難をより適切、有効なものにするため、指定避難所の選定については災害の規模、内容に応じた弾力的な措置が必要とされるが、その選定基準はおおむね次のとおりである。

①　洪水又は高潮の場合は平坦な場所、川沿等を避けた高地

②　土砂災害の場合は、あらかじめ定めた危険地の区域外の場所

③　地震の場合は、大震災を防除し得る条件を備えた耐災建築物又は空地

市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。また、指定避難所のライフラインに時間が要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

（３）避難所の設置は、あらかじめ指定した指定避難所の利用を原則とし、不足するときは公共施設避難所等を利用するものとする。適当な施設を得難いときは野外にバラックを仮設し、または天幕を設置するものとする。予定した避難所が使用できないときは、市長は知事または隣接

市町長と協議し、指定避難所の設定または被災者の収容について所要の処置を講ずるものとする。また、市は、特定の指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人、民間団体等が所有する研修所、ホテル、旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県はその情報を国に共有するよう努めるものとする。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。また、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

なお、国有財産を避難所の用に供する場合には、国に対し無償借受等の申請を行う。

（４）市は、町内会等が地域内にある企業等の施設を、災害時に地域住民の一時的な避難場所として利用するため、町内会等と企業等が災害時の連携協定締結を締結する際には、積極的に支援することとする。

第５　避難所の管理、運営

（１）避難所の管理責任者

避難所には、運営管理責任者及びその他の職員を配置するものとし、運営管理責任者は原則として地区担当班の人員があたるものとする。また、災害対策本部との緊密な連絡体制のもと、避難者の収容に努めるとともに、避難者の不安又は二次災害を防止するため避難所の安全管理に万全を期し、区長及び自治振興会等と連携し避難所の運営にあたる。また、施設の管理者は、避難所の運営管理に協力しなければならない。なお、避難所に係る記録・報告書の作成その他については、災害救助法の定めるところによる。

（２）避難所における業務

地区担当班は、避難所を開設したときは施設の管理者と施設使用について緊密な連絡を行うとともに、次の事項による業務又は記録をし、災害対策本部長に報告しなければならない。

①　一般的業務

ア　避難者の受付
イ　避難者の組織編成
ウ　避難箇所の決定

エ　避難所に配布された食糧等物資の管理

オ　避難者に対する情報の伝達

カ　救助食糧等の配布、米飯の炊出し、給食時刻の調整

キ　施設、トイレその他不衛生な場所の消毒及び施設の保全、清掃管理

ク　救護所の設置場所の選定

ケ　ボランティアコーナーの設置

コ　避難行動要支援者のための窓口の設置

サ　避難者の健康状態の確認

②　避難が長期にわたる場合の業務

ア　避難所の一部を利用して、臨時教育及び保育所を開設する。避難所が狭小の場合は、近くの寺院や公民館等を利用するほか、仮設建物を急造する。

イ　避難所に社会教育関係者、女性団体関係者等を配置し民心安定を図る。

ウ　こころのケア体制を確立し、相談所を設ける。

③　記録に関すること

ア　職員の避難所勤務状況の記入

イ　日誌の記入

ウ　物品の受け払い簿の記入

エ　避難者名簿の調整

オ　避難状況調書の記入

④　報告に関すること

ア　避難所の開設及び閉鎖の日時の報告

イ　避難所状況の報告

ウ　給食済、見込人員報告

エ　その他情報の随時報告

オ　防災情報システムによる避難所関連情報の発信（インターネット）

カ　発熱者や体調不良者が発生した場合の報告

（３）避難所の運営

①　避難所の運営にあたっては、保健・衛生面はもとより、プライバシーの保護、男女のニーズの違い等の幅広い観点から被災者の心身の健康維持及び人権にきめ細かく配慮した対策を

講じ、良好な生活環境の確保に努めるものとする。

また、福井県防災ネットを活用し、避難者受付及び避難人数把握、ニーズ集約など、効率的な避難所運営に努めるものとする。

なお、感染症対策については、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したＮＰＯ・ボランティア等外部支援者等の協力が得られるよう努めるものとするとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、市は、避難所の運営に関し役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

特に、高齢者、障がい者等の要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員・児童委員や福祉推進員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、相談窓口の設置等の適切な措置を行うものとする。

また、必要に応じて、関係機関と協力し、病院、福祉施設等への入所、福祉避難所への避難をはじめ、保健師、訪問介護員（ホームヘルパー）などによる支援を行うよう努めるものとする。

② 生活不活発病やエコノミークラス症候群など環境の変化等から生じる避難住民の健康不安又は体調の変化を早期発見するため、関係機関と協力して、医療関係者による巡回健康相談を実施するとともに、災害による心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置するよう努めるものとする。

③ 市及び県は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点等に配慮するものとする。特に女性専用のトイレ、物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性専用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保、保育室の設置など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努めるものとする。

④ 拠点基地においては、自治振興会等と連携し、情報の収集に努め、被災者に対し的確な情報提供等を講ずるよう努めるものとする。

⑤ 市及び県は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必

要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

⑥　市は、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。

⑦　市は指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

⑧　市は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

⑨　市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性犯罪・性暴力の発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性犯罪・性暴力についての注意喚起のためのポスターを掲載する等、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院及び女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

⑩　市は指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難レイアウト等の必要な措置を講じるように努めるものとする。

⑪　市は被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

⑫市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

第６　避難の事前準備留意事項

（１）事前準備

① 火気の取扱いに注意し、避難に際しては必ず火気その他危険物の始末を完全に行うこと。
② 台風期には風水害に備え家屋の補強を行い、浸水が予想される場合には、家財を高所に移動させること。
③ 会社、工場等事業所にあっては実情に即した綿密な防災計画を樹立し、万全の措置を講じておくこと。
④ 浸水によって流失拡散のおそれがある油脂類等危険物の安全管理及び電気、ガス等の保全措置を講じておくこと。
⑤ 盗難等の予防に十分備えておくこと。

（２）避難時の留意事項

① 避難にあたっては、玄関先に消火器若しくはバケツを出しておくこと。
② 避難にあたっては、ガスの元栓を締め、電気ブレーカーを落とすこと。
③ 避難の誘導にあっては、高齢者、幼児、婦女子、病人、障がい者等の要配慮者を優先させ、徒歩により行わせること。
④ 避難にあたっては、非常持ち出し袋、食糧、水筒、手拭、チリ紙、最小限の着替え、救急薬品、懐中電灯、携帯ラジオ、印鑑、マスク、消毒薬、体温計等を携行すること。
⑤ 服装はできるだけ軽装とし、必ず帽子等をつけ、大量の荷物は持ち出さないこと。
⑥ 季節によっては防雨、防寒衣を携帯すること。

（３）退避の際の処置

住民が避難したときは、状況に応じ自衛措置を講じ、防犯隊に遺留財産の保護、犯罪の予防等の活動を要請するものとする。

（４）避難中の心得

避難誘導者又は先導者は、避難路の安全と避難中の住民の安全を確認しながら移動すること。

第７　学校、社会福祉施設等の避難計画

（１）学校（幼稚園）における避難計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市内各学校の校（園）長は、園児・児童・生徒を安全な地域に移動させ、人的被害を防止し、又は軽減するために学校ごとに避難計画を定めるものとし、避難訓練等を通じて園児、児童及び生徒に周知徹底させるものとする。

登校（登園）前、下校（降園）後においては、一般避難計画に定めるところとし、在校（園）中は、各学校（園）ごとの避難計画に基づき避難を実施し、災害の状況によっては保護者に連絡して地区ごとに避難させる等の措置を講じるものとする。

①　第１次避難

消防法に基づく学校の消防計画及び避難計画により避難を行うものとし、常に非常出口を明示し、災害の場合児童生徒をあらかじめ計画してある安全な場所に避難させる。

②　第２次避難

災害が学校を含む周辺の地域に及ぶ場合は消防機関、警察署及び市教育委員会と連絡を密にし、広域避難場所に避難させ収容する。

（２）保育園等社会福祉施設における避難計画

社会福祉施設（認定こども園・保育園、高齢者福祉施設、障害者福祉施設等）を利用する乳幼児、高齢者、障がい者等の避難については、消防法に基づく各施設の消防計画により年２回以上避難訓練を行う。

その要領を訓練し、また、災害発生に際し必要と認める場合は、（１）の学校（園）避難の要領で、まずその勤務職員の誘導により第１次避難を行い、必要に応じ第２次避難を行う。

（３）病院等医療施設

消防法に基づく消防計画により、年２回以上避難訓練を行い、災害発生に際し必要と認める場合、まずその勤務職員の誘導により第１次避難を行い、必要に応じ第２次避難を行う。

（４）その他の施設

公共建物等多数人の集合する施設については、消防法に基づく消防計画により避難訓練を行い、災害発生に際し必要と認める場合、まずその勤務職員の誘導により第１次避難を行い、必要に応じ第２次避難を行う。

第８　避難の周知徹底

（１）関係機関への通知及び連絡

避難指示者は、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を発令したときは、速やかに関係機関に通知又は連絡するものとする。

市は、災害情報インターネットシステムを活用して避難者等の情報を関係機関と共有するものとする。

（２）住民に対する周知

市長は、避難のための立退きの万全を図るため避難場所、経路及び心得をあらかじめ住民に周知徹底を図るものとする。

特に転入者に対しては、転入手続時に新居住地の一次避難場所、広域避難場所及びサイレン吹鳴パターン情報などの避難情報を周知する。なお、外国人転入者に対する中国語、ポルトガル語翻訳版等を予め用意する。

市は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近隣のより安全な建物への「緊急的な待避」や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。また、避難情報を発令する前であっても自主避難場所を開設した場合にあっては、Ｌアラート等の手段を用いて迅速に周知するよう努めるものとする。

（３）住民への防災情報伝達体制の整備

市長は、避難指示等の防災情報の住民への迅速な伝達のため、防災行政無線（同報系無線）による情報伝達を行うとともに、非常用サイレン、広報車、ＣＡＴＶ、緊急連絡メール、一斉電話配信システム、緊急速報（エリア）メール、Ｌアラート（災害情報共有システム）等多様な情報伝達手段の整備・確保に努めるものとする。

また、市長は、住民に限らず、防災情報の入手が困難な観光客等一時滞在者に対する情報伝達体制の整備にも努めるものとする。

（４）放送事業者等への防災情報提供体制の整備

市長は、放送事業者に対して情報が迅速かつ確実に提供する情報提供体制の整備に努めるものとする。

第９　防災信号及び避難についての連絡

避難についての連絡方法は、サイレン、警鐘、標識等によるほか通信情報計画及び災害広報計画

に定める伝達方法により行うとともに警察、消防、地元区長等の協力を得て組織的な伝達及び避難誘導等に努めるものとする。

第 10　公共交通機関の避難対策

公共交通機関（鉄道、バス等）の乗客の災害や事故による避難については、乗務員の誘導を含め、消防機関や警察署と相互に連携のうえ、運行の管理者に対し防災計画について誘導するものとする。

第 11　要配慮者等の避難対策

市及び防災関係機関は、以下により障がい者、高齢者等の要配慮者に対して実情を把握するよう努め、災害時における避難等において、支援体制を整えておかなければならない。

（１）避難情報の伝達

要配慮者に対する避難情報の伝達については、非常用サイレン及び防災行政無線（同報系無線）を併用して避難を促す。

（２）支援体制

自力での避難が困難な高齢者、障がい者等の避難行動要支援者について、その居住地、家族構成、その他必要な事項をあらかじめ把握しておくものとする。

（３）避難時の配慮

避難行動要支援者の避難については、災害の状況や広域避難場所までの距離、障がいの状態等により避難が困難な場合、町内のコンクリート造りなどの強固な建造物に一時避難するなど、配慮に努める。

（４）福祉避難所の開設及び運営等

①　市は、避難所において滞在が困難となった避難行動要支援者（以下「対象者」という。）を把握した場合は、福祉避難所の設置運営について協定を結んだ社会福祉施設（以下「協定施設」という。）に対して福祉避難所の開設を要請する。

②　要請を受けた協定施設は、速やかに福祉避難所を開設するとともに、市に対し受入可能人数を報告する。

③　市は、対象者又は家族・支援者等に対し指定された福祉避難所への避難を指示するとともに、当該協定施設に対し対象者の氏名・心身の状況・身元引受人など必要な情報を提供する。

④　対象者の移送は原則として家族又は支援者が行うこととするが、これが困難な場合は、福祉

有償運送事業者等に依頼し行う。

⑤　市は、避難の長期化により協定施設本来の業務に支障が生じないよう介護職員などの応援要員の派遣に努めるとともに対象者の県内外施設への緊急入所措置を講じることとする。

⑥　多数の対象者が把握され、協定施設のみでは受入が困難となった場合は、特別支援学校などの公共施設を福祉避難所として指定し、管理職員、ホームヘルパー等の介護職員、介護ボランティア等を配置し、避難所運営を行う。

（５）被災地域における動物の保護等

動物の飼い主（所有者又は占有者をいう。以下同じ。）は、災害時においても動物を適正に飼養・保管するよう努めるものとするが、飼い主のわからない負傷動物又は逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は県、県獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、これら動物の保護・収容等を行う。

また、被災者が避難所に動物を同行避難した場合は、被災者が同行避難した動物とともに暮らせるように、市は、県と連携し避難した動物の適正な飼養・保管及び動物由来感染症の予防等の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

第 12　広域避難の調整

（１）地方公共団体間の応援協定に基づく広域避難

地方公共団体間の応援協定に基づいて広域避難する場合の協議はその定めるところにより行う。

（２）災害対策基本法に基づく広域避難

事前に締結された地方公共団体相互の協定等が機能しない場合には、災害対策基本法に基づく広域避難を行う。

被災市町は、災害の予測規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化に鑑み、被災市町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅への収容が必要であると判断した場合において、市町への受入れについては、当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村の受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、都道府県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議するものとする。

県は市町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町からの要求を待ついとまがないと

きは、市町の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町に代わって行うものとする。

市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域一次滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

国、県及び市、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

（３）情報の提供

政府本部、指定行政機関、公共機関、県及び市、事業者は、避難のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡を取り合い、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

第 13　避難所外避難者の把握及び支援

（１）避難所外避難者の把握

市は、車中泊等の指定した避難所以外の場所に避難した被災者（以下「避難所外避難者」という。）の避難状況の把握に努める。

（２）必要な支援の実施

市は、車中泊等の避難所外避難者に対し、食料・物資等の提供、情報の提供、健康管理、避難場所への移送など必要な支援を行うよう努めるものとする。

（３）エコノミークラス症候群の予防

市は、エコノミークラス症候群の発症を予防するため、予防方法を周知する。

【資料編】

７－２　市内社会福祉施設一覧

７－３　福祉避難所協定施設一覧

１０－２　町内会別一次避難場所及び消防水利等一覧表

１０－５　自主防災組織の現況

第２節　被災者の救出計画

第１　計画の方針

市は、災害のため生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対し、捜索又は救出してその者を保護する。

第２　救出の実施

被害にあった者の救出は、市、消防機関、警察及び各防災関係機関が緊密な連絡のうえで実施するものとする。

第３　対象者

救出の対象となる被災者は、災害が直接の原因となって速やかに救出しなければ生命の安全を保障できないような危険な状態にある者とする。

①　火災の際に火中に取り残された者
②　災害時に倒壊家屋等の障害物の下敷きになった者
③　水害の際に流出家屋と共に流されたり、孤立した地点に取り残された者
④　なだれ、山崩れ等で生き埋めになった者
⑤　災害のため生死不明の状態にある者

第４　救出の方法

（１）南越消防組合等による救助隊を編成するとともに、救助に必要な車両、特殊機械器具その他必要な資機材を調達し、所轄警察署及び防災関係機関の協力を得て迅速に救助にあたる。

（２）二次災害のおそれがある場合は、危険区域内の住民を避難させるとともに、十分な監視体制のもとで迅速な救出にあたる。

（３）ヘリコプターを活用した救出を行うため、市はあらかじめヘリポートの指定を行うとともに迅速かつ正確な情報収集伝達を行い、機動的なヘリコプターの活用を図る。

《ヘリコプター要請先一覧表》

要　請　先	所　　在　　地	ＴＥＬ
県防災ヘリコプター	坂井市春江町江留中 50-1-2 福井空港内福井県防災航空事務所	TEL 0776-51-6945 FAX 0776-51-6947 (夜間)県危機管理課 0776-20-0308
県警察ヘリコプター	坂井市春江町江留中 50-1-2 福井空港内県警防犯部地域課航空隊	県警本部 0776-22-2880 内線 2456
福井県ドクターヘリ	福井市四ツ井２丁目 8-1 福井県立病院屋上ヘリポート	TEL 0776-43-6781 FAX 0776-43-6782
航空自衛隊第６航空団	小松市向本折町戌 267	0761-22-2101　防衛部
陸上自衛隊第１０師団司令部 第３部航空班	名古屋市守山区守山３丁目 12-1	052-791-2191

（４）特に災害が甚大である場合又は上記の機関のみで救出できないときは知事に対し、相互応援協定に基づいて隣接市町、警察、自衛隊等の派遣要請を行うものとする。

なお、この場合、必要に応じて第４章第１項第２節「広域的応援対応計画」による支援を要請するものとする。

第５　行方不明者の捜索

（１）消防、警察及び地域住民等の協力を得て、行方不明者の存否を確認する。確認は住民基本台帳等と照合したうえで行う。

（２）行方不明者の捜索は、災害の規模等を勘案して、消防、警察、自衛隊等及び地域住民の協力を得て実施する。

（３）行方不明者の捜索期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、10 日間を経過してもなお、捜索を要する場合には、期間を延長することができる。

第３節　要配慮者応急対策計画

第１　計画の方針

市は、災害発生時において、避難行動要支援者避難支援計画による個別避難計画により、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者の迅速な避難に努めるものとする。

第２　迅速な避難

避難行動要支援者の避難誘導は、個別避難計画に基づき避難支援者や、町内ぐるみの自主防災組織で協力支援するものとし、社会福祉施設の管理者等は、施設近隣住民の協力を求め、迅速な避難に努める。また、被災施設等の的確な状況の把握に努め、他の社会福祉施設や、県や他市町等との連携のもと、迅速かつ円滑な避難が行われるよう、市内外の他施設への緊急避難についての情報や他市町又は各施設への避難受入れについての収集、提供を行う。

第３　避難行動要支援者への対応

市は、越前市避難行動要支援者避難支援計画により避難支援者や自主防災組織、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、ボランティア等の協力を得て、速やかに被災状況の把握と支援業務を実施する。

① 災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

② ひとり暮らし老人、障がい者、難病患者等、避難行動要支援者の迅速な把握に努め、個別避難計画により必要に応じ社会福祉施設への緊急入所等の措置を講じる。

③ 要配慮者に対し、生活必需品の支給や利用可能な施設及び福祉サービスに関する情報等の提供をする。

④ 社会福祉施設の早期再開を図り、高齢者や障がい者等に対する支援業務の充実に努める。

⑤ 社会福祉施設に対する電気、ガス、水道等のライフラインの復旧について、優先的な対応が得られるよう各事業者に要請する。

⑥ 時間経過とともに、人的体制、業務内容の見直しを行い、各段階におけるニーズに合わせた対策を講じる。

⑦　避難所において、ひとり暮らし高齢者、障がい者、高齢者等の要配慮者及び外国人被災者など要配慮者を対象とした相談窓口の開設、福祉避難所への移動が必要な対象者の把握及び入所の手配

⑧　民生委員・児童委員等による、避難所の巡回での要配慮者の生活状況確認、健康・生活相談の実施

第４　児童への対応

①　民生委員・児童委員、地域住民等の通報に基づき孤児や遺児等の実態把握に努め、児童相談所等関係機関と協力して、保護・生活支援等必要な措置を講じる。

②　被災児童の精神的不安定に対応するため、関係機関等の協力を得て、こころのケアを実施する。

第５　高齢者、障がい者等への対応

①　高齢者や障がい者等に対しては、周辺住民を中心とした地域社会の協力のもと、きめ細かな援護体制を確立し、早期に相談窓口を開設する。

②　福祉施設は要介護高齢者や障がい者にとって不可欠な施設であるため、これらの施設は被災後の早期復旧と平常業務の早期再開に努める。

③　要配慮者に対する迅速正確な情報の提供を行うため、関係団体やボランティア等の協力を得て、広報連絡体制の整備を図る。

④　高齢者や障がい者のための緊急通報システムの活用を図る。

第６　外国人への対応

市内に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努めるなど、災害の発生時に、要配慮者としての外国人にも十分配慮する。

①　日本語の不自由な外国人のため、英語、ポルトガル語、中国語等数ヶ国語による防災手引きや案内、易しい日本語によるインターネット等を活用した情報提供などの支援を行う。また、外国人市民防災リーダーによる避難場所や避難情報の発信を行う。

②　ボランティア等の協力を得て、外国人被災者を対象とした相談窓口を開設する。

③　外国人転入者に対し、転入手続時に新居住地の一次避難場所、広域避難場所及びサイレン吹鳴パターン情報について、避難情報チラシを用いて周知する。

④　国際交流協会を通じ、防災情報の周知に努める。

⑤　外国人市民防災リーダーは、避難場所で通訳活動などを行い外国人避難者と避難所職員との情報の共有を図る。

【資料編】

７－４　要配慮者の現況

第４節　医療助産救護計画

第１　計画の方針

市は、災害のため医療機関が混乱し、被災地の住民が医療を受けられなくなった場合に応急的に医療又は助産を実施し、被災者を保護する。

第２　救護活動

（１）救護班の編成

市は、武生医師会に対し、「災害時における医療救護活動に関する協定書」に基づき、救護班の派遣を要請する。また、市職員及び赤十字奉仕団員を、応援要員として救護班に加える。

市救護班の編成は、原則として次の構成とする。

班　　長	１人（医師会が指名する医師）
看 護 職	２人（指名された医師が所属する医療機関の看護師又は市職員（看護職））
応援要員	２人（市職員又は赤十字奉仕団員）

（２）救護所等の設置

市は、災害の規模及び患者の発生状況に応じ、指定された避難所又は市内医療機関等の中で適切な場所を選んで救護所を設置する。

また、被害が甚大な場合又は医療機関より遠隔の地で災害が発生した場合は、民家を借り上げるか、仮設救護所を設置するものとする。

（３）患者搬送体制の確立

救護所から医療施設への患者の搬送は救急車にて行い、必要に応じ市職員、ボランティア等からなる臨時搬送班を設置する。車両については、市有自動車及び社会福祉施設所有の障がい者搬送用車両等の借上げにより対応するほか、県等に対し、防災ヘリコプター等の派遣を要請する。

（４）広域的医療救護活動の要請

被害が甚大な場合は、県及び日本赤十字社福井県支部等に対し、救護班の派遣、救護所の設置、医薬品、医療器具及び衛生材料の手配、災害拠点病院等への広域搬送体制の確保等を要請する。

第３　応急的医療及び助産の実施

市は災害救助法が適用されない状況にあっても、適用された状況に順じ医療等を実施することとする。

（１）実施対象者

医療を受ける者	応急的に医療を施す必要がある者で災害のため医療の途を失った者
助産を受ける者	災害発生の日以前又は、以後７日以内に分娩した者で助産の途を失った者

（２）範囲

医療の範囲	ア　診療 イ　薬剤又は治療材料の支給 ウ　処置、手術、その他の治療及び施術 エ　病院又は診療所への収容 オ　看護
助産の範囲	ア　分娩の介助 イ　分娩前及び分娩後の処置 ウ　脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

（３）実施方法

原則として、救護班が救護所において実施するものとする。ただし、災害の状況、負傷等の程度により、医療機関における被災者救護を行う必要があると認められるときは以下の方法により救護を受けさせる。

①　医療の方法

応急的処置を受けた者で必要と認められる場合は、消防機関の救急車又は市有自動車等により医療施設へ移送し、処置するものとする。

②　助産の方法

前出の「医療の方法」に準じ医療施設（産院・産科等）に移送するほか、助産師の協力を得るものとする。

（４）費用及び期間

費用の算定	災害救助法の定めるとおりとする。
医療の期間	医療の期間は、災害発生の日から 14 日以内とする。
助産の期間	助産の期間は、災害発生の日以前又は以後７日以内に分娩した者に対し、分娩の日から７日以内とする。

第４　医薬品等の確保

市は、医療及び助産を実施するにあたり、必要とする医薬品及び衛生材料の調達については、平素から取扱業者、取扱品目、供給能力などの実態を把握し、緊急確保の体制を整備しておくものとする。

ただし、市域において、医薬品や医療資機材を確保困難であるときは、県又は関係業者に対し調達・斡旋を要請するものとする。

第５　医療従事者等の搬送力の確保

医療従事者及び医療資機材の搬送体制を確保し、支障が生じた場合は、県へ支援を要請するものとする。

第６　こころのケア体制の確立

市は、災害時におけるこころのケアにも十分配慮し、必要に応じ、県に対して災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の派遣を要請し医療救護班と連携し精神科医療および精神保健活動にあたるものとする。

【資料編】

７－１　県内災害拠点病院一覧表

第５節　消防応急対策計画

第１　計画の方針

南越消防組合は、保有消防力を最大限に活用するとともに、関係機関及び自主防災組織と協力して火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害の軽減に努めるほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行う。なお、具体的消防活動は、南越消防組合が定める各種活動要綱等による。

第２　消防の任務

消防は、その施設及び人員を活用して、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。

第３　組織

南越消防組合における非常災害時の事務機構及び部隊編成は、広域消防体制を活用した消防活動を主眼として、次のとおり定めるものとする。

（１）消防本部及び消防署の非常災害時の事務機構及び部隊編成

消防本部及び消防署については、配置職員及び施設、装備を総合的に活用し、組織力を最大限に発揮するため、災害の規模に応じて、消防本部に「警防本部」、消防署に「大隊本部」を設け、次の事項を基本としてその機構等を定めるものとする。

①　警防本部の組織

ア　本部長は、消防長、副本部長は次長とし、必要な幕僚等を配置する。

イ　警防本部には、統制、総務（総務班、渉外班）、情報（広報班、指導班、情報担当班）、警防（補給班、指揮班）、通信（指揮班）を設置し、消防活動を統括する。

②　大隊本部の組織

ア　本部長は、消防署長とし、必要な幕僚等を配置する。

イ　大隊本部には、指揮班、情報庶務班及び警防班を配置し、管轄区域内の消防活動を統括する。

（２）消防団の組織及び部隊編成

消防団の組織及び部隊編成は、地域における防災組織の中核として、その大量動員性と、組織力、及び地域密着性を活用するため、次のとおりとする。

① 消防団は、警防本部及び大隊本部の指揮の下に組織的な活動を行うものとし、正副団長は大隊本部に併設される消防団本部において活動を統制する。

② 分団の担当区域は、次のとおりとする。

分団区分	担当区域	分団区分	担当区域	分団区分	担当区域
東分団	東地区	坂口分団	坂口地区	岡本分団	岡本地区
西分団	西地区	王子保分団	王子保地区	南中山分団	南中山地区
南分団	南地区	北日野分団	北日野地区	服間分団	服間地区
神山分団	神山地区	北新庄分団	北新庄地区	式部さくら	越前市内全域
吉野分団	吉野地区	味真野分団	味真野地区		
国高分団	国高地区	白山分団	白山地区		
大虫分団	大虫地区	粟田部分団	粟田部地区		

第４　火災の警戒、鎮圧

火災の発生を防止し、被害の軽減を図るための消防活動は、次によるものとする。

（１）火災に関する警報の発令と警戒等

火災に関する警報の発令、伝達及び警戒は、次により行うこと。

① 火災警報の発令

南越消防組合管理者は、消防法第 22 条の規定に基づく気象台長等からの火災予防上危険である旨の通報がなされ、南越消防組合火災予防規則第 2 条の規定に基づき、火災予防上危険であると認めるときは、火災警報を発令することができる。

《南越消防組合火災予防規則で定める火災警報発表基準》

ア　実効湿度が 60%以下であって、最小湿度が 30%を下り、最大風速が７ｍを超える見込みのとき。

イ　平均風速 12m以上の風が１時間以上連続して吹く見込みのとき。

② 警報の伝達

南越消防組合は、火災警報が発令されたときは、消防機関の保有するサイレン、警鐘で消防法施行規則に規定する消防信号により、又は各種広報設備等により住民に火災警報の発令を伝達するとともに、市、警察及び関係ある団体等に広報等についての協力を求めるものとする。

《消防法施行規則第 34 条の消防信号》

信　号　別	種　　別	打鐘信号	余韻防止付 サイレン信号
火災信号	近火信号	●－●－●－●－●－● 連点打	○－○－○－○ ３秒　２秒
	出場信号	●－●－●　●－●－● 三点連打	○－○－○－○ ５秒　６秒
	応援信号	●－●　●－●　●－● 二点連打	
	報知信号	●　●　●　●　●　● 一点打	
	鎮火信号	●　●－●　●　●－● 一点と二点打	
山林火災信号	出場信号	●—●—●　●—● 三点と二点打	○－○－○－○ 10 秒　　２秒
	応援信号	同　　上	同　　上

信　号　別	種　　別	打鐘信号	余韻防止付 サイレン信号
火災警報信号	火災警報 発令信号	●　●－●－●－● ●　●－●－●－● 一点と四点	○－○－○－○ 30 秒　６秒
	火災警報 解除信号	●　●　●－● ●　●　●－● 一点二個と二点	○－○－○－○ 10 秒 3 秒 60 秒 3 秒
演習招集信号		●　●－●－● ●　●－●－● 一点と三点	○－○－○－○ 15 秒　６秒

ア　火災警報発令信号及び火災警報解除信号は、それぞれの一種又は二種以上を併用することができる。

イ　信号継続時間は、適宜とする。

ウ　消防職員又は消防団員の非常招集を行うときは、近火信号を使用することができる。

③　火気使用の制限等

火災警報が発令されたときは、消防機関は火災予防条例に基づく住民の火気使用の制限等の指導に当たるものとする。

④　非常招集、緊急参集

ア　非常招集

ア）南越消防組合は、火災警報発令基準に近い気象状態となったときは、「南越消防組合警防規程第１１５条」により適宜各所属署所等の指定場所に、消防団においては分団詰所等へ所要の団員を招集し、警戒体制を整えるものとする。

イ）南越消防組合は、火災警報が発令されたときは、全消防職員及び消防団員を招集し、万全の体制を確保するものとする。

イ　緊急参集

招集を行う事態となったことを知り得た消防職員及び消防団員は、自発的に事前に指示された場所等に参集しなればならない。

⑤　警戒、広報

ア　消防機関の警戒等

南越消防組合は、各管轄、担当地域内の警戒及び防火広報等火災の未然防止に努めるものとする。

イ　自主防災組織等の警戒等

火災警報が発令されたときは、自警消防隊、自衛消防隊等の自主防災組織等に対して警戒体制をとるよう要請するものとする。

（２）警防計画

南越消防組合は、異常気象時の火災、及び危険物火災、高圧ガス火災、毒物劇物火災、トンネル火災等甚大な被害が生ずるおそれのある火災の被害軽減のため、特殊な消防対象物、消防危険地域、消防水利が不足すると判断又は予想される地域等について、必要な事前調査を行い、保有消防力を活用した火災防ぎょ計画を策定しておくものとする。

（３）大規模火災等における消防活動

特殊火災、並びに異常気象下における火災等の消防活動は、保有消防力及び自主防災組織の効果的な運用を図るとともに、他の消防機関の応援要請など適切な措置をとり、被害の軽減に努める。

①　招集

大規模火災時等の消防職員及び消防団員の招集は、前１④に準じて行うものとする。

②　消防活動

大規模火災等の消防活動は、保有消防力の効果的運用に努める一方、自警消防隊による飛び火警戒等自主防災組織の活用を図り、被害の軽減に努めるものとする。

なお、消防活動上留意すべき事項は、次による。

ア　消防活動は、人命保護を最優先とし、延焼拡大の防止を主眼とする。

イ　特に必要があると認める場合は、消防力を集中し、延焼阻止線を設定する等の効果的な手段を活用する。

ウ　危険物施設、高圧ガス施設、毒物劇物施設等に延焼拡大のおそれがある場合は、住民の安全を確保するためこれらの施設に対する警戒体制を強化するとともに、積極的に消防警戒区域を設定し、更に事態の推移を勘案し住民の設定区域外への退去を検討する。

エ　通信体制の確保及び水利統制を考慮する。

オ　同時多発及び続発する火災等に備えた消防体制の確保を考慮する。

第５　救急、救助活動

非常災害における救急、救助活動は、総合的な消防力を活用し、迅速に実施するものとする。

（１）指揮体制

大規模な救急、救助活動を行う必要があるときは、大隊本部、警防本部等の指揮体制をとることとする。

（２）出場部隊の編成

① 部隊の編成

大規模な救急、救助事故に対しては、設置される大隊本部等の指揮下に、トリアージ担当救急隊、応急処置・病院搬送救急隊、担架隊等必要な部隊を編成し活動体制を確保して対処することとする。

② 消防団の出場

大隊本部又は警防本部等を設置する救急、救助事故に際しては、消防団員で構成する部隊を編成して活動を行うものとする。

（３）活動の原則

大規模な救急、救助事故は、傷病者が集中して発生するので、救命活動を最優先とし、応急救護所等を設置し、医療機関との連携により、必要な救命措置と傷病者の迅速安全な搬送を原則とする。

（４）関係機関との連携

大規模な救急、救助事故等が発生したときは、医療機関、警察、その他関係機関との連携により、効果的な救命活動を行う。また、建設業者等からの重機等の調達により迅速な救助活動を行うこととする。

第６　相互応援要請等

（１）消防の相互応援

大規模な救急、救助事故等において、南越消防組合のみでは対応が困難と判断される場合は、第４章第１項第２節第４（２）に準じて応援を求め被害の軽減に努めるものとする。また、これらの応援を受けるときは南越消防組合が定める「広域消防受援計画」による。

（２）県防災ヘリコプターの要請

大規模特殊災害等でヘリコプターを活用することが極めて有効であると考えられる場合は、福井県に対し防災ヘリコプターの出場を要請するものとする。

（３）警察との相互協力

越前警察署及び南越消防組合は、放火又は失火を防止するため、相互に協力するものとする。

（４）福井県ドクターヘリの要請

傷病者の救命率向上及び後遺症の軽減を図るため必要がある場合には、福井県に対しドクターヘリの出場を要請するものとする。

第７　惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

南越消防組合は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家派遣の要請を行う。

【資料編】

９－３　消防車両等配置状況

９－４　消防団消防車両配置状況

９－５　消防団、消防水利の現況

第６節　災害警備計画及び緊急輸送計画

第１　計画の方針

市は、大規模な災害が発生した場合には、早期に警備体制を確立し、関係機関との緊密な連絡の下に災害情報の収集に努め、住民の生命、身体及び財産の保護を第一とし、犯罪の予防、交通の確保等に努めるとともに、迅速かつ確実に応急対策用資機材等の輸送を行う。

第２　災害警備対策

市は、大規模な災害が発生した場合、所轄警察署に設置される現地災害警備本部と連携して、次の災害警備活動に従事又は支援を行う。

① 情報の収集と伝達
② 被害の実態把握
③ 被災者の救出・救護及び避難誘導
④ 避難路及び緊急交通路の確保
⑤ 犯罪の予防、取締り
⑥ 広報活動
⑦ 交通混乱の防止及び交通秩序の確保
⑧ 遺体の見分、検視
⑨ その他必要な警備活動

第３　交通規制対策

市及び関係機関は、災害発生直後の交通混乱を最小限にとどめ、被災者の安全な避難と緊急交通路を確保する。

（１）交通支障箇所の通報連絡

道路管理者は、その管理に属する道路橋梁等の支障箇所について、管轄土木事務所長及び所轄警察署長に通報又は連絡する。

（２）交通規制措置

① 規制の実施及び緊急交通路の指定

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害発生後の被災地域への流入車両の抑制を行い、物資輸送等緊急通行車両の通行を確保するため、「大規模災害発生時の交通規制計画」に基づき、所轄警察署長に交通規制の実施を要請するとともに、一般国道８号等の緊急交通路の確保に努める。

「大規模災害発生時の交通規制計画」により指定されている緊急交通路指定予定路線
ア 北陸自動車道　　イ 近畿自動車道（舞鶴若狭自動車道）
ウ 一般国道８号　　エ 一般国道 27 号

区　　分	実施責任者	範　　囲	根　拠　法
道路管理者	地方整備局長 県　知　事 市　　長	１．道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認めるとき ２．道路に関する工事のため、やむを得ないと認めるとき	道路法 (46 条)
警　　察	公安委員会 警 察 署 長 警　察　官	１．災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため必要があると認めるとき ２．道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認めるとき ３．道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生じ、又はそのおそれがあると認めるとき	災害対策基本法 (76 条) 道路交通法 (4 条･5 条･6 条)

ア 県公安委員会による交通規制

ア）災害対策基本法による交通規制

(ｱ) 県公安委員会は、管轄区域又はこれに隣接する府県において災害が発生し、若しくは災害が発生するおそれがある場合で、緊急輸送を確保するため必要がある時は、道路の区間及び区域を指定して緊急輸送車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

(ｲ) 通行の禁止又は制限が行われた区域・道路区間について、同区域内及び隣接府県の住人に対し周知する。

イ）道路交通法による交通規制

県公安委員会は、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑等を図るため、必要がある時は、道路交通法第４条の規定に基づき歩行者又は車両等の通行を禁止又は制限する。　また、必要に応じて迂回路を明示して一般の交通に支障がないようにする。

イ　警察署長の実施する交通規制

警察署長は、その管轄区域の道路について災害による道路の損壊等危険な状態が発生し、又はその他の状況から必要がある時は、歩行者又は車両等の通行を禁止又は制限する（道路交通法第５条第１項）。

ウ　警察官の実施する交通規制

警察官は、災害発生時において、緊急措置を実施する必要がある時は、一時的に歩行者又は車両等の通行を禁止又は制限する。（道路交通法第６条第４項）

エ　道路管理者による交通規制

通路管理者は、道路の損壊その他の事由によって、交通が危険である時は、区間を定めて通行を禁止又は制限する。（道路法 46 条）

②　規制区間における消防機関、自衛隊等の措置命令等通行禁止区間において、市長の要請により災害警備活動に従事する消防吏員及び自衛官は、警察官がその場にいない場合でかつ災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、車両その他物件の移動等必要な措置命令・強制措置を行うことができる。

③　規制情報の連絡及び周知

ア　関係機関への連絡等

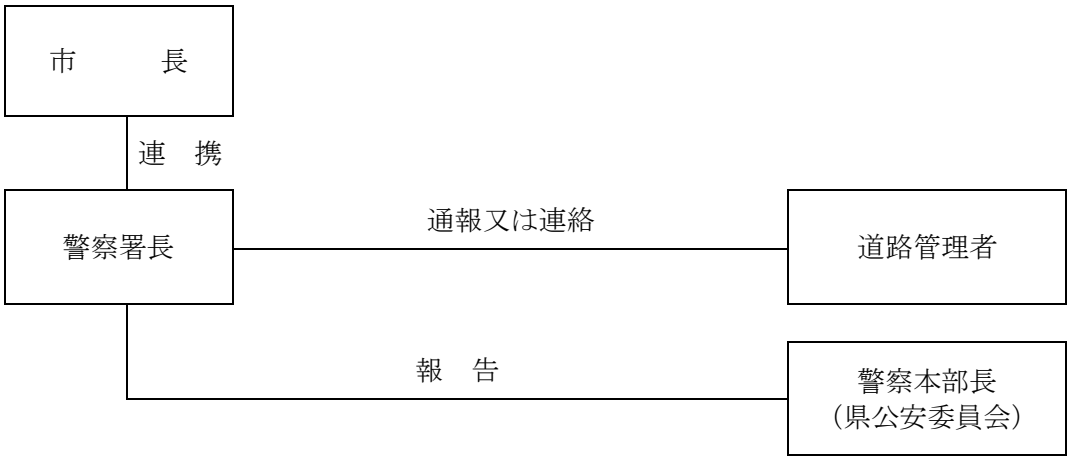

イ　市民への周知

所轄警察署長が前掲の交通規制を行う場合の市民への広報活動に協力する。

また、緊急車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する場合は災害対策基本法施行規則に定める立看板を設置し、市民への広報を行う。

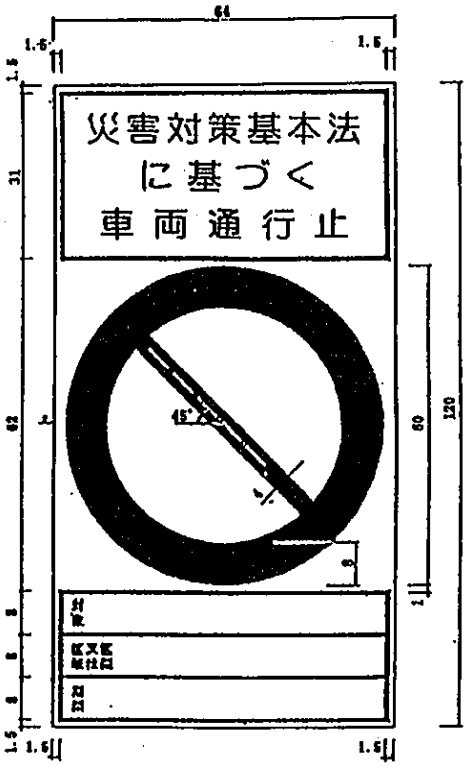

備　考

1．色彩は文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白地とする。
2．縁線及び区分線の太さは、１センチメートルとする。
3．図示の長さの単位は、センチメートルとする。
4．道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の２倍まで拡大し、又は図示の寸法の２分の１まで縮小することができる。

（３）緊急通行車両

①　緊急通行車両の申請

当該車両が災害応急対策に従事するため必要な車両であると認められるときは、公安委員会に申請し、緊急通行車両の指定を受ける。また、あらかじめ災害応急対策に従事する必要のある車両は、公安委員会が行う緊急通行車両等の事前届出制度により、届出を行っておくものとする。

（基本法施行規則第３条による緊急輸送車両の標章様式第２）

備　考　1．色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
2．記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
3．図示の長さの単位は、センチメートルとする。

に基づく緊急自動車及び災害対策基本法第５０条第１項に規定する災害対策の的確かつ円滑な実施のためその通行を確保することが必要として同法施行令第３２条の２第２号の規定に基づき、下記に掲げる車両とする。

○第一局面（大規模災害発生直後）で通行可能な車両

車両種別	標章掲示	事前届出	対象車両の態様
緊急自動車	不要	―	警察用・消防用・救急用自動車
自衛隊車両等	不要	―	自衛隊・米軍・外交官の関係車両(特殊ナンバー車両)
緊急通行車両	必要	可	指定行政機関が行う避難指示・救難・救助等の関係車両等
事前届出対象の規制除外車両	必要	可	民間事業者等による災害対策対応車両 ※　医師・医療機関・医薬品・患者搬送・重機車両

○第二局面（道路復旧が進み、ある程度の交通容量が可能）で通行可能な車両

車両種別	標章掲示	事前届出	対象車両の態様
事前届出対象外の規制除外車両	必要	不可	規制除外車両の拡大 ※　タンクローリー（燃料輸送）・バス（被災者等輸送）・霊柩車・大型貨物自動車（生活用品輸送）

（４）道路管理者の措置

①　関係機関において随時巡視し、危険箇所、被災箇所の早期発見に努める。

②　災害により、道路及び橋梁の決壊等により交通の危険が生じ、又はそのおそれがある場合は、被災状況等を調査するとともに直ちに所轄警察署へ交通規制等必要な措置について要請を行い、これにかわる迂回道路等を指定して交通の安全確保を図る。また、当該道路、橋梁等の管理者に通報又は連絡するものとする。

③　危険箇所、被害箇所については、関係機関において応急措置を行い速やかに交通を確保する。

④　電力、通信、水道その他道路占用工作物の被害による道路の被害が発見された場合は、直ちに関係機関に通報するとともに所轄警察署へ必要な交通規制の要請を行う。通報を受けた関係機関は、それぞれの機関の定める計画により応急措置を行い、速やかに交通を確保する。

⑤　市内の主要道路のうち災害を受けやすい箇所、代替道路を調査し、あらかじめ実態を把握しておくものとする。

⑥　道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確

保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。

運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

（５）自動車運転者への啓発

平素から市民に対して、災害発生時における自動車運転者のとるべき措置として次の事項の周知を図る。

①　走行中

ア　できるだけ安全な方法により車両を左側に停車する。

イ　停車後はカーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。

ウ　車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車する。

やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両を道路の左側に停車させ、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。

②　避難するとき

避難するときは、原則として車両を使用しない。

第４　輸送計画

災害時における救助物資並びに被災者の避難及び災害救助活動に従事する者の移送等輸送の確保を図るため、車両等を確保し、有効適切にこれを利用し、各作業の万全を期するため次の措置を行う。

（１）緊急輸送の順位

市及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、災害対策本部において調整する。

第１順位	市民の生命の安全を確保するために必要な輸送
第２順位	災害の拡大防止のために必要な輸送
第３順位	災害応急対策のために必要な輸送
第４順位	その他の人員、物資の輸送

（２）緊急輸送の範囲

①　災害応急対策要員、情報通信、電力、ガス、上下水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な人員、物資
②　救助活動、医療・救護活動の従事者、医薬品等人命救助に必要な人員、物資
③　消防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
④　後方医療機関・被災地域外へ搬送する負傷者及び被災者
⑤　食糧、水等生命の維持に必要な緊急物資及び他府県からの援助物資
⑥　罹災者を収容するために必要な資機材
⑦　二次災害防止用及び応急復旧の資機材
⑧　その他緊急に輸送を必要とするもの

（３）緊急輸送体制の確立

①　輸送計画

市及び各防災関係機関は、その所管する災害対策の実施にあたっては原則として自己が保有し、又は直接調達できる車両・船舶等により輸送を行うとともに、その所管する業務について災害時における輸送に関する計画を策定しておくものとする。

ア　輸送力の確保

災害対策の実施にあたり、市有車両の使用を原則とするが、必要とする車両・船舶等が不足し、又は調達不能のため輸送不可能となった場合は、次により輸送力を確保するものとする。

ア）民間業者への依頼

市内の自家用車・営業用車両及び船舶等の保有者に対し、あらかじめ協力を依頼しておき、災害の程度に応じた出動要請を行うものとする。

イ）県への斡旋要請

応急対策活動にあたって市内での車両等の調達が不可能な場合は、県に対して調達の斡旋要請を行うものとする。

ウ）自衛隊の要請

災害の状況により自衛隊による輸送を必要とする場合は、知事に対して自衛隊災害派遣を要請するものとする。

イ　輸送方法

輸送の方法については、災害の状況により迅速かつ正確に行える手段を次により適切に

講じるものとする。

ア）自動車による輸送

イ）航空機による輸送

　緊急輸送及び交通途絶のための孤立地帯への輸送の必要がある場合は、県に航空機の活用を要請する。

第７節　水防計画

第１　計画の方針

市は、洪水等による水害を警戒し、防ぎょし、被害を軽減し、公共の安全を図る。なお、具体的実施計画は、水防法第 32 条に基づく「越前市水防計画」による。

第２　水防の責任

水防管理者又は消防機関の長より出場を命ぜられた場合は直ちにこれに協力し、水防に従事しなければならない。また、水防区域に居住するものは、常に気象状況、出水状況等に注意し、水害が予想される場合は、進んで水防に協力しなければならない。

第３　水防区域

洪水又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて、国土交通大臣又は知事が指定したものは次のとおりである。

（１）国土交通大臣において水防警報を行う区域（九頭竜川水系）

支川日野川	左岸　福井市朝宮町３２字１７番地先から九頭竜川幹川合流点まで 右岸　福井市種池町２７字勘要道３０番の１地先から九頭竜川幹川合流点まで

（２）福井県知事において水防警報を行う区域（日野川水系）

日野川	左岸　南越前町鯖波 聖橋から下流国土交通大臣管理区域まで 右岸　〃
吉野瀬川	左岸　越前市岡本町 岡本橋から日野川合流点まで 右岸　〃
鞍谷川	左岸　越前市粟田部町　新鞍谷橋から浅水川合流点まで 右岸　〃

（３）主要水防区域

特に重要な水防区域として知事が指定したもの

第４　水防本部の機構

市長は、水防法第 10 条の３の規定に基づき洪水予報を受けたときから洪水の危険が解消するまでの間、越前市に水防対策本部と南越消防組合に警防本部を設け、もって越前市水防本部とし事務を処理するものとする。ただし、越前市災害対策本部設置後は、本計画に基づき運営する。

《越前市水防本部の機構》

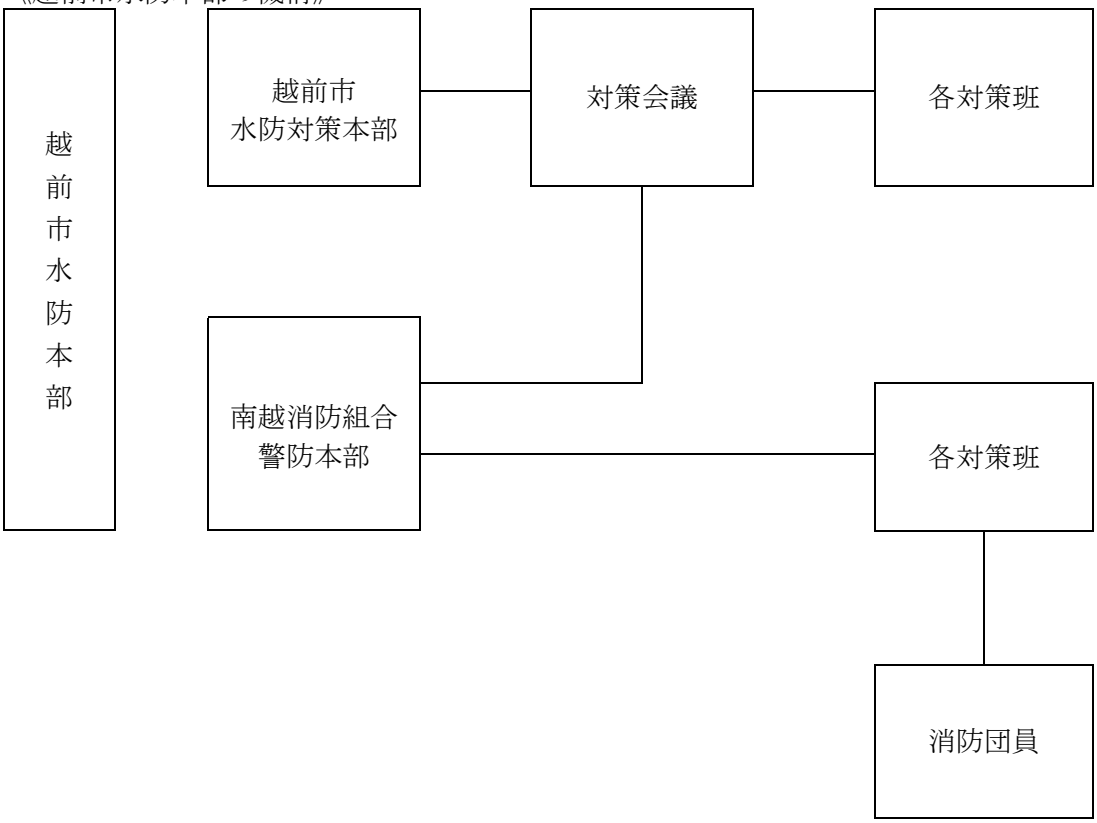

第５　水防機構

水防本部は、水防活動に関する気象、洪水の注意報又は警報並びに知事からの水防警報を受けたときは、直ちに水防通信連絡系統により関係者に周知するものとする。

《水防通信連絡系統図》

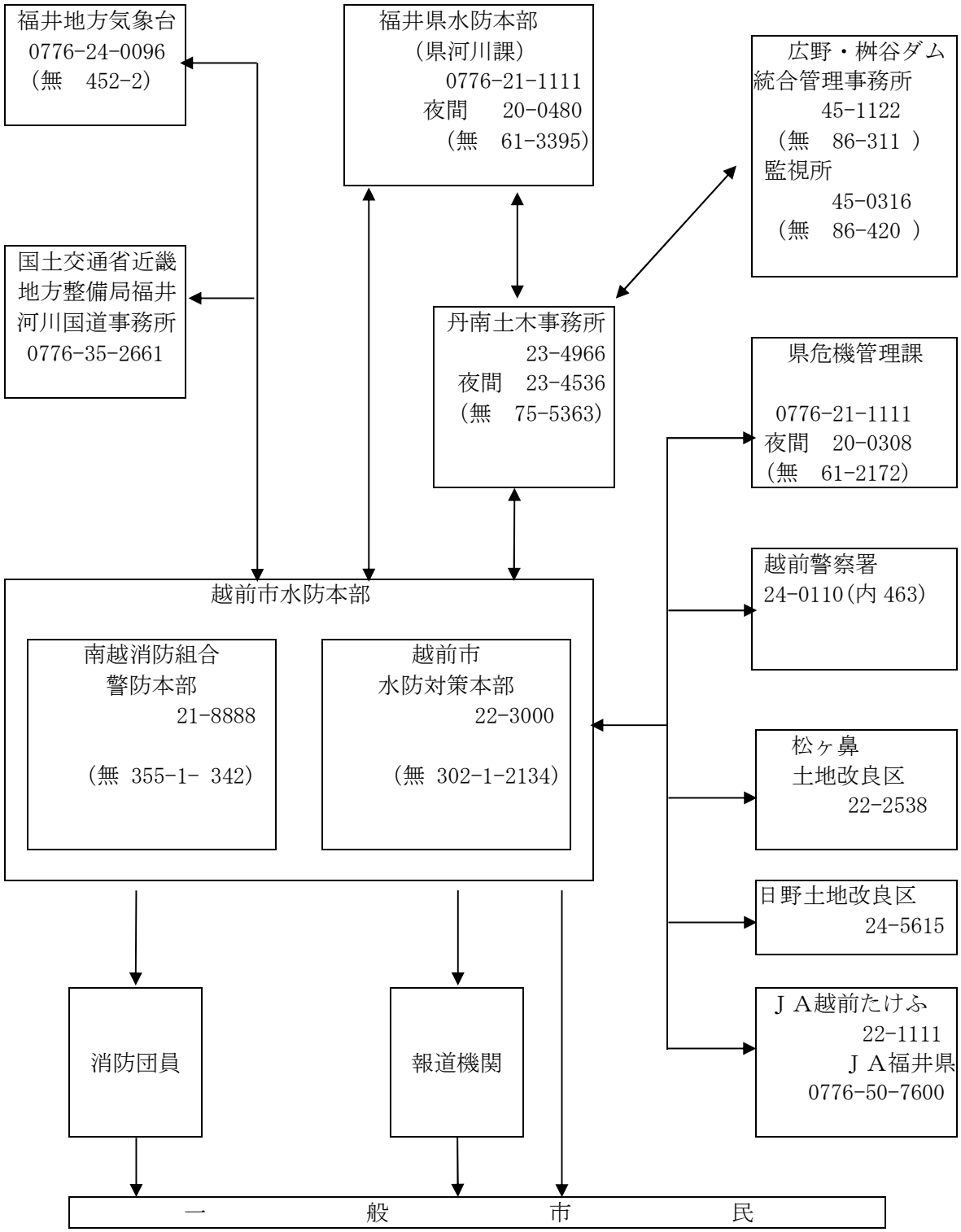

第６　水防活動

（１）水防体制

市長又は消防機関の長は水防活動が必要と推定される場合又は区域内の河川が水防団待機水位（通報水位）に達し、出場が予測される場合並びにはん濫注意水位（警戒水位）に達したときは、越前市水防計画に定められた配備基準により水防体制に入るものとする。なお、水防本部を設けずに水防体制に入った場合もこの計画に準じて行うものとする。

また、災害の状況によりこれらの配備体制では対処できないと判断したとき市長は、直ちに水防本部を災害対策本部に切り替えるものとする。

（２）水防資機材

水防倉庫に、水防に必要な資機材を備蓄しておき、適時点検を行わなければならない。なお、資機材の使用又は損傷により不足を生じた場合は、速やかに補充しておくものとする。

【資料編】

６－１　水防用倉庫、水防用資機材一覧表

第８節　雪害対策計画

第１　計画の方針

降雪時において道路鉄道等の除雪を行い、交通、輸送を確保し、民生の安定と産業活動の維持を図るための計画である。

第２　雪害対策の基本方針

（１）除雪対策の基本方針

国、高速道路管理者、県、市等の各道路管理者並びに鉄道管理者は、相互に協調し、道路、鉄道機能と住民生活への障害を最小限に留めるため、以下により除雪対策を実施するものとする。なお、除雪対策の実施にあたっては次に留意するものとする。

①　生活物資、産業物資輸送路の確保

②　通勤・通学交通の確保

③　学校・幼稚園・認定こども園・保育園・清掃施設・斎場等の市民生活上不可欠な施設の利用の確保

（２）雪害対策連絡会議の開催

市長は、毎年降積雪期前に「雪害対策連絡会議」を開催し、関係機関による道路除雪対策をとりまとめ、関係機関相互に連絡調整を行いつつ総合的かつ計画的な雪害対策の推進を図る。

（３）除排雪業務要綱の制定

市長は、「越前市除排雪業務要綱」を制定し、次の事項についてその実施方法等を具体的に定めておくものとする。

①　市の除雪分担道路の所在、箇所

②　除排雪作業要領

③　所管施設の保全対策

④　たい雪の排除対策

市長は、このほか「越前市雪害対策実施要綱」において、雪害対策実施上重要な事項について具体的に定めるものとする。

第３　道路除雪対策

（１）道路除雪分担

高速自動車国道	中日本高速道路㈱金沢支社福井保全・サービスセンター
一般国道（直轄指定）	国土交通省近畿地方整備局福井河川国道事務所
一般国道（県管理区間）	丹南土木事務所
県道及び代替道路	同上
主要市道及び代替道路	越前市

その他の道路並びに歩道については、積雪状況に応じて住民の協力を得ながら、除雪を行う。

①　予定路線

市長は、除雪の優先順位を明確にするため、次の区分により予定路線を指定する。なお、特に緊急除雪の必要があると認められるときは、臨機にその指定路線数を増減し、又は指定区分を変更することを妨げない。

区　分	指　定　基　準
１次路線	国、県道に接続する幹線市道
２次路線	幹線市道及びバス路線
３次路線	準幹線市道
４次路線	生活道路における機械除雪が可能な市道

②　除雪対策本部、配備体制

市長は、降雪が予想される場合には、次の区分により除雪対策本部を設置し配備体制を整える。

なお、積雪、降雪がいずれも減少すると予測されるときは、各配備体制を繰り下げる。

本　部　名	配備体制	指定基準	作業内容
除雪対策本部 （建設部）	準備体制 （第１配備）	気象情報等により降雪が10cm 程度予想される場合（大雪注意報で職員待機）	除雪機械の始動点検 職員待機 委託業者待機指示
除雪対策本部 （建設部）	平常体制 （第２配備）	積雪量が 10 cmに達し、さらに降雪が予想される場合	除雪作業開始 警戒体制の準備
除雪対策本部 （建設部）	警戒体制 （第３配備）	積雪量が 60 cmから100cm に達し、さらに降雪が予想される場合	排雪作業準備 災害対策本部設置準備

③　除雪作業基準

除雪幅員	主要幹線道路の除雪幅員は２車線確保を原則とし、降雪状況、道路幅員等により困難な場合は１車線とする。主要幹線道路以外の道路については交通量を勘案し、２又は１車線を確保する。なお、１車線しか確保できない場合は必要箇所に待避所を設ける。
支障箇所の優先	急坂、狭隘箇所等、積雪により通行上大きな支障となる箇所については適宜優先的に除雪を実施する。
凍結予想箇所への措置	路面の凍結が予想される箇所については、積雪の多少にかかわらず、融雪剤を配置、散布し、凍結を防止する。
国・県道、鉄道除雪との協調	国・県道、鉄道との交差点、並行路線の除雪は、その時期、方法等について相互に協調しながら、合理的に実施する。

④　記録等の励行

除雪作業を実施するにあたっては、気象情報記録、除雪機械運転の記録等を整えるとともに、除雪作業確認報告、道路状況報告等を励行し、状況の把握、整理を図る。

第４　鉄道除雪対策

鉄道管理者は、輸送障害を最小限にとどめ安定輸送の確保を図るため、次の事項を最重点に除雪対策を実施する。

・初動体制の強化

・輸送手配基準の的確な発動

・除雪体制の強化

・情報連絡体制の強化

このため、雪害対策本部等を早期に開設し、全般的な情勢を迅速に把握して的確な対雪手段の発動、除雪用車両の運転及び情報連絡の徹底を図り、除排雪及び輸送体制の確立に万全を期する。

第５　建物保全等対策

積雪時の建物保全等のため、以下の対策を実施する。

（１）屋根雪おろしの指導・勧告等

①　開始基準の周知

市は、建物保全のための屋根雪おろしの開始基準を広報・周知し、一斉実施を指導する。

②　未処置家屋への勧告等

積雪の状況により、家屋の倒壊が予想されるときで、屋根雪おろし未処置の家屋がある場合には、市長は、関係機関を通じて屋根雪おろしの実施を勧告する。なお、老人世帯等、建物の構造上、屋根雪おろしが困難又は不能の家屋については、関係機関と連絡をとりあい必要な処置をとる。

（２）家屋倒壊時の対策

市は、家屋倒壊が発生したときで人命に危険がある場合には、消防、警察等関係機関に出場を要請し、救助にあたる。

第６　たい雪排除対策

市は、屋根雪おろし及び道路等除雪により生じたたい雪を排除するため、雪捨て場を設置する。

市は、たい雪について、各区長を通じ町内ごとに協力して、指定の雪捨て場へ搬送・排除するよう指導徹底を図る。

市は、関係機関と連絡協調し、雪捨て場のたい雪処理を促進するものとする。

第７　雪崩対策

雪崩による被害を防止するため、市及び関係機関は、市地域内の巡回査察を実施するなど情報の収集に努め、現場の状況を把握し、必要に応じて通行規制等の措置を講ずるとともに、危険箇所に看板等による表示を行い、住民に対する周知徹底を図る等、災害の未然防止に努めるものとする。

雪崩が発生し、又は発生するおそれがあるときで、避難の必要を認めたときは、市長は、地域住民に対し避難指示等を発令する。

第８　防火対策

積雪時の火災防止のため、特に次の対策を実施する。

（１）消防水利・資機材等格納庫の除排雪

消火栓、防火水槽等の消防水利及び消防ポンプ格納庫等周辺は、常に使用、出場可能な状態にあるよう、消防機関及び自警消防隊等により除排雪を実施する。

（２）用水の水量確保

消防用水については、用水管理組合等と協調し、常に必要量が確保されるよう措置するとともに、融雪水等の増水による浸水被害を予防するための調整を実施する。

第９　ごみ、し尿対策

降積雪時のごみ、し尿の収集処理対策については、次による。

（１）ごみ対策

冬期間の収集体制は、以下のとおりとする。

12 月	平常体制	可能な限り平常どおり実施
１月 ２月	冬期間体制	収集可能な限り実施、冬期間用のステーション設置町内は冬期間ルートにより実施
３月	平常体制	可能な限り平常どおり実施

積雪が 50 ㎝を超えるときは、可能な限り収集に努めるが、収集作業が困難な状況になった場合は、まず最初に、資源ごみ回収容器等の設置の中止を区長等へ連絡し、資源ごみの収集中止を要請する。なお、降積雪が長期にわたりごみ収集が交通の妨げとなることが予想される場合は、ごみ出しの自粛協力の要請をするとともに、区長等にごみ収集の中止を連絡し、公衆衛生の確保に努める。

（２）し尿処理

この場合において、場内の搬入経路の確保に努め、可能な限り平常通り受入れを行う。なお、降積雪が長期にわたる場合は、状況に応じた特別措置を実施する。

第 10　その他の対策

（１）情報収集、広報対策

①　市は、積雪時における交通、輸送の確保のための除雪計画及び雪害対策に万全を期するため、道路鉄道の積雪量、除雪状況等必要な情報を迅速、的確に収集する。収集した情報は整理記録

し、必要に応じ県等関係機関に連絡する。

② 市は、民心の安定、各機関の協力体制の推進等に資すると判断した場合は、収集した各種情報を市民に広報する。なお、広報は、以下の媒体による。

報道機関への依頼、市ホームページ、同報系防災行政無線、緊急連絡メール、一斉電話配信システム、緊急速報（エリア）メール、Ｌアラート（災害情報共有システム）、広報車

（２）農作物対策

① 温室ビニールハウス等の園芸施設の倒壊及び作物の損傷を防ぐため、耐雪型施設の推進及び除排雪の周知徹底を行う。

② 麦等の越冬性作物で、長期積雪により収量に影響の懸念されるものについては、融雪促進剤の散布、早期排水、早期追肥の施用等を指導推進する。

（３）物資確保対策

生活必需物資の輸送及び流通を確保、異常買占めや物価の高騰を招かないように業者の監視等の措置を講ずるよう努める。

また、市民に対し降雪前のマイカーの満タン給油や灯油の買い置き、食料の備蓄等について普及啓発及び広報に努めるものとする。

（４）水道・下水道施設保全対策

① 水道施設保全対策

水道施設の保全を図るとともに、飲料水確保のための融雪用の水道使用自粛、凍結による給水管の破損防止対策について周知を図る。

② 下水道施設保全対策

下水道施設の保全を図るとともに、下水マンホールへの排雪をしないよう周知を図る。

（５）文教対策

園児、児童及び生徒の安全確保については、市教育委員会及び学校（園）長において十分検討し、特に次の事項につき万全を期する。

① 学校（園）長は通学道路の除雪状況を把握し、除雪幅員の確保について道路管理者に対し適切な措置を講ずるよう要請する。

② 学校（園）長は大雪で通学が困難なとき、地域学校協議会を通じて区長、保護者会等に対し、歩道除雪の実施にあたり協力を依頼する。

③ 学校（園）長は自動車道路での通行、横断等には十分注意するよう指導し、集団登下校時には引率責任者を定める等、配慮する。

④ 市長は通学道路での屋根雪おろしに対する危険防止について十分周知する。

⑤ 臨時休校等の措置については、地域の特性や気象条件を十分に考慮し、学校長が判断する。

（６）保育児童対策

認定こども園・保育園児・放課後児童クラブ等の安全確保については、市こども未来課及び施設管理者において十分検討し、特に次の事項につき万全を期する。

① 施設長は保護者の送迎時の道路の除雪を把握し、除雪幅員の確保について道路管理者に対し適切な措置を講ずるよう要請する。

② 大雪で送迎が困難なとき、市長は区長に対し、施設長は保護者会に対し、除雪の協力依頼を要請する。

第 11　雪害対策本部、豪雪対策本部の設置及び廃止

（１）市長は、積雪量が 100 ㎝に達し、さらに降雪が予想される場合には、第４章第１項第１節「応急活動体制計画」により災害対策本部（「雪害対策本部」と称する。）の設置を検討するものとする。

（２）市長は、積雪量が 150 ㎝に達し、さらに降雪が予想される場合には、第４章第１項第１節「応急活動体制計画」により災害対策本部（「豪雪対策本部」と称する。）の設置を検討するものとする。

（３）雪害対策本部又は豪雪対策本部設置の場合に備え、建設部は以下の区分によりあらかじめ配備体制及び作業内容を定めておくものとする。

災害対策本部名	建設部配備体制	作業内容
雪害対策本部	緊急体制 （第４配備）	排雪指定路線の排雪作業開始 非常体制の準備
豪雪対策本部	非常体制 （第５配備）	自衛隊派遣要請の検討、受入れ準備

（４）市長は、たい雪処理その他除雪対策の措置がほぼ終了したと認めるときは、雪害対策本部又は豪雪対策本部を廃止する。

第９節　土砂災害応急対策計画

第１　計画の方針

多数の人命や財産が一瞬に失われるおそれのある土砂災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に十分な応急対策を応ずるための計画である。

第２　対象危険区域

土砂災害の発生するおそれがある渓流及びその流域、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」「砂防法」「地すべり等防止法」及び「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に規定する区域の災害応急対策に関する事項を定める。

第３　組織

市域の土石流危険渓流、砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域等にあげる危険区域内において、災害発生のおそれがあるとき又は災害が発生した場合には、総合的な対策を必要とするとはいえない場合においても、災害対策本部の組織を一部準用して、第５の配備体制により危険区域の警戒、防ぎょ、応急対策にあたるものとする。

第４　情報の収集及び伝達

防災関係機関の間において、大雨注意報、警報、危険区域等のパトロールを実施し、前兆現象の把握に努めるなど、災害応急対策に必要な情報の収集、伝達及び報告は迅速かつ確実に実施するものとする。また、広域的な大規模災害が発生した場合は、斜面を一定の技術水準で判定できる斜面判定士を適宜活用する。

なお、市域における降雨の状況は一様ではないことから、市は降雨の時期、状況を判断して、土石流、地すべり、急傾斜地危険区域の情報の収集伝達及び指示、周知を正確に行うものとする。また、土砂災害に対する警戒避難体制をとるにあたり、県ホームページ「土砂災害警戒情報」を活用するものとする。

第５　配備体制

（１）警戒配備体制をとる場合の基準雨量

	前日までの連続雨量が100 ㎜以上あった場合	前日までの連続雨量が40～100 ㎜あった場合	前日までの雨量がない場合
第１警戒配備	当日の日雨量 50 ㎜を超えたとき	当日の日雨量 80 ㎜を超えたとき	当日の日雨量 100 ㎜を超えたとき
第２警戒配備	当日の日雨量 50 ㎜を超え、時雨量 30 ㎜程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量 80 ㎜を超え、時雨量 30 ㎜程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量 100 ㎜を超え、時雨量 30 ㎜程度の強雨が降り始めたとき

（２）警戒配備体制

①　第１警戒配備	市長は、危険区域に警戒員を派遣できる準備をするとともに、南越消防組合と連携して最も危険と判断する区域については警戒員を派遣し、警戒巡視、住民等に対する広報等を実施する。
②　第２警戒配備	市長は、最も危険と判断する区域については、警戒員を増強するとともに、 住民に対し避難を行うよう指示等を行う（第４章第３項第１節「避難計画」）ほか、南越消防組合及び地元自主防災組織、防犯隊員等の支援を要請し、周知徹底を図る。また警戒員の派遣に至らない区域についても緊急出場できる体制を整える。
③　災害の拡大に対する配備	市長は、災害の状況により、これらの配備体制では対応できないと判断したときは、直ちに災害対策本部を設け第３配備を指令するものとする。

第６　緊急避難

（１）土石流危険渓流、地すべり危険区域及び急傾斜地危険区域、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域等の避難場所は、あらかじめ指定しておかなければならない。

（２）土石流、地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険が増大した場合の避難についてその勧告、指示の命令、伝達系統等は第４章第３項第１節「避難計画」による。

第７　現地災害対策本部、緊急対策

（１）市長は、土石流、地すべり又は急傾斜地の崩壊、家屋の倒壊等非常事態の発生、又は発生のおそれがあると認めるときは、必要に応じ、現場に最も近距離でかつ安全な地帯に現地災害対策本部を設置する。

（２）現地災害対策本部の構成は、市、県、警察その他の防災関係機関とし、災害に伴う救出その他の総合的災害応急対策を推進するものとする。地すべり又は急傾斜地崩壊危険区域等の崩壊が発生したときには、防災関係機関と協議して速やかに応急復旧工事を実施するものとする。

（３）市長は、土石流、地すべり又は急傾斜地の崩壊、家屋の倒壊等非常事態に対する応急対策が終了したときは、現地災害対策本部を廃止する。

第 10 節　暴風・竜巻等災害応急対策計画

第１　計画の方針

暴風・竜巻等による被害を最小にとどめるため、防災関係機関が、災害が発生した場合に迅速かつ適切な応急対策を実施するための計画である。

第２　災害情報の収集・伝達

市、県及び関係機関は、第４章第２項第１節「通信運用・情報収集伝達計画」により、緊密な連携のもとに災害情報の収集に努めるものとする。

第３　住民の安全確保

住民は、実際に暴風・竜巻等により、危険が間近に迫ったときは、直ちに安全な場所へ避難するなどし、安全を確保する。

第４　災害応急対策の実施

市、県及び防災関係機関は、暴風・竜巻等による災害が発生した場合は、速やかに救出救助活動やガレキ撤去、ビニールシート設置等の災害応急対策を行う。

第 11 節　危険物施設等応急対策計画

第１　計画の方針

危険物施設等の管理者は、災害の発生により施設に被害が生じた場合、火災、爆発、流出拡散の防止等二次災害の発生を防止し、速やかに応急措置を行う。

また、施設の関係者及び周辺住民に対する危害防止を図るため、必要な措置を行う。

第２　危険物施設

危険物施設の災害による被害を最小限にとどめるため、関係事業所の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等は災害が発生した場合、当該危険物施設の実態に応じて、次の措置を講じる。

①　危険物の取扱作業及び運搬の緊急停止措置	危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、弁の閉鎖又は装置の緊急停止措置を行う。
②　危険物施設の応急点検	危険物施設の現状把握と災害発生危険の有無の確認を図るため、危険物の取扱施設、消火設備保安電源、近隣の状況の把握等の応急点検を実施する。
③　危険物施設からの出火及び流出の防止措置	危険物施設に損傷等異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行う。
④　災害発生時の応急措置	危険物により災害が発生したときは、消火剤、オイルフェンス、中和剤等を十分活用し、状況に即した初期消火、危険物の流出防止措置を行う。
⑤　防災関係機関への通報	災害を発見した場合は、速やかに消防、警察等防災関係機関に通報し、状況を報告する。
⑥　従業員及び周辺地域住民に対する人命安全措置	災害発生の事業所は、消防、警察等関係機関と連絡を密にし、従業員及び周辺地域住民の人命の安全を図るため、避難、広報等の措置を行う。

第３　火薬類貯蔵施設

火薬類貯蔵施設の災害による被害を最小限にとどめるため、保安責任者は危害予防規定等により次の保安措置を講じる。

（１）保安責任者は、災害による二次災害を防止するため、関係機関と迅速な連絡をとるとともに、施設に対する自衛保安等に必要な下記の措置を講じる。

①　施設の安全確認及び爆発・火災に対する適切な措置
②　危険な状態の場合、付近の住民に対し、警告する措置
③　火薬類の数量等の確認
④　その他災害の発生防止又は、軽減を図るための措置

（２）災害の発生の防止又は公共の安全の維持を行うため、市長は必要に応じて保安責任者等に対する火薬類の持出し等緊急措置命令等必要な措置を講じる。

第４　高圧ガス施設

高圧ガス施設の災害による被害を最小限にとどめるため、製造者等は危害予防規定により、次の保安措置を講じる。

（１）製造者等は、災害による二次災害を防止するため、関係機関との連絡を密にし、施設に対する自衛保安等に必要な下記の措置を講じる。

①　製造施設の運転、充てん作業、火気取扱作業、高所作業、荷役作業等の停止等の措置
②　移動式荷役設備等入出荷設備に関する退避又は安全措置
③　落下防止、転倒防止等の安全措置
④　その他災害の発生の防止又は、軽減を図るための措置
⑤　従業者及び付近の住民に対し退避するよう警告する措置

（２）災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため、県の指示のもと必要に応じ製造者等に対する操業の一時停止等の緊急措置命令に協力する。

第５　毒物・劇物取扱施設

県の指示と指導のもと、毒物・劇物取扱施設が、災害により被害を受け、毒物劇物が飛散漏洩又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又は、そのおそれがあるときは、施設等を管理する者に対し、危害防止のための応急措置を施すよう指示するとともに、警察、消防等関係機関と協力し、必要な措置を講じる。

第 12 節　その他災害応急対策計画

第１　計画の方針

市は、大規模な事故等による被害の発生や多数の死傷者、要救助者が発生し、又は発生するおそれがある場合、前節までの災害応急対策計画に基づき実施するほか、本計画に定めるところにより応急対策を実施し、被害の拡散防止や環境保全、被害の軽減を図る。

第２　その他災害応急対策

航空機事故、列車事故、自動車事故（交通事故）、火災・爆発事故、毒物・劇物事故（サリン等の発散を含む）、放射性物質の大量放出による災害（以下「原子力災害」という。）などの事故により多数の死傷者や要救助者が発生し、又は発生するおそれがある場合、当該事故関係機関及び防災関係機関との連携のうえ災害応急対策に万全を期するものとする。

第３　連絡体制

（１）事故発生の通報

①　事故発生の発見者は、直ちに市長、所轄警察署又は南越消防組合に通報するものとする。

②　通報を受けた所轄警察署又は南越消防組合は、直ちに市長に通報するものとする。

（２）関係機関への連絡

事故が発生した場合、又は発生の通報を受けた場合は、災害状況の把握に努めるとともに、事故の概要を直ちに県に報告のうえ、所轄警察署及び南越消防組合並びに防災関係機関に連絡する。

第４　災害応急対策の実施

（１）市の災害応急活動体制

①　県や防災関係機関に対し、迅速に災害応急対策活動がなされるよう要請する。
②　県や防災関係機関への連絡を強化し、各関係機関が行う災害応急対策に積極的に協力する。
③　当該災害の状況に応じて災害対策本部等を設置し、関係機関に連絡を行うとともに、状況に応じて職員を現場等に派遣する。
④　災害の状況等に応じて県及び関係機関の職員並びに関係者の派遣を要請する。
⑤　災害の状況等に応じて「現地災害対策本部」を設置する。現地災害対策本部の構成は、市、県、関係機関とし、必要に応じて事故原因者の参加を求める。

（２）通信連絡

①　市、県及び当該事故関係機関は、初動体制を緊急に確立するため、相互に緊密な情報交換を図る。
②　防災関係機関は、相互に連絡調整を行い、効果的な災害応急対策が実施できるように努めるものとする。

（３）広域協力体制

災害が広域に及ぶ場合は、隣接市町と協力体制をとる。

（４）災害応急対策

①　初期消火及び延焼防止	第４章第３項第５節　参照
②　救急医療・救助活動 市、県その他防災関係機関及び事故関係機関は、迅速かつ的確な救急医療、救助を行うため次の処置を講じる。 ア　医師及び看護師の派遣又は要請 イ　医療資機材及び医薬品の確保 ウ　負傷者の救出 エ　現地における応急救護及び負傷者の救急医療施設の確保	第４章第３項第４節　参照
③　警戒区域の設定 大規模事故が発生した場合に、地区住民の生命身体の安全を図り、災害を最小限に留めるために必要な場合には、市長は消防本部、警察署と協議のうえ、警戒区域を設定し、救助活動の円滑化を図る。	第４章第３項第４節　参照
④　防災資機材の確保	
⑤　災害応急対策実施の協力を求めるための地域住民への広報活動 ア　災害応急対策の概要 イ　地域住民に対する避難指示等	第４章第２項　参照 第４章第３項第１節　参照
⑥　ボランティアの受入れ及び支援	第４章第１項第４節　参照

第５　事故処理等

当該事故関係機関は、防災関係機関の協力を得て、事故現場及び被害地域における応急復旧を速やかに実施する。

第４項　市民生活の安定

第4項　　市民生活の安定	第1節　　飲料水の供給計画
	第2節　　食糧品の供給計画
	第3節　　生活必需品の供給計画
	第4節　　障害物の除去計画
	第5節　　住宅応急対策計画
	第6節　　廃棄物処理計画
	第7節　　防疫･食品衛生計画
	第8節　　遺体の捜索、処置、埋葬計画
	第9節　　教育再開計画

第１節　飲料水の供給計画

第１　計画の方針

市は、災害により給水施設の損壊あるいは飲料水の汚染等により現に飲料水に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な飲料水を供給し、被災者を保護するとともに施設等の応急復旧を行う。

第２　給水方法

給水の実施にあたっては、給水場所、時間等について、充分に広報を行い、水道班は各関係機関等の協力を得て、円滑に行うよう努める。

（１）輸送による給水

①　上水道の水源、浄水場、配水池からの取水を行い、応急給水車（給水車に代用できる散水車、水槽付消防ポンプ自動車等を含む。）によって、被災地域内の適当な給水基地への輸送を行う。ただし、この場合は、衛生防疫上必ず上下水道課の指示によらなければならない。

②　給水基地へ輸送を行った後、給水基地にて拠点給水を行うほか、ポリタンク、飲料水袋等の容器で給水を行う。

（２）ろ水器による給水

局地的給水、又は陸上輸送による給水が不可能なときは、ろ水器による給水基地を設営する。

（３）家庭用井戸水等による給水

① 家庭用井戸水について、水質検査の結果、飲料水として適当と認めたときは、その付近の罹災者のために飲料水として給水する。

② 家庭用井戸水について、水質検査の結果、飲料に適さない水質のときは、飲料水以外の使用目的として確保する。

（４）飲料水は、次の方法により供給する。

前項の飲料水が汚染したと認められたときは、飲用の緊急停止の処置をとるとともに、応急給水車、給水基地からの容器等により滅菌した水を供給する。

（５）供給の方法は被災や状況に応じ適宜次の方法により行う。

① 水道施設の損壊により一部断水が生じたときは、断水区域の広報と施設の補修を行うとともに必要に応じて応急給水車、容器等により水道水を搬送し供給する。

② 水道施設の損壊が大きく使用不能となった場合は、供給人員や範囲等を考慮のうえ比較的汚染の少ない井戸を選定して浄水基地とし、応急給水車、容器等により滅菌した水を拠点給水する。

③ 被災地において水源を確保することが困難なときは、被災地に近い水源地、又は、隣接市町に依頼して、その水道施設より搬送し拠点給水を行う。

第３　給水量

被災者に対する最低給水量は、１人１日３ℓとし、給水能力の強化及び水道施設の復旧状況に応じて、随時給水量を増加するものとする。

第４　給水用資機材・器材の確保

災害時に使用できる水源の現況及び給水用資機材及び給水車等の保有状況並びに給水能力を平素から把握しておくとともに、各種災害に備え各家庭・事業所毎に１０ℓ～２０ℓ入りポリ容器を必要数常備しておくよう市民及び関係者へ周知徹底するものとし、迅速かつ的確に応急対策を行えるように準備しておくものとする。

また、消毒用資材等についても必要数確保保管しておくものとする。

第５　給水施設の応急復旧

災害による上水道施設の事故に対処するため、各要員を待機させる。

（１）施設を巡回して事故発生の有無及び状況を確認する。

（２）施設の損傷、漏水等被害を認めたときは、応急措置を講じる。

第２節　食糧品の供給計画

第１　計画の方針

市は、災害時における被災者及び災害応急対策に従事する者に必要な食糧の確保とその配給の確実を期する。

第２　食糧の供給

（１）配布の対象者

①　避難所へ避難した者
②　自宅にあっても、住家に被害を受けて炊事のできない者
③　旅行者、宿泊人等
④　救助作業その他の災害応急対策業務に従事する者
⑤　その他市長が必要と認める者

（２）食糧の供給

①　物資調達班は、避難情報収集班等からの情報に基づいて配布計画を作成し、財産管理班は不足する物資等を調達し必要数量の確保を行う。

②　食糧の供給は、原則として避難所で実施し、ボランティア等の協力を得るとともに、関係部（班）と密接な連携を図りながら実施する。

③　避難所等での受入れ、配布については、避難所内自治組織、地域各種団体、ボランティア等の協力を得て実施する。なお、避難所以外で避難生活を行っている被災者に対しては、広報車等により情報を提供する。避難所まで取りに来ることが困難な者に対しては、ボランティア等の協力を得るなどの方法により配布する。

（３）食糧の調達・搬送

①　備蓄食糧

物資輸送班は配布計画により防災施設及び備蓄倉庫より備蓄食料等を搬出して避難所等へ配布する。なお、状況に応じて本部周辺に輸送班本部を設置し、迅速な輸送を行う。

②　調達食糧

ア　財産管理班は流通状況に応じ、災害協力協定締結事業者及び卸売業者、小売販売業者からも必要品を調達する。

イ　調達食糧は避難所等へ直接搬送することを原則とする。これによりがたい場合は、あらかじめ定めた一時集積所に受入れ、仕分けのうえ、各避難所等へ搬送する。

③　救援食糧

県及びその他自治体等からの救援食糧は、あらかじめ定めた一時集積所や災害協力協定に基づいた一時集積所(協定先:福井県中央トラック事業協同組合)に受入れ、仕分けのうえ各避難所へ搬送する。

④　食料搬送

市が実施する搬送については、災害協力協定に基づき搬送を要請する。また軽微なものにあっては、公用車を用いる。(協定先:福井県中央トラック事業協同組合)

第３　米穀等の応急供給

（１）実施責任者

米穀等の応急供給は、市長並びに実施責任者が知事の承認を得て行う。

供給対象	限度数量	実施責任者
罹災者に対し、炊出しによる給食を行う必要がある場合	必要数量	市長
罹災により販売業者が通常の販売を行うことができないため、これに代って販売する場合	必要数量	市長
災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	必要数量	作業実施責任機関
特殊災害・事故（爆発、列車の転覆等）の発生に伴い罹災者に対し炊出し等による給食の必要がある場合	必要数量	市長と災害発生機関・事故関係機関が協議

（２）実施の方法

応急供給品目は、米穀又は乾パン等とする。

①　米穀による応急供給の場合

ア　米穀供給の申請

市長は、被災者等に応急供給を実施する必要があると認めるときは、災害発生状況又は給食を必要とする事情及びこれに伴う給食に必要な米穀（以下「応急用米穀」という。）の所要数量を知事に申請するものとする。

イ　市長の申請があった場合の知事の処置

知事は、申請書を受理し、必要と認めた時は、応急用米穀の数量等を北陸農政局地方参事官（福井県担当）に通知するものとする。

北陸農政局地方参事官（福井県担当）は、通知を受けたときは、知事と協議のうえ、必要に応じ政府所有米穀を直接又は知事の指定する者に売却するものとする。

②　乾パン等による応急供給の場合

ア　乾パン等供給要請

市長は、災害の状況等により、炊出しができず乾パン等の供給が必要だと判断した場合には、直ちに知事に対し受配方要請する。

イ　市長の要請に対する知事の処置

(ｱ) 知事は、炊出し不能のため、乾パン等配給の必要を認めたときは、北陸農政局地方参事官（福井県担当）に乾パン等供給申請を行う。

(ｲ) 北陸農政局地方参事官（福井県担当）は、備蓄地農政事務所長等に乾パン等の運送要請を行う。

(ｳ) 備蓄地農政事務所長等は、直ちに運送の措置をとるものとし、乾パン等の備蓄数量が皆無又は必要量に満たない場合は、自衛隊補給所長等に対し管理換えの協議を行ったうえで引渡しを受け、直ちに運送の措置をとるものとする。北陸農政局地方参事官（福井県担当）は備蓄地農政事務所長等から引渡しを受けた場合において知事に売り渡す。

(ｴ) 交通途絶等により、政府運送においては緊急の用に間に合わないおそれがある場合は、知事は自衛隊に災害地までの運送を要請するものとする。

(ｵ) 災害の状況により、特に緊急を要する場合は、北陸農政局地方参事官（福井県担当）は自県内又は自県以外の最寄の陸、海、空駐屯部隊業務隊長等に要請し、乾パン等の管理換えを受けることができる。

第４　炊出し等の実施

（１）実施方法

炊出しは奉仕団体等に依頼し、給食施設等既存の施設を利用して行う。なお、実施にあたっては次の点に留意するものとする。

①　炊出しの現場には責任者を配置する。責任者はその実施に関し指揮をするとともに、関係事項を記録するものとする。

② 献立は栄養価等を考えて定めなければならないが、被災の状況を十分考慮し、食器が確保され配給されるまでの間は握り飯と漬物、缶詰の副食等を配慮するものとする。また、乳幼児に対しては、ミルクを配給するものとする。

③ 市において直接炊出しすることが困難な場合で、米飯業者等に注文することが実情に即すると認められるときは、炊出しの基準等を明示して業者から購入し、配給するものとする。

（２）応援等の手続

炊出し等食品の給与ができないとき、又は物資の確保ができないときは次により応援要請する。

① 市長は、応援の必要を認めたときは県に要請する。ただし、緊急を要するときは直接隣接市町に応援を要請する。

② 応援等の要請は、次の事項を明示して行う。

ア 炊出しの実施

所要食数（人数）、炊出し期間、炊出し品送付先、その他

イ 物資の確保

所要物資の種別、数量、物資の送付先及び期日、その他

（３）食品衛生

炊出しにあたっては、常に食品の衛生に心掛け、特に次の点に留意するものとする。

① 炊出し施設には、飲料適水を十分供給する。

② 供給人員に応じて必要な器具、容器を確保し備えつける。

③ 炊出し場所には、手洗い設備及び器具類の消毒ができる設備を設ける。

④ 供給食品は防ハエ、その他害虫の駆除に十分留意する。

⑤ 使用原材料はできるだけ信用のある業者から仕入れを行い保管に注意する。

⑥ 炊出し施設は学校等の給食施設又は公民館、社寺等の既存施設を利用するが、これらが得難い場所は、湿地、配水の悪い場所、塵埃汚物処理場等から遠ざかった場所を選定して設ける。

第５　備蓄・調達計画

災害時における救助用として、主要食糧及び副食を次のとおり確保する。

（１）主要食糧

①　政府所有米穀及び乾パン等

北陸農政局地方参事官（福井県担当）は、管内の農林水産省指定倉庫に保管されている政府所有米穀の備蓄場所及び数量について常時把握するとともに、災害発生時における知事からの要請に対処できるよう態勢を整えておくものとする。また、乾パン等については備蓄地農政事務所等との連絡体制及び輸送体制について整備しておくものとする。

②　政府所有米穀以外の米穀

市は、管内の関係機関、米穀販売業者と協議し、主要地を重点に、保管設備を有する販売業者を選定し、常時、政府所有米穀以外の米穀を保管確保させ、災害発生に当たり、応急的に、これを活用供給でき得るよう常に態勢を整えておくものとする。

（２）流通備蓄

市は、あらかじめ関係業界団体と協議し、災害時の食糧の融通協力協定を締結し、応急時に提供を要請する。

北陸農政局　福井県拠点	福井市日之出 3-14-15 福井地方合同庁舎	TEL 0776-30-1611	FAX 0776-30-1612
越前たけふ農業協同組合	越前市本多２丁目 10-22	TEL 0778-22-1111	FAX 0778-21-2510
福井県農業協同組合	鯖江市中野町 73-13 米穀施設課	TEL 0778-51-8004	FAX 0778-51-8030

（３）備蓄

市は、「自らの身の安全は、自らが守る」のが防災の基本であることから、市民に対し、家庭内の食糧備蓄について普及及び啓蒙を図る。

また、各指定避難所又は自治会単位に生命及び生活を維持するために必要な食糧の分散備蓄を行い、応急時においてこれを供給する。特に、山間部集落など災害時に孤立する可能性がある地域における食糧備蓄に配慮する。また、市は、ミルクや柔らかい食品など要配慮者向けの食糧備蓄にも努めるものとする。

（４）要配慮者への配慮

物資の調達・供給にあたっては、高齢者、障がい者等の要配慮者のニーズに配慮するものと

する。

第３節　生活必需品の供給計画

第１　計画の方針

市は、被災者に配布する衣料、生活必需品その他の物資について、それらの確保と供給の迅速確実性を期する。

第２　実施対象者

災害により家屋の全焼、全壊、流失、埋没、半焼、半壊及び床上浸水等の被害を受けた者で生活上必要な家財等をそう失又はき損し直ちに日常生活を営むことが困難なもの。

第３　支給品目

支給する物資は、寝具、衣類、日用品、その他の生活必需品を必要に応じ現物をもって支給する。

≪物資の貸与又は配布の基準≫

①　寝具	就寝に必要な毛布及び布団等
②　外衣	普通着で作業衣、婦人服
③　肌着	シャツ、ズボン下、パンツ等
④　身のまわり品	タオル、履物等
⑤　炊事用具	鍋、釜、包丁、コンロ、バケツ等
⑥　食器	茶碗、汁椀、皿、はし等
⑦　日用品	石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉等
⑧　光熱材料	マッチ、ローソク等

第４　物資の調達及び保管

（１）財産管理班は所要物資を流通状況に応じ、災害協力協定締結事業者及び卸売業者、小売販売業者からも必要品を調達する。

（２）所要物資は、市内で調達が困難な場合は県に依頼する。

（３）調達物資は、避難所等へ直接搬送することを原則とする。これによりがたい場合は、災害協力協定に基づき、あらかじめ定めた一時集積所に受入れ、仕分けを行う。

（４）衣料、生活必需品の給与又は貸与を実施する場合は、物資支給・配布状況表及び物資調達台帳等を整備するものとする。

（５）物資の調達・供給にあたっては、高齢者、障がい者等の要配慮者のニーズに配慮するものとする。

（６）市は、地域内輸送拠点を速やかに開設し、指定避難所までの輸送体制を確保するものとする。

第５　救援物資・支援等の受入れ

被災地域に対する緊急物資及び支援要員については、必要に応じて、県・応援協定締結市及び関係機関に要請する。また、市に届いた物資については数量等を把握すると伴に過不足を調整し、物資の適切な供給に努める。

（１）物資及び支援要員の受入れ、集積場所

あらかじめ受入れ候補地・集積場所候補地（一時集積所）を選定しておくものとし、その場所には、職員を配置し、援助物資及び支援要員の受入れを行う。

〈受入れ候補地・集積場所候補地（一時集積所）〉

あいぱーく今立、越前市ＡＷ－Ｉスポーツアリーナ（武生中央公園総合体育館）、社会福祉センター、福井県中央トラック事業協同組合加盟事業所倉庫

〈ライフライン関係支援要員の受入れ基地〉

下水道	受入れ事務所：家久浄化センター
	車輌基地：家久浄化センター駐車場及び家久スポーツ公園
水道	調査班及び修繕班受入れ事務所：村国浄水場１階
	調査班及び修繕班車輌基地：武生中央公園第４駐車場、日野川河川敷
	給水班基地：武生東運動公園

（２）物資配付方法

避難施設に配付された物資は、各避難所の運営責任者の指示により、避難所内自治組織を通じて、子供や病弱者等を優先しながら配付する。

避難施設以外で避難生活を行っている被災者に対しては、広報車等により援助物資の情報を提供する。避難施設まで取りに来ることが困難な者に対しては、ボランティア等の協力を得るなどの方法により配付する。

第４節　障害物の除去計画

第１　計画の方針

災害時において、災害を受けた工作物又は物件で応急措置の実施に支障となるもの及び災害により住民又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、住民の生命、身体及び財産等に危険を及ぼし、又は日常生活に著しい支障を及ぼしている障害物を除去するための計画である。

第２　除去の対象

災害時による障害物（災害を受けた工作物又は物件）除去の対象は、概ね次のとおりとする。

①　住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
②　防災活動の実施のため除去を必要とする場合
③　緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
④　その他公共的立場から除去を必要とする場合

第３　除去の方法

（１）市及び防災関係機関等実施者は、自らの組織、労力、機械器具を用い、又は土木建設業者等の協力を要請し、速やかに行うものとする。ただし、市が自衛隊の協力を必要と認めたときは、県に対し自衛隊の派遣を要請するものとする。

（２）市は、除去作業の実施にあたり緊急やむを得ない応急措置以外については、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

第４　除去の範囲

住居内の障害物	当面の日常生活が可能な程度の応急的除去を行う。
交通遮断の障害物	市道、県道、国道上の障害物はそれぞれ市、県、国が除去するものとし、相互に連絡協力して行う。

第５　障害物の集積保管場所

校区（地区）毎に定め、原則として再び人命、財産に被害を与えない安全な場所で、道路交通に障害とならない市有地を選ぶものとする。また、盗難等の危険のない場所に集積保管する。ただし、適当な場所がないときは、国、県有地又は民有地を使用するものとするが、書類又は口頭をもって了解を求め、事後の処理に万全を期するものとする。

第５節　住宅応急対策計画

第１　計画の方針

市は、災害によって住宅を失い又は破損等のため居住することができなくなった世帯に対する住宅対策を図る。

第２　実施体制

応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は、原則として市が行う。ただし、災害救助法が適用された場合には、知事は同法に基づき応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理を実施するが、市は知事の要請があれば、協力する。

応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に係る建設資材の調達については、県建設業協会等の業界団体及び県に協力を求めて実施する。

なお、市は、洪水、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ、事前に仮設住宅の建設可能場所を把握しておくものとし、二次災害防止に十分配慮するものとする。

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。

なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

第３　応急仮設住宅の建設

（１）設置場所

設置場所は、原則として市有地に建設する。

仮設住宅を建設する際に、その場所が私有地となる場合は、所有者との間に賃貸借契約を締結する。

（２）入居者の選定

仮設住宅の入居者の選定は市が行うが、災害救助法が適用された場合には、県が市の協力を得て行う。入居者の選定にあたっては、下記の基準を参考に民生委員等との協議を行うものとする。

① 次のいずれにも該当するもの

ア 住家が全壊（焼）、流失した世帯

イ 居住する住家がない世帯

ウ 自己の資力では住宅を建設することができない世帯

② 上記①の該当者のうち下記のいずれかの要件を備えているもの

・生活保護法の被保護者及び要保護者

・一定の資産のない失業者

・一定の資産のないひとり親家庭

・一定の資産のない老人、病弱者及び障がい者等

ただし、上記の選定基準に該当する者が応急仮設住宅数を超える場合は、生活能力が低く、住宅の必要度の高い者を選定するほか、抽選による方法で決定する。

（３）高齢者及び障がい者等要配慮者に配慮した仮設住宅

仮設住宅の建設にあたっては、高齢者、障がい者に配慮した仮設住宅の建設を考慮する。

第４　住宅の応急修理

（１）対象者

① 住宅が半壊（焼）し、または半壊に準じる程度の損害を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者

② 自己の資力では応急修理を行うことができない者

（２）応急修理の基準

修理箇所は、居住・炊事場・風呂場・トイレ等日常生活上欠くことのできない部分とする。

（３）実施責任者

知事の救助事務を委任された市長が建築関係者業者に請負わせて修理する。

第５　公的賃貸住宅等

市は、地方自治法第 238 条の４第７項の規定に基づく目的外使用として市営住宅の空室等に被災者を一時入居させることができる。また、国、県、近隣市町、民間事業者等の協力のもと、空きの

ある公的賃貸住宅や民間の賃貸住宅、空家等利用可能な既存住宅の被災者へのあっせん等に努めるものとする。

第６　被災宅地危険度判定制度

市は、被災した宅地の二次災害の発生を軽減・防止するため、県に対して被災地に被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

被災宅地危険度判定士は、宅地の被災状況を現地調査して危険度を判定し、適切な応急対策を講じるための情報提供を市及び使用者に対して行う。

第７　被災建築物応急危険度判定制度

市は、被災した建築物の二次災害の発生を軽減・防止するため、県に対して被災地に被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。被災建築物応急危険度判定士は、建築物の被災状況を現地調査して危険度を判定し、適切な応急対策を講じるための情報提供を市及び使用者に対して行う。

第８　石綿応急措置の実施

建築物等の倒壊・損壊により石綿露出が確認された場合、建築物等の使用者（所有者・管理者）は、周辺の立入禁止措置及び石綿の飛散・ばく露防止の応急措置を実施する。

また、使用者が対応できず緊急の対応が必要と判断される場合には、県及び市が周辺の立入禁止措置等の応急措置を実施する。

第６節　廃棄物処理計画

第１　計画の方針

市は、南越清掃組合と協力して、災害によって排出されたごみ、し尿等を迅速、確実に収集処理し、環境衛生の万全を期する。

第２　ごみ処理

（１）処理体制

①　被災地域のごみの発生状況と、収集運搬体制及び処理施設の稼働状況を総合的に判断して、適切な処理体制をとる。

また、災害の種類（地震・津波・水害）に応じ、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して集積や分別の協力依頼を行う。

②　ごみ処理の実施に必要な機材、人員等については、可能な限り組合の現有の体制及び委託業者・許可業者で対応するが、ごみ処理能力以上の排出量が見込まれる場合は、機材及び人員の派遣や処理施設の使用などについて県又は近隣市町へ応援要請する。

（２）処理方法

ごみの処理は、焼却によることを原則として、必要に応じ環境影響上支障のない方法で行う。

なお、施設の能力低下や一時的なごみの大量発生が予想される場合には、一時保管場所の確保、性質又は状態に応じた処理順位の設定など、公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮する。

（３）災害廃棄物処理計画の策定

市と南越清掃組合では、国が定める災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう災害廃棄物処理計画を策定しており、仮置き場の確保や運用方針、災害廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について具体的に示している。計画は、必要に応じ都度見直しを図るものとする。

市は、社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するとともに、ボランティア、ＮＰＯ等の支援を得て、災害廃棄物等の処理を進める場合には、ボランティア、ＮＰＯ等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。また、地域

住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めるものとする。

第３　し尿処理

（１）処理体制

し尿及び汚泥等の発生量について、発生箇所、利用人員等を総合的に判断し、適切な処理体制をとる。特に仮設トイレ、避難施設のくみ取り便所については、貯留容量を超えることがないように配慮する。

機材、人員が不足する場合は、ごみ処理に準じ応援要請を行う。

（２）処理方法

し尿処理の方法は、通常どおり汚泥前処理施設、家久浄化センターによることを原則とし、必要に応じ環境衛生に支障のない方法を併用する。

第４　死亡獣畜の処理

死亡獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊が死亡したもの）の処理は、市及び死亡獣畜所有者が、県健康福祉センターの指示、立会いのもとに次の方法で処理する。

（１）移動しうるものは、適当な場所に集めて埋却、焼却等の方法で処理する。

（２）移動しがたいものについては、その場で個々に処理する。

第７節　防疫・食品衛生計画

第１　計画の方針

市は、災害時における生活環境の悪化により、被災者の病原体に対する抵抗力低下を防止するため、防疫措置を迅速かつ強力に実施して感染症の発生及び流行の未然防止を図る。

第２　防疫対策

（１）防疫業務の実施方法

①　消毒場所

感染症が発生し、又は発生するおそれがある汚染地区の宅地及び家屋の内外

②　消毒方法

家屋内の消毒	汚水などで汚染された台所、炊事場、トイレなどは次亜塩素酸ナトリウムまたは逆性石けんなどの消毒薬を用いる。
ねずみ族、昆虫等の駆除	汚染地域を重点的に実施し、併せて消毒薬等防疫薬剤を各戸に配布する。

③　保清方法

知事の指示により、避難所、道路、溝渠、公園等を中心に実施する。

ア　避難所の管理者を通じて、避難所において衛生に関する自治組織をつくるよう指導する。

イ　衣服は日光にさらし、特に必要があるときはアルコール噴霧消毒、熱水洗濯、ノミ等の発生防止のため有機リン系殺虫剤等の散布を行わせる。

次亜塩素酸ナトリウムによるトイレ、炊事場、洗濯物などの消毒、逆性石鹸液、消毒用アルコールの配置、手洗いの励行等について十分指導する。

ウ　給食従事者は健康診断を終了した者を充て、できるだけ専従する。

（２）防疫活動の実施要領

① 防疫班の編成

災害の規模程度により防疫活動実施体制は異なるが、災害が激甚で広範囲に及ぶ場合は、１班４名程度の人員をもって班を編成し、知事の指導のもと、避難所、道路、溝渠、公園等の消毒及び町内区長に対する薬剤配布を行うものとする。

② 地区防疫活動の実施

自己の管理する家屋と敷地の消毒については、別記（資料編）の基準に基づき配布された薬剤で、町内区長を通じて市長の指示により行うものとする。

③ 情報収集及び連携体制の整備

災害発生と同時に職員を現地に派遣して被災地の状況を把握するとともに、丹南健康福祉センター等関係機関と連絡を緊密にし、必要な器具、資材、薬品及び人員を確保して防疫体制を整える。

④ 予防啓発及び広報

知事の指導のもと、パンフレット等により区長を通じて住民に対する予防啓発を徹底するとともに、報道機関による広報活動を強化し、特に社会不安の防止に留意する。

⑤ 検病調査及び健康診断の実施

検病調査は、県が検病調査班を編成し、市の協力を得て実施することとする。

特に、集団避難施設の避難者や応急仮設住宅の入居者を対象に調査をし、必要があるときは、健康診断を実施する。

⑥ 感染症発生時の対策

被災地において感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき次の対策を実施する。

ア　感染症患者等の入院（県が勧告、措置）
イ　濃厚接触者の検病調査・健康診断の実施（県が実施）
ウ　家屋、台所、トイレ、排水溝等の消毒を実施（県の指示により、市が実施）

⑦ 臨時予防接種

市は、感染症予防上必要があるときは、県の指示により臨時予防接種に協力する。

⑧　避難所における感染症対策

市は避難所の管理者を通じて、避難所において衛生に関する自治組織を作るよう指導する。

衣服は日光にさらし、とくに必要があるときはアルコール噴霧や熱水洗濯、ノミ等の発生防止のため有機リン系殺虫剤等の散布を行わせる。

次亜塩素酸ナトリウムによるトイレ、炊事場、洗濯物などの消毒、逆性せっけん液や消毒用アルコールの配置を行うとともに、手洗いの励行等について十分指導する。

給食従事者は健康診断を終了したものを充て、できるだけ専従させる。

⑨　知事の指示

知事が感染症予防上必要と認めて次の指示を発したときは、市長は災害の規模、態様に応じその範囲及び期間を定めてこれを速やかに実施しなければならない。

ア　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、感染症法という。）第 27 条第２項の規定による感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示

イ　感染症法第 28 条第２項の規定によるねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示

ウ　感染症法第 31 条第２項の規定による生活の用に供される水の供給の指示

エ　予防接種法第 6 条の規定による臨時予防接種に関する指示

⑩　防疫活動に必要な人員資材等の確保

ア　人　員

市長は保清方法及び消毒方法を施行するために必要と認めるときは、医師その他予防上必要な人員を雇用する。被害が甚大であり市のみでは実施不可能である場合、県へ応援要請を行う。

イ　器　材

市が保有している消毒用機器を使用するが、必要に応じて関係機関又は民間取扱業者等より借上げ又は購入する。

ウ　車　両

市有車両を使用するが、必要に応じて民間車両を借り上げる。

エ　薬　剤

市が保有する薬剤を使用する。ただし、不足する場合は県にあっせんを要請するほか、薬剤取扱業者より購入する。

（３）状況報告及び記録の整備

市は、災害防疫に関し次の書類を県に提出するとともに記録を保管するものとする。

① 被害状況報告書

② 災害防疫活動状況報告書

③ 防疫経費所要金額及び関係書類

④ 各種防疫措置の指示命令に関する書類

⑤ 防疫作業日誌

⑥ その他必要な書類

作業に従事した者の氏名、実施した作業の内容、量、場所、期間及び実施後の反省、その他参考事項を記載する。また、災害発生と同時に、丹南健康福祉センター等関係機関と連絡を密にし、被災地の状況を把握するとともに、防疫に関する必要な書類を作成する。

（４）家畜防疫

① 家畜の保健衛生指導について

災害発生による家畜の伝染病発生を未然に防ぎ、家畜の保健衛生を保持するため、国、県等関係機関の指導のもとに日常的な保健衛生の指導を行う。

家畜共済制度の普及促進と事故が発生した場合の迅速な処理の推進を図る。

② 家畜の防疫について

災害により家畜の死亡あるいは伝染病の発生あるいは、発生のおそれがある場合はその状況を早期かつ的確に把握し、県及び家畜保健衛生所と緊密に連絡をとり、その指示に従うものとする。

第３　食品衛生対策

市は、被災地における食品関係事業者及び臨時給食施設（避難所その他炊出し施設等）の実態を把握し、丹南健康福祉センターと連携協力し、被災者に対する適正な栄養・食生活指導を行い、安全で衛生的な食品が供給されるよう適切な指導を実施する。

また、食中毒の発生を防止するため、避難施設や被災地で配給する食品の衛生状態の保持に努めるものとする。

（１）食品関係事業施設等給食施設の食品衛生の確保

関係機関と密接な連携をとり実態を把握し、丹南健康福祉センターの指導、協力のもと、衛生管理の徹底を図り、食中毒等の発生を防止する。

（２）避難施設等における食品衛生の確保

次の丹南健康福祉センターが被災者に対して行う指導に協力するとともに、避難施設の運営責任者等を通じて啓発を行う。

また、食中毒が発生したときは同センターの調査に協力する。

ア　救援食品の衛生的取扱いの徹底
イ　食品の保存方法、消費期限等の遵守
ウ　配布された弁当の適切な保管と早期飲食の促進
エ　手洗い・消毒の励行
オ　食器、器具の消毒の実施

（３）食中毒発生防止の措置

避難施設への弁当等の配給に当たっては、食中毒発生防止のため、次の措置を講じる。

ア　弁当等の搬送には、温度管理に留意する。
イ　早期飲食のため、弁当等の搬送時間を調整する。
ウ　避難者等に対し、早期飲食及び直接食品に触らず衛生的に飲食するよう指導する。
エ　体調不良の人は配給作業等を行わないよう指導する。

（４）避難所における適切な栄養管理

市および丹南健康福祉センターは、避難所等における適切な食事の提供および栄養管理に関して必要な助言およびその他の支援を行う。

ア　食料調達に関する業務を担当している班と連携して、被災者に対する食事の確保及び食事制限のある被災者に対するニーズに応じた配食（乳児用ミルク、離乳食、食物アレルギー対応食、特殊栄養食品等）に努める。
イ　被災者の健康状態を把握し、的確に栄養・食生活指導を行う。

【資料編】

７－５　防疫収容施設及び資機材薬剤一覧表

７－６　家庭用消毒薬品配布基準

第８節　遺体の捜索、処置、埋葬計画

第１　計画の方針

市は、災害のため、死亡していると推定される者の捜索及び死亡者の処置、埋葬の措置を行う。

第２　遺体の捜索

（１）捜索を行う場合

行方不明者で、周囲の状況から既に死亡していると推定される場合に行うものとする。

（２）捜索の方法

①　捜索の方法は、第４章第３項第２節「被災者の救出計画」に準じて行う。

②　遺体の捜索の必要がある場合、所轄警察署のほか南越消防組合をはじめ、防災関係機関等の協力を得て行う。

③　遺体の捜索期間は、災害発生後 10 日以内とする。ただし、10 日を経過してもなお捜索を必要とするときは、市長の指示により捜索の規模を縮少してこれを行う。

（３）応援要請等

二次災害、その他の事情により捜索の実施が困難と考えられるとき又は遺体の流失等により、他市町に漂着していると考えられるとき等にあっては、次の方法により応援を要請するものとする。

①　県に応援要請を行う。ただし、緊急を要する場合にあっては、隣接市町長又は遺体漂着が予想される市町長に直接捜索の応援を要請するものとする。

②　応援の要請にあたっては、次の事項を明示して行う。

ア　遺体が埋没又は漂着していると思われる場所

イ　遺体数及び氏名、年令、性別、容ぼう、特徴、着衣、持物等

ウ　応援を求めたい人数又は舟艇器具等

エ　その他必要な事項

第３　遺体の収容、処置

市は災害の際に死亡した者について、発見された遺体については、「死体取扱規則」（昭和 33 年国家公安委員会規則第４号）の規定により、警察官の検視の後、市長が指示する場所に一時保存し、次のように行う。

（１）遺体の収容、処置は、収容、処理場所を借上げ、又は仮設し、捜査機関による検視、救護班等の現地医師が遺体の検案、洗浄、縫合、消毒等の処置を行うものとする。

（２）遺体の身元確認は、警察及び町内会等の協力のもとに実施し、身元が判明したものは、遺族に引渡すものとする。なお、遺族が判明しないものについては、市長が死亡届を提出し、火葬を行い、遺骨を一時保管し、遺族が判明次第引渡すものとする。

（３）身元が判明しないものについては、一定期間経過後に行旅死亡人として取扱うこととし、市長が死亡届を提出し、（２）の処置を実施する。

（４）遺体は原則として火葬により処理するが、火葬が困難な場合は、応急的な埋葬により行う。ただし、市においてそのどちらも実施困難な場合には、近隣市町または県に応援要請を行うものとする。

（５）広域的な火葬の実施体制

市および県は、災害により平常時に使用している火葬場が使用できない場合や、平常時の火葬能力を大幅に上回る死亡者が発生した場合には、県内および県域を越えた広域的な火葬の実施について、必要な措置を講ずるものとする。

第９節　教育再開計画

第１　計画の方針

学校は、教育を目的とする施設であるとともに、非常時においては被災した園児、児童、生徒の心の傷を癒す場としても重要な意味を持つことから、市は被災した学校の教育機能の早期回復に万全を期する。

第２　応急教育計画

（１）授業再開に関する事項

①　園児、児童及び生徒の被災状況の把握

②　学校の被災状況の把握及び教室の確保

授業実施のための校舎等施設の確保は、概ね次の方法による。

被災学校が一校の一部のみの場合	被災箇所が普通教室の場合は、転用可能な教室は転用し、不足のときは特別教室や体育館の施設等を転用する。
被災学校が一校以上の場合	㈠公民館等公共施設を利用するほか、隣接校の余剰教室（特別教室）を借用する。 ㈡隣接校の余剰教室等を借用してなお不足するときは臨時校舎を建設する。 以上の施設の決定にあたっては、関係機関が協議しその決定事項を住民に周知徹底するものとする。

③　教職員の被災による不足教職員の確保

ア　被災教職員が僅少のときは校内において融通する。

イ　被災教職員が多数で一校内で融通できないときは、授業の実施状況に応じて市が管内の学校間において融通する。

ウ　市において融通できないときは、県に教職員派遣の要請をする。

④　通学路の安全確保

県及び市は、授業再開に向けて、通学に必要な道路や安全の確保について関係機関と連携を取りながら、その確保に努める。

⑤　授業再開にあたっての工夫

授業再開にあたっては、園児、児童及び生徒の状況、学校の教育機能の回復状況、交通機関の復旧状況等にあわせて登・下校時刻、授業時数、授業時間等を決定する。また、その後の状況に応じ段階的に改定していく。

⑥　被災学校児童生徒の教科書、学用品等の調達及び支給

(ｱ) 教科書については、被災学校の学校別、学年別、使用教科書ごとにその必要数量を速やかに調査し、県に報告するとともにその指示に基づき、教科書供給者等に連絡し、その供給を求める一方、市内の他の学校及び他市町に対し使用済教科書の供与を依頼する。この場合、若干量が不足する場合は、県に対し調達供与を依頼する。

(ｲ) 学用品については、必要数量を県に報告し、県から送付を受けたものを配布するか、市が調達するものを配布する。

（２）保健、厚生に関する事項

①　被災園児、児童、生徒及び教職員の保健管理

災害の状況により、被災学校等の園児、児童、生徒及び教職員に対し、県の指示又は協力により感染症予防接種や健康診断等を実施する。

②　被災学校の清掃、消毒

学校が浸水等の被害を受けた場合は、感染症法に基づき、県の指示又は協力により校舎等の清掃、消毒を行う。

（３）園児、児童及び生徒の精神保健対策

カウンセリングが必要な園児、児童及び生徒数を把握し、専門的知識を有する精神科医や臨床心理士の支援を求めるなど、カウンセラー要員の確保に努める。

また、身近にいる教職員が被災園児、児童及び生徒の心理状態や行動を把握し、ＰＴＳＤ（外傷後ストレス障害）をはじめとする心のストレスに対するケアに努める。

（４）学校給食に関する事項

災害の発生に際し、文部科学省及び農林水産省の定める「災害時における応急配給」により、県の指導のもと給食物資の確保と輸送に万全を期するものとする。

①　緊急を要する給食物資等について児童生徒以外に給食する場合は、県を通じ文部科学省、

農林水産省に連絡し、その承認を受けて売却することがある。

② 学校給食の施設、設備を使用して炊出しを実施する場合、学校長は市（災害対策本部）に協力する。

（５）育英補助に関する事項

被災による家屋の全壊や流失等のため就学に著しく困難を生じた生徒に対して（独）日本学生支援機構の育英資金を特別に増枠するよう（独）日本学生支援機構及び県に働きかける。

（６）被害を受けた物資

市は被害を受けた物資を常に把握し、県学校給食会に対しその物資の処分方法等について指示を仰ぐ。

（７）転学手続き

被災した児童生徒の中で、転校を希望する児童生徒については、保護者との連絡調整を図り、隣接市町、他府県に速やかな受入れを要請する。

第５項　ライフライン対策

第5項　　ライフライン対策	第1節　　交通施設応急対策計画
	第2節　　上下水道施設及び浄化槽応急対策計画
	第3節　　ガス施設応急対策計画
	第4節　　電力施設応急対策計画
	第5節　　通信及び放送施設応急対策計画

第１節　交通施設応急対策計画

第１　計画の方針

市の各交通施設の事業者及び管理者は、災害により交通施設に被害があった場合は、二次災害の発生を防止することにより人命の安全を確保するとともに、速やかに応急復旧を行い交通機関としての機能を維持する。

第２　道路施設

道路管理者は、道路、橋梁等に被害が生じた場合、その被害の状況に応じて排土作業、盛土作業、仮舗装作業、障害物の除去、架橋の設備等の応急工事により、交通の確保を図る。

道路管理者及び上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所管する者に直ちに応急措置をとるよう通報する。

（１）災害対策用緊急輸送道路の確保

災害により道路施設が被害を受けた場合、災害対策活動を迅速かつ効果的に推進するため重点的に応急復旧する路線をあらかじめ選定する。

（２）一般道路

各道路管理者は安全かつ円滑な交通を確保するため、次の措置を講じる。

①　防災関係機関等への連絡

所管する道路の被害状況を速やかに把握し、措置状況等を含めた情報を関係機関へ連絡する。

② 点検措置の実施

災害の発生直後、道路等について直ちに点検（状況把握、応急復旧箇所）を実施する。

駐車車両、道路上への倒壊物・落下物等道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去し、交通の確保に努める。この場合、緊急輸送路線、主要道路から優先的に障害物の除去を実施する。

③ 応急復旧の実施

災害が発生した場合、所管の道路について、路面の沈下陥没及び亀裂、道路部と構造物との取付部の段差、法面の崩壊、橋梁の損傷等、被害状況に応じた応急復旧を行い、最も早い工法を選定し、交通の確保に努める。

④ 占用物件等他管理者への通報

上・下水道、電気、ガス、電話等の道路占用の施設に被害が発生した場合は、各施設管理者に通報する。

なお、緊急を要する場合には、通行禁止等、住民の安全の確保のため必要な措置を講じた後、通報を行う。

⑤ 通行止め等緊急処置

所管する道路の陥没及び亀裂等、災害が発生した場合、所轄の警察署、消防署等の協力を求め、通行の禁止又は制限、現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等、住民の安全確保のための必要な措置を講じる。

（３）高速道路

中日本高速道路㈱金沢支社は、災害が発生した場合は「金沢支社防災業務要領」に従い、直ちに災害応急対策に入る。

① 防災体制

ア 災害が発生するおそれがある場合は警戒体制をとり、点検を実施する。

イ 災害が発生した場合は緊急体制をとる。

ウ 非常かつ重大な災害が発生し、通行止めを必要とする場合は非常体制をとり、直ちに災害対策本部を設置する。

② 防災関係機関等への連絡

中日本高速道路㈱金沢支社は、災害による高速道路の被害状況、措置状況等の情報を各防災関係機関へ速やかに連絡する。

③　点検措置

災害の発生直後、道路等の点検を直ちに行い、災害が発生した場合は応急復旧計画を策定し、応急復旧工事を実施する。

④　応急復旧工事の基本方針

通行止めを実施する場合の応急復旧工事にあたっては、上下線各一車線を走行可能な状態に速やかに復旧させる。

⑤　交通規制

速度規制を実施する場合は、道路情報板及び規制標識を表示する。

また、通行止めを実施する場合には、巡回車、情報板、ラジオ等により、その旨を通行車両に通知するとともに、避難誘導措置を講じる。

⑥　初期消火及び火災防止活動

高速道路上において衝突、追突等により車両火災が発生した場合は、消火器、消火栓等の利用により迅速に初期消火活動を行い、火勢の拡大防止に努める。

⑦　救出及び応急手当

災害により高速道路上で死傷者が生じたときは、速やかに消防機関等に出動を要請するものとし、中日本高速道路㈱金沢支社は、消防機関等の行う救急活動に協力する。

⑧　危険物、高圧ガス運搬車両の緊急措置

災害により高速道路において危険物、高圧ガス等が運搬車両から流出した場合には、交通規制等の措置を行うとともに、消防機関等に出動の要請をし、同機関の行う除去作業に協力する。

⑨　緊急輸送道路としての位置付け

高速道路は、広域的あるいは地域的な輸送路として輸送能力、機動性に優れていることから、災害時の緊急輸送道路として震災時には優先して交通の確保を図る。

第３　鉄道施設

列車の衝突、脱線、転覆、その他の事故及び地震等の災害により、多数の死傷者を伴う鉄道災害が発生したときの応急救助対策については、西日本旅客鉄道㈱、福井鉄道㈱、㈱ハピラインふくいが主体となり災害応急対策にあたる。

（１）西日本旅客鉄道㈱（金沢支社管内）の措置

西日本旅客鉄道株式会社が定める「鉄道事故及び災害応急処置準則」に沿って、「鉄道事故及び災害応急処置要領」により、災害時の応急援助、社内関係機関及び関係自治体との連携について定める。

① 活動体制

ア 対策本部及び現地対策本部の設置

事故が発生したときは、支社内に事故対策本部を、事故現場には現地対策本部を設置する。

イ 社員の動員

社員は、緊急時の連絡経路図及び非常招集連絡表に従い参集し、旅客の救護、応急復旧作業等の任務を行う。

② 災害時の初動措置

ア 旅客に対する案内

駅社員及び乗務員は、輸送指令員からの指示、情報等について必要な事項を旅客に案内するとともに、今後とるべき措置をできるだけ速やかに放送して混乱等の発生を防止する。

現地対策本部長は、災害被害の状況を考慮して旅客及び公衆の動揺や混乱を招かぬようにするため、避難口の状況、社員の誘導に従う指示、規模と建造物の安全性、落下物についての注意、列車の運行状況、駅周辺及び沿線の被害状況等についての周知に努める。

イ 避難誘導

駅社員及び乗務員は、列車又は線路構造物の被害若しくは二次災害の発生危険が大きいと予測したとき、その他沿線被害地の火災等により危険が迫ると判断したときは、速やかに輸送指令又は近接の市町と連絡の上、旅客を安全な地点に誘導する。

現地対策本部長は、災害の規模、二次災害の発生の危険、建築物の状況、駅及び駅周辺の被害状況を考慮して負傷者、老人、婦女子等を優先して混乱を招かないよう配慮する。転倒、落下物に注意し、停電で誘導不能の事態が生じないように携帯電灯を準備する。

ウ 救護措置

現地対策本部長は、被害の状況により救護施設を開設し、関係防災機関及び隣接現業機関、医療機関の救護を求める。

③ 関係施設の応急復旧

支社と社員及び外注業者の協力により、復旧は重要度の高い線区から仮復旧を行って食糧その他非常緊急にかかわるものの輸送を早急に確保するよう努める。

（２）㈱ハピラインふくいの措置

株式会社ハピラインふくいが定める「事故・テロ・災害応急処置標準」に沿って、災害時の応急援助、社内関係機関及び関係自治体との連携について定める。

① 活動体制

ア 対策本部及び現地対策本部の設置

事故が発生したときは、支社内に事故対策本部を、事故現場には現地対策本部を設置する。

イ 社員の動員

社員は、緊急時の連絡経路図及び非常招集連絡表に従い参集し、旅客の救護、応急復旧作業等の任務を行う。

② 災害時の初動措置

ア 旅客に対する案内

駅社員及び乗務員は、輸送指令員からの指示、情報等について必要な事項を旅客に案内するとともに、今後とるべき措置をできるだけ速やかに放送して混乱等の発生を防止する。

現地対策本部長は、災害被害の状況を考慮して旅客及び公衆の動揺や混乱を招かぬようにするため、避難口の状況、社員の誘導に従う指示、規模と建造物の安全性、落下物についての注意、列車の運行状況、駅周辺及び沿線の被害状況等についての周知に努める。

イ 避難誘導

駅社員及び乗務員は、列車又は線路構造物の被害若しくは二次災害の発生危険が大きいと予測したとき、その他沿線被害地の火災等により危険が迫ると判断したときは、速やかに輸送指令又は近接の市町と連絡の上、旅客を安全な地点に誘導する。

現地対策本部長は、災害の規模、二次災害の発生の危険、建築物の状況、駅及び駅周辺の被害状況を考慮して負傷者、老人、婦女子等を優先して混乱を招かないよう配慮する。転倒、落下物に注意し、停電で誘導不能の事態が生じないように携帯電灯を準備する。

ウ 救護措置

現地対策本部長は、被害の状況により救護施設を開設し、関係防災機関及び隣接現業機関、医療機関の救護を求める。

③ 関係施設の応急復旧

支社と社員及び外注業者の協力により、復旧は重要度の高い線区から仮復旧を行って食

糧その他非常緊急にかかわるものの輸送を早急に確保するよう努める。

（３）福井鉄道㈱の措置

①　活動体制

ア　災害対策本部及び現地対策本部の設置

災害発生時には「災害対策実施要綱」に定める基準に従い、本社内に災害対策本部、現地に現地災害対策本部を設置し、情報収集、連絡広報、応急復旧、代行輸送、救護活動等の災害対策を統轄する。

イ　職員の動員

災害発生時においては「事故復旧、救助体制心得」の定めにより、災害の状況に応じた動員体制をとり、必要な要員の非常招集を行う。

②　災害時の初動措置

ア　旅客に対する案内

旅客に対する案内広報については、関係駅区との連絡を緊密に行い、災害の状況、代替輸送方法、復旧見込み、その他必要な事項について正確な情報を提供し、混乱の発生を防止する。

また、報道機関に対しては、広報担当者が情報の提供を行う。

イ　避難誘導

(ｱ) 異常発生時に旅客の避難誘導が円滑に行えるよう、関係者に対し防災教育・訓練を行い、周知徹底を図る。

(ｲ) 駅及び車両に非常口を明示するとともに、旅客に対し異常事態発生時には鉄道係員の指示に従って行動するよう適宜広報活動を行う。

ウ　救護措置

救護を必要とする事態が発生した場合は、最寄りの医療機関に収容するものとし、あらかじめ関係医療機関と協議することとする。

③　関係施設の応急復旧

現地本部と密接な連絡をとって、正確な状況把握を行い、災害対策本部において応急復旧の具体的方法、復旧資材の調達、復旧要員の確保等の配備手配を行う。

第２節　上下水道施設及び浄化槽応急対策計画

第１　計画の方針

市は、災害の発生に際し、上下水道施設及び浄化槽の防護に努め、併せて迅速かつ的確な応急対策を実施する。

第２　上水道施設

災害時における被害を最小限にとどめ、生活機能を維持するため、水道施設全体について被害状況を把握し、速やかに応急復旧を行う。

（１）応急復旧体制

災害時の行動指針に基づき情報伝達体制、相互協力体制及び応急復旧資機材の調達体制を確立する。

災害時の行動指針に基づき各市町相互が協力し、広域的な情報収集・連絡体制を確立する。

（２）応急措置及び復旧

①　被害状況の収集

災害が発生した場合、速やかに施設の点検を行い、被害状況の把握に努める。

②　第１次復旧工事

浄水池及びろ過池等の被害に対しては、応急復旧を行う。

浄水場には、災害時の停電を考慮し、自家発電により制御機器を操作し、速やかに送配水ができるよう努める。

管路の被害に対しては、直ちに復旧を行う。

導水管、送水管及び主要な配水管を修理し、特設された応急給水栓等から給水し得るまでの復旧工事をめどとする。

③　第２次復旧工事

第１次復旧工事により応急給水栓から給水された時点で各戸給水をめどとして復旧工事を施工する。

ア　給水管の分岐は配水管及びその支管の復旧工事が完成した後、医療施設等緊急を要する施設を優先的に配水管の分岐工事を開始する。

イ　給水装置の整備は、被害状況に応じて次の方法により整備する。

(ｱ) 既設管を生かす。

(ｲ) 仮配管より既設管に通水して生かす。

(ｳ) 仮配管より各戸に給水する。

④　恒久復旧工事

復旧にあたっては、再度の被災の防止を考慮にいれ、耐震性の向上等の観点から、必要な改良復旧を行うとともに、耐震化の整備を図るなど、計画的に復旧対策を進める。

ア　改良復旧は、現行の拡張事業を勘案して施工する。

イ　災害後の地域復旧計画と連携を保って施工する。

ウ　石綿セメント管及び老朽管は出来る限り取り替える。

エ　配管状態の図面整備に完全を期する。

（３）応急対応時の受入施設

応急対応や復旧における応援機関・団体の受入施設は次の通りとする。

ア　調査班及び修繕班受入れ事務所：村国浄水場１階

イ　調査班及び修繕班車輌基地：武生中央公園第４駐車場、日野川河川敷

ウ　給水班基地：武生東運動公園

第３　下水道施設

災害時において下水道の被害を最小限にとどめ、必要な対応力を確保し、環境汚染の防止を図るため、管路施設・ポンプ場及び処理場施設を含むシステム全体について被害状況を把握し、緊急措置及び施設の復旧作業を実施する。

（１）防災体制

職員の配備については、災害時に一般通信網及び交通機関が利用できないことを考慮して、災害時の非常配備体制を確立する。

（２）要員及び応急対策用資材等の確保

要員、応急対策用資材等の確保及び施設復旧について、関係機関及び団体等に対し、広域的な支援を要請する。

（３）応急対策業務・復旧業務

被災時にできる限り速やかに下水道機能を維持・回復するために、越前市下水道業務継続計画における非常時対応計画に準じ、応急対策業務・復旧対策業務にあたる。

①被害状況等の情報収集

緊急対応を行うために必要な情報の収集

②県・市災害対策本部、関連部局への連絡

緊急対応等の応急対策業務・復旧業務を行うための関連する部局・組織との連絡調整

③緊急点検・緊急調査

二次災害発生の恐れや重大な機能障害の把握のための点検実施と緊急措置の方針検討のための調査

④暫定措置

ア　二次被害防止対策

イ　汚水溢水の緊急措置

ウ　緊急輸送における交通障害対策

エ　処理機能の回復

オ　災害トイレの設置

カ　災害トイレのし尿受入

キ　浸水対策

⑤支援要請及び受援体制の整備

応急対策業務・復旧業務の実施に関する外部組織への支援要請と受入準備

⑥一次調査

施設の全体的な被害状況を把握するための点検

⑦応急復旧

暫定的に機能を回復するための復旧

（４）　応急措置及び復旧

ア　管路施設

㈠ 管路損傷等による路面の障害に対する緊急措置	交通機関の停止、通行人の事故防止等の緊急措置をとった後、関係機関に連絡をとり、応急対策を講じる。

(ｲ) マンホール等からの溢水の排除	管路施設　可搬式ポンプを利用して、他の下水道管渠へ緊急排水する。
(ｳ) 吐き口等における浸水防止	河川等の管理者に連絡をとるとともに、破損箇所での土のう等による浸水防止の措置、可搬式ポンプによる排水等の措置を講じる。

イ　ポンプ場及び処理場施設

(ｱ) ポンプ設備の機能停止に対する措置	損傷及び故障箇所は直ちに復旧に着手するとともに、浸水等の場合には緊急排水、浸水防止等の措置を講じる。
(ｲ) 停電及び断水に対する措置	設備の損傷、故障の程度等を確認の上、自家発電設備等の活用を図るとともに、損傷箇所の復旧に努める。
(ｳ) 自動制御装置の停止に伴う代替措置	現場の手動操作によって運転する。
(ｴ) 危険物の漏洩に対する応急措置	危険物を扱う設備については、災害後、速やかに点検し、漏洩の有無を確認し、漏洩を発見したときには、速やかに応急措置を講じる。
(ｵ) 水処理設備の機能停止に対する応急措置	処理場敷地内に仮設沈でん池を設け、固形塩素剤による簡易処理を行う。

（５）下水の排除制限及び仮排水

管渠の損壊等により処理不能となった場合は、住民に対し下水の排水制限を行うほか、下水の滞留に備え、ポンプ・高圧洗浄機等の確保を行う。

（６）応急対応時の受入施設

応急対応や復旧における応援機関・団体の受入施設は次の通りとする。

ア　受入れ事務所：家久浄化センター（家久浄化センター被災時は水循環センター）

イ　車輌基地：上記受入れ事務所駐車場及び家久スポーツ公園

第４　浄化槽災害応急対策

震災時における浄化槽の復旧を迅速に行い、公衆衛生への影響を最小限に抑えるため、住民、越前市浄化槽維持管理協会及び行政の連携により被害状況の把握、応急措置及び復旧を行う。

（１）被害状況の把握

被害状況については、単独浄化槽も含めた市内全域の状況について把握する。

越前市浄化槽維持管理協会に災害時における浄化槽の復旧に関する協定に基づき、当面の使用の可否の一次調査を要請する。越前市浄化槽維持管理協会は、被害状況を整理し市に報告する。

（２）応急措置及び復旧

被害状況の報告を受けた市は、越前市浄化槽維持管理協会に災害時における浄化槽の復旧に関する協定書に基づき、一時調査の結果、修繕が必要な浄化槽の詳細な点検及び応急措置並びに復旧等の協力を要請する。

① 浄化槽の詳細な点検及び応急措置並びに復旧等の協力を要請する。

② 越前市浄化槽維持管理協会に加入する浄化槽の機能回復並びに応急対策

【資料編】

４－１　上水道給水区域・施設の配置図

４－２　公共下水道整備計画図

第３節　ガス施設応急対策計画

第１　計画の方針

ガス事業者は災害の発生によりガス施設に被害が生じた場合、二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い、ライフライン施設としての機能確保に努める。

第２　都市ガス及び簡易ガス

ガス施設が、災害により被害を生じたとき、又は、被害を受けるおそれがあるとき、都市ガス事業者及び簡易ガス事業者は、速やかに応急復旧を実施するとともに、保全対策を講じその機能を確保し、二次災害の発生の防止に努める。

（１）実施主体

都市ガス事業者及び簡易ガス事業者

（２）実施内容

①　保全対策

平常時において、現場の状況に応じ防護、修理、取替等により保全業務を行うほか、非常時には地域、場所別に重点巡視警戒を行う。

②　災害時における応急復旧

災害が発生した場合は、応急復旧体制に基づき、速やかに応急処理を実施し、供給不良ないしは不能となった地域への供給再開を行うとともに、二次災害への影響を考慮し、その発生防止に努める。

③　災害時におけるガスの保安

ガス施設が火災等により危険な状態となったとき又はガス導管の折損等によってガス漏洩の危険があるとき若しくは爆発する等の危険があるときには、速やかに応急処置を実施し、現場状況に応じて被災ガス施設へのガス供給をしゃ断する等の措置を行い、二次災害防止に努める。

（３）応援協力、要請

応急工事の実施が困難な場合には、相互救援体制に基づき他のガス事業者の応援を要請する。

（４）広報活動

① 住民の不安解消、二次災害防止を図るため、テレビ、広報車等による広報のほか、防災関係機関の協力を得て、ガス施設の復旧見通しについて広報活動を行う。

② 住民がガス漏れ等を発見した場合は、直ちに都市ガス事業者及び簡易ガス事業者・防災関係機関に通報するよう、平素から住民に周知を図るものとする。

第３　液化石油ガス

災害によりガス工作物に甚大な被害の発生又はそのおそれがある場合、応急対策及び復旧対策を円滑、適切に行うため、液化石油ガス事業者は、県エルピーガス協会又はその支部において対策本部を設置する。

（社）福井県エルピーガス協会	福井市下江守町第 26 号 35-4
	TEL 0776-34-3930 FAX 0776-34-3940

（１）初動対策

① 消費者の初動対策

消費者は災害が発生した直後の二次災害を防止するため、自らが使用している火を消すとともに容器バルブを閉止するほか、高齢者、障がい者等の要配慮者に対しても、近隣の住民が協力してその措置にあたる。

② 液化石油ガス事業者による初動対策

液化石油ガス事業者は災害が発生した場合はその規模により緊急応援体制をとり、また緊急点検マニュアルに基づき病院等公共施設及び集団供給設備のような大規模容器置場を有する施設に対し、速やかな施設の巡視点検、容器バルブ閉止などの応急措置を優先的に行う。

点検については常時施錠してある貯蔵設備、病院等公共施設及び大規模な容器置場を有する施設を優先して行う。

③ 容器の回収

液化石油ガス事業者は、消費者の要請又は巡視点検により発見した家屋の倒壊等により危険な状態となった液化石油ガス容器を安全な場所へ移動する。

（２）応急復旧

液化石油ガス事業者は、巡視点検により安全が確認された施設から順に供給を再開する。

また、改修が必要なものについては、緊急応援体制により事業者相互が連携し、復旧のための改修を行う。

第４　災害時における広報活動

次の場合には需要家の二次災害防止を図るため、テレビ・ラジオ・新聞・チラシ・広報車等を利用して広報を行う。

ア　ガスの供給停止が予想される時

イ　ガス供給停止時

ウ　復旧完了における再供給時

第５　代替施設設備の活用

避難施設等に対するガス供給確保のため、カセットコンロ、ＬＰガス等の代替施設設備の活用を図る。

【資料編】

４－４　ガス供給区域図

第４節　電力施設応急対策計画

第１　計画の方針

電力供給機関（北陸電力㈱）は被害状況等を迅速に把握し、的確な応急対策を実施することにより、事故の拡大を防止し、電力の供給確保に努める。

北陸電力㈱福井支店	福井市日之出１丁目 4-1	TEL 0776-25-8710
北陸電力㈱丹南支店	越前市高木町 11-16-1	TEL 0778-23-1217

第２　防護対策

気象情報その他により災害が予想されるときは、警戒体制をとり福井支店及び丹南支社に警戒体制本部を、指定地域に警戒体制支部を設置して、各種情報の収集、管内状況の把握及び広報活動を活発に行い、電気災害の未然防止に努める。

第３　応急対策

災害が発生した場合は、予想災害又は発生被害の程度により非常体制をとり、福井支店及び丹南支社に災害対策本部を設置し、また指定地域に災害対策支部を設置して応急措置及び復旧対策を実施する。

① 各種情報の収集、伝達、報告

② 被害情報及び復旧情報の把握

③ 広報活動

④ 復旧対策の計画

⑤ 復旧資材の調達、輸送

⑥ 本部又は各事業所との連絡

第４　応援協力

（１）広報活動

災害に関し緊急を要する広報は、広報車及びテレビ・ラジオ等の報道機関を通じ敏速に行うほか、市町、警察、消防機関等とも密接な連絡をとり協力を求めるものとし、これらの機関は協力の求めに応じるものとする。

（２）動員対策

応急復旧能力が不足するときは、応援隊、社外工事業者の動員等により復旧対策を実施するが、消防機関の応援を必要とする場合は、本部又は各支部から消防機関に応援を要請するものとする。

第５節　通信及び放送施設応急対策計画

電気通信施設等に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該施設を災害から防除し、一般通信サービスを確保するための計画である。

第１　電気通信施設

西日本電信電話㈱、㈱ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ㈱、ソフトバンク㈱及び楽天モバイル㈱は、災害時に応急作業を迅速かつ的確に実施し、電気通信サービスの確保を図る。

（１）応急対策

災害が発生又は発生するおそれがある場合は、災害の規模、状況により災害対策本部を設置し、通信の途絶の解消及び重要通信の確保のため、次の措置を講ずる。

①　電話回線網に対する交換措置、伝送路切替装置等の実施

②　災害用伝言ダイヤル等の提供

③　非常用伝送装置又は非常用衛星通信車装置による伝送路及び回線の作成

④　応急ケーブル等による臨時伝送路及び臨時回線の作成

⑤　予備電源、非常用発電装置等による通信電源の確保

⑥　特設公衆電話の設置

⑦　携帯電話の貸出し

（２）広報活動

災害により電気通信サービスの提供に重大な支障をきたした場合は、電気通信設備の被災状況及び復旧状況等重要な情報の県及び関係機関への連絡や、報道機関等を通じた復旧状況の広報活動などを行う。

第２　放送施設

①　放送機等障害により一部の送信系統による放送送出が不可能となったときは、他の送信系統により臨機に番組を変更あるいは他の番組に切り替え、災害関連番組の放送継続に努める。

②　一部中継回線が断絶したときは、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。

③　災害のため放送局内演奏所から放送継続が不可能となったときは、他の臨時の演奏所を設け、放送の継続に努める。

④　視聴者対策

ア　受信設備の復旧

被災受信設備の取扱いについて、告知放送、チラシ又は新聞等の部外広報機関を利用して周知するとともに、関係団体及び関係機関との連携により、受信設備応急修理班を組織し、被災受信設備の復旧を図る。

イ　情報の周知

避難所その他有効な場所へ受信機を貸与するほか、拡声装置、速報板等を設置するとともに、状況により広報車、船艇等を利用して視聴者への情報周知に徹底を期する。

第６項　被災者の支援

第6項　被災者の支援	第1節　義援金、救援物資の受入れ及び配分計画
	第2節　災害救助法の適用に関する計画

第１節　義援金、救援物資の受入れ及び配分計画

第１　計画の方針

市は、寄託された義援金、救援物資を受入れ、被災者になるべく早期に配分する。この際、混乱のないように関係者の意見を聴取し、実情を考慮して実施する。

第２　義援金の受入れ及び配分

（１）受入れ

企画班は、義援金の受入れ窓口を開設し、受入れ業務を行う。

（２）配分

① 企画班は、義援金の配分については、義援金配分委員会を設置し、配分方法、伝達方法等を協議のうえ決定する。

② 定められた方針、所定の手続きを経て被災者に情報を提供し、配分する。

③ 義援金の配分が終了した段階等で、第三者による監査の実施、配分状況の公表等を行い公平性や透明性を確保すること。

第３　救援物資の受入れ及び配分

（１） 受入れ

① 物資調達班及び福祉班は、庁舎内等に救援物資の受付場所を開設し運営を行う。

② 仕分け作業がスムーズに行えるよう受入れ品目を限定し、荷物には物資の内容、数量等の必要事項を記入する。

③ 救援物資の申し出があった場合は、次のことを要請する。

ア　救援物資は荷物を開閉するまでもなく物資名、数量がわかるように表示すること。
イ　複数の品目を梱包しないこと。

ウ　品物は新品が望ましいこと。

エ　近隣で協力者のある場合はその方々と連携を図り、小口の救援物資を避けること。

オ　腐敗する食糧は避けること。

カ　一定期間経過後は、被災者からは救援物資よりも義援金が望まれること。

（２）救援物資の配分、処分

救援物資の配分については、救援物資配分委員会を設置し、越前市社会福祉協議会、赤十字奉仕団等やボランティアグループの協力を得て、配分及び処分を行う。

なお、配分にあたっては、要配慮者を優先する。

（３）救援物資の搬送

①　県及び他の市町等からの物資は、あらかじめ定めた一時集積所に受入れ、仕分けのうえ各避難所等へ搬送する。

②　搬送は、教育部の管理のもと、ボランティア等の協力を得て行う。

第２節　災害救助法の適用に関する計画

第１　計画の方針

市は、災害に際し、食糧品その他の生活必需品欠乏、住居の喪失、傷病等によって生活難に陥った被災者に対し、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的として応急的な救助を行う。

第２　実施機関

災害救助法の適用による救助は、国が行うが、その実施にあたっては、知事に委任されている。ただし、その実施について一部が市長に委任されたときは、市長が行う。

第３　適用基準

災害救助法の適用基準（災害救助法施行令に規定する住家滅失世帯数）は、次のとおりである。

区　分	人　　口 （R2．10．１　国調）	施行令第１条第１項第１号による法適用基準世帯数	同第２号による適用基準世帯数 （県全体で 1,000 世帯以上の場合）
越前市	８０，６６７人	８０世帯	４０世帯
備　考	法適用基準には、上欄のほか次のものがある。 １　施行令第１条第１項第３号前段 県全体で 5,000 世帯以上の住家が滅失した場合で、市内で多数の世帯が滅失したとき ２　施行令第１条第１項第３号後段 災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の住家が滅失したとき ３　施行令第１条第１項第４号 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたとき		

（注）１　基準世帯数とは住家が全壊（焼）若しくは流失した世帯数である。

２　半壊（焼）の場合は１／２世帯として換算し、床上浸水の場合は１／３世帯として換算する。

３　床下浸水、一部破損世帯は対象外である。

第４　適用手続

災害救助法の適用は、市長が知事あて被害の状況を報告してから行われるものである。

第５　個別適用計画

〔救助の種類及び実施期間〕

救助の種類	実施者（※）	実施期間
①　避難所の設置	市	７日以内
②　応急仮設住宅	県	20 日以内着工
③　炊出しその他による食品の給与	市	７日以内
④　飲料水の供給	市	７日以内
⑤　被服寝具その他生活必需品の給貸与	市	10 日以内
⑥　医療 助産	県	14 日以内 ７日以内
⑦　災害にかかった者の救出	市	３日以内
⑧　災害にかかった住宅の応急修理	市	３カ月以内（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は６カ月以内）完成
⑨　学用品の給与	市	教科書　１カ月以内 文房具等　15 日以内
⑩　遺体の捜索、処理、埋葬	市	10 日以内
⑪　障害物の除去	市	10 日以内
⑫　応急救助のための輸送 応急救助のための賃金職員雇上げ	市	種目毎の救助期間中 種目毎の救助期間中

※「実施者は、県から市への事務委任後の標準的な実施体制であり、災害の規模や緊急性に応じて県と市が調整する。

（１）避難施設の設置

知事の職権を委任された市長は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を避難施設に収容し保護する。

①　適用期間

災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により、この期間を延長する必要がある場合には、市長は、知事の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む）を受けなければならない。

②　避難施設設置のための費用

避難施設の設置、維持及び管理のための人夫賃、消耗器材費、建物又は器物の使用謝金、燃料費並びに仮設トイレ等の設置費とする。

③　避難施設設置の方法

避難施設は、学校、公民館等の既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を得がたいときには、野外に仮設物等を設置し、又は天幕の設営により実施する。

④　避難施設開設状況報告

市長が避難施設を設置した場合には、直ちに避難所開設の状況を知事に報告しなければならない。この場合の報告事項は、概ね次のとおりで、とりあえず電話又は電報で報告する。

ア　避難施設開設の日時及び場所

イ　箇所数及び収容人員

ウ　開設期間の見込

（２）応急仮設住宅の供与

知事は、災害のため、住宅が全壊、全焼、流失により滅失し、自己の資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の確保を図る。

①　適用期間

災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに完成させる。

その供与期間は、建築工事が完了した日から２年以内とする。

②　設置場所

市において決定する。なお、市は、事前に仮設住宅の建設可能場所を把握しておく。

仮設住宅を建設する際、その場所が私有地の場合は、所有者との間に賃貸借契約を締結する。

③　入居者の選定

仮設住宅の入居者の選定については、県が市の協力を得て行うが、状況に応じ市長に委任できる。

（参考）入居者基準

ア　住家が全壊（焼）流失した世帯

イ　居住する住家がない世帯

ウ　自己の資力では住宅を確保することができない世帯

・生活保護法の被保護者及び要保護者

・一定の資産のない失業者

・一定の資産のないひとり親家庭

・一定の資産のない老人、病弱者及び障がい者等

④　要配慮者に配慮した仮設住宅

仮設住宅の建設にあたっては、高齢者、障がい者に配慮した住宅の建設を考慮する。

（３）炊出しその他による食品の給与

①　米穀による応急供給の場合

米穀の応急配給は北陸農政局地方参事官（福井県担当）と緊密な連絡を図り、「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領」（平成 18 年 6 月 15 日付け 18 総食第 294 号）に基づき実施する。

○交通・通信の途絶のため知事の指示を受け得ない場合

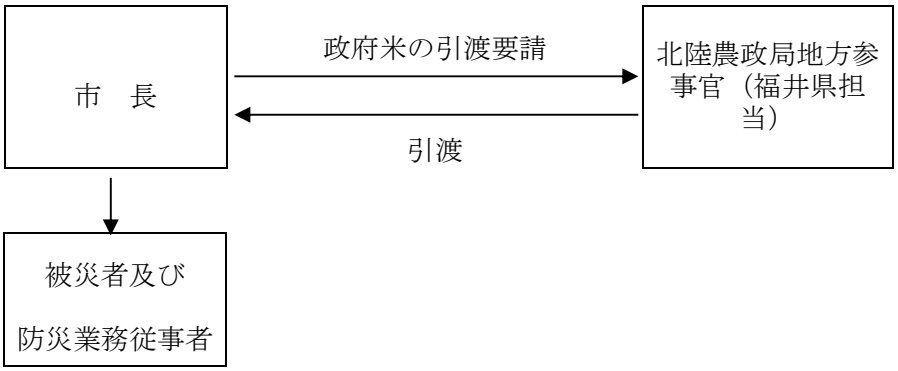

○知事の指示が可能な場合

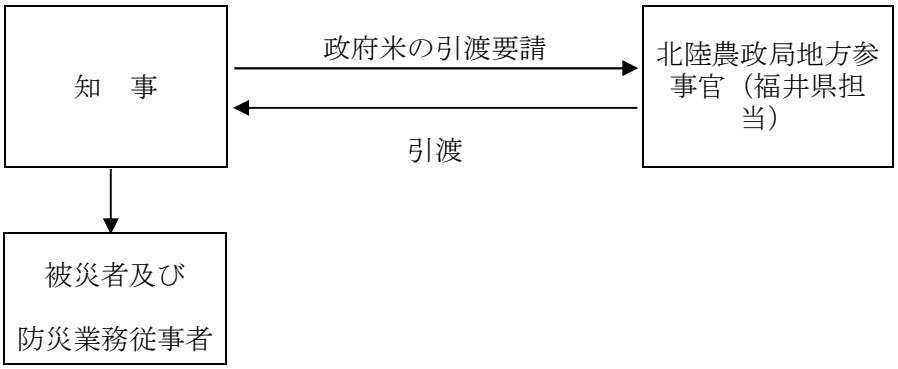

② 乾パンによる応急供給の場合

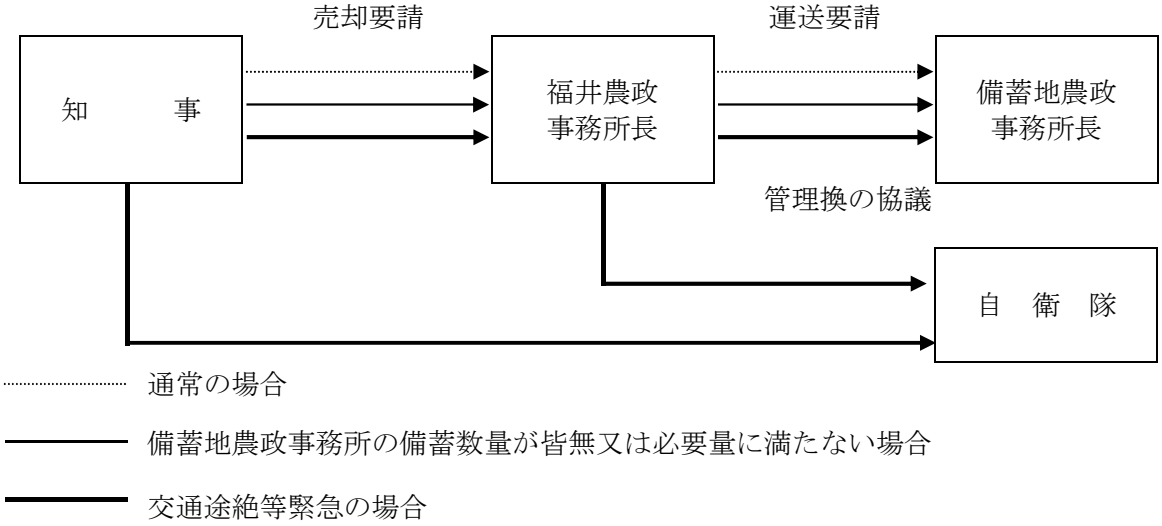

知事の職権を委任された市長は、住家の被害時に自宅で炊飯等ができず、また食品の購入ができない被災者に対し、応急的に炊出し等を実施し、被災者の食生活を保護する。

ア　適用期間

災害発生の日から７日以内とする。ただし、相当大規模な地震が発生し、この期間内で炊出し等による食品の給与を打ち切ることが困難な場合には、市長は、知事の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む）を受けなければならない。

イ　給与のための費用

主食、副食及び燃料費の経費とする。

ウ　炊出し等の方法

炊出しは、避難施設内又はその近くの適当な場所を選んで実施するものとする。その際、市は各現場に実施責任者を指名して、その任にあたらせる。

（４）飲料水の供給

知事の職権を委任された市長は、災害のため飲料水が枯渇し又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、飲料水を供給する。

①　適用期間

災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により、この期間を延長する必要がある場合には、市長は、知事の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む）を受けなければならない。

②　飲料水供給のための費用

ろ水器その他給水に必要な機械器具の借上げ費、修繕費及び燃料費並びに浄水用の薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

③　飲料水供給の方法

飲料水の供給は、災害のため飲料に適する水がない場合に、輸送による給水、ろ水器による給水、家庭用井戸水等による給水の方法により実施する。

（５）被服寝具その他生活必需品の給貸与

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は毀損し直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、急場をしのぐ被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与する。

① 適用期間

災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、大地震により交通・通信が途絶え、物資の買い付けが困難であるような場合等、この期間を延長する必要がある場合には、事前に厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

② 給貸与の方法

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内で現物により行う。

ア 被服、寝具及び身の回り品
イ 日用品
ウ 炊事用具及び食器
エ 光熱材料

（６）医療及び助産

災害救助法に基づく医療は、県の指示に従い救護班によって行うものとする。

① 実施対象者

ア 医療を受ける者

応急的に医療を施す必要がある者で災害のため医療の途を失った者

イ 助産を受ける者

災害発生の日の以前又以後７日以内に分娩したもので助産の途を失った者

② 範囲

ア 医療の範囲

（ア）診療

（イ）薬剤又は治療材料の支給

（ウ）処置、手術、その他の治療及び施術

（エ）病院又は診療所への収容

（オ）看護

イ 助産の範囲

（ア）分娩の介助

（イ）分娩前及び分娩後の処置

（ウ）脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

③　実施方法

ア　医療の方法

救護班により実施するものとするが、その編成は丹南健康福祉センターによる救護班、公的医療機関による救護班、知事から委託を受けた日赤救護班並びに現地医療班、県と県医師会との協定に基づく医師会救護班、及び県とＤＭＡＴ指定病院との協定に基づく災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）とする。

イ　助産の方法

救護班により実施することを原則とするが、実情により助産師により実施するものとする。

④　期間

ア　医療の期間

災害発生の日から１４日以内

イ　助産の期間

災害発生の日以前又は以後７日以内に分娩した者に対し、分娩の日から７日以内とする。

⑤　医療のための費用

ア　医療救護班による場合	使用した薬剤、治療材料及び医療器具の修繕費等の実費
イ　一般の病院又は診療所による場合	国民健康保険の診療報酬の額以内
ウ　施術者による場合	協定料金の額以内

⑥　医療の方法

医療救護班は、医療機関の混乱が回復するまでの応急的な医療を実施するものとする。

（７）災害にかかった者の救出

知事の職権を委任された市長は、災害のため生命身体が危険な状態にある者を捜索し、又は救出してその者を保護する。

①　適用期間

災害発生の日から３日以内とする。ただし、地震の揺返しが続いて被害が続出し、どの地震によって現に救出を要する状態になったか判明し難いとき等、この期間を延長する必要がある場合には、市長は、知事の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む）を受けなければならない。

② 救出のための費用

船艇その他救出のための機械、器具等の借上げ費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

（８）災害にかかった住宅の応急修理

知事の職権を委任された市長は、災害のため、住宅が半壊、半焼し、又は半壊に準じる程度の損害を受け、当面の日常生活が営み得ない状態であり、自己の資力では応急修理をすることができない者に対し、応急修理を行い一時的な居住の確保を図る。

① 適用期間

災害発生の日から３か月以内に完成する。（災害対策基本法第２３条の３第１項に規定する特定災害対策本部、同法第２４条第１項に規定する非常災害対策本部又は同法第２８条の２第１項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、６か月以内に完成。）

② 応急修理の内容

居室、炊事場、トイレ等日常生活に必要最小限度の部分について行う。

（９）教科書の給与

教科書の給与は、災害による、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等により、教科書を喪失又はき損し、就学上支障のある児童生徒（盲学校、ろう学校及び特別支援学校の児童及び生徒を含む。）に対して行う。

① 給与する品目

教科書

② 適用期間

１か月以内

③ 給与の実施

原則としで市長が行うが、県が、市教育委員会等からの報告に基づき、教科書提供所から一括調達し、その配給を講じることもある。

(10) 遺体の捜索、処理、埋葬

災害により現に行方不明の状態にある者に対して捜索を実施するほか、災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のためにその遺体の処理が実施できない場合に処理を、また、遺族の資力にかかわらず、埋葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がない場合にそ

の埋葬を実施する。

① 適用期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

(11) 障害物の除去

災害のため、住宅に土石等障害物が流入し、自己の資力では除去することができない者に対し、障害物の除去を行う。

① 適用期間

災害発生の日から 10 日以内に完了する。

(12) 応急救助のための輸送及び人夫傭（やとい）上げ

救助の実施に必要な人夫傭（やとい）上げを行い、その人員及び物資を迅速かつ円滑に輸送あるいは配分し、応急救助活動の万全を期する。この場合の人夫傭上げ及び輸送手段の借上げは市が実施するが、市から要請があった場合は、県が斡旋する。

① 輸送及び人夫傭上げを行う救助の範囲及び適用期間

範　　囲	期　　間
被災者の避難	２日以内（厚生労働大臣の承認により延長できる。以下同じ。）
被災者の医療及び助産	14 日以内（助産は７日以内）
被災者の救出	３日以内
飲料水の供給	７日以内
遺体の捜索	10 日以内
遺体の処理	10 日以内
救援用物資の整理配分	輸送される物資により異なり、それぞれ救助種目に定められた期間内

② 輸送及び人員傭上げのための費用

輸送のために支出できる費用は、運送費、借上げ料、燃料費、消耗器材費、修繕費とし、当該地域における通常の実費とする。

③ 輸送力の確保

ア 応急救助は緊急を要するので常に輸送手段を考慮して輸送の確保に努める。

イ 県、市は動員できる車輌（ジープ、大型トラック等）船艇を把握しておく。

ウ 消防班（南越消防組合）は輸送各班（教育部）と常に連絡し、事態が急迫した場合は従

事命令を発する。

第５章　　災害復旧計画

第５章　　災害復旧計画	第1節　公共施設の災害復旧計画
	第2節　激甚災害の指定計画
	第3節　民生安定計画
	第4節　経済秩序安定計画
	第5節　復興計画

第１節　公共施設の災害復旧計画

第１　計画の方針

市は、災害復旧を災害発生時被災した各施設の復旧と併せ、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設、又は改良を行う等将来の災害に備える事業計画を樹立し、応急対策計画に基づく応急復旧終了後、早期復旧を目標に重要度と緊急度の高い施設から復旧工事を実施する。

第２　災害復旧事業の種類

（１）公共土木施設災害復旧事業

①　河川災害復旧事業

②　砂防設備災害復旧事業

③　林地荒廃防止施設災害復旧事業

④　地すべり防止施設災害復旧事業

⑤　急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業

⑥　道路災害復旧事業

⑦　下水道災害復旧事業

（２）農林水産業施設災害復旧事業

①　農地、農業用施設災害復旧事業

②　林道施設災害復旧事業

③　治山施設災害復旧事業

④　林地荒廃防止施設災害復旧事業

（３）都市災害復旧事業

（４）上水道災害復旧事業

（５）住宅災害復旧事業

（６）社会福祉施設等災害復旧事業

（７）公立医療施設、病院等災害復旧事業

（８）公立学校教育施設災害復旧事業

（９）社会教育施設災害復旧事業

(10) ガス施設災害復旧事業

(11) 消防防災施設災害復旧事業

(12) その他の災害復旧事業

第３　緊急災害査定の促進

災害が発生した場合には、速やかに公共施設の災害の実態を調査・記録し、必要な資料を調整し、災害査定の緊急な実施が容易となるよう所要の措置を講じて、復旧事業の迅速化に努める。

第４　災害復旧資金の確保

災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、起債及び災害つなぎ短期借入について所要の措置を講じる等、災害復旧事業の早期実施が図られるように努めるものとする。

第５　特定大規模災害等における復旧工事の代行

県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた市町から要請があり、かつ当該市町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該市町又はその団体の長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。

第２節　激甚災害の指定計画

第１　計画の方針

市は、県に対し、大規模な災害が発生した場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を調査して早期に指定が受けられるよう措置し、公共施設の復旧が円滑に行われるよう要望するものとする。

第２　激甚災害に関する調査

（１）市の被害状況等を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について県の関係各部に必要な調査を行うよう要望する。

（２）市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

（３）市は、県の関係各課に、必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう要望する。

第３　激甚災害指定の手続

市長は、激甚災害の指定を受ける必要があると認めるときは、県に対して国の機関と密接な連絡の上、指定の手続きをとるよう要望する。

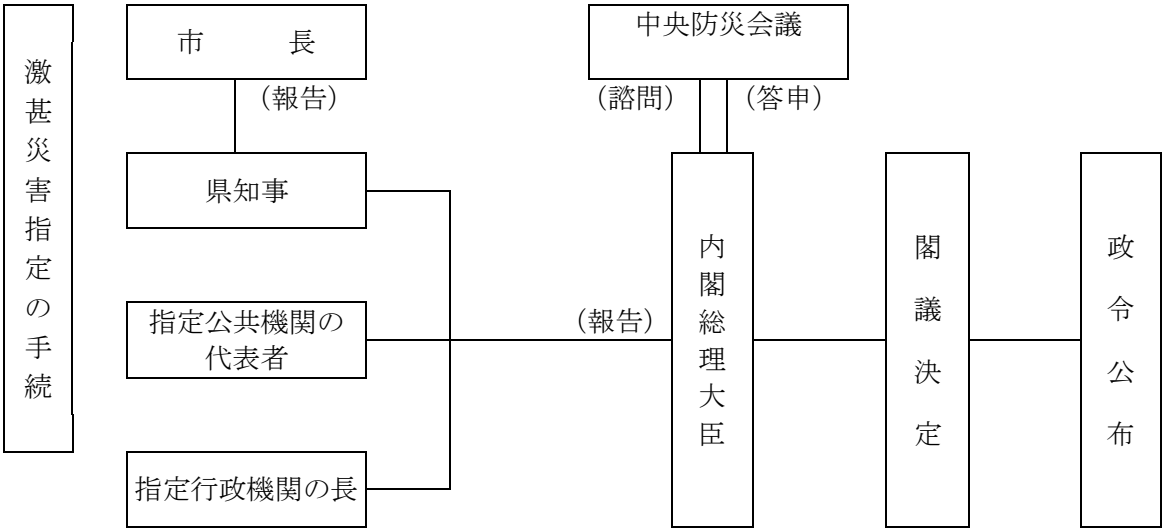

第４　特別財政援助額の交付手続

激甚災害の指定を受けたときは、市長は速やかに関係調書等を作成して県各部に提出し、県関係部は激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、負担金を受けるための手続その他を実施する。

なお、激甚災害に係る特別の財政援助の対象となる事業は、以下のとおりである。

（１）公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

①　公共土木施設の災害復旧事業及び災害関連事業

ア　災害復旧事業とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業

イ　公共土木施設災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第１条各号の施設の新設又は改良に関する事業（道路、砂防を除く）

②　公立学校施設の災害復旧事業

公立学校施設災害復旧費国庫負担法の適用を受ける公立学校施設の災害復旧事業

③　公営住宅等の災害復旧事業

公営住宅法第８条第３項の適用を受ける公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業

④　社会福祉施設の災害復旧事業

ア　生活保護法第 40 条（地方公共団体が設置するもの）又は 41 条（社会福祉法人又は日赤が設置するもの）の規定により設置された保護施設の災害復旧事業

イ　児童福祉法第 35 条第２項から第４項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業

ウ　老人福祉法第 15 条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業

エ　身体障害者福祉法第 28 条第１項又は第２項の規定により県又は市が設置した身体障害者社会参加支援施設の災害復旧事業

オ　障害者自立支援法第 79 条第１項若しくは第３項の規定により県又は市が設置した障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス（同法第５条第６項に規定する生活介護、同条第１３項に規定する自立訓練、同条第１４項に規定する就労移行支援又は同条第１５項に規定する就労継続支援に限る。）の事業の用に供する施設の災害復旧事業

カ　売春防止法第 36 条の規定により県が設置した女性保護施設の災害復旧事業

⑤　感染症指定医療機関の災害復旧事業及び感染症予防事業

ア　感染症法に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業

イ　激甚災害のための感染症法第 58 条 の規定による県の支弁に係る感染症予防事業

⑥　堆積土砂及び湛水の排除事業

ア　堆積土砂排除事業

ア）公共施設の区域内の排除事業

激甚災害の発生に伴い公共施設の区域内に堆積した激甚法施行令第４条に定めた程度にその達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等（以下堆積土砂。）の排除事業で地方公共団体又はその機関が施工するもの

イ）公共施設の区域外の排除事業

激甚災害に伴い発生した堆積土砂で、市長が指定した場所に集積されたもの又は市長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市長が行う排除事業

イ　湛水排除事業

激甚災害の発生に伴う破堤又は溢流により浸水した一団の区域について浸水面積が、引き続き１週間以上にわたり 30 ヘクタール以上に達するものの排除事業で地方公共団体が施工するもの

（２）農林水産業に関する特別の助成

①　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

この特別措置は、その年に発生した激甚災害に係る災害復旧事業（農地、農業用施設及び林道）及び災害関連事業（農業用施設及び林道）に要する経費の額から、災害復旧事業については「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」（以下「暫定措置法」という。）第３条第１項の規定により補助する額、関連事業については通常補助する額を、それぞれ控除した額に対して一定の区分に従い超過累進率により嵩上げを行い措置する。

②　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

激甚災害を受けた共同利用施設の災害復旧事業について暫定措置法の特例を定め、政令で指定される地域内の施設について補助対象の範囲を拡大する。

③　開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助

④　天災融資法の特例

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）第２条第１項の規定による天災が激甚災害として指定された場合次の２点の特別措置を行う。

ア　天災融資法の対象となる経営資金の貸付け限度額及び政令で定める資金として貸付けられる場合の貸付け限度額を引き上げ、政令で定める経営資金については償還期間を延長する。

イ　政令で定める地域において被害を受けた農業協同組合又は農業協同組合連合会に対する貸付け限度額を引き上げる。

⑤　森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助

⑥　土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

⑦　共同利用小型漁船の建造費の補助

⑧　森林災害復旧事業に対する補助

（３）中小企業に関する特別の助成

①　中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

ア　激甚災害につき災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた中小企業者、事業協同組合等の再建資金の借入れに関する保証限度額を別枠として設ける。

イ　災害関係保証の保険についての填補率を引き上げる。

ウ　保険料率を引き下げる。

②　事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。

（４）その他の特別の財政援助及び助成

①　公共社会教育施設災害復旧事業に対する補助

②　私立学校施設災害復旧事業に対する補助

③　市町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例

④　母子福祉法による国の貸付けの特例

国は、指定地方公共団体である県が被災者に対する母子福祉資金の貸付け金の財源として特別会計に繰り入れた３倍に相当する金額を県に対し貸付ける。

⑤　水防資材費の補助の特例

⑥　罹災者のための住宅建設事業に対する補助又は融資の特例

ア　罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例

イ　産業労働者住宅建設資金融通の特例

⑦　小災害復旧債の元利補給

ア　公共土木施設小災害復旧事業

イ　公立学校施設小災害復旧事業

ウ　農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業

⑧　激甚災害時における雇用保険による求職者給付の支給の特例

第３節　民生安定計画

第１　計画の方針

市は、県と協力し、災害による社会混乱を早期に収拾し、人心の安定と社会秩序の回復を図るため、関係機関・団体と協力のうえ、生活に必要な金品等の支給、職業の斡旋等民生安定のための緊急措置を講じる。

市は、被災者が自ら適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機械や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第２　被災者生活再建支援のための措置

（１）生活支援総合相談窓口の設置

災害が発生した場合、被害の状況に応じ、被災者の健康の確保、税の減免、融資、住宅の確保など生活全般にわたって相談に応じられるよう、福井地域さわやか行政サービス推進協議会において定められた「震災等大規模災害時における相談窓口体制について（申合せ）」により、国、県、市町及び関係機関による総合相談窓口を開設する。

（２）罹災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

（３）被災者台帳の整備

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。

（４）仮設住宅等の提供

市は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施するものとする。

（５）公営住宅の確保

市は、県と協力し、損壊公営住宅を速やかに補修し、被災者に対し住宅の供給を図る。

（６）住宅の再建の支援

災害により住宅に被害を受けた者は、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により災害復興住宅融資を受けることができる。

（７）雇用機会の確保

災害により被害を受けた住民が、その痛手から速やかに再起更生するよう被災者に対する職業の斡旋、失業給付等について必要な計画を樹立し、被災者の生活の確保を図る。

また、必要な場合には、相談窓口の設置を行う。

（８）生活関連物資の需給・価格状況の調査・監視

生活関連物資の価格が著しく上昇し、若しくはそのおそれがあり、又は供給が著しく不足し、若しくはそのおそれがあると認めるときは、県に対し所要の措置を講ずるよう要請する。

第３　義援金及び義援物資の受入れ・配分

（１）義援金及び義援物資の募集と周知

市及び県は、義援金及び義援物資の受入れについて、各種広報媒体や報道機関を通じて次の事項を公表し、広く一般への周知を図るものとする。

ア　義援金

・受入れ窓口

・振込金融機関（金融機関名、口座番号、口座名等）

イ　義援物資

・受入れ窓口

・受入れを希望する物資のリスト（被災地の需給状況を勘案し、逐次改定）

（２）義援金の受入れ・配分

ア　受入れ

市及び県は、金融機関の協力を得て義援金受入れ窓口を開設し、受入れる。

義援金のうち、日本赤十字福井県支部に寄託されたものについては、支部事務局において受入れる。

イ　配分

市及び県は、必要に応じて配分委員会を設置するなど、義援金の使用について十分協議の上、迅速な配分に努める。

（３）義援物資の受入れ・配分

ア　受入れ

市及び県は、速やかに義援物資の受入れ・照会窓口を開設し、受入れる。物資の集積場所については、輸送、保管に適した場所を選ぶ。

イ　配分

市及び県は、自己調達物資や応援要請物資等との調整を図り、義援物資の目的に沿った迅速かつ効果的な配分を行う。

第４　被災者生活再建支援金の支給等

（１）被災者生活再建支援金

県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的として、被災者生活再建支援金を支給する。市は、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者に被災証明を交付する。

（２）被災者生活再建支援金に係る体制の整備等

市町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図ることとする。

第５　個人資産の共済制度等に対する検討

全国的な基金による被災者に対する救済措置や新たな保険制度、共済制度等について、被災者の救済の理念、仕組み等について調査・研究する。

第６　郵便業務の確保

日本郵便株式会社は、災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、次の措置を実施する。

（１）郵便物の送達の確保

被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復するため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路若しくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を実施する。

（２）窓口業務の維持

被災地における郵便局の窓口業務を維持するため、被災により業務継続が不能となった支店、郵便局について、仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を実施する。

（３）被災地あて救助用郵便物の料金免除

被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。なお、料金免除となるこれらの郵便物については、当該郵便物の引受け期間中は、郵便窓口取扱い時間外においても引き受ける。

（４）被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄付金の配分

被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用にあてるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉葉書等寄付金を配分する。

（５）被災者の救援を目的とする寄付金送金のための郵便振替料金の免除

被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会に対する被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の通常払込み及び通常振替の料金免除を実施する。

（６）為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い

被災者の緊急な資金需要その他の被災状況を考慮し、被災地の郵便局において、郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給等の郵便貯金業務についての一定の金額の範囲内における非常払戻し及び非常貸付け、国債等の非常買取り等の非常取扱い並びに簡易保険の保険金及び、

保険貸付金の非常即時払、保険料払込猶予期間の延伸等の非常取扱いを実施する。

（７）簡易保険加入者福祉施設を活用した災害救助活動

被災地の実情に応じ、医療救護、一時避難場所の提供等の必要がある場合は、郵便事業株式会社が被災地の地方公共団体等の関係機関との連絡を密にし、加入者福祉施設を活用して災害救助活動を行う。

第７　郵便業務の特例措置

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じて郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

（１）被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時において、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

（２）被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

（３）被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

第８　「越前市災害弔慰金の支給等に関する条例」の適用

（１）災害弔慰金（条例第２章）

市は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」等に基づき、市民が災害により死亡した場合、その遺族に対して災害弔慰金を支給する。

支　　給　　額	
１．生計維持者	５００万円
２．その他の者	２５０万円

※　生計維持者とは、死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金をうけることができることとなる者の生計を主として維持していた者。

（２）災害障害見舞金（条例第３章）

市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治った時（その症状が固定したときを

含む。）に災害弔慰金の支給等に関する法律別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民に対し災害障害見舞金を支給する。

支　　給　　額	
１．生計維持者	２５０万円
２．その他の者	１２５万円

（３）災害援護資金（条例第４章）

市は、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行う。

災害援護資金の１災害における１世帯あたりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の表に掲げるとおりとする。

被　　害		金　　額
負傷区分	程　　度	
療養に要する期間が概ね１月以上である世帯主の負傷があり、かつ、次のいずれかに該当する場合	家財についての被害金額がその家財の価額の概ね３分の１以上である損害（以下「家財の損害」という。）がなく、及び半壊以上の住居の損害がない場合	１５０万円
	家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	２５０万円
	住居が半壊した場合	２７０万円（特別の事情のあるときは３５０万円）
	住居が全壊した場合	３５０万円
世帯主に負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合	家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	１５０万円
	住居が半壊した場合	１７０万円（特別の事情のあるときは２５０万円）
	住居が全壊した場合（※１の場合を除く）	２５０万円（特別の事情のあるときは３５０万円）
	住居の全体が減失した場合　※１	３５０万円

備考：１．住居の半壊とは、住居の損壊、焼失又は流失した部分の延床面積（以下「損失床面積」という。）がその住居の延床面積の２割以上７割未満の場合であって、その部分の修理を実施することによって住居として使用できる状態をいう。

２．住居の全壊とは、損失の面積がその住居の延床面積の７割以上に達した状態（次

項に定めるものを除く。）又は損失床面積がその住居の延床面積の７割に達しないが、その住居を改築しなければ居住できない状態をいう。

３．住居の滅失とは、住居全体の損壊、焼失又は流失をいう。

４．特別の事情のあるときとは、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情が認められるときをいう。

＜貸付条件＞

利率年１．５％（延滞の場合を除く。据置期間は無利子） 据置期間３年 償還期間 10 年 償還方法（元利均等償還の方法）年賦償還又は半年償還

（４）災害見舞金

市は、火災又は風水害等の災害により被害を受けた罹災者に対して、「越前市災害見舞金支給規則」により見舞金を支給する。

① 住家が災害により被害を受けた場合には、その被害の程度に応じ、次の各号に掲げるとおり被災世帯の世帯主（当該災害により、世帯主が死亡したときは、その遺族又は葬祭を行った者）に対し支給する。

（別表）

被害の区分	見舞金額
全焼、全壊、流失	１００，０００円
半焼、半壊	５０，０００円
部分焼、床上浸水、一部破損	１０，０００円

② 被害の程度は、南越消防組合消防署長よりの報告に基づき決定する。

第９　暴力団排除活動

市は、県警察と連携して、復旧・復興事業に関するすべての事務事業について、「越前市暴力団排除条例（平成２３年市越前市条例第１７号）」の規定を遵守して、暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

第４節　経済秩序安定計画

第１　計画の方針

災害により被害を受けた市民が、その痛手から再起更生するよう、被災者に対する租税の徴収猶予及び減免、資金の融資等について定めることにより、被災者の生活の確保を図るものとする。

第２　租税の徴収猶予及び減免

（１）市は、被災者に対する市税の徴収猶予及び減免などの適切な措置を講ずるものとする。

（２）被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、国税通則法、地方税法又は福井県県税条例による国、県税の納税緩和措置としての、期限の延長、徴収猶予及び減免等の措置についても適切に助言する。

第３　県の融資計画

（１）生活福祉資金（福祉費）

貸付対象	貸付限度	貸付条件	貸付方法及び利子	申込方法
・低所得世帯 ・生活保護受給世帯	１５０万円以内	災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	１．据置期間 貸付の日から６月以内 ２．償還期間 据置期間経過後７年以内 ３．利率年１．５％ （措置期間中は、無利子）	民生委員・児童委員あるいは市社会福祉協議会へ申し込む。

（２）中小企業向け緊急融資

重大な災害が発生した場合において、災害により被害又は影響を受け経営の安定に支障を生じている中小企業の金融の円滑を図るため、既存制度融資の条件緩和又は緊急融資の実施について適宜、必要な措置を講ずるものとする。

（３）農林業関係融資

災害時における農林業関係の融資は、次のとおりである。

農業関係	被害農家の経営	天災資金 農林漁業セーフティネット資金
	農地等の災害復旧	農業基盤整備資金
	施設関係の災害復旧	農林漁業施設資金
林業関係	被害林業者の経営	天災資金 農林漁業セーフティネット資金
	施設関係の災害復旧	林業基盤整備資金 農林漁業施設資金

第５節　復興計画

第１　計画の方針

市は、県と協力し、被災地の再建を行うため、被害の状況、公共施設管理者の意向等を勘案しながら、国等関係機関と協議を行い、現状復旧又は中長期的視野に立った復興について検討し、復旧・復興の基本方針を定める。

第２　改良復旧

防災関係機関は、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。

被災施設の復旧にあたっては、再度の災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。

なお、ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧にあたり、地区別の復旧予定時期を明示する。

第３　計画的復興

大災害により、地域が壊滅的な被害を受けた場合における被災地の再建は、都市構造や産業基盤等の改変を伴う複雑な大事業となることから、市は県と協議して、事業を円滑かつ迅速に実施するための復興計画を策定し、関係機関と調整しながら、計画的に復興を進める。

また、復興のための市街地の整備改善については、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、災害に強いまちづくりについてできるだけ速やかに要配慮者を含む住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、安全で快適な市街地の形成と都市機能の充実を図る。

第４　大規模災害からの復興に関する法律の活用

（１）県の復興方針

県は、必要に応じ、国の復興基本方針に即して県の復興方針を定める。

（２）復興計画

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

（３）特例措置

県は、特定大規模災害等を受けた市町から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市町に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行うものとする。

（４）職員の派遣

市及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。同様に市町は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあっせんに努めるものとする。

市、国及び県は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。